

## 平成 1 8 年 3 月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 ( 3 月 7 日 )

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針.....	4
一般質問.....	19
漆 田 修 君.....	19
梅 本 和 熙 君.....	36
石 井 福 光 君.....	57
会議時間の延長.....	68
保 坂 好 明 君.....	68
谷 川 次 重 君.....	80
散会宣告.....	93
署名議員.....	95

### 第 2 号 ( 3 月 8 日 )

議事日程.....	97
本日の会議に付した事件.....	98
出席議員.....	98

欠席議員.....	99
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	99
職務のため出席した者の職氏名.....	99
開議宣告.....	100
会議録署名議員の指名.....	100
一般質問.....	100
横 嶋 隆 二 君.....	100
清 水 清 一 君.....	114
報第 1 号及び報第 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	126
議第 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	128
議第 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	129
議第 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	131
議第 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	132
議第 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	137
議第 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	138
議第 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	139
議第 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	142
議第 9 号及び議第 1 0 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	143
議第 1 1 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	146
議第 1 2 号～議第 1 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	148
議第 1 5 号～議第 2 4 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	151
議第 2 5 号～議第 2 8 号の上程、朗読、説明、委員会付託.....	158
議第 2 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	163
議第 3 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	165
散会宣告.....	167
署名議員.....	169
第 3 号 ( 3 月 9 日 )	
議事日程.....	171
本日の会議に付した事件.....	171

出席議員.....	172
欠席議員.....	172
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	172
職務のため出席した者の職氏名.....	172
開議宣告.....	173
会議録署名議員の指名.....	173
議第 3 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	173
議第 3 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	185
議第 3 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	188
議第 3 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	190
議第 3 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	194
議第 3 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	195
議第 3 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	204
議第 3 8 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	211
議第 3 9 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	233
議第 4 0 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	239
議第 4 1 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	241
議第 4 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	247
議第 4 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	248
議第 4 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	249
議第 4 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	251
議第 4 6 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	252
議第 4 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	256
議第 4 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	258
議第 4 9 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	260
会議時間の延長.....	262
議第 5 0 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	262
散会宣告.....	265
署名議員.....	267

#### 第 4 号 ( 3 月 1 7 日 )

議事日程.....	269
本日の会議に付した事件.....	269
出席議員.....	270
欠席議員.....	270
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	270
職務のため出席した者の職氏名.....	270
開議宣告.....	271
会議録署名議員の指名.....	271
議事日程について.....	271
議第 9 号及び議第 1 0 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	271
議第 1 1 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	274
議第 1 5 号～議第 2 4 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	275
議第 2 5 号～議第 2 8 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	279
議第 3 8 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	281
議第 3 9 号～議第 4 1 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	287
議第 4 6 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	290
議第 4 9 号及び議第 5 0 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	292
議第 5 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	293
発議第 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	295
発議第 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	298
発議第 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	299
閉会中の継続調査申出書について.....	301
発言取消申出書について.....	301
閉議及び閉会宣告.....	302
署名議員.....	303

## 平成18年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成18年3月7日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針
- 日程第 5 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	小島徳三君
企画調整課長	谷正君	建設課長	高橋一成君
産業観光課長	鈴木博志君	窓口税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	生活環境課長	石井司君

会計室長 山本正久君  
水道課長 小坂孝味君

教育委員会  
事務局 局長  
総務係 長

鈴木 勇 君  
松本 恒明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 博

主 幹 栗田 忠 蔵

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成18年南伊豆町議会3月定例会を開会いたします。

#### 議事日程説明

議長（藤田喜代治君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

#### 開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

1番議員 保坂好明君

2番議員 清水清一君

#### 会期の決定

議長（藤田喜代治君） 会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり、本日から3月17日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。よって、会期は3月7日から3月17日までの11日間と決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（藤田喜代治君） 諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針

議長（藤田喜代治君） 町長より行政報告及び施政方針並びに予算編成方針の説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本日より町議会3月定例会、よろしく願いいたします。

平成18年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、次の3項目について行政報告を申し上げます。

##### 1. 町政懇談会について。

平成17年11月8日の大瀬区を皮切りに本年2月8日まで、町内21会場で町政懇談会を実施したところであります。

懇談会では、当面の行政課題として新法による市町村合併について、小中学校の再編成について、さらに共立湊病院の建設問題等について現状報告を行い、町民の皆様との意見交換をさせていただき、年末年始の多忙の時期にまたがってしまったにもかかわらず、延べ557



人のご参加をいただきました。

市町村合併につきましては、国・県の動向を中心に報告し、小中学校の再編につきましては、少子化により複式学級がふえている現状や学校統合審議会の審議状況等につきまして報告を行い、共立湊病院建設問題につきましては、病院移転問題の背景やこれまでの経緯等につきましてご報告させていただきました。

どれをとりにしても、町にとって、また町民にとって、重要かつ緊急な問題であり、難問解決のために、情報を共有しつつ、町民と一緒に考えていくことが必要であるとの思いから懇談会を実施させていただいた次第であります。

町民からは、いずれの問題につきましても賛否両論のご意見がありました。

市町村合併問題につきましては、南伊豆町の行く末を案じていただいてのご意見や、特に財政状況に関するご心配の意見を伺うことができました。

小中学校再編問題につきましては、学校統合審議会等ではなかなか聞けない当事者である保護者等からの生のご意見を伺い、懇談会の重要性を再認識した次第であります。

また、共立湊病院の問題につきましては、入院経験のある方から環境面からも現在地にまさるところはないところはないのご意見など、現在地での存続要望が多くありました。

さらに、懇談会では、地域特有の諸問題や身近な質問もあり、今後は、町民の貴重なご意見を真摯に受けとめ、行政に反映させていかなければと強く感じた次第であります。

## 2. 春のイベントの入り込み状況について。

(1) 「第8回みなみの桜と菜の花まつり」の入り込みについて。

ことしで第8回を迎えた「みなみの桜と菜の花まつり」は、南伊豆町最大の観光イベントとして、町内外に宣伝してまいりました。

1月29日には、町内各小中学校の児童生徒70人とそのほか各地域のボランティアを初め、関係者を合わせ140人がまつりの準備作業に参加していただきました。

さて、2月5日、菜の花畑において安全祈願の神事で開幕いたしましたが、会場の菜の花畑は県天城放牧場バイオガスプラントより堆肥の提供を受け、町と農業振興会員により畑の土壌改良を行ったため、生育も非常によく見事な花畑に育ちました。

2月12日には商工会青年部の運営により、菜の花結婚式がとり行われ、袋井市の久米統巳・加奈子さんカップルが、大勢の観光客や町民に見守られ祝福されました。また、本年も県立下田北高吹奏楽部による菜の花コンサートも行われ聴衆を魅了しました。

一方、みなみの桜の開花状況は、昨年末からの寒波の影響から例年より2週間程度開花が

おくれ、見ごろは2月下旬となりました。旅行業者や個人客も開花状況を確認して来町しているため、本格的なにぎわいは2月21日からとなりました。実行委員会では桜の開花状況から、3月12日まで期間の延長を決定し、まつり終盤の入り込みに期待をしておるところであります。

メイン会場は、2月15日まで日野の菜の花会場、2月16日からは来宮橋隣接の鬼怒川プラザホテル所有地をこしも借用し、まつり本部として、また、出店会場として活用させていただき、土曜日、日曜日は役場駐車場も開放し、大型バス、普通乗用車の駐車場として対応しております。また、普通乗用車の駐車場として利用させていただいておりました川崎市所有地が使えなくなったため、駐車場として伊豆薬用栽培試験場跡地のほか、各旅館の駐車場、そしてメイン会場付近は(有)渡辺電気商會様、(有)ビーンズ(ミロー)様に、菜の花畑付近は、出店会場として湊の山田梅芳様、大型バス駐車場に内藤稔様など関係者の皆さんに無償で提供していただき、ご協力に感謝を申し上げます。

なお、2月26日現在の入り込みは約20万4,500人で、前年同日対比で62.0%と大幅な減少となっております。

まつり期間中のイベントは、伊豆ブランド創生事業の一環で、2月18日、19日の両日、「花と体験のふれあいツアー」を参加者35名で実施し、早春の南伊豆一泊二日の旅を満喫してお帰りいただきました。また、伊豆ブランド創生事業のシンボリックイベントであります「みなみの伊豆の花時間」は、2月11日、12日、35名の参加で実施し、菜の花ウェディングやフラワーハートセラピー教室など、参加者は、初めてのいやしの体験に感動され、充実した2日間をお過ごしいただけました。今後は、新たな観光商品として期待するものであります。

ことしの「第8回みなみの桜と菜の花まつり」は、期間中延べ1,400人を超える方々にボランティアとして携わっていただき、また、イベント会場周辺付近の皆様にもご理解を得ることができ、関係各位に厚く御礼を申し上げます。

(2) 町営温泉銀の湯会館「みなみの桜と菜の花まつり」開催中の入り込み客数について。

こしも、銀の湯会館駐車場を花見客に開放し営業していますが、花見客の駐車が多く若干入館に影響が出ております。まつり期間中の休館日は2月15日のメンテナンス日のみとし、ほかは休まず営業しました。また、玄関前に、まつり案内所兼売店を設け来館者や花見客に大変喜ばれました。

2月28日現在で5,362人の入館者数で、前年同日期の対比は79.4%と大幅減となっており、

これは、桜の開花がおくれたことによる観光客数の減が原因とわれております。

### 3. 主要建設事業等の発注状況について。

平成17年度第4四半期（1月～3月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

実の田頭首工災害復旧工事、237万3,000円、有限会社ヤマダ組。

堀田川用水路災害復旧工事、436万2,750円、有限会社村山土建。

17年災53号普通河川青市川災害復旧工事、504万円、旭産業株式会社。

17年災54号普通河川青市川災害復旧工事、425万2,500円、株式会社西田。

17年災56号普通河川本瀬川災害復旧工事、290万8,500円、有限会社伊豆総合。

17年災57号普通河川広浦川災害復旧工事、260万4,000円、伸和建設。

17年災60号町道仲休場線災害復旧工事、1,333万5,000円、朝倉建設株式会社。

17年災61号町道伊浜蛇石線災害復旧工事、302万4,000円、株式会社南伊豆造園土木。

17年災62号町道岩下里条線災害復旧工事、286万6,500円、恵比寿建設株式会社。

17年災65号町道加納区内11号線災害復旧工事、372万7,500円、池野ブルドーザー株式会社。

17年災66号線町道加納区内35号線災害復旧工事、262万5,000円、池野ブルドーザー株式会社。

17年災67号線町道西ヶ碓線災害復旧工事、262万5,000円、有限会社村山土建。

17年災68号町道中ノ坂嶮線災害復旧工事、226万8,000円、高橋建設株式会社。

町単伊浜漁港航路浚渫工事、456万7,500円、株式会社古川組。

伊浜（落居）漁港小規模局部改良事業法面保護工事、231万円、株式会社保坂建設。

町道石廊崎線災害防除工事、420万円、有限会社伊豆総合。

17年災第3次査定測量設計業務委託、787万5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。

17年災第3次査定測量設計業務委託、598万5,000円、有限会社渡辺測量。

手石低区配水池中継ポンプ1号機取替工事、246万7,500円、株式会社二和工業商会。

以上で、平成18年3月定例会の行政報告を終わります。

引き続きまして、平成18年度施政方針並びに予算編成方針について申し上げます。

平成18年3月定例町議会の開会に当たり、平成18年度施政方針並びに予算編成方針について申し上げます。

我が国の経済は、平成18年2月22日に内閣府が発表した月例経済報告によりますと、景気の基調判断が「緩やかに回復」から「回復」に引き上げられました。

先行きにつきましても、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があるとしながらも、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるとしております。

しかしながら、景気は、地方により格差が大きく、本町にとっては遠い出来事のようにあり、国が強力に推し進める地方分権、構造改革の進展等を背景に、三位一体改革の影響を受け、地方交付税、国庫補助負担金の削減、景気低迷による産業の衰退、町税の減収、少子高齢化、人口減少等々我が町を取り巻く環境はかつてない厳しい状況にあります。

こうした厳しい状況のもと、今後の町政運営につきましては、「町民参加のまちづくり」「融和と協調による明るいまちづくり」「簡素で効率的な行政運営」の3つを基本理念として、「第4次南伊豆町総合計画」及び「過疎地域自立促進計画（後期）」に基づき、事業の必要性や緊急性などを勘案し、限られた財源を重点的・効率的に配分し、産業振興、少子化、医療、福祉、教育、防災等への対策に取り組み、町民が安心して暮らし、希望が持てるまちづくりを進めていきたいと存じます。

次に、平成18年度の主な施策の方針について申し上げます。

#### 1. 行財政改革の推進。

行財政改革につきましては、従来から取り組んでいるところでありますが、平成17年3月には、国から「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」が示され、行財政改革に関する計画を策定することが求められております。

町では、昨年から、私を本部長に各課長クラスを構成員とした「行政改革推進本部」を設置し、その下部組織として主幹クラスを中心とした「プロジェクトチーム」を発足させ、現場にいる立場から詳細にわたって研究し、さらに外部からの考えも取り入れるという発想から、昨年9月8日に、町議会議員、民間有識者及び公募による委員を構成員とした諮問機関である「行政改革推進委員会」を発足させ、十分審議を重ねていただき、去る2月9日に答申を受けました。

「行政改革推進委員会」では、町民の視線で地域の知恵と力を結集することなどを基本姿勢として、行政の担うべき役割の重点化、定員管理及び給与の適正化、自主性・自立性の高い財政運営の確保など10項目に及ぶご提言をいただきました。

また、職員による「プロジェクトチーム」では、「行政改革推進実施計画」の検討が行われているほか、下部組織であります7つの検討部会によりまして、組織改革、行政評価、少子高齢化対策など具体的な方策を検討してまいりました。

今後は、それらの提案を受けて「行政改革推進本部」で審議し、「南伊豆町行政改革大綱」及び「行政改革推進実施計画」（集中改革プラン）を策定し、徹底した行財政改革を実現できるよう鋭意努力してまいり所存であります。

## ２．市町村合併について。

市町村合併につきましては、周知のとおり、新たに、市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法が平成17年4月1日から平成22年3月31日までの時限立法として施行され、都道府県知事の勧告等新しい視点を加えつつ、自主的な市町村の合併を推進していくとの立場から、国・県の主導による新たな展開が図られております。

静岡県では、国の指針を受けて、学識経験者や各界の代表者で構成された「静岡県市町村合併推進審議会」及び県・市町の担当職員を構成員とした「市町村合併推進研究会」を発足させ、人口3万人未満の小規模市町を対象に行財政運営診断、地域的一体性状況調査、既に合併した伊豆市及び御前崎市の行財政評価、市町長及び議長等の意向調査を実施してまいりました。

合併推進審議会はこうした作業を終え、去る2月24日に県知事に対して「静岡県における自主的な市町の合併の推進に関する答申」をなし、我々賀茂地区の首長も2月27日に静岡県賀茂地域支援局長から答申の内容について説明を受けたところであります。

答申では、南伊豆地区として下田市を含む賀茂地区の1市5町の合併の枠組みが示されました。

県知事は、答申を踏まえて、3月中に合併構想を策定、公表し、合併協議会設置の推進に向けて勧告、あっせん等、今後の方針が示されるものと思われます。

本町は、平成16年10月17日の「下田市との合併協議会設置に関する住民投票」の結果、現在、単独の道を歩んでおります。

しかしながら、今後も単独の道を歩むには、試算の方法に多少の差異はあるものの、県の財政シミュレーションが示すとおり、国県補助金、地方交付税等に異存している南伊豆町の財政見通しは非常に厳しいものがあるのも事実であります。

基本的な住民サービスの提供をするために、国が求める基礎自治体としての機能が損なわれることのないように、町を運営していかなければなりません。

そのために、県や近隣の市町の動向を見きわめながら、町民の皆様に対し、合併についての的確な情報提供をし、町の現状や今後の見通しをさらに調査・検討の上、議会や町民の皆様方と議論を進め、町の将来像を描いていかなければならないと思っております。

### 3．共立湊病院建設問題について。

共立湊病院につきましては、平成15年度に「共立湊病院建設検討委員会」が設置され、平成17年3月に策定された「共立湊病院新病院基本構想」に基づき、老朽化した建物について、耐震性の観点から新築移転か現在地での建てかえか協議されているところであります。

検討委員会では、構成市町の委員から県立下田南高校跡地への移転新築の主張もありますが、私は、管理者として、共立湊病院は、その歴史からも伊豆南部の僻地医療の中核病院として位置づけることが重要であり、地域医療の高度化や充実を含め、財政的地理的状况等幅広く検討する必要があると考えております。

共立湊病院建設問題につきましては、先般開催いたしました町政懇談会での町民からのご意見も参考にして、十分検討していきたいと思っております。

### 4．小中学校の再編について。

少子化の進行により小学校3校で複式学級ができ、中学校においても1校で全学年が単学級となっている現状の中、小中学校の再編成について、平成16年10月に教育委員会に検討を要請し、各小中学校の校長、PTAの代表、地区の代表者等19名の有識者を構成員とした「南伊豆町学校統合審議会」により審議が行われてきました。

審議会は、平成17年6月から隔月に会議を開いて審議を重ね、2月に開催された第5回の会議において最終答申が取りまとめられ、2月27日審議会会長から教育委員会に対して答申がなされました。

今後は、教育委員会と協議の上、保護者を初めとする町民の皆様の声を聞きながら小中学校再編の方針を定めていくことといたします。

学校再編は、子供のことを最優先に考え、取り組んでいかなければならないと考えております。

### 5．南伊豆コミューター空港について。

静岡空港の開港が目前に迫り、空港と連携した新たな観光客の誘致はもとより、大規模災害などによる代替アクセスや高度医療が必要な患者の搬送などを目的に、産業団体を中心にコミューター空港建設への取り組みが積極的に行われており、3月25日には「南伊豆コミューター空港建設期成同盟会」設立総会が開催される予定であります。

行政といたしましても、地域活性化の大きな原動力となることから、町内各界各層の皆様と一体になって積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、平成18年度の町政運営の基本方針について申し上げます。

次に、予算編成方針について申し上げます。

国の平成18年度予算編成の基本方針では、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化するとし、このために「三位一体の改革」を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革等の構造の改革について順次予算に反映させ、一般会計歳出の厳しい抑制を図り、さらに新規国債発行額についても、平成17年度によりも大幅に減額する方針を示したところであります。

また、地方財政対策では国の歳出予算と歩を一にして、見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、国と地方の信頼関係を維持しながら「三位一体の改革」を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じるとしております。

このような状況の中、本町の財政状況は、歳入では観光産業の不振等による町税の減収や、聖域なく継続する「三位一体の改革」に伴う地方交付税や各種補助金の減額など、昨年引き続き非常に厳しい状況に変わりはなく、財源の確保は困難が予想されます。

特に、自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等も含め職員が一丸となり、より一層の徴税・徴収努力に努める必要があります。

一方、歳出では、「過疎地域自立促進計画」等に基づく投資的経費の抑制はある程度可能ではありますが、年々増加の一途をたどる社会保障費、公債費及び人件費削減は見込むものの、義務的経費は極端な減少は見込まれず、より一層の効率的行政運営に努めることにより、住民サービスの維持・向上を目指すことが重要な課題となっております。

平成18年度の予算編成に当たっては、前述のとおり非常に厳しい状況下での編成となったため、重点施策、重点項目を定め、メリ張りのある予算編成を行い、経常経費の削減、事務・事業の合理化を図る一方、町行政改革推進委員会の提言等も加味するとともに、極力起債や財政調整基金に頼らない財源に見合った歳出の削減に留意しつつ、町民本位の視点に立ち、限りある財源の有効かつ適正な運用はもちろんのこと、国、県の予算編成の動向にも留意した上で、「安定した住民サービスの提供」を目指して予算編成を行いました。

平成18年度の一般会計及び11特別会計及び水道事業会計の予算総額は、介護保険法改正等による社会保障関係事業、下流漁港漁業基盤整備事業、防災対策事業、公共下水道事業、妻良漁業集落環境整備事業、公共土木施設災害復旧事業等を執行する予算を計上し、前年対比

2%減の84億5,066万円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は次のとおりであります。

平成18年度南伊豆町当初予算。

一般会計が41億4,000万円、前年が42億4,300万円で、比較1億300万円の減であります。率にしまして2.4%の減となっております。

以下、特別会計、その下に一般会計の款別の予算明細がございます。これは、朗読を省略させていただきます。

次に、各会計別に予算の概要についてご説明申し上げます。

一般会計予算。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として前年度対比675万8,000円減額の5,464万3,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費等で前年度対比967万2,000円減額の5億1,278万8,000円を計上いたしました。その主なものは、路線バス維持事業補助金6,400万円、新電算システム運用経費3,731万6,000円及びコミュニティ施設整備事業費645万円等であります。

第3款民生費につきましては、前年度対比1,884万6,000円減額の7億5,445万9,000円を計上いたしました。その主なものは、在宅サービス充実を図るため、介護保険特別会計の介護予防事業とあわせ行う在宅高齢者等食事サービス事業委託料1,686万円、重度心身障害者医療扶助費1,933万2,000円、障害者施設支援費6,230万7,000円、「三位一体の改革」により17年度より国県負担金が廃止となった老人福祉施設措置費3,572万6,000円、国保会計保険基盤安定繰出金4,508万6,000円、平成18年4月1日からの介護保険法改正により、地域包括支援センターで行う介護予防事業等を含めた介護保険特別会計繰出金1億790万1,000円、伊豆つくし学園組合負担金1,489万5,000円及び支給対象が小学校修了までに延長されました児童手当等の扶助費5,509万4,000円等であります。

第4款衛生費につきましては、前年度対比8,764万1,000円減額の5億6,470万9,000円を計上いたしました。その主なものは、老人保健健康診査委託料3,186万8,000円、老人保健特別会計繰出金1億163万9,000円、乳幼児医療扶助を含めた母子衛生事業1,194万1,000円、本町が管理団体となっている共立湊病院組合負担金及び出資金4,548万9,000円、単独処理浄化槽をつけかえる浄化槽設置整備事業費981万9,000円、し尿等を処理するプラント整備が平成17年度で完成した南豆衛生プラント組合負担金6,030万円、上水道第5次拡張事業を見直し18



年度に事業終了を図る水道事業出資金1,000万円及び排ガス高度処理整備を行った焼却施設維持経費7,544万1,000円等であります。

第5款農林水産業費につきましては、前年度対比16万円増額の1億8,532万9,000円を計上いたしました。その主なものは、遊休農地美化業務委託料260万円、林業振興のための分収林保育事業費504万9,000円、松くい虫防除事業費401万9,000円、子浦・中木地区漁業集落排水事業特別会計繰出金2,918万4,000円、汚水処理場実施設計・地質調査及び管渠敷設を行う妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金496万3,000円、下流漁港沖防波堤建設工事費4,741万円及び石井関口頭首工の魚道整備事業負担金625万円等であります。

第6款商工費につきましては、前年度対比724万4,000円増額の1億9,868万1,000円を計上いたしました。その主なものは、青野大師湖にトイレ・あずまやを建設する青野地区観光施設整備事業1,970万円、商工会補助金710万円、観光協会補助金1,482万円及び自然まつり補助金800万円等であります。さらに銀の湯会館運営事業費に6,537万1,000円を計上し、健全な経営に最大の努力を傾注してまいります。

第7款土木費につきましては、前年度対比4,985万2,000円減額の5億809万円を計上いたしました。その主なものは、町道維持工事1,600万円、下流地内の町道大平B線改良工事等3路線の道路新設改良費1億238万3,000円、妻良漁業集落環境整備で排水処理場用地と関連する妻良漁港整備事業負担金2,893万5,000円及び急傾斜地崩壊防止対策事業費1,391万8,000円等であります。さらに公共下水道事業繰出金2億5,436万5,000円を計上いたしましたが、内容につきましては特別会計予算において説明をいたします。

第8款消防費につきましては、前年度対比1,135万9,000円増額の2億3,780万2,000円を計上いたしました。その主なものは、下田地区消防組合負担金1億7,369万9,000円、同報無線受信支援事業といたしまして防災ラジオの購入費535万5,000円、老朽化に伴う下賀茂地区消防ポンプ自動車の購入費1,611万9,000円等であります。

第9款教育費につきましては、前年度対比2,162万3,000円減額の3億5,799万1,000円を計上いたしました。その主なものは、英語教育事業533万1,000円、複式学級への対応としての指導支援事業451万6,000円、小学校教材用パソコン更新事業884万2,000円、小中学生定期券購入費1,680万円、公民館管理運営費1,026万8,000円及び図書館管理運営費2,028万円等であります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度対比1億2,443万1,000円増額の1億5,097万4,000円を計上いたしました。その主なものは、昨年11月6日に発生した局地的大雨洪水災

害に係る河川17件の災害復旧費であります。

第11款公債費は、前年度対比5,180万2,000円減額の6億653万4,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度と同額の800万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては、景気回復の影響はいまだ実感できず、また、税法改正による影響は平成19年度からとなり、平成18年度は税収の伸びは期待できない状況で、さらに継続して行われる「三位一体の改革」による地方交付税の見直し、補助負担金の廃止削減、税源移譲の影響で、これら依存財源に大きく左右される本町財政は、財源確保が非常に厳しく、今後の財政運営を思慮し財政調整基金からの繰入金にできる限り頼らない、見込まれる歳入実態に合わせた予算を計上いたしました。

このことにより、平成18年度の財政調整基金からの繰入金は、前年度対比1億1,000万円減額の6,500万円を計上いたしました。

自主財源は12億9,338万9,000円で、前年度対比1億2,108万8,000円の減額となり、構成比は31.1%となりました。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、前年度対比1,095万8,000円減額の8億7,894万1,000円を計上いたしました。自主財源の主なものは、町税のほか、先ほど申し上げました財政調整基金からの繰入金を含んだ繰入金6,813万3,000円、繰越金1億円、分担金及び負担金6,541万6,000円、さらに使用料及び手数料9,214万3,000円であります。

一方、依存財源につきましては、28億4,661万4,000円で、前年度対比1,808万8,000円の増額で、構成比は68.9%となりました。

本町財政の最大のウエートを占める地方交付税は、「三位一体の改革」や国勢調査人口の減少等の影響で、7,000万円の減額で構成比43.7%の18億1,000万円、地方譲与税は「三位一体の改革」による税源移譲の所得譲与税2,900万円増額で1億4,300万円、地方消費税交付金9,800万円、自動車取得税交付金6,000万円、その他の各種交付金の合計で3,440万1,000円及び国県支出金は「三位一体の改革」により保育所運営費補助金、老人福祉施設措置費負担金が平成17年度までに廃止、加えて本年度から児童手当交付金等が縮減されますが、先ほど申し上げました昨年11月6日発生の大雨洪水災害に係る災害復旧費国庫負担金が増額となり、結果として5,748万7,000円増額の1億8,339万円を計上、さらに、地方財政計画通常収支不足分に対する臨時財政対策債1億6,800万円、定率減税が半減される減税補てん債590万円、昨年11月発生の大雨洪水災害に係る災害復旧債3,890万円を含む町債が前年度対比640万円増

額で構成比 8 % の 3 億 2,930 万円であります。

以上で、平成 18 年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針並びに概要説明を終わらせていただきます。

国民健康保険特別会計。

本特別会計の編成につきましては、今後予想される国民健康保険の改正を考慮しつつ、また、国保基盤強化の一環として国より示されました留意事項に配慮しながら健全な国保運営を推進するため、高齢化による低所得者層、高齢受給者（前期老人）の増加及び医療需要の増大に対応した予算編成をいたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比 4,625 万 8,000 円、3.6% の増額で、それぞれ 13 億 4,254 万 2,000 円を計上いたしました。

この主な要因といたしましては、歳出の大部分を占める保険給付費について、過去の実績を踏まえ医療費推計、高齢受給者及び退職被保険者等の動向を勘案したことによるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費が前年度対比 3,861 万 7,000 円増額の 9 億 5,251 万 8,000 円、老人保健拠出金が前年度対比 517 万 2,000 円増額の 2 億 5,141 万 5,000 円、さらに介護納付金 9,281 万 5,000 円であります。

歳入の主なものは、本会計の主要財源であります国民健康保険税が 4 億 9,485 万 9,000 円、国庫支出金 4 億 3,540 万 2,000 円、社保基金からの退職者医療に対する医療給付費交付金が 1 億 7,915 万 5,000 円、一般会計繰入金 6,251 万 6,000 円であります。

今後、医療費の動向等を見きわめながら、適切に対応してまいる所存であります。

老人保健特別会計。

本特別会計予算につきましては、過去の実績及び最近の医療費の動向等を踏まえ編成いたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比 4,693 万 4,000 円の減額で、それぞれ 13 億 547 万 2,000 円を計上いたしました。

歳出の大部分を占める医療諸費は、受給対象者数及び医療費の動向を勘案し 13 億 546 万 6,000 円を計上いたしました。

歳入につきましては、法定負担割合により支払基金交付金 6 億 9,562 万 7,000 円、国庫支出金 4 億 656 万円、県支出金 1 億 164 万円、さらに一般会計繰入金 1 億 163 万 9,000 円を計上いたしました。

老人保健法改正に伴う受給対象年齢の段階的な引き上げにより受給対象者は減少しておりますが、高齢化の進展により医療費は増加傾向にあり厳しい財政運営が見込まれますので、今後の医療費の動向を見きわめながら適切に対処していく所存であります。

介護保険特別会計。

本特別会計予算の編成につきましては、介護保険制度の改正により地域包括支援センターが行う介護予防や新予防給付に要する事業費を見込むとともに、これまでの給付実績や伊豆圏域の施設整備状況を踏まえた介護サービス量を見込んだ第3期介護保険事業計画を策定しましたので、この計画に基づき予算編成をいたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比1億698万円の増額で、それぞれ7億7,850万5,000円を計上いたしました。

歳出のうち、総務費は介護保険に対する事務費、介護認定審査会費・認定調査費等で692万8,000円を計上いたしました。

保険給付費は、要介護認定者が利用する居宅・施設介護サービス等の給付に要する介護サービス等諸費6億7,762万円、要支援認定者が利用する介護予防サービス等諸費3,397万8,000円、施設入所の低所得者に対し居住費等を補足給付する特定入所者介護サービス費3,380万2,000円など7億5,044万5,000円を計上いたしました。

また、地域包括支援センターが行う地域支援事業費として、介護予防事業費に680万8,000円、包括的支援事業及び任意事業費に1,301万8,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、第1号被保険者の保険料1億1,878万8,000円、保険給付に対する国庫負担金と調整交付金及び地域支援事業に要する補助金で国庫支出金2億66万7,000円、第2号被保険者の保険料分及び地域支援事業に要する交付金で支払基金交付金2億3,438万5,000円、保険給付に対する県負担金及び地域支援事業に要する補助金で県支出金1億1,453万7,000円、保険給付に対する町負担分と事務費分及び地域支援事業分で一般会計繰入金1億790万円、繰越金100万円、さらに介護予防事業の利用者負担金等として諸収入120万1,000円を計上いたしました。

南上財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ113万2,000円でありまして、歳出につきましては、総務管理費113万2,000円で財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、繰越金112万8,000円が主なものであります。

南崎財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ12万2,000円でありまして、歳出につきましては、総務管理費12万2,000円で財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、繰越金12万1,000円が主なものであります。

三坂財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ894万8,000円であります。

歳出につきましては総務管理費894万8,000円で、その主なものは、財政調整基金積立金538万3,000円、三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計繰出金312万9,000円、その他財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産貸付収入884万5,000円、繰越金10万円が主なものであります。

土地取得特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ83万8,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、差出総合体育施設用地取得費83万6,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、土地開発基金繰入金83万6,000円を計上いたしました。

公共下水道事業特別会計。

供用開始から6年目となりました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比で1,156万6,000円の減額で、それぞれ4億1,396万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管渠実施設計委託料2,000万円、手石処理分区管渠築造工事費1億600万円、上水道等移設補償費1,000万円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理費1,851万4,000円及び公債費2億2,577万7,000円であります。

歳入につきましては、受給者負担金1,540万4,000円、下水道使用料3,618万7,000円、国庫支出金6,500万円、一般会計繰入金2億5,436万5,000円及び下水道債4,300万円が主なものです。

子浦漁業集落排水事業特別会計。

平成8年4月の供用開始から11年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比396万8,000円の減額で、それぞれ1,830万3,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料552万円、町債元金償還金797万円、利子償還金428万4,000円及び排水設備等改造資金利子補給補助金11万9,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,255万3,000円及び使用料収入552万円が主なものであります。

中木漁業集落排水事業特別会計。

平成14年4月の供用開始から5年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比103万7,000円の増額で、それぞれ2,195万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料510万円、町債元金償還金1,426万7,000円及び利子償還金218万4,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,663万1,000円及び使用料収入510万円が主なものです。

妻良漁業集落環境整備事業特別会計。

平成15年度から特別会計を設置しました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比3,944万7,000円の減額で、それぞれ5,269万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、職員1人分の人件費438万円、汚水処理場実施設計委託料1,000万円、集落環境整備工事費3,296万円及び利子償還金125万2,000円であります。

歳入につきましては、受益者分担金543万円、県補助金3,010万円、一般会計繰入金496万3,000円及び町債1,220万円が主なものであります。

水道事業会計。

業務の予定量を、総配水量212万3,000立方メートル、給水戸数5,203戸、受託工事560万円、建設改良事業1億687万1,000円を見込み予算編成をいたしました。

収益的収支予算は、事業収入額を前年度対比1.8%減の2億7,091万9,000円を計上いたしましたが、このうち給水収益は前年度比1.9%減の2億6,500万円を見込んでおります。

事業費用は、上水道第5次拡張事業や石綿セメント管更新事業を推進してきたため減価償却費が増加しておりますが、その他の支出を抑制することで前年度対比1.7%減の2億9,274万9,000円としました。

このことから、本年度の予定損益は2,651万2,000円（消費税抜き）の純損失となる見込みであります。

資本的収支予算につきましては、平成17年度に青野大師ダム建設事業を完了することから上水道第5次拡張事業を見直し、石井浄水場拡張工事を平成17年度で終了させ、本年度に石井取水場拡張工事を行い、上水道第5次拡張事業を終了といたします。

このことから本年度の支出予算額は、前年度対比38.2%減の1億7,985万7,000円を計上いたしました。

支出の主なものは、下水道事業に伴う配水管敷設がえ工事の水道施設改良費4,700万円、石井取水場拡張工事費等の第5次拡張事業費5,987万1,000円及び企業債償還金7,198万6,000

円等であります。

これに対する収入予算額は、一般会計繰入金1,000万円、企業債4,000万円、給水装置新設に伴う給水負担金300万円、建設改良工事負担金1,100万円で、合計6,400万円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,585万7,000円は、損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税資本的収入調整額で補てんする予定であります。

なお、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は独立採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営環境にあることを認識し、より一層経済性を追求して経営の合理化と安定給水に努めてまいる所存であります。

以上で、平成18年度における施政方針並びに予算編成方針を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に、各主管課長から説明させますので、どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） これにて行政報告及び施政方針並びに予算編成方針についての説明を終わります。

ここで10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（藤田喜代治君） 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問

議長（藤田喜代治君） これより一般質問を行います。

漆 田 修 君

議長（藤田喜代治君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 通告に従い質問いたしますが、通告では、教育問題が先になっておりますが、行財政改革と行政評価、それを先にやらせていただきたいと思っております。

それでは、行財政改革と事務事業評価についてを質問いたします。

平成11年を起点とする平成の大合併の進展によって、市町村の数はことし3月末で1,821にまで減ずると言われ、市の数は777、これは非常にいい数字であります。町村の数は1,044になると言います。2004年ショックと言われたように、いわゆる三位一体改革が進められる中で地方交付税の減額がなされ、多くの市町村で予算の組み替えを余儀なくされ、そのショックが市町村合併を加速させる要因になったことは記憶の新しいところであり、また、三位一体改革への警戒心も出てきているのも事実であります。昨日も参議院の予算委員会での審議でも、そのようなことは言われておりました。

しかし、言うまでもなく、三位一体の改革は、財政再建のために地方交付税を削減することではなく、その本来の目的は、自己決定、自己責任の原理を地方税財政の領域にまで押し広げて、自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、地域住民から見て、その受益と負担の関係がわかりやすい税財政構造に改めることでもあります。そのためにこそ、現行の国税と地方税の税源配分を改め、自治体の自主財源である地方税収入を充実させ、その反面で国からの依存財源の規模をできるだけ縮減していかなければならないのであります。

これまでの三位一体改革の経緯から明確になってきたことは、税源移譲によって自主財源である地方税収入をこれまで以上に充実確保し、それとの見合いで国庫補助負担金が縮減されても、国による事務の義務づけが従来どおり続くのであれば、地方税収入は、これをほとんど国から義務づけられている事務の執行経費に充当せざるを得ないことになりかねないのであります。これでは、自治体は単独事業を行う余裕がなくなり、地域に根差した施策を展開することは不可能になります。2004年から2005年にかけて盛んに議論された、突出した例の東京問題の解消も含めた地方税財政改革については、東京大学の神野教授の小論文がございますが、この件は質問の本旨でなく、次に進みます。

さて、このたび合併した市町村も、見送った市町村も、厳しい財政事情に対処しつつ、改革の時代を生き抜いていかなければならないのですが、私は、そのためにも、少数精鋭の職員体制を実現するとともに、地域、民間との関係では分業自体のあり方を問い直し、住民協働の仕組みで可能なことは行政から切り離していくことであると考えております。自治体が



直面している困難を、地域であるとか、その住民もまた担っていく必要があるのです。

そして、後ほど述べますが、歳出の自治から歳入の自治への転換問題や、歳出自治の中での予算編成上の政策課題と施策として取り上げる優先度の関係でいうと、昨年3月、総務省通達にあるように、事務事業の評価と管理のサイクル化、システム化も、当然当町として検討研究すべきであるが、その後の進捗状況はいかになっているのか、最初にお答えください。先ほど町長が施政方針で概論を施政方針のとおり述べましたが、さらに具体的な進捗がどうなっているかとか、その辺のご答弁を賜りたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、本町におきましては、行政改革推進実施計画の期間満了、また、昨年3月の総務省通知を受けまして、行政改革大綱及び行政改革推進実施計画（集中改革プラン）の策定に取り組んでおるところであります。これらにつきましては、既に南伊豆町行政改革推進委員会からの答申を受けまして実際の策定作業に入っておりまして、課長級で構成する行政改革推進本部において審議を行い、3月中旬には策定をする予定であります。

ご質問の事務事業評価につきましては、町の主幹級の職員で組織しております行財政改革プロジェクトチームの下部組織としまして行政評価についての検討部会により、その方向性について検討を行ってきたところであります。また、行政改革推進委員会からの答申にもありましたが、策定する行政改革大綱にも規定し、平成18年度中の導入を目指して検討を進めてまいりたいと思っております。

行政評価を導入する主な目的としましては、行政評価により数値化された成果指標に基づき事務事業を執行することにより成果重視の事業展開とすること、行政評価による見直しを図り効率的で質の高いサービスを提供していくプラン・ドゥー・チェック・アクション（PDCA）のマネジメントサイクルの確立による行政執行への転換を図ることなどが挙げられております。

本町におきましては、今のPDCA（マネジメント）サイクルの確立を目指し、すべての事務事業を対象に、すべての職員がみずからの業務について行える簡易な評価シートを用いた行政評価を実施し、また、主要な事業、新規事業については、より高度な評価及び事前評価などを取り入れた成果重視の事業展開を可能とする行政評価システムの確立を目指したい

と考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 施政方針のところでもそのようなことをうたっております、概論としてね。平成18年度中に、今のご答弁ですと導入を制度として検討するということでしたが、実は、一昨年10月に法定協の立ち上げの住民投票の後、議会としての行財政改革委員会では、その趣旨も含めて最終提言をしております。その中では、約60ページにわたるようなレポートも含めまして、南伊豆町独自のベンチマークシート、これは三重県とか宮城県、静岡県でもやっておりますが、そういった入力シートまで非常にディテール化されたレポートとして出しておりますので、ぜひその辺を参考にしまして、いいシステムを構築していただきたいと思っております。それにかかわって、もし議会側のそういう助言が必要でしたら、いつでもおっしゃっていただければ、そういう委員会を、議会内での統一見解も必要だと思っておりますが、そういったことも含めて議会側からも何がしかのお手伝いができると思っておりますので、ぜひともご検討を賜りたいと思っております。

そこで、次の質問要旨の2番目に移りますが、これまで自治体は、ともすれば地方税収入に、私どもの町でいいますと町税ですね。町税とそれから国から配分される地方交付税収入や国県負担金でという表現になりますが、そして、国県に申請して交付を受けた国県補助金収入などを追加した歳入の総額を、いかなる住民サービスに配分するかという歳入の自治体のみ関心を寄せる傾向がありました。従来もそうだと思います。また、政治とは配分の哲学であるという考えが主流でもありました。これからは、地域住民にどれだけの地方税負担を求めるといふ歳入の自治体について真剣に考える必要があると言われております。

南伊豆町もそうであります。昭和45年の過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、過疎法は、「対策緊急」「振興」「活性化」「自立促進」、現在は過疎地域自立促進措置法という名称になっておりますけれども、といった時代を経て重点を変えてきました。この間、都市への人口流出はとまらず、しかも同時に少子高齢化が進行したのであります。過疎地域は、耕作放棄の土地がふえ、森林の荒廃も進み、集落が消滅しかねない状態となりつつあります。過疎法の重点の変遷を考えれば、現在の「自立促進」の後にどのようなコンセプトを構想するのでありましょう。私は、多分最初に戻ると思っています。「対策緊急」が「緊急対策」になるのではないかと私自身は思っております。これに対しては質問ではありませんの

で先に進みますが、これからが質問になります。

昨年5月、首長の選挙以来、はや1年になろうとしておりますが、この間、鈴木町政の支持者そして不支持者を問わず、いまだに町執行者の改革に対するカラーが見えてこないという声が多く顕在しております。当町の置かれた状況を見て、町長はいかなる総合的な改革を打ち出し対応しているのか、お答えいただきたい。施政方針の内容ではまずいですよ。なぜかといいますと、昨年5月は非常に切迫した状態になっていましたね。ですから、自分の選挙スローガンを、即行政の、そして地域住民にアピールしなければならない状況にあったということです。それが、はや10カ月たって、いまだにカラーが見えてこない。これはどういうことだという声が随所にあるわけですよ。ですから、その辺の声もしんしゃくしてお答えを賜りたいということです。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問ですけれども、昨年5月に私は就任いたしました。そして、その折、私は3つの政治信条、基本的な柱を掲げました。まず、住民参加のまちづくり、融和と協調による明るいまち、そして簡素で効率的な行政運営、これらを基本的な考え方として今まで取り組んできております。そして、昨年5月に就任して早々に、実は特別職であります収入役の問題で、当時の収入役が辞任されて、そしてその後の収入役を置く置かないの問題で、議会の皆様にもご説明し、そして議決をいただきましたけれども、まずそこで、もう収入役を置かないで、人件費の削減等を考えながら行政に取り組んでいこうということの中で、これを助役に兼務させるということで、まずそれを行いました。

そして、その中で、実は職員の定員管理の問題ですけれども、職員の募集となると、夏前から応募して、そして試験が夏に行われ準備に入るわけですけれども、たまたま17年度の職員の退職予定者がその当時は8名ありまして、今現在は9名が予定されておりますけれども、これについては不補充でいこうということで私はそのとき決定して、採用しないということでこれにも取り組みました。そして、結果的にはこれが9名の退職予定者ですけれども、1名は介護保険法の改正によりまして、保健資格を持った保健師としての職員が必要ということで、これは1名採用を予定しておりますけれども、あとの8名は新年度では採用しません。そういったことも取り組んできました。

そして、町民参加のまちづくりということで懇談会の開催を考えておりましたけれども、

これもなかなか日程調整等も、7月までは助役も不在の中で、私も就任早々各会合等に追われ追われで、夏過ぎに計画を立てまして、先ほど申し上げました今年2月までで町政懇談会を実施して、町民の参加でいろいろなご意見を伺いました。

そして、簡素で効率的な行政運営につきましては、この3月に先ほどの総務省の指針が示されて、行政改革推進本部を、さらにこれを第3次になりますけれども編成して、そして行政改革推進委員の8名の方のお願い等で、庁内はもちろんプロジェクトも組んで行政改革にも取り組んできておるとい状況でございます。

そんな中で、先ほど漆田議員が申されましたけれども、我が町は伊豆半島の最南端に位置するということで、例えば半島振興法であるとかあるいは山村振興法、そして先ほど言われた過疎地域自立促進法、これらの我が町南伊豆町ならではのこういった法のもとでいろいろと支援してもらってきて事業を進めております。そんなこともありまして、これは我が町にとっては、今後これらの施策を進める上では支援はお願いしていかなければならないということで、実は先般も全国の過疎連盟の総会がございまして、過疎地域に光を当てる三位一体の改革、その中では地方交付税に適切な財源保障あるいは税源移譲が本格的に実施されると税源の偏在が一層拡大するということで、地方交付税等による財源調整の充実強化を図ってほしい、それから過疎対策事業債の所要額の確保、こういったことを柱として7項目にわたる決議そして国会への要望、実行運動を行ったところであります。こういったことも取り組みながら今まで来ておりますけれども、今後さらに皆さんのご意見等をお伺いしながら改革には取り組んでまいりたい。

ただ、財政的に非常に厳しい時代に入っております、その点をご理解いただきながら、町民の皆さんのお考えやら、そして議会の皆さんからのご提言等もいただきながら、な一層改革には取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） よくわかりました。それなりに一生懸命やられているということですね、今のご答弁を総括しますとね。

実は通告にございませんが、行財政改革との関連が非常にあるので、今、割り込みでお話ししますが、2月28日に第28次地制調の方で道州制導入を視野に入れた答申がされましたね。太平洋セメントの諸井さんが会長なんです、その中で、条件の不利地域、先ほど言いまし

た振興山村地域であるとか半島とか過疎地域、そういったものが今回合併したくても、要するにできなかった地域というのがかなりあるわけです。これからの1,000の町村がどうかという形になると思うんですが、最終的には。その背景というのは、やはりあれでしょうか、町が今の、静岡でいいますと浜松とか静岡は政令市になりまして大きな権限を持ちますね、国と直の分野が非常に多くなりますので。ですから、そういった大きな市もしくは特例市がふえたために市と町の力が強くなって、逆に県の力が、力って事務分野が空洞化するということが一つございますね。それから、東京都の自動車対策のように複数の県にまたがった問題、課題があるということ、それが2つ目、それから3つ目が、従来の国の、東海建設局とかというのは特に顕著であります、東海地区の各県の行政が重複して効率が非常に悪い、そういった3つの背景がありまして道州制を導入すべきだということが今回打ち出されました。実際には、昭和の大合併の昭和32年ですか、第4次地方制度調査会で道州制を提言しているわけです。ですから、今回、多分後ろの方が市町村合併の話もすると思うんですが、道州制導入との関係で再燃することになるであろう、市町村合併問題がね。ですから、静岡県は早々と答申を受けて、各出先の県の機関が早々と県知事の立場をそんたくして説明会を行ってしまったということなんですね。それはどうということないわけ、市町村の自治体の首長にしてみればそんなことは何でもないわけですよ、堂々としていけばいいんですがね。例えば新しい広域の自治体を設置することになれば、その中に基礎的自治体が包み込まれることになるわけですね。そこで改めて道州制との関連で議論が再燃するという一つの構図になっていくわけです。ですから、それまで堂々と構えていけばいいのではないですか、県が何と言おうが構わないということですよ、極論すればね。私はそういう考え方を持っていますので、ぜひとも、そういう堂々と肅々と頑張ってください。

次の質問にいきます。

次は教育関係の方に移ります。

教育関係は、新しく教育長になられまして、非常にエリートの方ですから質問しにくいんですが、今、教育が混迷の中にあることは異論を差し挟むことはないであります。これまでの考え方ややり方が通用せず、かといって、これにかわる有効な考え方ややり方が確実にあるわけでもない。今盛んに言われております学力論争がその典型であります、まさに振り子状態であります。その振り子の振幅に、一体いつまで一喜一憂するのでありましょか。こうした教育を取り巻く状況を背景に、要旨に挙げる質問について、実際要旨は三ありますが質問は6つさせていただきますので、それについて質問いたします。

第1番目の資料は、こういう文科省の生涯学習政策局の方の国家戦略の4つ、それは既に教育長の方に差し上げてありますので、それをまず参照していただきたいと思います。

これによりますと、平成18年1月17日、実は昨年10月に中教審最終答申がされております。それを受けて1月17日の文科省の生涯学習政策局の方では、教育改革のための重点行動計画というものを取りまとめて発表いたしました。その行動計画というのは、ちょっと長くなりますけれども一通り言わせてください。教育改革、国際社会の中で活躍できる心豊かでたくましい人づくりを目指して、どの子供にも豊かな教育をという基本的な考え方に沿って、今後重点的に取り組むべき関連施策を取りまとめたものと言われております。

このうち1として、新しい時代の義務教育の創造については、昨年の中教審答申を踏まえて、具体的な取り組みとそのスケジュールを示しておりますが、今後はこの行動計画に沿って学習指導要領の見直しなど必要な制度改革や事業の推進を図ると書いてございます。

2番目として、活力ある人材を育てるための教育の充実を図るために、その中に4つありますが、1つ目が、学習指導要領の見直しを通じて子供たちの学ぶ意欲や好奇心を育成していくなど確かな学力の向上を目指す。2番目が、豊かな心の育成を目指す。これは、キレる子供とかそういったものを対象にするということです。3番目が、健やかな体の育成を図る。これは体力向上とか偏食の関係です。4番目が、学び直しの機会の提供などの、自立し挑戦する若者の育成を図る、これが4つです。大きいこの中の3番目として、充実した教育を支える環境の整備を図るとございます。それは、安全・安心な学校とか地域づくり、ちょっとこれは流します。パソコンの利活用による教育学習の推進、教育費の負担のあり方などの検討、大きい4番目として、学校、地域の教育力の向上、それは、子供の基本的な生活習慣の育成支援であるとか地域における子供の居場所づくりの推進などでありまして、この分厚いやつを集約すると、今の大きい4つの柱になります。

私は、この中で、特に2番目の活力ある人材を育てるための教育の充実に注目したいと思っております。なぜなら、冒頭申し上げた教育行政の振り子現象が、全国的な学力調査の実施であるとか学校評価制度の検討として現実にあらわれているからであります。これは、文科省の初等中等教育局の方で既にそういう方針を打ち出しております。ですから、それに注目したいということです。これは、後ほど詳しく申し上げます。

そしてあと文科省の説明の中では、義務教育の構造改革は、国が目標設定と基盤整備を行い、先ほど町長が言いましたプラン・ドゥー・チェック・アクションのサイクルを経ることによって、自治体そしてあと学校の権限と責任の拡大をループさせて循環的に経過させるこ

とにより、教育の成果の検証（アウトカム）を次の目標への反映につなげると。そして、さらなる目標設定を行うことであるとしております。この目標設定というのは教育指標のことなんです。これは3番目に申し上げますクオリティー・スクールのところで申し上げますが、教育指標を行うことであるとしております。

また、4つの教育国家戦略としては、教育目標を明確にしてアウトカムをし教育の質を保証すると。2番目が、教師に対する揺るぎない信頼を確保する、3番目、地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める、これは大事ですね。それから、4番目が、確固とした教育条件を整備するなどが明記されておりますが、国家戦略の1番目と3番目について、学力論争との関連で教育長自身がどのような見解をお持ちになるのか、どのような認識をされておられるのかをまずお伺いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 議員には、大変勉強の機会を与えていただきありがとうございます。日常のいろいろ忙殺されて、ともすると、身近はわかって、もっと深い、高いところがわからないということになりますので、大変いい機会を与えていただき感謝申し上げます。

それで、ご質問にありました4つの教育国家戦略、行動計画というのが1月17日に出されたわけですけれども、そのうちの1と3、1は教育目標を明確に結果検証し質を保証する。この1番目が、何といっても4つのうちの最も重要な部分ということになります。と申しますのは、教育目標と一口に言いますけれども、その裏には学校とは何ぞやということから始まって各種の論議が潜んでいるということからでございます。学校は、もちろん昔から知・徳・体、これを養成する、育成するというのが一番の根本でありましょうけれども、時代とともに大分中身が変わってくるというような経過がございます。つまり、現在求められている学力は何なのか、ここのところをはっきりさせて打ち出すということがポイントになるかと思えます。

それで、現在の学力ということについてですけれども、かつてはペーパーテスト、つまり知識の量で学力をはかるというようなことが非常に盛んでありまして、特に入試競争激しきころは、それがために落ちこぼれが生まれたり、あるいは校内暴力とかいじめとか、そういった学校のゆゆしき問題、こういうものが発生したわけでありまして、これは、どうも詰め込み主義とか知識主義とか言われた学校の姿勢のまずい点と大いに関係あるのではないかと、そういう批判が生まれた、これは皆さんご記憶のとおりでございます。

教科、そのほか現場の学習目標と内容は、その基準、学習指導要領という冊子が文科省から出されていて、これにのっって日常の教育活動が進められている、こういうことであります。現在の指導要領は平成10年に改訂されたものでありますが、そのキャッチフレーズは、ゆとりと生きる力ということでございます。つまり、教える内容を30%減らす、そのかわりに生きて働く学力を養成しなさい、簡単に言えばそういうことだと思います。その後、これが実施され出してから、どうも子供のテストの結果的にはよろしくないとか大学生でも分数がわからないのが出てきたとか、ショッキングな本が出たというふうな状況が出てまいりまして、子供の知識が非常に乏しくなった、もとの時間に戻せというふうな主張が強くなっておりました。いわゆるこれが学力論争ということに発展したのでございます。

先ほど私申し上げました生きて働く学力とは、ではどういうものかということなんですけれども、昔から重要視されている、読み書きそろばん、今はそろばんではなくて、読み書き計算ですね。そういった基礎知識、これは当然必要ですけれども、それに加えて、みずから考えて、みずから調べて、みずから判断して、そしてみずから人に伝えと。「みずから」が多いわけですけれども、つまり大人になっても通用する主体的な学習能力、これを求めている。これこそが国際化時代に通用する学力である、こういう押さえをしているわけであります。私は、この点については、まさにそのとおりというふうに思っております。教育の目標に盛る内容というのは、この学力観に立って現在のものはつくられておりますけれども、今後もそうなるだろうと、そういうふうに思っております。

それから、戦略という言葉が非常にショッキングな言葉なんですけれども、つまり文科省も相当の決意で出てきたというイメージを抱きます。結果の検証ということがもう一つはございましたが、これは、いろいろな方法あるでしょうけれども、最も効果的にわかるのは学力テストということでございます。現在、文科省は、19年度から学力検査を全国的に実施するということで、その規模とか内容とかあるいは事後処理の仕方とか、そんなことを今検討し始めていると、こういう段階にあります。しかし、これは、昔、学力調査を全国に実施しているいろいろな論議を呼んだわけです。それが、例えば学校間の競争に、加熱になりはしないかとか、あるいは、教師の評価につながって萎縮しはしないかとか、そういった問題が大分渦巻いたことがございます。その辺も含めてどういうやり方であるかということ、今、議論を進めていると、こういう段階であります。

それから、質の保証ということが先ほどの戦略の質疑の中にありましたが、これは教科によって少人数指導を行うとか、もろもろの工夫が含まれております。現在も実施しているも



のですけれども、目玉となっているのは、幼児期からの人間力の育成、こういう言葉を使っていますが、これが先ほど言われている生きる力の一部というか、かなり大きなパーセンテージを占める部分だと思いますが、人間力を幼児期から計画的に育成していこうというようなことを強く打ち出しております。それから、普通学級のAD、普通学級の中にも勉強についていきにくいおくれがちの子、それから、最近多いのは多動性症候群というのがありまして、じっと落ち着いて聞いてもらえないと。ここの議場ではそういう方は一人もいませんけれども、じっと落ち着いて聞いてもらえず、すぐに動き出す、こういったタイプの子供の数が全国的にふえているわけですね。これを何とかしようと。要するに、いわゆる昔の特殊学級、養護学級ではなくて、普通学級にある問題を特別支援教育ということでこれから全面的にやっけていこうと。もちろん養護学級で経験をされた方が核になって教えていくと、こういうようなことを今も始めております。その辺は……

〔「先生、簡潔にひとつお願いします」と言う人あり〕

教育長（渡邊 浩君） 時間の関係ありますね。

〔「はい、まだたくさんありますので」と言う人あり〕

教育長（渡邊 浩君） それから、3つ目の戦略ということですが、地方と学校の役割重視ということ、これは教員採用とかあるいは予算の面で校長が予算の裁量をできるようにするとか、そういったようなことだと思いますけれども、これは大変いい兆候かなという、地方分権化ということではいい方向かなというふうに基本的には考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 先生、まだたくさんしゃべりたくて申しわけありません。途中でとっちやいますが、まだ、あと5つ残っていますので。

実は今の話の関連もございしますが、先ほど町長言いました構造改革のプラン・ドゥー・チェックのルーチン化を、最終的にアウトカムをしながら次の目標にさらに進めていこうということで、実はクオリティー・スクールという言葉がございします。質の高い教育ということで、クオリティー・スクールの法制化も、結局のところ、そこにねらいがあるのでありますが、非常に労多い仕組みであるとしても、それに役立つものであれば、地域も含めて、万難を排してその苦勞に立ち向かうべきであると思ひます。

そもそもクオリティー・スクールというのは何だ、どういうものかということをお願いす

と、一般的には、先生はもう知っていると思うんですが、学力の状態それからあと学校に対する子供たちの満足水準であるとか保護者の学校への信頼度であるとか、こういったものが大きい3つの柱と言われておりますが、実際にはこれら进行评估しているのが、これは一昨年6月ですか、日本の教育を考える10人委員会の方で全国に全部アンケートをとったところ、小学校の保護者が77%、小学校の担任教師が84%、学校評議員が71%、教育長が87%、首長はやはり87%、おしなべて評価が高いわけです。そのような観点から、クオリティー・スクールづくりについても学力保証と成果検証を進めることが必要だと思います。

もっとも、それぞれの学校の学力水準をどうとらえるのか、平均学力でとらえるのか、子供一人一人の伸びでとらえるのか、その方法的な課題は残されていると思いますが、これが先ほど言いました国際学力調査というのがございます。これで指摘を受けて、日本の小中学生要するに児童生徒の学力は非常に低い、それを受けて文科省は政策転換をしたというところがございます。中教審答申を受けて、これ幸いとばかりに1月17日に、既にそういった審議会の報告をしております。

その中では、先生にお渡しした資料2の方を見ていただきたいんですが、国語、数学、理科で授業をふやし、従来のゆとり教育の中の一環、学校5日制と総合学習を入れたゆとり教育、こういったものの授業数を減らしているということなんです。それに対して、これは、余り時間がないから簡単に割愛しますが、先ほど私が申し上げたP D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクションのルーチンを教育指標として具体的に取り上げまして、それを列挙して、当町の教育現場に対して目標設定を行って、これは具体的にやっている学校もあるんですけれども、例えば学校の学習指導の問題であるとか進路指導であるとか、大きいのを3つぐらいに分けてやっておりますけれども、そういうものを、質のモニターを幾つか挙げまして今後研究検討するなどのお考えはございませんか。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今の話で数値目標ですけれども、これは、静岡県が全国に先駆けて実は始めたものでして、文科省も大変それを買っているということなんです。現場にいる教員が書くわけですけれども、なかなか数字で割り切れないものが多くて難しいと、こういうような状況を聞いております。

教育というものはなかなか数字ではかりにくいということなんですけれども、うちの南伊豆町に関してですが、例えば、竹麻小学校の例なんですけれども、保護者に学校の評価をさせているわけですよ。保護者86名、その方々に書いてもらって学校の評価をしているわけな

んですが、例えば、先ほど議員の言葉にあった満足度というか、こういう項目があります。学校生活・学習という項で「お子さんは学校へ行くのを楽しみにしているか」、それについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「そうは思わない」と、A、B、Cで答えさせているわけなんですけれども、その統計を見ますと、86名中、「どちらかといえば思う」から上「そう思う」、肯定している方が、85人が楽しいと思っているわけですね。楽しみにしていると。これは素晴らしいことだなと思って私はびっくりしたんですけれども、そんなようなことをやっています。

もう一例申し上げますと、こういうのもあります。学力のことで「お子さんは学年に応じた学力が定着しているか、親としてどう思うか」、それに対して「そう思う」という方が86人中74名です。ということは、パーセンテージに直しますと86%ですね。86%の方が親として思っているということは、学校を絶対信頼というか、そんな状況に近いのではないかというふうに思います。つまり、学校に対する評価を、数値は非常に難しいわけなんですけれども、こういう形でパーセンテージをとることができるということで、実際に既にしているということでもあります。

町が、では、町教育委としてやったらどうかという話ですけれども、これは、簡単にやりますと行政による圧力になりますので、やはりその辺は検討させていただくという段階にさせてください。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 次の質問に入りますが、教育長にお渡ししてあります資料2を見ていただきたいんですが、中教審が昨年10月に提出した答申の「新しい義務教育を創造する」の内容が早くも具体化されようとしております。中でも注目されるのは、学校評価システムの構築と全国的な学力調査の実施であります。今年度の国家教育予算の方でも、質の保証と向上にいずれもねらいがあるんですが、29億2,200万円が学力調査の実施予算です。そしてあと5億8,000万が学校評価システムの構築関係です。こういったものが既に新規事業として、衆議院は予算通りでしたが、予算化しております。両方とも中教審答申に基づくものであります。その全体の資料は、先生にお渡ししてあります資料A、こういったものが全体のフローなんです、両方とも。そのとおりであります。いずれも、冒頭私が申し上げました教育行政の振り子の返し部分に入ってくるんですね。前教育長はゆとり教育を非常にこ

の席で評価しておりました。本省の方は、教育行政の振り子の返し部分に入っているという  
とらえ方と見てもいいと思います。それに対して、小中学校では、国語、算数、数学、理科  
の授業時間増を求める審議報告書をまとめて、ゆとり教育の転換は国語、理数重視で進みそ  
うであります。こうした動向に対して教育長はどのような認識しているか、短く願いま  
す、次がありますので。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 国語のことをこの新聞記事を見ますとすべての教科の基本、それか  
ら理数を科学技術の土台と、こう位置づけていると。考え方は的を射ていると認めますが、  
私は、実は非常勤講師で、教育長になる前に東中学でいたことがございます。驚いたのは、  
必修の国語が1年生から1週間に何時間あるか、教える時間が。1年から順に上へ4時間・  
3時間・3時間です、国語ですよ。それから、数学は3時間・3時間・3時間でした。あ  
とは、これだけの時間しかないのか。選択という格好で選んでやれるようになって、こうい  
うことであります。これは、アメリカの学校でも選択はありますが、それは芸術教科に限っ  
たことでして、国語、数学は、まず必修であろうと。それも、能力別編成でやっていたとい  
うのを私は見えています。これでは、テストができない子が出て不思議はないということも  
確かに認めます。そういう点で、基本的なものはしっかり身につけさせなければいけない。  
ということは、ある程度の時数は絶対必要ということは認めますので、国語、理科、数学重  
視の傾向があるということは、私はもちろん歓迎しています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 次の質問にいけますが、教育長の方に資料3というのをお渡ししてあ  
ります。これは、先ほど私言いました、日本の教育の将来を考える10人委員会、これは昨年、  
中教審答申のちょっと前にまとめたレポートであります。このメンバーを見ていただければ、  
先生ご存じの東京大学の佐藤学先生とか尾木直樹先生、そしてあと京都大学経済研究所の佐  
和先生とか、先生ご存じだと言っていましたね。ですから、その方々がまとめたレポートで  
ありますけれども、この中で特筆すべきは、これを全部申し上げると長くなりますが、ナシ  
ョナルスタンダードという言葉、ご存じですね。これは、教育に関する学校制度とか教育内  
容について全国レベルで確保すべき基準なんですね。表現を変えると教育機会の均等である  
とかということに話はつながると思うんですが、これを打ち出してあります。

その中で、特に重要視すべきは、この資料3の中の3ページを見てもらいたいんですが、3ページの左側の方に、鳥取県の県教委が小学生3年生の算数、これは県一斉に学力調査をいたしました。なぜ私は、これを言いたいかといいますと、次に言います学校統廃合問題の、特に少人数学級です。それとの絡みで話を進めたいためにここで申し上げております。その中には、1人から10人の学級の中では実に81点から91点以上が16%、71点から80点が33%、61点から70点が30%、少人数学級ですね。ここでいうと、ちょうど南崎とか南上の複式学級に当たると思います。それが10人以内の学級規模、逆に、31人から40人、40人というのは義務標準法で義務づけられた文科省の最低の学級人数であります。それは逆に、71点から80点が14.6%、80点以上はいないんですね。それで、61点から70点が70%、おしなべてドングリが多いということです。逆に、40点から50点が12.5%と、こういう結果になっているわけです。ですから、この中間は説明しません、長くなりますので。こういったことを受けて、これからこれらを総合しますと、少人数学級規模であればあるほど平均正答率が高いと。逆の場合ほど低いという一つの傾向があると私は理解しておりますが、教育長はどう思いますか。それは、複式学級とか少人数学級の当町の状況の背景を踏まえてお答えいただきたいんですが。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） だんだん町に近い話になってきましたけれども、私は、算数については少人数指導の方が効果があるとはっきり思っております。これは、本町も教員の加配というのがありまして、少人数指導をするために、おまえの町へこれだけ教員をやるよというのがありますけれども、これをいただいている学校が南中小、竹麻小、南伊豆中、南伊豆東中、以上4校です。ここからは毎年、1年間やったんだがこういう結果であったよというのが、報告が来ております。それを見ますと大変効果が上がっていることがわかります。他教科の比較その他載ってまして、非常に効果が上がっていることが見えます。これは、当然事務所そのほか県教委で出すわけですけれども、そんなことです。これは、英語なんかも恐らく効果があるのではないかと、少人数指導はですね。そんなふうに思います。

先ほど議員が引き合いに出した鳥取県の3年生のテストなんですけれども、私は、実は子供たち、3年生という年齢は、いわゆる小学校のギャングエイジですよ。ですから、学校によって、大きい学校では荒れ狂っている学校がよくあったりする。そうすると、テストの点なんか、まるででたらめになりますね。そういうようなケースが、鳥取という県ですから都会ではないのでどの程度かわからないですけれども、そういう事態があると大きい学校

ほどだめなんです。というのは、もう見え見えということが感じられます。それは、あくまでも私の想像でございます。先ほどご指摘のように、小さい学校でも成果は上がるのではないかと。南伊豆町の小規模学校を見ていても学習の成果は非常に上がっていると思います。知的なもの、いわゆる基本的な知識については、定着は小さいほどしやすい、これはアメリカの学者の研究でもそういう事例が出ています。そのとおりだと私も思います。しかし、テストでははかりにくいというか、先ほど私申し上げた、生きて働く学力というか、例えば国語なら国語の時間に一つの読み物をより深く追求していく、これにはある程度の数がないと深まらないわけですね。そういう点も加味していくと、生きて働く学力という点まで加味するとこれは非常に難しい判断だと、こんなふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8番（漆田 修君） 最後の質問、あと7分ですが、実はこれがメインなんです。非常に時間がなくなってしまったんですが、統廃合の問題に入らせていただきますが、私は、昨年9月議会で財政との関連で質問をしております。統廃合問題を教育委員会に諮問した人、当時の町長さんね。そして、それを受けて教育長が審議会に諮問した人です。当時当事者だった人間は、今、行政の表舞台の場には一人もいないんですね。そういう現実がございます。長期的な視点から一つの道筋として統廃合を問題として投げかけたこと自体評価されましようが、ただ、教育条件とか環境の整備のみで議論していいのでありましようか。私が先ほど言いました、過疎化の進展が進む当町の特性や国の基本政策の転換や10人委員会の提言等を加味したときに、果たして今この議論に結論を出すこと自体、早計かつ拙速ではないかという考えを多くの住民が持っているのは事実であります。

私は、この質問を出すときに、2月27日に諮問の答申を受けたということを知らなかったのであります。ですから、それも諮問を出してしまった以上しようがないんですが、私は9月議会の財政の試算データ、シミュレーションをやったときに、そのデータも新教育長には既にお渡ししてありますが、お渡ししましたね。現行の財政需要額の基準単価を一定とした場合、統合を拒否した場合も、しない場合も、町としての財政効果はほとんどないという結果が出ておるんです。ただ、国の方をグロスで考えた場合には、国庫負担金の部分がどんと一遍に減額されますから財政効果は目に見えてあるんだとありますが、そういった状況がございます。

改めて問いますが、これは教育長に問います。町長には9月議会で問いましたので、住民投票の行われた3週間前にこの諮問をしたこと自体そして諮問した時期が、三浜小学校の完成後1年未満です。そういった時系列でとらえたときに、そのこと自体をどうとらえておりますかということをお答えいただきたい。

そして、もう一つ、時間がなければいいですが、今後の審議会のあり方、まあ答申してしまっただけいいんですが、教育長自身が統廃合をどのように今後持っていきたいのかということ、時間があつたら後ろの方はあわせてお答えいただきたい。3分でお願いします。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 大変、何か難しい質問になってきたなと。身近でわかりやすいけれども、非常に難しいというふうな感じしております。先ほど住民投票の3週間前に教育委員会で審議をしたというようなことです。これは、推測で物を言うことになりますから、私は、申しわけないですけども避けたいと思います。

それから、統合についての私自身のこれからの持っていき方でよろしいですか。

〔「結構です」と言う人あり〕

教育長（渡邊 浩君） それは、教育委員会に町長から要望があつたわけですから、それを受けて審議会を開いたと。審議会の答申が委員会に対してなされたということですから、委員会としては要望に対する答えを当然町長に出すと、こういう段取りになろうと思います。それについては委員会で当然審議をした上で出す、こういうことになりますので、そのときの委員会でどのような意向をとるかということは大い影響を与えるのではないかと思いますけれども、最終的にはあくまでも町長決断ということになるでしょう。そんなふうな流れを想定しております。町長決断で、どのような格好で調査を図っていかれるか、それは町長さんの考えられることですから、私自身、統合についての考えとして、それは非常に難しいですけども、私は適正規模の学校というのが子供にとっては大切であるというふうに考えております。つまり学力を培う、ただ基本的認識を培うだけであれば、先ほどのお話のように人数規模は余り問わない。しかし、社会性とかあるいは先ほどのような、大勢がいないと効果が上がらない部分というのもありますので適正な規模なんです。だからといって、余り多過ぎると今度は逆の効果が出てくるということで、今、国で決めている40は、はっきり言って多過ぎると思います。やはり30程度が妥当ではないかと。これは、20年以上前から私はそう思っています。そういう関係で、よろしくひとつ。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 非常に明確にお答えできにくい立場にあることは承知しております。一昨年12月の国際学力調査結果、それを受けて文科省が大きくかじ取りをした。そして、そういった危機感を父兄の方々、また、地域も、そういう学力偏重にいかざるを得ないということ容認し始めたということが背景にあります。文科省が大きく行政のかじ取りをしたということはね。あわせて、我が町が統廃合の方向に教育委員会が一つの案を示したんですが、その方向に行こうとしていることに対して私は一つの警鐘を鳴らしたい、逆行するのではないかと。逆に、財政面から見ると、今の交付税を受けてそのまま行けるのなら行った方がいいのではないかと。何も県教委の立場を、県教委の顔色見る必要は全くないわけです。我が町は、我が町独自の指針というものがあるところまでは貫くべきだと私はそういうことを申し上げて、質問を終わりたいと思うんです。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 1 1 時 4 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ会議を再開します。

梅 本 和 熙 君

議長（藤田喜代治君） 6 番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 通告により一般質問をいたします。

先月24日、市町村合併推進審議会が、下田市賀茂郡下の合併枠組みを発表しましたが、想定したとおり伊豆南部 1 市 5 町と決定し答申をしました。答申を受けて、賀茂地域支援局で今月27日、6 首長に対する説明会があったことが新聞で報道されました。新聞各社はほとんど同じ記事で、6 首長が賛意を示したが実施時期等で温度差があるとの内容でした。また、



3月3日の伊豆新聞に、青市の鈴木誠さんが合併問題について「夢が実るか、また夢か」の題で寄稿されていました。鈴木さんは合併問題等で何度か伊豆新聞に寄稿され、非常に識見の高い人であり、私も敬服している人の一人であります。今回の寄稿の文中に、「合併よりも行財政改革が先との声も聞かれますが、私は、わずか8万人ちょっとの人口に6人の首長や助役さんら特別職を初め多くの議員さんがいるが、削減できるメリットは極めて大きく、さらに職員の適正配置による人員削減や有能な人材確保、備品や施設の効率的な活用が可能になる。合併による行財政改革の効果がはるかに高いと思われます」と看破されています。

話は変わりますが、地区懇談会が終了しました。12月定例会で、私は「今回の懇談会は、町長が選挙中に提案していた下駄履き懇談会であるなら非常にお粗末な感じがします。真剣に取り組んでもらいたいものです」と発言いたしました。しかしながら、12月定例会後の地区懇談会でも、出席者の数がどこの会場も20人か30人前後で非常に少ないものであったと聞きます。前執行部の地区懇談会のあり方や説明責任が果たされていない等の発言をされた、町長の主宰する地区懇談会にしてはお粗末ではなかったのかと思います。今後、地区懇談会をされるときは真剣に取り組むことを要望いたします。

先ほど話しました27日の6首長に対する説明会の後の記者会見で、町長は、住民に的確な情報提供をし合併議論を高めていきたいと述べていました。同じようなことが施政方針演説でも述べられています。どのような型で情報の提供をし合併議論を高めるのか、早急に検討して議会と町民に提案すべきであります。同僚議員が提案している、当局と議会と住民で合併検討委員会を立ち上げて情報提供をし議論を高めることも一つの方法であり、助役を中心とした賀茂地区合併調査委員会が立ち上がったら、その情報をもとに検討するのも方法であり、当然地区懇談会の開催も必要であると思われます。

本日の一般質問は、重要問題に対する町長の政治姿勢を聞くものであります。南伊豆町のリーダーとして町民をリードする一本筋の通った考え方、意見を表明してもらいたいと思います。時代の流れにさお差して合併に反対し、賀茂地域の意見を無視して共立湊病院の移転に反対するのも、それが南伊豆町民のためであるとの確固とした信念のもとであるなら、そしてリーダーシップを発揮するということであるなら、町民も納得するでありましようが、地区懇談会の答弁のような、あいまいもことした答弁では町民が混乱することは明白です。政治は筋を通すことは非常に大切なことです。しかしながら、自分の考えに誤りがあれば速やかに改めるのも、リーダーとしての非常に大切なことではないかと思ひます。本日は、だれが聞いても筋の通った立派な答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、福祉に関する地域包括支援センターと在宅介護支援センターの考え方についてお聞きします。この件は、2月23日の全員協議会で説明がありましたが、再度健康課長から説明を受けたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） お答えいたします。

全員協議会で改正内容につきましてはあらかじめ説明をいたしましたが、今回は在宅介護支援センターとの考え方ということなものですから再度説明をさせていただきます。

在宅介護支援センターは、在宅の要介護高齢者もしくは要介護となるおそれのある高齢者、また、その家族の状況を把握して、在宅介護等に関する総合的な相談あるいは現在町が行っております福祉サービスの存在、利用方法に関する情報提供及びその申請の手続等を、利用者と行政機関との連絡調整を図るために設置されたものでございます。今回の法改正によりまして、市町村は社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置した地域包括支援センターを設置することが義務づけられました。地域における総合的な相談窓口、包括的、また、継続的なマネジメント、介護予防マネジメントを行うことになっております。本町では、保健師、主任ケアマネジャーを配置し、直営で健康福祉課に設置する予定で考えております。南伊豆地域包括支援センター運営協議会においてもこのように説明いたしまして、ご承認をいただいたところであります。

これまで関連する事業を健康づくり事業やあるいは福祉サービスの地域支え事業で行ってまいりましたが、この事業を再度見直ししまして、介護予防事業を含めた地域支援事業を実施してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今の説明で、地域包括支援センターというのは予防介護を中心にやっていくことだということは大体わかりました。そして、2月23日の全員協議会で配付された資料では、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加を踏まえ、一人一人が、できる限り住みなれた地域での生活を継続できるよう、サービス体系の見直しや地域における総合的・包括的なマネジメント体制の整備を行う、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として地域包括支援センターを創設するとありました。特に、予防介護を重点的に考えているわけですが、予防介護の実現のために健康福祉センターが地域包括支援センターの拠点

として必要と思われますが、町長は、この点についてはどういうふうにお考えですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 地域包括支援センターにつきましては、ただいま担当課長が申し述べたとおりでありまして、介護保険法の改正によって、こういったことが4月からスタートするわけですけれども、体制につきましては、私も事務所の場所の問題であるとかいろいろ検討してきました。そして、午前中の答弁の中でも申し上げましたけれども、これに伴う人員配置等を今考えておりまして、これも体制づくりをしていく準備に入っております。そういったことで、今後、この支援センターにつきましては我々としても、高齢化時代に入っておりますから、この取り組みには私も対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長、今の答弁ではちょっとまずいんですよ。私が聞いているのは、健康福祉センターが地域包括支援センターの拠点として必要かどうかと。町長はどう考えているのか、その必要はないとか、やれるんだ、役場のあれでとかという、そういう話なんですよ。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それはもちろん必要ですし、対応してまいらなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長も健康福祉センターがあった方が、介護のための包括支援センターとしていいと、このようにお考えだと、今、そういう答弁ですよ。いいですよ、そういう答弁なんですよ、健康福祉センターが必要だという。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 福祉センター的な体制はつくらなければならないと思います。です

から、福祉センターという名称で今後対応できるかどうか、まだ当面は、私もここでは明言できませんけれども、もちろん包括支援センターを含む保健・福祉部門の、そういったセンター的な体制づくりというのは必要と思っています。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長、私が聞いているのは体制ではないんですよ。体制ではなくて、そういう施設、建物が必要ではないかと。今の役場で、例えば福祉の問題に相談に来たと。あの窓口で福祉のことを相談する、こういう形で本当にいいのか、それと介護予防のことを考えたときに本当にいいのかと、そういう話なんですよ。

それで、この問題はどういうことかという、町長、健康福祉センター、前の町長が作りたいたいというのを議会で否決しましたよね。そしてそのときの、議会在否決したときに町長も否決されたと思いますけれども、旧厚生省の払い下げの建物を改築してやれば財政的に楽ではないかと、こういう話をされましたよね。その件はどうなっているのか。なぜそういうものをつくらぬのかと、これを聞いているわけです。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの保健福祉センターの件は、厚生省の跡地のあの建物も含めて、ほかにも検討してきております。ただ、いろいろ建物の造りであるとか面積であるとかという点で、担当課ともいろいろ話をしておりますけれども、これに見合った施設が、既存の施設としてはなかなか難しいというような状況の中で、保健福祉センターについては、地区懇談会でも老人会であるとかそういった面からもいろいろ要望も出ております。私も、ここであきらめないで検討して、何としても実現に向けて考えていきたいというお話をしております。ですから、必要であることはもちろん私も考えておりますし、そういうことで今進めております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長ね、私が言っている質問は、前の町長は福祉センターをつくる、そして予算もつけたと。予算も16年4月議会で通って、12月議会で本格的に事業に入ろうとしたらそこで議会在否決した、こういう経過があつて、そのときの経過の中で、厚生省の跡地の建物で対応できるではないかと、そういう意見のもとに否決したんだと思うんですよ。

健康福祉センター必要だって言いましたよね。そういう意見だったんですよ。だから、そのところを、今いろいろ不適合だ、条件に合わないというのであったら、何で議会はあのとき、もっと調べて否決をしなかったのか。そのことに対する責任を町長はどのように感じているかと、このように聞いているんですよ。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） あのときの否決の理由ということで、いわゆる建物の建築で出ておりますけれども、当時は財政的な面ということが相当ウエートを占めていたというふうに私は解釈しております。私は、そういう意味合いから当時は反対しました、その時点では。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） やはり町民の福祉ということを考えたときに必要な施設であると。そして、財政的にどんどん悪化していると。今から、また検討するとは言っているけれども、これは非常に厳しい状況の中で新しいものを建てることはできないだろう、今の町長ではちょっと無理でしょう、否決したんだから。そうしたときに、町民のこういう介護予防をやらうとしたときに非常に後退していくのではないかと、南伊豆町は。ほかの町村との格差が広がっていく。ほかの町村には、聞くところによりますと、県では「南伊豆町だけだ、こういう福祉センター的なものがないのは」、こういうふうに聞いているわけですよ。ぜひこの点は、自分が否決した責任を持って、新しい方向性というものを考えていただきたい。これ以上町長に聞いても新しい答弁出てこないでしょうから、次の問題に移ります。

次に、ジャングルパークの問題なんですけれども、特に昨年12月定例会でも質問しましたが、地区懇談会でもこの問題が取り上げられたと聞いております。そして、昨年質問したとき町長は、岩崎産業とは就任祝いのあいさつに来たとき交渉したのみだと答弁されましたよね。そして、12月定例会後に町長は岩崎産業とこの問題について交渉されましたか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 石廊崎のジャングルパークの問題につきましては、今までの経緯等にご存じのとおりでありまして、町としては、売買の話はあそこで一応ああいう形で終わっているということの中で、あとは岩崎産業側の、国立公園の園地としてあそこをどういう計

画のもとに今後対応していくのかということにかかってきていると思います。

実際問題、あそこは施設がああいった形で閉鎖されて、そして駐車場もトイレも使われないというこの中で、これが、我々がどうこうしようとしても、これは一企業の土地でありますし、国立公園という非常に厳しい縛りの中であそこは規制されております。ですから、今までもそうですけれども、例えば岩崎産業があそこをこういったことで開発を再度進めていきたいということになれば、それについての公園法に基づく町としての意見なり具申はもちろんするようになると思いますけれども、あそこを町が先にどうこうということには、なかなか開発そのものについては果たして介入できるのかなという思いであります。ですから、あの場所については、確かに観光地でもあるし観光の拠点としてという思いはしますけれども、ただ、一番の観光客のトイレの問題であるとか、そういったことを考えますと、町としては、それは何とか考えなければならないということで、今、その面については検討しております。もし必要があれば助役の方から答弁させます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 助役からの答弁、要らないんですよ。これは、なぜこの質問をしているかといったら、町長が町長選当時に「前の執行部では交渉できないんだ。我々なら交渉が可能なんだ」と、こういうふうに言ったんですよ。言っているはずなんです。それなのに、何でトイレの開放ぐらいのことが岩崎産業と交渉できないのか。それも、就任してから約1年になんなんとする。12月定例議会の後だって交渉はできたでしょう。岩崎産業に何で電話入れないんですか、それを聞いているんですよ。そして、本当にトイレの開放ができるのかできないのか、ここではっきり言うべきですよ、町民に。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） トイレの開放につきましては、私就任して間もないころ申し入れをしたことがあります。ただ、岩崎産業としては、あそこのトイレだけの開放ということには応じられないということで、それはこちらの要望には沿ってもらえませんでした。先ほど梅本議員の言った前任者では云々ということは、私は言っておりません。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これは、議会だよりの号外みたいなやつで書いてあるんですよ、そう

いうふうに。前に見せたんですよ、12月にね。そのことはそれでいいです、水かけ論になるから。

ただ、町長、あなたがこういう趣旨のことを発言しながら、いまだに観光立町の南伊豆町でありながらトイレの開放ができないとはどういうことなんですか。だって、もっと交渉ができるんでしょう。何で電話入れないんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それほどこの問題は難しいわけです。ですから、トイレについては今検討しております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これは、前の町長も難しいということは言っていたわけですよ。我々だって、そのことは承知していたわけですよ。その中であなたは、自分が交渉できるんだと、自分なら。そういう話をしているんですよ。そういう中でこういうことを、たったトイレのことなんですよ。それが開放できない、交渉できない、交渉もしていない。交渉しているのならまだいいですよ、何度か。それでもだめだったと言うのなら、町民に対する熱意も感じるでしょう。石廊崎のジャングルパークのことに対してはいろいろ言っているでしょう。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） だから、トイレについては、一トイレだけでは話が進まない、そういうことで難しい問題であるということをお申し上げたわけでありまして、トイレについての話は、ですから別途、私は、先ほど言った助役ということに、それは説明する必要がないということですからそれはいいかと思えますけれども、トイレの、お客さんへの利便性については別途それは検討中であります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） どちらにしても、ジャングルパークのトイレは開放してもらえないと。「私の力では無理だ」と、こういうことですね。それはそれでいいとして、今度は共立湊病院の建てかえ問題についてお聞きいたします。

町長と助役は、菊池町長時代に当時の国立湊病院を、下田市、賀茂7市町村の共立湊病院

として移譲を受けるときに、町長は当時助役でしたかね。そして助役は収入役で、下田市と賀茂7市町村のいろいろと議論があったことは承知していると思います。その中で、なぜ共立湊病院組合の管理運営費の負担割合、そのうちの均等割が5%であるのか。一般的にこういう一部組合の均等割というのは20%というのが通常の見方ではありますが、何で5%だったのか、町長も当然助役としてその当時の議論の内容をある程度知っていると思うんですけども、なぜなのか、このところをちょっと、それと、もしわからなければ自分で、何で5%だったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 率の、いわゆる5%と定めたという、確たる私は、ここで今お答えはできません。ただ、私が考えるに、あの病院の利用率の問題、利用度合いですね。例えば、我が町の場合は地元とあって非常に近い、あるいは下田市であり、そういったことの考えのもとに、じゃ均等割は低くしてということではないかと思えます、今考えられるのは。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これは、今回共立湊病院検討委員会の議事録が出ていますね。この中にも少し出ていたんですよ。これはさらっと読んだだけだから、今、質問の中には特別さつと入れるわけにはいかないんですけども、5%だということは、南伊豆町の立場の弱さ、これが他市町村の協力を仰ぐために5%にしなければならなかったという、南伊豆町の立場の弱さをあらわしているんだと思うんですよ。早く言えば、この中にも書いてありますけれども、国立から移譲のときに東伊豆町が否決し、松崎町が否決に走ろうとした、移譲に対して。それに対して、今、町長に聞いたのは、どのような形の中で国立湊病院の、賀茂地区の病院としての移譲ができたのか。これは当時、いろいろと裏で、例えば県からの条件が出されていた。南伊豆町に対する、あの病院の移譲を何とか承認してくれという、ということは、国県からの、あの病院のために20億の補助金が出るということは、いわゆる賀茂地区の病院であるということが前提になって出たんだということがこの中に書いてあるんですよ。その辺のところは、町長は今どのように考えますか。それと、今起こっている建てかえ問題について国県の考えを無視した中で行動はできない、そういうことを考えたときに町長はどのように考えられるのか。

議長（藤田喜代治君） 町長。



〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今言われた、いわゆる5%云々はということですがけれども、確かにそういう、私も話は聞いたことがありますし、それについては理解できます。ですから、今、この病院の老朽化に伴うところの建てかえ問題について、それぞれの東であり、あるいは西の松崎あるいは西伊豆、こういった利用率の低い町であっても、当然共立として一緒に運営しているわけですから、それを考えながら進めなければならない。その中で、今、場所の問題が現在地でありあるいは南高の跡地へということで、構想の中でこの両論でもって議論されておるわけです。そして私は、建てかえの問題は、前提として検討委員会で検討されていますから反対ではなくて、ただ、建てかえるに当たっては場所も含め、もちろんそうすけれども財政的な面で、今どれだけの補助が県から出るのか、そしてあの土地がこういった形で県から払い下げてもらえるのか、こういったこともある程度明確にならない時点で建てかえ議論だけが先に進んではまずいという話をしていることであって、建てかえは反対だとは言っていない、私は。そこはご理解いただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） それは、建てかえは反対でないと思います。それは、この中にも書いてありますよね、確かに。そういう問題の中で、例えば100億からなんなんとする予算が要るわけですよね、100億に近い予算が要る。その財源問題について、町長、時々口にするんですけれども、明確に財源問題を、どこが幾ら、どこが幾らということははっきり出せるのかといたら、その見通しがつくというのは、町長としてはどの程度の形で見通しがついたと言うんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） もちろん細かいことまでは、今はまだ見通しがつかないと思います。ただ、今の補助制度の中で、じゃ県で幾ら補助をしてもらえるのか、そういったことはまだ明確にされておられません。特に先般の、県の担当が来られた話には、今度の三位一体の改革の中でこれらの補助金も非常に厳しくなっている、そしてそれらについての要綱が示されるのが新年度に入らないとわからないと、そういった状況です。それで、今このままいて、じゃ補助がどのくらい出るのかということ想定しますと、とてもではないけれども建てられる状況にはありません。それだけは、今の時点では言えます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） この問題は、町長、今建てかえようとか、そういう話ではないでしょう。10年ぐらい先の話でしょう、建てかえが。今から検討を始めようということなんでしょう。検討を始める中で財源問題を口にして財源問題がはっきりしないとか、そういう問題ではないですよ、問題は。そういうことでしょう。例えば町長がそこだけ、そこまで見通しをはっきりさせたいと言うのであるなら、町長は何で県知事のところへ陳情に行かないんですか。この病院は賀茂地区にとって非常に大事な病院でしょう。療養病院ではないですよ、救急病院なんです。非常に大切な病院でしょう。その大切な病院を、例えば財源がはっきりしないから方向性を決めないでおこうとか、そういう問題ではないと思うんですよ。だから、建てかえるという方向性は決まった、現所在地か移転かという問題もはっきり結論を出して、その中で財源問題、例えば県へあいさつに行ったり陳情に行ったり、そういうことをしないで、いや、財源問題がどうのこうのと言っていたら、町長は行政官であり、そして政治家でもあるんですよ。そのところを履き違えないで、どんどん県へ陳情に行かなければいけないのではないんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） もちろん陳情云々の話は、我々の検討会なりあるいは首長の会議の中でも出ております。ただそれは、制度に基づく助成があつての話であつて、ただそういう何もない制度のもとで陳情に行っても、これは県もそれなりの対応しかしてくれないのではないか。特にこういう厳しい中で、じゃ幾ら出しますよとか、この先、何年たつて建てかえについてはこういった支援をしますよということが、果たしてそこで約束してくれるのかどうだか。だから、今ある制度の中で、大まかであってもこれぐらいの補助がもらえるではないか、そして、残りを例えばそれぞれの市町が負担するとなるとこれぐらいの負担でやれるかなという見通しが立たないと、とてもではないけれども、今言っているのは、それぞれの市、我が町もそうですけれども、とても負担金が伴う事業はやれないよという話が出ているわけです。ですから、そこをもう少し、大まかであっても見通しを立てなければというのが私の、何も細かくということでは今もちろんそれは見通しが立ちません。そういうことです。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） だから、その見通しは管理者としてどこまで立てたのか、それだって、発表したっていいではないですか、どのあたりまで立っているのか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この話は、まだ最近になってからいろいろ変わってきています。それで、検討委員会では建てかえを前提とした話し合いが行われていると。それで、例えば我々の首長仲間あるいはそれらの会議の中では、財政的な面でもう少し県で詳しい話を聞くのではないかということの中で先ほどの県からの話があったわけでありまして、それはつい先日の話であります。ですから、これを公表するとかしないとかではなくて、我々は我々でできることを今進めているということです。そういうことでご理解ください。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 建てかえ問題は、どちらにしても、また後で聞きますけれども、共立湊病院との経営委託の更新がありますね。これについて新聞報道では、移譲から10年目で、ことし8月まで更新契約を延ばしたみたいですが、12月議会で町長は「地域医療振興協会から現在5,000万円の減価償却費をもらっているが、更新後は1億円の減価償却費を要求するつもりだ。これは断固として主張する」と発言されていましたが、この点はどうなんですか、もらえそうなんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 減価償却費と契約の問題ですけれども、この3月で契約更新が、3年ごとのが来ます。それで、本来ですとこれが3年の契約になるわけですが、ご存じの10年の縛りというのは19年10月ですか、来るということの中で、さらにまた、指定管理者の法律も施行になるということやらで、5,000万円の減価償却費を、今1億と言いましたけれども、全額というふうな話で協会側へは話を進めていきました。ところが、協会側は、5,000万を全額という話については、将来の経営見通しというか、建てかえを明るい見通しがという表現をしておりますけれども、はっきりしない以上は応じられないということで話し合いが平行線でした。それで、3月も迫ってきて、指定管理者制度のこともありますし、とりあえずは現行の5,000万円で契約をして、この8月で指定管理者制度に期限が来まして切りかわっていくと。期限を迎えて、そしてそこで契約を指定管理者制度に基づく契約に切



か、そういうことは町長の方で1億2,000万という話が本当にできるのか。町長、自信は本当にあるんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、病院の経営等考えますと、我々としては、組合としては病院側協会に対しては要求をしてまいらなければならぬと思います。ただそれが、先ほどから申し上げておるように、建てかえ問題と絡んできているというところに難しさがあるわけです。その点はひとつご理解いただきたい。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） この検討委員会の中では相当強行に他市町村が述べている、南伊豆町だけの病院ではないんだと。そして、東伊豆も西伊豆も、もし強行に来るなら抜けるよというような話も本当にあるんだと。そういうことも情報として町長の方はしゃべっていくべきであるし、地区懇談会でもそういうことを話していく。「私は移転には反対なんだけれども、他市町村でこういう話もあります」ということは、町民に知らしめていくということは大事ではないですか。これはこれで結構です。

次に、行政改革推進委員会の答申が出たことが報道されていますが、これは、単独のまちづくりを想定したものでですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この答申は数項目にわたって答申がなされておりまして、今取り組んでおりますけれども、さらに行政改革に取り組んでほしいという内容のものであります。したがって、単独の道を云々、歩いてほしいとかという表現には、私はまだ、それまでは理解しておりませんが、ただ、言えるのは、単独の道を歩んでいる我が町が今やることは、一層の行革をすべきだということに言い尽きると思いますので、私はそういう思いでこの答申を受けとめております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これも新聞報道なんですけれども、町の財政状況が悪化の一途をたど

っており、平成21年度には財政基金が底を尽き、翌年度から毎年赤字になる試算がある危機的な状況であることに言及と。行財政改革推進委員会の答申の中に、こういう内容があったんですかね。まだ私は概要版も見っていないもので、町長、どうなんですか、この辺。そして、町長の施政方針演説の中でも、この点のところは述べられていますけれども、どうだったんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 財政見通しにつきましては、県のシミュレーションによって、平成21年前後という表現が使われておりますけれども、我が町につきましても、もちろんそれは同じことでありまして、ただ、財政シミュレーションですけれども、例えば地方交付税であるとか、まだまだ不確定と言っては何ですけれども、不透明な面も相当あるわけです。ですから、今度の広域市町村圏の下田市において、合併に対し取り組むための合併調査委員会が各市町の助役をメンバーとして編成されますけれども、その中で、こういったことも含めて、それぞれの市町が同じ条件のもとにこれらの推計をしながら話し合いをしていかないと、今ばらつきがあるわけです。「私の町は何年だよ」「我が町は何年だよ」、それを情報交換しながら進めていかないと足並みがそろわないということもありますし、ですから、そういったことを含めて、我が町は我が町でももちろん財政シミュレーションを行っておりますけれども、そういったことで現段階では思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長は、議会が出した財政シミュレーションがありますよね。平成三十何年まで赤字にならないんですよ、南伊豆町は。そういう財政シミュレーションに賛成された方ですよね。であるなら、単独のまちづくりということ、町民が単独を選んだということ、を言われているわけで、何でその方向で、もっと検討されて、町民の前ではっきりと「私は単独でいくんだ」ということを言わないんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この財政シミュレーションは、先ほど申し上げましたように、歳入面で、もう一つは歳出面で、経常経費はもちろんですけれども投資的経費等が大幅に県の推計なりあるいは町独自、これは変わってくると思います。そして、先ほど申された議会云々

と言われましたけれども、当時の将来見通しと現時点では、投資的経費にしても相当な変動がありますから、そういったことも含めて、そのときそうだったから今ということにはなりませんし、私の場合は立場も変わっておりますし、その辺も含めてということでひとつご理解いただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 非常に苦しい答弁で、理解はなかなかできないんですけれども、答えにくいところですよ。まあよろしいです。

それで、単独のまちづくりと新年度予算編成について、町長も、今の答弁しにくさの中でいえば、単独のまちづくりをいつまでもという感じではないと思います。そういう中で考えたときに、一応平成21年ごろが一つの財政的な目安があるだろうと。これは県のシミュレーションの中の話ですけれども、そういう中で、単独のまちづくりといっても目玉は出てこないでしょうけれども、これは無理な話なんですけれども、町長は何だったと思うのかなという、今回の予算編成でね。答弁願いたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 私は、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、一昨年のあいつた結果で、今、単独の道を歩んでいるということの中で単独のまちづくりということも現在もそうしていると思います。ですから、今度の合併新法に基づく平成22年3月31日までという期限、これをやはり念頭に入れながら、じゃ我が町の単独のまちづくりが果たしてどうかということも、これを今度は考えなければならぬ。これは今後の、この3月の、県がどういった形で勧告なりあるいは何かあるかわかりませんが、それを踏まえた上で新年度に入って考えていかなければならないというふうには思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これからまた合併の質問をするわけですが、町長、合併年度によって算定替えが大分年度が違ってきますよね。余りおくれるということ、一応西伊豆があるから22年というのが一つの念頭にあるんでしょうけれども、もし合併をするのであるなら、なるべく早い方向で考えた方が合併の算定替え等のことを考えたら、各町村にとって有利で

はないかと、このように考えますけれども、それはそれで結構です。

それで、合併の問題に入りたいと思うんですけれども、2月27日の賀茂地域支援局で首長に説明があったことは報道されまして、その中で、その以前の2月何日かに助役を中心にした賀茂地区合併調査委員会を立ち上げることにおおむね合意したというような報道がされていたんですけれども、町長は、これは合意しているんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） これは、いわゆる一部事務組合のそれぞれ組合の運営会議というのが我々首長で行われました。そのときに、下田市長からですけれども、広域圏協議会というのを下田の事務局でやっております。そして、恐らく合併問題が近々県から何らかのことが示されるであろうということの中で、将来にわたってそれらの問題について連携をとりながら進めていった方がいいのではないかとということの中で、広域圏の事務局がこれらの事務局として進めていくことはどうだろうという話はそのときありました。それで、そこにいた我々が、それはいいでしょうということで、そのときのことが報道されたと思います。それで正式に合併調査委員会の話があったのは、支援局で合併についての説明会ですけれども、その席で支援局長から話はあったというふうに、そういうことで進めていくことがいいだろうということの中でそこで正式に決まったという、そういう経過があります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 西伊豆町は、何か賀茂地区の合併調査委員会にも参加しているのをためらっているような話が新聞報道の中であるわけですが、町長はどうなんですか。それは参加していくという意向なんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 私は、そのときに同意をしていますし、もちろん参加していきたいと思えます。ただ、西伊豆町云々については、私はここでどうこうコメントできる立場ではもちろんありませんし、それは西伊豆町の考えでしょうし、ただ、一緒にそろってといことはそのとき言われました。ですから、そういったことの中でも今度の合併問題も難しいなという思いは、私は、これはこれでいいとしておりますけれども、ただ、今度の場合は県で構想が練られてそして示された1市5町という重みがあるということ、そういったことも考え



ながら、調査委員会の中で共通に同じ項目をそれぞれが連携しながら話し合うことはいいのではないかなという思いはしております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） もう一回聞きますけれども、町長、西伊豆がもし賀茂地区合併調査委員会に参加しないとしても、南伊豆町としては参加しますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 参加したいと思えますし、議会の皆様にもご協力いただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） わかりました。それで、それが合併に即通じるわけでもないし、合併協議会の立ち上げということに最終的にはなっていく。大体、今、新聞報道されている中で私が聞いている流れだと、合併協議会の立ち上げは来年3月ごろを想定したいというようなことが桜井町長から発言されているように感じますが、その辺のところはどうなんですかね。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ここで新聞に載ったことをやりとりすると、私も、それは報道ですけども、私の知る範囲では、桜井町長はそういう発言はしましたけれども、それがみんなの合意ではもちろんありません。やはりそのとき出たのは、西伊豆町は1年でもまだ早いよということが出ました。ですから、そういう難しさがあるわけです、今回の合併問題では。だから、我々としては、そういったことも踏まえながら、我が町だけではなくて近隣をというところがそこにあるわけです。そういうことです。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） それは重々わかっているんですよ。ただ、わかっているながら、合併ということをしてないまちづくり、例えばばらけた、そういう想定を町長がされているとしたら、単独でいかなければならなくなってしまうと。22年までに合併ができなかったと。その後の想定を町長はされているのかどうかですよ。これは非常に重要なことであって、例えば合

併ができなかったときに財政的にどのような方向性でやれますよ、こういうふうな形でやっていきますという、そういう一つの、単独を選ぶ以上はシミュレーションを出さなければいけないのではないかと思うんですけども。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ですから今、先般の行政改革推進委員会の答申を受けて、尊重しながら行革にまず取り組むと。そして、例えば今度の1市5町という枠組みは、今まで申し上げていますように、それぞれの市や町と連携をとりながら調査をしていく。そしてその中で、例えば県の支援策もまだ決まっておりません、具体的に。この間、そういう質問も出ました。ですけども、県はまだそれについては答えられる状況にありませんということですから、そういったことも様子を見ながら、これから、先ほど言った22年3月31日という期限を念頭に入れて、この問題には取り組んでいきたいということでもありますのでご理解いただきたいと思えます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長、違うんですよ。今、町長が言ったのは、西伊豆がああいう状況だから合併は非常に難しい状況にあると言いましたよね。僕もそう思っています。そして、時間的に例えば協議会を立ち上げて1年ぐらいで合併ということは非常に難しいという感じもするから、合併協議会の立ち上げも早い方がいいだろうと。それで、もし合併ができなかったと。できなかったときの町の財政運営の方向性というものは当然、今、町民に示されているのではないんですか。前も言われましたよね。前の町長に、こういうシミュレーションを出せ、こういうシミュレーションを出せということを言われていましたよね。当然出すべきではないんですか。「単独でもこういうふうになればできますよ。皆さん、どうですか、合併にしますか、単独にしますか。単独にした場合はこういうふうに厳しいですよ」、そして行財政改革委員会がこの答申を出した。その答申の中に平成21年に赤字に転換するということが書かれているんですよ。言及しているとありましたよね。そういう形の中で考えたときに、町長、余りにもあいまいな答弁になり過ぎてはしないですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 財政シミュレーションにつきましては、近々、先ほども申し上げま

した調査委員会もそうですけれども、町としても考えながら、これは説明会等ももちろん今後行われなければなりませんし、そういった中で資料として町民のためには説明しなければなりませんから、それらを考えながら財政見通しは図っていきたいというふうに思っております。ですから、これが平成21年になるのか、あるいはそれまでになるのか、現時点での財政見通しを立てて、それらを資料に検討していきたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今日、はっきりした答弁が欲しかったなとは思いますが、なかなか言えないのはわかりますけれども、最後に、あと2点だけお聞きします。

共立湊病院の建てかえ問題、移転問題は、徹底して町長は反対するつもりですか。それとも、ある時点で移転でもオーケーだという方向で考えられるつもりですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この問題は、ですから、南高の跡地ですね、今話題になっている。その土地の問題がどうなのか、これが果たして今まで言われているように無償で県が譲ってくれるのかどうか。そこいらの、これは先ほどの、話がまた戻りますけれども県への陳情ということになりますけれども、ですから、そういった問題がはっきりしてこない、例えば、その土地代が今10億から見込んでありますけれども、負担金が伴うということになるとほかの市や町は難しい、土地だけでなく建てかえについては、ですから、それらを含めて建てかえが可能なのか、現在地であれば土地の分だけでも安くなればそういう方がいいのか、それをこれから、まだ大まかでもいいから見通しを立てないと前へ進めないという思いがあります。それは、ほかの首長や、そういった人たちも理解してくれております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） この件に関しましては、移転であろうが、現在地であろうが、何しろ建てかえができればいいわけですよ。それが一番大事なことなんですよ、建てかえをするということが。だから、建てかえをするために財源がないとか、財源が用意できないとかという問題は非常に言うべき問題ではなくて、どうしても賀茂圏域の病院としてこれを存続させるためには、財源問題を解決しなければだめなんですよね。だから、その辺のところを町長

よく考えていただいて、現在地でもいいです。ただ、現在地であるなら財源問題がさらに厳しくなるだろうということが言えるのではないかと。6市町村の協力を得られないということは、そういうことになるのではないかと思います。それで、そのことはそれで結構です。

そして、合併について最後にお聞きしますけれども、下田市長や松崎町長は積極的に推進を考えているというふうなことが報道されているわけですが、町長も、先ほど各町村の動向、町長いつもそう言うんですけども、何事も各町村の動向を見ながらという発言をされるんですが、もうちょっと積極的に、例えば「私は合併の方向を模索する」とか「単独を模索する」とかという部分のところをもう少しはっきりと示さないと、町民が、南伊豆町はどこへ行くんだらうと。だから、22年まで合併ということで考えるなら、その方向で模索するんだとはっきり言われたらどうですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それは、先ほど申し上げましたけれども、今月にどういった形で正式に県からのあれが示されるのかですけども、ですから、町としては近々に方針を決めて、例えば町民の皆さんに対しての説明会であるとか、あるいは議会の皆さんもそうですけれども、そういった方向性というのはもちろん考えていかなければならないという、現段階ではそういう思いであります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 近々に単独でいくか合併でいくかという、町の方向性を示すということですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ですから、決して消極的とかあいまいでなくて、この問題は一昨年のおあいった結果も出ていますし、それも尊重しなければならない。かといって、今度の場合は違った形の新法による合併の枠組みですから、それも考えなければならない。そして、4月からは助役をメンバーとする合併調査委員会も立ち上がる。そういったもろもろの状況を考えあわせながら、私としては方向性を出していきたい。だから……

〔「どういう方向性なんですか、それを聞いているんですよ」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） だから、その方向性については、そんな状況をもう少し様子を見ながらということです。現時点ではそういうことにしておいてもらいます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 時間ですから終わります、後ろでうるさいし。

現実の問題として、早く言えば、あいまいもことした答弁しかできないというのはある程度わかるんですけども、どちらにしても、今、財政状況が厳しいということは明白なことで、例えば、この財政状況の中で将来22年以後もやっていけるというのであるなら、それは町民に早いうちに示さないと難しいのではないかと、いろいろな意味でね。その辺のところをよろしくお願いして町政運営をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ会議を再開します。

石 井 福 光 君

議長（藤田喜代治君） 11番議員、石井福光君の質問を許可いたします。

〔 11 番 石井福光君登壇 〕

11 番（石井福光君） 通告により質問させていただきます。

大分朝より大変な質問がありまして町長お疲れのところでございますが、ご苦労さまでございます。

私は、久しぶりの質問でございますので、緊張し夕べは眠れませんでした。そういう中で質問させていただきます。

私が最初に述べるのは、通告にはありませんが述べさせていただきます。財政再建問題に関係があるので、当町には全く関係ありませんが、行政改革と関連がありますので述べさせていただきます。

今、下田市は、行政の失敗から財政が逼迫し18年度の予算が組めない状態にあり、そのため、経常経費削減、補助金カット等で臨んでいるが、5億5,000万円の不足を補うのは大変であります。また、平成23年度まで約43億円の不足であると言われております。これは、市長本人がある会議で述べております。そこで、昨年4月、行財政改革推進のため下田市では経営戦略会議というものを開き、この会議のアドバイザーに参加しておる大学教授らが次のように述べております。「全く手のつけられない状態で、今さら助言する必要はない。また、下田市財政の硬直化は全国平均よりも7年ぐらい早く来ている。どうしてもっと早く手をつけなかったか。時期を見て財政危機の宣言をすべきだ」と発言しております。このような下田市財政悪化の状況下で、合併に反対した私たちの判断は正しかったと思って自負しております。

一方、下田市との合併を積極的に推進した前任者は、合併協議会設置否決後、住民発議による署名や運動、町民の税金を使ったむだな住民投票まで、あらゆる手段を使って推進に努力してきたが、常識ある町民の判断で合併は失敗しました。その後、前任者は結果の責任と陳謝もなく退職したため追及はできませんでした。せめて、町民がこの結果について再認識いただければと述べさせていただきました。

また、先ほどからいろいろ話題になっておりますが、合併新法もできまして町長の答弁にあるとおり、私も西伊豆町がなぜああいう状態になっているかということは、町民が合併を推進して合併して、わずか8カ月の間にまた再合併ということは、これは町長としても言い出せるわけがありません。また、私たち当町におきまして、住民投票の結果、単独を選んだ中において、町長も逆の立場でこれを推進するとかやらないとかということはできるわけがありませんと私は思います、結果的に。そういうことの中で、言われたとおり、これから2年、3年後の周りの状況を見て、それでもって判断するというのは私も同意見でございます。そういうことで、この件について私の述べたいということは、合併を反対したのは正しかったということを言いたくて今発言させてもらいました。この件についての回答は要りません。

次に、通告により質問させていただきます。

県が30日、昨年7月に市町に要請した行政改革の重点取り組み項目の改善状況、要するに

集中改革プランを発表したその中で、行政の生産性の向上などを追求する姿勢が示され、特に問題があるとして改善を求めた特殊勤務手当は、23市町で70手当が今現在残っていることがわかりました。一例として、徒歩通勤手当の支給は月3,400円を支給していた裾野市を初め、富士、焼津、磐田、掛川、御殿場、藤枝、伊東の8市町で廃止または廃止を検討することが決定し、これでこの徒歩通勤手当についてはゼロになりました。また、熱海市が料金徴収、検診、浄水管理センター業務の各手当を昨年12月より廃止しました。三島、伊東、焼津、吉田、森町においてもすべて廃止しておりますが、しかし、富士宮市において市立病院勤務職員が救急医療のための医療待機手当、これは6,500円から2,500円あるそうですが、裾野市は町長等専用車運転手当、月5,000円、由比町におきましては市民体育館等業務手当、また、西伊豆町においてはごみ焼却作業手当、月8,000円が現在まだ改善されておられません。そこで、当町における特殊勤務手当の種類と今後の対策についてお聞きしたいと思います、よろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

特殊勤務手当につきましては、人事院規則第2条に規定される特殊勤務手当29項目に基づき、当町の勤務条件及び勤務体系等に合わせ、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例第2条第11及び南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例に規定し、該当職員に支給しております。

そこで、特殊勤務手当の種類ですけれども、まず、1番目として徴税事務に勤務する職員の特殊勤務手当、2つ目に社会福祉事業に従事する職員の特殊勤務手当、3として保健衛生事業に勤務する職員の特殊勤務手当、4、道路作業に従事する職員の特殊勤務手当及び5としてその他町長の認める業務に従事する職員の特殊勤務手当の5項目が規定されておまして、職種により日額4時間以内150円から月額5,000円までとなっております。

近年、行財政改革が叫ばれる中、職員の勤務実態や、昨年3月に総務省から示された新地方行革指針、いわゆる集中改革プランですけれども、等により特殊勤務手当の見直しを行うことといたしました。見直しの内容につきましては、当定例会「議第5号 南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」において詳細を説明させていただきますが、前述の5項目から、1、社会福祉事業に従事する職員の特殊勤務手当、これは行路病人・死人等の処理事務であります。2、保健衛生事業に従事する職員の特殊勤務

手当、これは伝染病防疫作業等であります。3、その他町長の認める業務に従事する職員の特殊勤務手当の3項目に改正をいたしたく、後日ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、県内他市町におきましても、集中改革プランに合わせて大幅な改正が行われる予定であることを申し添えておきます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 今、特殊勤務手当について、るる5項目あるということなんですが、当然もらわなければならない手当というものは、これは法に定められ扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当、超過勤務手当、期末手当、管理職手当、管理職職員特別手当等は、これは長期に見込まれたものであるんですが、先ほどの中で清掃業務手当というのは、日額200円、4時間以内が100円、担当課長、これはまだ残っているわけですか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 清掃手当につきましては、現在は月額5,000円でございます。4月1日からこれを廃止し、また、水道課についても水道課の手当について、あるいは税務の徴税手当、これにつきましては、町長が申し上げたとおり議案として提出する予定でございます。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 伝染病手当については、これは当然残っているわけですね、今の説明のとおり。その場合に、伝染病手当というのは保健課関係の職員が行くわけでしょうが、発生した場合に出て、ふだんは出ないわけですね。伝染病が発生したというときに、この手当として出るわけですね、そういうわけですね。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） これは、伝染病の防疫作業に携わったときでありまして、コレラ等の場合は1日500円、あるいは赤痢等ちょっと軽くなりますが、その場合は200円と、そういう金額になります。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） それはよくわかりました。これは、法律で決められたので、私個人



のことを言って申しわけないですが、私もはしたない国家公務員の一人でおったんですが、私も検査関係におりましたので、危険手当、これは本俸の3%をもらったわけですが、危険手当の場合には検疫等、伝染病の場合と同じような考え方ですからこれは当然だと思います。

それと、2点ばかりお聞きしたいんですが、項目の中で退職手当組合負担金というのが一般職の場合に給料月額1,000分の150、長については月額1,000分の300ですか、これが出ているんですが、この意味をお聞きしたいと思います、担当課長よろしくお願いします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それは、給料月額に対する1,000分の幾つという……

〔「150ですね」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） という規定で毎月給料から差し引かれております。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） そういう中で、特殊手当も県内においてもいろいろと、町長の答弁のとおり改正とか廃止、改善がなされているというのがよくわかりましたので、その件については終わって、次に移りたいと思います。

退職日に退職金算定の基礎となる基本給を引き上げる特別昇給制度が依然として残っており、県が市町に対し問題ありとして公表した、国・県が既に廃止した特別昇給制度も、3分の1を上回る17市町でまだ改善されていないと言われております。未改善の市町の大部分が基本給を1ランク上げる、俗に言う1号昇給だが、昨年、伊東市と御殿場市は退職金に100万円上乘せに相当する、俗に言う4号超給を適用してきたのが現実であります。私が確かめたところによりますと、それは12月いっぱいまで勤奨退職も普通退職もことしから1号昇給に改めましたということでございます。それで、うちの場合に、これは直接担当に聞けばいいことなんですが、議員の人の中にも知らない人があってあえて質問させていただくわけですが、伊東市の場合に勤奨退職と一般退職は1号昇給というのはちょっと不公平があるのではないかと思うんですが、当町においての見解をお聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） これにつきまして、今言われているお話は定年時60歳で、定年でやめるときに特別昇給をしている町村があるよということで問題になっていると思いますが、うちの方は勤奨だけでございまして、勤奨の場合、58歳で勤奨した場合には今までの経験年数によりまして2号から1号の昇給がございまして。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 退職特別昇給制度については、よくわかりました。

次に、3点目でございますが、県は、行政の効率性の向上に組織のスリム化として反映させるため、集中改革プランの中の5年間に一般行政部門で職員を500人、これは全国的だと思いますが削減を目指している。また、職員の給与は年功序列型から能力実績を重視した制度への転換を図るということで、県は平成16年度より課長級以上の幹部職員を対象にして実施しております。また、特定分野で高い専門性を持つ職員にも登用の道を開くということで、複線型の人事管理を導入すべきだと言っておりますが、この件についての町長の考え方の前に1点、過日、新聞報道によりますと、下田市長が言っている言葉の中に、要する給料に格差をつけたいということの中で、ちょっと読ませていただきます。「働く職員と働かない職員がいる。これで給料が同じではおかしい。働いても働かなくても同じだということになれば働かなくなる。評価システムが必要だ。机でパソコンに向かっていると仕事をしているように見える。あれもどうかと思う。職員は市民の中にもっと積極的に入っていくべきだ」、石井市長が述べております。この発言について私は、職員をかばうべき人がこのような発言をしたということは問題があるのではないかと私個人的な考えですが、これについて、要するに今言ったスリム化、年功序列型から能力実績型に移行することについての町長の考え方を1点お聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

職員の給料、これは管理職手当、扶養手当等を除いたものでありますけれども、これは、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例第2条第5項に、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは1号上位の号給に昇給させることができると規定され、当該規定に基づき適用をしております。これは3月まででありますけれども、議員ご質問の成績実績主義につきましては、昨年の人事院勧告に基づき、平成18年4月1日以降の給料に適用させる能力主義を基本とした新給与システムへの移行のため、当定例会、議第4号において、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を上程させていただきましたので、後日ご審議のほどよろしく願いをいたします。

当該改正条例におきましては、職員の昇給は基準日である1月1日において、同日前1年

間における職員の勤務成績に応じて行うこととなりますが、人事評価に対する確立した制度がないことや、総務省においても一部の部署において試行されているという現状から、国の動向や先進自治体等の事例を参考にしながら、客観的に評価できる制度の確立に努める所存であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） すべて私の冒頭の質問の中で、集中プランの中の3項目について質問したわけですが、これからはぜひ意を用いて、だれも納得するような方向の中で言っていきたいと思います。

次に、ごみ手数料の件についてお伺いしたいと思います。

今、全国で、ごみ減量のため町民の意識改革と受益者負担の観点から有料化はやむを得ないが、有料化の詳細やごみの出し方は環境問題全体として考えるべき意見が出されている。そこで、レジ袋の便利さを訴える声が出ているが、環境のためにはマイバッグの活用の方が効果あると思うが、これには多少の問題点があるわけですが。というのは、サラリーマンが昼のお弁当を買いに行くときにわざわざバッグを持って買いに行くかというのはまずないだろうという、すべて細かいことがあるんですが、そういう点が多少の問題があるということだと思えます。

また、家庭のごみの6割を占めるのがプラスチックや紙製の容器包装やガラス瓶、こうしたごみの発生を抑えるとともに、リサイクルするための容器包装リサイクル法が既にできております。それには多少の問題があり、このたび法改正に向けた最終案がまとまり、焦点となっていたスーパーなどのレジ袋は法律による有料化は見送られたとしても、事実上有料化にしていくことが明確に打ち出されております。しかし、ごみの減量につながる決め手はまだ見えてこないが、何よりも、事業者、消費者、自治体の三者が協力して、法の原点に立ち戻り、地域ぐるみでごみ減量化に取り組む必要があると言われております。

そこで、当町における、この間に関係しての問題ではありますが、依然民宿、旅館等より収集手数料として年間3,600円程度を徴収していたと聞いております。それを平成16年より廃止したその経緯については定かではありません。しかし、当町における焼却施設維持事業の経費は年間4,000万から5,000万かかり、18年度の予算を見ても、1、焼却施設維持経費5,009万1,000円、焼却施設補修工事費2,535万円、これは直接焼却とは関係なくとも分別収集等業

務委託が6,390万8,000円、合計約1億4,000万が毎年出ているわけでございます。今後、老朽化のため更新ともなれば、相当の金額が必要になってくるわけでございます。ちなみに、今の焼却施設は平成2年に竣工され15年経過している現在、その当時51億4,820万8,000円かかっているわけなんです。果たして、この大量な額を今後申請するということは大変なものでございます。これは、清掃審議会等で審議すべきであると思いますが、私は個人的に、この件について受益者負担の精神とごみの減量化のために多少の手数料は取るべきではないかと思っております。

それで、この前の、先ほどから言われております行政改革の中で、地域協働の推進の方策で、ごみ処理費用の住民負担（環境施策の費用の見直し）についてというのが提言されております。そういう中で、こういうものを多少なり家庭に、無理の額についてはもちろんこれは審議会とかで決めるべきなんです、私個人の考えでは、本当に影響のない程度の金額を徴収して、それを別途会計において、要するに今後の積立金の基金として置くべきではないかなというのが私の意見でございます。

また、過日の新聞によりますと、伊東市でも、事業所のごみ引取価格が10キロ当たり20円から40円、条例に基づいて2年後には100円にするということが載っておりました。それで、市民の場合は無料だということで、この辺の不平等の点があるので今後ごみ処理基本計画の見直しをするということがあるんですが、その件について、基金について町長の考えをお答え願いたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、ごみの収集手数料でありますけれども、現在、清掃センターへの一般家庭の直接搬入のごみと事業者の直接搬入のごみにつきましては、1日70キログラムを超えた場合に、可燃ごみは1キログラム当たり3円、また、粗大ごみについては1キログラム20円を徴収しております。ご承知のように、可燃ごみ、分別ごみを収集しているものは無料であります。ごみの有料化をしている県内の自治体は約半数ほどありますので、今後、当町におきましても、ごみの有料化につきましては、先ほども石井議員からお話のありました、このたびの、いわゆる行政改革推進委員会答申等も尊重しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 今の粗大ごみの1キロ3円ということについて、私も実際、余り行かないんですが、過日、清掃の現場へ行きましていろいろ見ていたんですが、大変事務員の出入りが多いわけですね。入るときに計量して出てきてまた計量するその回数が、全く私がいる限りでも大変な仕事なんです。その中で、昨日も、ある人から「全く職員は親切だよ」と。全く親切だというありがたい言葉を私は昨日、ある所で、ある人から言われたんです。そういう中で、陰の中でやっている仕事は、要するに下働きでなかなか目に見えないところのものを褒めていただいたということは、私は本当に感銘した次第でございます。今後も、職員についても、いろいろ伊豆市の問題も、ここに新聞がありますが、職員がどうのこうの、だめだとかこうだとかいろいろ新聞紙上ありますが、これは見方によって違いますので、私は、職員は一生懸命やっているんだと。そういう中で本当に誠意を込めてやっているということに対して、私からもお礼を言いたいと申し上げます。

次に、最後になりますが、私も老齢しているもので、余り長い質問は、変な質問をしては困りますので、最後に、石廊崎灯台の参観化について質問したいと思います。

この件については、観光面と石廊崎活性のために過去2回質問しているので、詳細については省略させていただきます。平成15年9月議会においての私の質問の中で、前任者の私に対する答弁が次のようになされておりまして、平成14年度、石廊崎の活性化として通年参観化が検討され、アンケートの実施手続に、町観光推進協議会連盟で燈光会に要望書を提出した。その後、ジャングルパーク閉園で実現不可能になった。昨年より白水城構想を再検討し、県営事業で進めている。今後、ジャングルパークの閉園後の活用化策として遊歩道計画や測候所跡地利用計画など、活性化のため地元関係機関とも詰めていく所存であると申し出ております。それで、ここに新聞がありますが書いてありますが、前任者は、石廊崎灯台の参観灯台移行と現在推進中の長津呂遊歩道整備事業には整合性があるとして理解を示し、その上で、管理者である海上保安庁に参観灯台事業を行っている社団法人燈光会と協議し検討していきたいと答弁しております。

そこで、先ほど述べました、町観光推進協議会連盟というのが要望を出したというんですが、そのメンバーと、会はどこでどういう人にしたのか、私初耳なものですから説明してほしいと思います。担当課長が昨年7月かわったのでわかりませんが、わかっている程度の説明をお願いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志） 町観光推進協議会と今申し上げていますが、正式には南国観光推進協議会ではないかと思えます。この組織は、賀茂地区の当時は1市6町村の自治体と旅館・民宿等の団体、観光施設等の団体、そういった等の団体でございまして、俗に南推協と申しておりましたけれども、南推協と連名で燈光会に通年参観の開放をお願いしたという経緯がございます。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 今の町観光推進協議会連盟というのは初めて聞いた。どこでこんな言葉が出たかわからないですが、それは今よくわかりました。

それで、管理者が海上保安庁と参観灯台事業を行っている社団法人燈光会と協議し検討していきたいと言ったんですが、これについては何回やったのか、答弁してほしいと思います。前任者の問題ですから、15年ですからわからなければ結構です。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 今答えましたけれども、燈光会の方に協議しまして要望を書いたと思えます。そのときの経過を後でお答えしようと思うんですけども、燈光会では参観灯台に向けては積極的にはおこたえするというようなお答えでございました。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） もう1点、ジャングルパーク閉園の活性化対策として遊歩道計画、測候所跡地利用計画を地元関係機関とも進めていくという中で、地元関係機関とはどこなのか、その結果はどうなのか。

もう1点、管理者である海上保安庁と灯台事業を行っている燈光会と協議し検討すると言いますが、先ほどの中で大体わかっているんですが、地元関係機関とは何を指しているんですか。保安庁、ちょっとこれわからないんですが、地元関係機関と進めていくというのがあるんですが、わかたらお願いしたい。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 参観灯台につきましては、地元の下田の海上保安部等であろうかと思えます。ほかには、例えば測候所の関係ですと静岡地方气象台、今では石廊崎灯台は、先ほど説明した、測候所は廃止になっていますから静岡地方气象台等であると思えます。

あるいは地元という部分では、地元石廊崎区という部分ということです。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） それと、結論的になりますが、先ほどからもいろいろ問題ありましたが、陳情とかすべての問題について、これはやはり行くべきだと思うんです。というのは、野球でいえばバッターが一発ホームランというのはいないんです。野球の原点はフォアボールで出たランナーをバントでセカンドへ送って、これで、ヒットでもって1点入れるというような形でないといけないということで、今後もいろいろな問題について、陳情とか、だから「検討する」ではなくて「陳情する」ではなくて「提出した」ではなくて、要するに要望書を提出しただけでは何の意味もないんですよ。燈光会や保安庁へこういう事業についてどうかということを出したことが書いてあるんですが、提出しただけではだめなんです。だから、私はあえて野球に関連して一発ホームランというのはありませんよ。行って、そこで検討を重ねて、地道にも、フォアボールの選手をバントでセカンドへ送って、ヒットで1点入れるというような方法をやっていかないと、積み重ねでやっていかないとだめだということをお願いいたします。

あれがかわったもので深くは追及しません。しかし、私は新聞を見るのが趣味になっておるんですが、過日の新聞の中で初島灯台を参観整備するというのが、これは熱海市の川口市長が申しております。というのは、新年度に関係予算、燈光会が資料館を建てるということです。これは、既に新年度に入って1年で施工する、この内容については述べさせていただきますが、市当局は新年度に取り組む初島参観灯台整備事業について報告した。それによると、初島灯台に昇降路や展望台を補強、灯台広場整備などを行い、来遊客が展望できる参観灯台を整備する。また、航路標識事業の発展などを目的に設置されている社団法人燈光会が、約100平方メートル規模の、隣接して資料館を建てるという内容で、事業費は総額5,850万を見込んでいます。その中で、地元寄附金や県補助、燈光会負担金を除くと市の負担は1,200万円だと述べております。そういう中で、市は積極的に18年度早々に正式な事前協議と許認可関連の手続を初め、来年3月の年度内完成を目指したいと述べているわけです。だから、私は2回もやっているのは、8年ぐらい前からこの問題について、参観灯台をどうするんだ、どうするんだということになかなか実現できなかった。まことに残念だなということを今思っているわけでございます。

最後になりましたが、国家公務員が、皆様も承知か承知しないかわからないんですが、私

も国家公務員の一人として、国家公務員法の解釈の中で絶対に解雇されないと。国家公務員に町村の職員は準じているわけですが、準じている職員は解雇されない、私もそう思っております。解雇される場合にはよっぽど悪いことをしたときに解雇されるんだということでしたが、過日の予算委員会の中で、発言者は忘れたんですが、国家公務員を解雇することはできるんだと。それには組織分限と能力分限の2種類があり、法的にこれに適用して解雇することはできるということを述べておりました。そこでわかったことですから、各職員に言いたいんですが、最後に、私は、やる気のある職員、やる気のあるリーダーであることを希望して、時間が少々早いですが私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君の質問を終わります。

2時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時55分

議長（藤田喜代治君） 休憩前を閉じ再開いたします。

#### 会議時間の延長

議長（藤田喜代治君） 本日の会議時間は、一般質問の都合によりまして、一般質問の終了するまであらかじめ延長しますので、ご了承ください。

保坂好明君

議長（藤田喜代治君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

質問の流れとして合併問題に触れますが、これについては今回通告を私はしておりません



ので答弁をお受けすることはないのでご了承をいただきたいと思います。

合併新法による市町村合併推進審議会が県に答申書を提出し、自主的な合併推進として賀茂地区1市5町による枠組みが提起されました。しかし、現在の賀茂地区の状況は、合併したところとそれから住民投票をしたところ、財政格差もある中で、まさしく合併に対する考え方や合併への思いの温度差がさまざまであるところであります。では、なぜ賀茂地区はこのような状況になったのか。それは、旧法に基づき、うまいえさをぶら下げた合併ありきの進め方に問題があったのではないのでしょうか。

下田市との合併については、この議場でメリット、デメリットに関するさまざまな議論がされました。その中で、合併に反対した多くの議員が、相手方は財政再建団体に陥る可能性がある」と指摘していましたが、先ほど広報「しもだ」で、下田市は財政危機とした内容が掲載され、それらの多くの報道がなされるようになってきたところであります。平成18年度から平成22年度までの5年間で約43億円の財政不足が予測され、平成19年度には財政再建団体に陥る可能性がある」とあり、その実態が浮き彫りとなってきました。ここにまた、各町の財政指数がございます。財政指数がここにあるわけでございますけれども、この内容の経常収支を見ても、我が町が16年度決算では84.7%に対し、下田市では平成15年度決算ベースで98.7%という数値でございます。また、実質的将来財政負担額比率を比較検証しても、当町は平成13年度決算から安全圏内の100%を超え、これについては、私は過去、財政運営に問題があるという質問をさせていただいたところでございますが、平成16年度決算では147.6%と若干改善されたのに対して、下田市は昭和61年度の85.9%から翌年の昭和62年度で一挙に数値が179.4%にまではね上がり、そのまま高い数値で移行し、平成15年度決算では193.3%となり、長く財政運用の改革がなされないまま来てしまったと考えられます。しかし、当町の当時の執行者は、そんな相手方の財政力に魅力があったとした答弁を、この議場でも、それから各地域を回った懇談会でもしておりました。合併制度に見え隠れする本質の部分や、東海道筋のように開けた地域と、当町のように末端の地域における合併効果の違いなど、合併そのものの分析や地方分権による自治意識と説明責任の欠落が、住民投票結果の原因の一つになったのではないのでしょうか。もしあの時点で合併へ踏み切っていたとしたら、南伊豆町はどのような状況になったのでしょうか。町民の肩の上に負の財産を上乗せしたばかりだけでなく、新市の財政の硬直化は脱し得ず、それを進めた執行部はもとより、議員の責任は甚大だったと思うところであります。

また、さきに合併した伊豆市の状況でありますが、人口減に伴い地方交付税の減額などで

歳入見込みが減り、基金から10億7,900万円を繰り入れ、財調の残高は3億8,000万円となり、大変厳しい予算編成をしたと伺っております。それでは、合併して市民生活は向上したかといえば、補助金カットなどのほか、打ち切られるサービスも多く、逆に悪くなったのが実態のようでございます。そしてまた、先ほども議論されておりましたが、新西伊豆町では、県は自主的な合併推進と言いつつも、ほぼ強制的に進める賀茂地域の合併方針に猛反発をしているという意見が圧倒的に多いというふうに私は伺っております。

このような状況をかんがみ、賀茂地域全体でよい合併をするならば、不良債務、不良資産を持って臨むことや課題や問題を先送りにする姿勢は決して許されず、各自治体とも行財政改革をとことん進め、それが、それぞれ厳しさの中にあっても自立でもいける状態が見えたとき、さらによい効率的な行政運営を行うための見地から、まことの自主的な合併推進の議論ができるスタートラインだと私は思うところであります。

大変前置きが長くなりましたが、本年2月9日に行財政改革推進委員会の答申が出されました。私も、議会からその委員として携わりましたので、その関係上、内容には触れませんが、基本姿勢を4点、具体的な方策として推進項目10項目を掲げました。その内容ですが、19ページに及ぶ推進項目がありますが、これをするか否かは町長の強いリーダーシップ以外、何物もないわけでございます。そこで、行財政改革推進委員会の答申を受けて、町長の行革推進への決意と町民の負託にこたえるため特に力を入れたい改革への考えなどありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

去る2月9日に、南伊豆町行財政改革推進委員会より、南伊豆町の行政改革に関する答申を受けました。まずは、会長以下8名の行政改革推進委員の皆様には、答申に至るまでご審議いただきお礼を申し上げます。

この答申を真摯に受けとめ、現在行政改革推進本部で検討に入っておりまして、今月中に行革大綱を策定する予定であります。今後は、この内容に沿って積極的かつ継続的な行政改革の推進に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ただいま町長の前向きなご答弁ですけれども、それにつけ加え、2点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、組織を含む事務事業の再点検をすることにより、実質的にも、名目的にも、職員の意識改革を行う非常によいチャンスではないのかなととらえることができます。そして、2点目は、将来この町を背負っていただく子供たちに大きなツケを残すことなく、改革の内容によっては前倒しをしてでも推進する決断が必要だと考えます。この2点については、町長、いかが思われますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問ですけれども、まず、意識改革につきましては、今までもそうですし、職員には折に触れ徹底してそのことは話をしてきております。したがって、今後もさらなる意識改革を進めるよう職員には徹底してまいりたいというふうに思っております。

それから、前倒しにつきましては、財政状況等もよく検討しながら、今後の町の将来そして我々の子孫、これらのことを考えあわせながら鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 先ほど町長のご答弁にありましたけれども、現在、行財政改革大綱から実施計画への作成に入っているものと推測できます。昨年県が実施した小規模市町村等行財政運営診断によると、当町においては平成20年度に基金がほぼ底を尽き、翌年度から財政赤字に転落すると示唆しておりました。

ここで一つ確認のため伺いたいと思いますが、私も行財政改革推進委員会でそれについて総務課長にお伺いしたことがございますけれども、この小規模市町村等行財政運営診断、これに基づくデータ、これは何だったのか再度確認させていただきたいと思います。総務課長、お願いします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） これは、県の合併推進審議会のもとの職員による研究会が出した資料でございます。未合併の15市町村の、同じ標準的な考え方で収入支出とも見ました中で、

大きなものの支出としては普通建設事業があるわけですが、平成16年度の決算額を使っております。そういう中でいいますと、平成16年度、それ以前が国の財政政策の関係で非常に普通建設がどこの町村も大きくなっております。そういった中で、16年度の普通建設事業をもとに、国の方では3%ずつ普通建設事業減になるよって、想定もあるんですが、そういった形の中で試算したものでございまして、平成21年度がほとんどの賀茂5市町は、ほとんど1、2町を除きまして、21年度、20年度あたりに収支が赤字になるよという結論が出ているのが研究会のシミュレーションでございまして。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 平成16年度の決算ベースで、普通建設事業費、比率含めて、その単位でずっとシミュレーションを行ったということですね、どうなんですか。

それと、その中に、例えば町の職員の定数管理計画等、いろいろ実質的なものを交えてこの数値がつけられているのか、その確認をさせていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 定数とか、そういった定員管理計画あるいは定員適正化計画については、これは標準的な目安でやっておりますものですから、各町村の実情は入ってございません。

〔「比率です、普通建設事業費」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） これは、16年度の決算額に対しまして国が示した、予想されております投資的経費3%ずつ減らした数値を標準的に使っております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の、総務課長の答弁からわかりますとおり、シミュレーションですから、実際、先のことは正直だれも見えませんが、単一的にその数値に基づいてつくられたのがこの実態だと思います。

そこで、一つ伺いたいのは、県が作成した行財政運営診断が報道されまして、先ほど同僚議員も質問していましたが、町民の多くが町の財政運営の見通しに不安を抱いているということは事実だと思います。多分町長も、そういった声を耳にしたことがあるかと思うんですが、今現在、当局が進めようとする行財政改革大綱から、当然実施計画に入るわけですが、この作業をそこで終わらせず、その延長で町独自の財政シミュレーション

を作成し、町民の方々の不安を払拭するためにも、ぜひそれを示すことが私は肝要であると思いますが、その考えについてはいかがですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど申し上げましたように、県で行われた財政シミュレーション等で、平成21年ということは云々言われておりますけれども、私も先ほど申し上げましたように、今後、4月に発足します合併調査委員会の中でも、もちろんこれは協議がなされると思いますけれども、我が町は独自のシミュレーションをこの際当然のことながら作成しなければならない。これは、今回の新法に基づく合併を検討する上で、このことが何よりも、町民に対してもそうですし、我々としても今後を見通しする上での重要な資料として受けとめなければならないというふうに思っております。

したがって、近々にそのことにつきましては、担当課に命じましてシミュレーションを行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひ改革の内容を盛り込んだ町独自の財政シミュレーションを示していただきたいと思います。

行財政改革の質問の最後になりますけれども、先ほど同僚議員が野球に例えての話をしました。私はだからといってサッカーに例えるわけではございませんが、その試合に例えて今の町の状況を話してみたいと思います。町長、私の言うことをちょっと想像してみてください。

現在、この南伊豆チームが試合終了時間ぎりぎり、わずか1点差で負けている。そこで、相手方が自陣の、自分の要は守るエリアです。自陣のペナルティーエリア内で反則をして、ペナルティーキック、いわゆるPKの権利が町長に与えられた。これを決めれば当然終了時間ぎりぎりですから1対1となり延長戦に持ち込める。延長戦に持ち込めば十分逆転の可能性はある。しかし、それを外せば、そこでゲームセットになる状況です。町長、行財政改革のボールは、既に町長の足元でございます。そのボールをけてゴールを決めるか外すかは、町長の強いリーダーシップ以外ないということでもあります。すばらしいシュートを放ち、ゴールを決めることを期待して、この質問を終わります。

次に、18年度予算編成について伺います。

この18年度の予算編成は、まさしく鈴木町長が推進しようとする希望が持てるまちづくりの礎となる予算編成だと推測するわけでございますが、厳しい財政状況でご苦労され、編成されたことは、この内容からうかがえるわけでありまして。しかし、特にこの内容で町長が力を入れた点、また、工夫をされたポイントがございましたらご答弁願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、予算編成方針でも述べましたけれども、本町が自立した魅力ある地方自治体として存在するため、編成の重点項目として次の4項目を掲げました。

まず、1点目ですけれども、すべての事業の見直しや財政支援団体の補助金の見直しを図るなどの事業のスリム化であります。

それから、2点目、自立のまちづくりに向け、時代の要請に合致する事業などの、いわゆるめり張りある施策の展開であります。

3点目は、職員の定数適正化を図り、前例にとらわれない簡素で効率的な職員体制を築く組織のスリム化であります。

4点目は、安定した財政運営推進のため、収支均衡型財政への転換であります。

このような考えの中で編成をいたしまして、行政改革を反映できたのは大小取りまぜ21項目の見直しで8,000万円程度の減額となりました。予算規模は、昨年11月6日の災害復旧費を含め、前年度対比2.4%減額の41億4,000万円となりました。

新規事業の主なものとしましては、防災ラジオによる同報無線受信支援事業535万5,000円、老朽化した下賀茂消防団の消防ポンプ自動車購入1,611万9,000円、ダムが完成した青野地区観光施設整備事業の1,970万円、全国渚サミット開催事業の80万円など、防災や観光の振興事業等であります。

また、国の法改正によるものとしましては、支給範囲を拡大した児童手当費に5,309万円、障害者自立支援法施行に伴う当面の事務的経費に61万1,000円及び介護保険法改正に伴い保険サービス給付に加え、地域包括支援センターと介護予防事業に1億790万1,000円を住民福祉に欠かせないものとして計上いたしました。そのほか大きなものでは、公共下水道事業繰出金に2億5,436万5,000円、町道大平B線改良事業7,900万円、老人保健特別会計繰出金1億163万9,000円及び下賀茂・雲見間を常設した路線バス維持事業6,400万円などがあります。

歳入についてですが、自主財源は、町税が固定資産税の評価替え等により前年度対比

1,095万8,000円の減額、そして収支均衡型財政への転換を目指しましたが、歳入歳出予算の不足額が解消できず、結果として財調基金繰入金が6,500万円で、前年度対比1億1,200万円の減額で、自主財源合計では12億9,338万9,000円で、前年度構成比より2.1ポイント減の31.2%となりました。

依存財源では、税源移譲としての所得譲与税が2,900万円の増額、災害復旧等に係る国庫支出金が5,748万7,000円の増額、国勢調査の人口減や投資的経費の影響を見込み、地方交付税が7,000万円減額の18億1,000万円で、構成比で最大のウエートを占める43.7%となりました。依存財源合計は、構成比で68.8%の28億4,661万1,000円となりました。

財政調整基金の状況見込みですが、平成16年度決算で4億2,517万1,000円ですが、予算ベースで17年度末3億18万7,000円、18年度末2億3,519万1,000円で、特定目的基金と合わせ12億4,063万8,000円となる見込みで、数年のうちに危機的状況になることが予測されます。

地方債残高は17年度末見込みで55億2,622万8,000円ですが、本年度起債額3億2,930万円、元金償還額4億9,024万2,000円で、差し引き、18年度末残高は53億6,528万6,000円を見込んでおります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 大変丁寧なご説明でありますけれども、今、工夫された点、また、力を入れた点並びに将来の予測までお話をされました。その上で、財政運営の基本であります「入りを量りて出づるを制す」のとおり、出づるを制することについては先ほども述べました行政改革でこれから徹底的に行われるであろう。将来の予測についても、それでなるべく危機的な状況を回避するという事は当然片方で考えられるわけでございます。もう片方では前段の「入るを量る」、このことが大きなこの町の課題であり、特に私は、町長の腕の見せどころであるというふうに思うわけでございます。

そこで、ついこの間、先週ですけれども、この3月4日、議会まちづくり特別委員会は、旧厚生省薬用試験場跡地について広く町民の皆さんの意見を聞くためにまちづくりフォーラムを開催したところであります。自主参加のパネリストが7名、それぞれの持ち時間10分という中で熱い思いを語っていただき大変参考になりました。また、二条出身者の鈴木圭先生の講演では、景観は人を育成し文化をつくる、そして景観によるもてなしの心とその姿勢の表現というような内容で事例を挙げわかりやすく講演をいただきました。傍聴している方々

も大きくうなずくような状況が多く見られ、また、話に聞き入っていたところでございます。広く町民の皆さんの意見を聞くために開催したまちづくりフォーラムについては当初の目的を達し、今後これをどのようにするかが課題だと私はと思いますが、町長にもそのとき参加をさせていただいておりましたので、そのときのご感想を簡単に述べていただけますでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先日私も、このフォーラムには参加させていただきました。そして、そのときもごあいさつで申し上げましたけれども、あの旧厚生省の薬用試験場跡地がいろいろな形で今までもその利用について検討がなされてきた。しかし、なかなか利用についてまだまとまらない段階で、このたびのフォーラムに皆さんからのいろいろなご提言をいただく中で、今まで検討してきていただいている産業団体連絡会あるいは庁内のプロジェクト、こういった皆様のお考え、ご提言等もあわせ一緒に検討しながら、あの旧厚生省薬用試験場跡地が有効活用されるよう進めていきたいというごあいさつをあそこで申し上げました。今もその気持ちで同じでございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） そこで、行財政改革推進委員会の答申、これは推進項目8「自主性・自立性の高い財政運営の確保」というところで、視点5「自主財源の確保」を挙げてございます。これは答申の内容を見ていただければ結構なんです、私は特にこの視点5が特徴あるこれからのまちづくりの形成や町の担税力を高めていくためには重要なポイントになるところだと思っております。

例えば、この中にあります定住促進ということにあわせて考えるならば、地域生産、加工物のブランド創生、育成や、企業誘致として環境のよい場所でのIT村の形成など、さまざまなアイデアが浮かぶわけでございます。先ほど町長のフォーラムについてのご感想とあわせて、また、町長が公約で掲げる町民参加のまちづくり、また、行財政改革推進委員会は、行財政改革の基本的考え方に町民と行政がまちづくりビジョンを共有し、よりよいパートナーシップによる町民・行政協働によるまちづくりを推進しなければならないと答申しておりますので、これを推進される考えであれば、町民共有の財産でもあります旧厚生省薬用試験



場跡地の利用計画策定については、幅広い町民の建設的な意見やアイデアを求めるためにも、町長の指示で行財政改革推進委員会を立ち上げたと同じ手法で、計画策定委員会を公募による委員で構成し、町民みずから夢や希望を抱けるようにしてみたいかと思うわけでございますけれども、このような考え方については町長いかが思われますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど申し上げましたように、この跡地につきましては、今までいろいろの方々にいろいろな形で検討してきていただいております。ですから、その人たちのお考え等もちろん尊重しなければなりませんし、今、保坂議員の言われたことも尊重しながら今後の検討課題として前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。かなり時間も薬用試験場については長い間放置をされている状況もございます。ですから、それを強く要望しておきます。当然その計画ができたからといって、すべての計画がすぐにできるわけではないということは私も理解できます。そんなことではなくて、町民の皆さんが参画してこの計画をつくり上げるということから意識の向上に派生し、それが、先ほど言いました地域生産、加工物のブランド創生など、そういった意欲に結びついていくものでありまして、ぜひ前向きな、また、迅速な対応を願いたいと思います。

それでは、要旨2の森林づくり県民税導入による主要事業に対する町の取り組み方について質問をいたします。

平成18年度より導入されます新税の考え方と税額をご説明いただきたいと思いますが、担当課長、よろしいですか。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 森づくり県民税、18年4月から導入ということでございます。まず目的を簡単に説明させていただきたいと思います。

森林は、土砂災害の防止、水源の涵養など公益的な機能を有しており、これら森の力はすべての県民が享受しておると。しかし、近年、社会的・経済的な要因等によりまして森林の荒廃が進行していることから、今後、県民の生活にさまざまな影響が懸念をされます。そう

いったことで、荒廃した森林を再生し、すなわち森林の本来持つ機能を回復し良好な森林を保全するためには、林業振興あるいは治山事業等の既存の施策等では困難であるということから新たな施策を行う必要があつて、このたびの新税導入ということになり、課税の方法ですけれども、県民税の均等割超過課税方式ということになります。これは、現行の県民税の均等割に対して一定額をプラスする方式でございまして、個人県民税は年400円ということ。法人県民税に対しては1,000円から4万円の、これは税負担配分を使いますけれども、県民税の均等割に上乘せをするということでございます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これは確認なのですが、あれですね、先ほど課長がおっしゃったように経済状況の変化により森林の権利者による整備・管理が困難になってきていると。そこで、森林が持っている土砂災害の防止や水資源の涵養を發揮させ、緊急に整備が必要な森林については民間による持続的な整備を開始するため、その必要な初期整備に係る費用を新税で出すよということですか。

〔「そうでございます」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） その上で、現在、私も山のいろいろな関係者から話を聞くわけでございますけれども、当然私も思っていることですが、このごろ山が非常に荒れているということをよく耳にいたします。南伊豆町の山はほとんどが里山であり、経済状況の変化から放置され、そのため木が生い茂り日差しを遮断するため下草が生えず、土壌がやせて保水力が低下するとともに、土壌流出が始まり樹木が倒れるというメカニズムを教わったわけですが、思い起こせば、今年の台風でも傾斜地での倒木、斜面の崩落が相次いでおります。また、保水力が低下しているためか、雨が降ると短時間で川へ水が一挙に出てきて水害に結びつく可能性が高くなってきているのではないだろうかというふうに私も思うところでございます。そうした中で、南伊豆町が誇る美しい海は山がはぐくむと言われ、また、海は、山恋人、川仲人とも言いますので、荒廃により失われる森の力を回復する、また向上させるために、個人でいえば県民1人年間400円の負担はありますが、環境を保全するためにはかえられないことだと私は考えておるところでございます。

しかし、先ほど言いましたように、民間による持続的な整備を開始するために必要な初期整備に係る費用ということが述べられておりますので、言いかえれば持続的な整備をどのようにしていくかが、多分地域で課題となることだと私は判断しております。その辺の工

夫などは、今現在、まだ考えられていないということでしょうか、どうですか。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 何分にも県の方から具体的な施策、今後どういった施策で進むという部分が示されてございません。今月14日に初めて説明会が行われるということでありました。町として、今後森づくり県民税を利用した荒廃した森林の整備ということですが、たまたま昨年12月の区長会で全区長さんに、先ほど議員もおっしゃられました台風による風倒木調査等々をお願いしております、この2月末で期限を切りまして調査をお願いしたようなところでございます。それによりますと、14地区から、今日伺いましたら整備をお願いしたいという部分の箇所づけの情報が上がってきてございまして、具体的には新年度に入ってから、その14地区について再生新税が使えるかどうかというのを町の方で判断したいし、14日の説明会において今後どういった部分で可能なかという部分も必要だと思いますし、風倒木以外の部分で荒廃した森林というのは多分にあるかと思っておりますので、その辺の調査等もしてみたいなというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私も、先ごろ伊豆農林に少し出向きまして、この県民税については教わったわけでございます。そこによりますと、今、課長が言っていたようにこの14日に説明があるよということではありましたが、事業フローが町の関与が薄いというようなことを伺いました。そうはいつても、ゾーニングは資源循環とか水道保全、人との共生の3点ということが当然でございますので、町の関与が薄いということでは済まされないだろうというふうに私は判断したわけでございます。

その上で、あえてここでご提案を一つ申し上げたいなと。例えば、環境を保全するわけでの新税でございますので、森林組合と漁業協同組合が共同でモデル地区として一つの地域と協定を結んで、森の、南でいう里山の保全活動を行えばほかからの注目を集めることになるので、このような取り組みを率先して町が音頭を取って進めていったらいかがかなというふうに考えるわけでございます。これは北海道でも漁民が山に入って森を再生させた上で、いい昆布がとれるようになったという事例もございます。ですから、そういったことも踏まえて、どうかひとつ前向きにご検討されることを願うわけでございますけれども、担当課長、いかがですか、こういった提案は。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 大変すばらしい提案かと思います。行政と民間との協働という部分ですばらしく再生しろという森づくり県民税の趣旨であろうと思いますから、多分根づくかなと思いますし、ぜひとも14日の説明会を経て、そういったものが可能かどうか、町の方でも探ってみたいというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 新しい税の導入ですから、その税の使い道、県民、町民にわかるようにしなければなりません。そこで実績を上げることが当然注目を集めることになりますので、皆さんの知恵を結集して前向きに努力されることを述べまして、私の質問を終わります。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君の質問を終わります。

ここで3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時50分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ会議を再開します。

谷川次重君

議長（藤田喜代治君） 4番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先ほど石井議員の方からもねぎらいの言葉がありましたが、私で5人目の登壇となり、町長さん初め、皆さん方、さぞやお疲れのことと思いますが、今日、私で終わりますので、どうか最後までよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、東京方面の滞納整理に越後湯沢方式の導入について質問させていただきます。

この問題、今までに関連で二度ほど質問させていただきましたが、今朝ほど私、張り切って家を出ましたら、近所の人に越後湯沢方式って何ですかと聞かれましてちょっとショック

を受けましたので、最初に担当課長からもう一度明確に越後湯沢方式の説明をしていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、湯沢町の徴収嘱託員制度の内容ということでございますけれども、東京にまず事務所を構えているということでございます。それから、徴収嘱託員を2名採用しています。この2名は、東京都の都税事務所を退職になられた、いわゆる徴収のプロでございます。現在は69歳と66歳ということで伺っておりますけれども、この方2名が都内を徴収していると、こういうことでございます。勤務条件といたしましては、基本給月額20万、勤務日数16日、勤務時間が午前9時から午後5時までということで伺っております。それから、業務内容といたしましては、電話催告、文書催告は当然のことですが、1日当たり臨宅して、近いところで5軒から7軒、遠いところに飛びますと3軒から4軒を回っていると。これが毎日ということになるかと思っておりますけれども、そういうことでございます。徴収実績につきましては、15年度が一番多かったんですけれども1,206件、徴収金が6,300万ということで伺っております。それから、東京事務所の場所ですけれども、東京都北区豊島1-1-11にマンションの一室を借りていると、こういうことでございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） この問題と申しますか、越後湯沢方式の導入についての問題ほど、考えにくいというか、わからないことはありませんで、前回の質問の折にも、町長さんも大変いいことだと思う、前向きに進めていきたいという返事をされました。そして、賀茂郡下1市5町、どこの事務局もぜひやってみたいと意欲を見せ、静岡県も積極的に実施を進めているのに、さらに、越後湯沢町まで視察に行っているのにかわらず、なぜだか実施に移せない。不思議でなりません。

そこで、一つお聞きしますが、今まで南伊豆町でも毎年東京方面の滞納整理に出かけていると思いますが、その費用対効果というか、それを過去3年ほどにさかのぼって説明していただきます。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

東京方面の滞納整理における過去3年間の実績でございますけれども、平成15年度が年3回の出張で旅費48万360円、徴収金額が447万7,891円、平成16年度が年3回の出張で旅費が56万9,600円、徴収金額は136万1,813円、平成17年度につきましては、10月、12月の年2回で旅費が54万4,608円、徴収金額が138万2,804円、さらに今月15日から17日にかけて北区に4人で出張徴収に行かせる予定であります。

それから、湯沢町方式による試算ですけれども、お答えしたいと思います。

湯沢町方式による試算でございますが、初期費用概算としまして、電算端末機設置費用等で180万円、経常費用として人件費、事務室家賃等で770万円必要になり、この費用を1市5町で均等割、徴収実績割で案分しますと、我が町の負担が約120万円で、徴収金額は約500万円と想定しております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 大変、今の数字を見ると成果が上がるなというふうを感じるんですが、町長さん、もう一回、湯沢方式の取り組みについての町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、先ほども谷川議員からご質問ありましたけれども、現在なぜ実施されていないのかということでしたけれども、進まない主な原因として考えられるのは、何といたっても、1市5町の広域で取り組まなければならないこと、そして各市町の思惑があり、負担金割合によって費用対効果が左右されるためと思われま。また、静岡県による地方税一元化構想が平成20年代初頭に予定されていて、この構想を見守っていきたい考えがあるのではないかと推察されます。

そして、こういう状況の中で、私は前のご質問のときにもお答えしましたように、この方式というのは非常にこれらの実績を見ますと成果を上げているということで実施したい考えはありますけれども、そういったことも過去には首長会議等でも述べましたけれども、何といたしても、先ほど申し上げましたように、それぞれの1市5町のなかなか足並みがそろわない。

やはり広域で取り組むことの方が効率がよいわけですし、そんなこともあって、今実施できないでおる次第であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 町長自身は、やってみる価値があるか、こうお考えでしょうか。町ではなく、全体としてやれば。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ほかの市や町と一緒にやろうということで足並みがそろえば、これはもちろん実施していきたいと思っておりますので、機会あるごとに、これは私もほかの町の首長には話をしていきたいというふうには現在でも思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先に苦しんで後に楽しむという先憂後楽という言葉がありますが、先憂後楽の理念のもとに新潟県黒川村は、今は合併して胎内市になっておりますが、その黒川村で50年の長きにわたって村長として黒川村の政治、経済、文化等の多方面にわたり村を担ってきた伊藤孝二郎さんという有名な村長さんが、ご存じかと思いますがいらっしゃいます。その伊藤孝二郎さんが31歳で村長に就任したときの所信表明の第一は、税滞納による村財政の危機を何とかしたい。そのために、職員に各戸を回らせ徴税するとともに、各村民には納税義務の再確認を図ることにしたという有名話があります。行政の大事な仕事の一つは徴税であると思えますし、先ほど町長は、施政方針の中で自主財源である町税の確保は最重要課題であると、こういうふう述べておられます。

先ほどからいろいろな同僚議員の中で、町長が、さっきはサッカーの話もありました。そういうリーダーシップをとるべきだという話が幾つか出ておりましたけれども、私も、町長がこれはいいことだと、こういうふう先ほど言われましたし、どうか鈴木町長がリーダーシップをとって、賀茂郡下の各首長さんたちを引っ張り、この問題に当たっていただきたい、こう強く要望する次第です。南伊豆が声を大きくすれば、この湯沢方式が、南伊豆よりもっと大きな効果をもたらすであろう下田市や東伊豆が拒むはずはないと思うわけでありませう。

どうか、さっきのサッカーのPKではありませんけれども、その気合を込めてこの問題に取り組んでいただきたいと、こう強く要望いたしまして、次の問題の渚サミットの取り組みについて質問をさせていただきます。

本題に入る前に、重松清さんという作家の「日本の課長」という本がありますので、少し紹介させていただきます。重松清さんが、21世紀の課長さん21人を現地直撃ルポということで、いろいろな、例えば再生・新生会社の建て直し課長とか、不況知らずのヒット課長とか、ドラえもん課長、夕焼け課長等、ずっとルポしている本ではありますが、その中に紀州南高梅という、林さんという課長が紹介されておりました。それを少し紹介させていただきます。この本が書かれたのは平成14年から平成15年にかけてですので、主人公の林さんがまだ梅課長でいるかどうかは不明でありますし、南部川村というのは平成16年10月1日に合併して、今はみなべ町になっているそうではありますが、なお、余談ですが、合併でできた新しいみなべ町にも梅課というのはまだあるそうであります。少し読ませていただきます。

この林さんがいきなり課長として梅課を率いることになった。新米課長が初めて手がけた大仕事は、2000年2月9日と10日に南部川村で開催される全国梅産地サミットだった。お隣の南部町や田辺市はもちろん、神奈川県小田原市、群馬県榛名町など梅の産地として知られる全国12市町村の首長が一堂に会し、国内産梅をアピールするというイベントである。助役と手分けして参加をお願いする市町村を一つずつ回って会の趣旨を説明して、代理ではなく首長本人の出席をお願いしました。農家の人にもボランティアで実行委員会をつくって手伝ってもらって、本当に村を挙げての大イベントだったんです。1年近くかけた準備が万端整って、後は本番を待つだけの2月8日夜、日本列島は強い寒波に襲われた。職員らが完璧に仕上げ点検も終わって、後は明日を待つだけだったのに雪がどんどん積もってきて、テレビをつけても高速道路がとまったとか飛行機は飛べなくなったとか、そんな情報ばかり入ってくるわけです。ああ1年かけてやった準備もこれで全部パーなんだなと、梅課はみんなで役場に泊り込んだんだけど、だんだん声も出ぬようになるし、通行どめのニュースばかり入ってくる。ほんまに、あの晩の寒さは身にしみたな。涙が出るぐらいつらかった。結局、大分県の大山町だけが雪のためにやむなく欠席したものの、ほかの市町村はすべて予定どおり出席してサミットは盛況のうちに終わった。それは、国内産の梅をアピールすると同時に、梅産業のリーダーとしての南部川村の、今はみなべ町の存在を大いに世に知らせるイベントとなったというふうに、こういうふうな話が載っておりました。

この南伊豆町でも、10月に弓ヶ浜で全国渚サミットが開催されると聞いております。改め



て、この南伊豆町のすばらしさを全国に発信できるいいチャンスが来たなというふうに思っておりますが、渚サミットに当たって、どのように渚サミットを位置づけ、取り組んでいく考えなのか。

2点目に、幾ら予算を考えているのか。予算書を見ると、日本の渚全国協議会開催町負担金として80万円とありますが、80万円で、全国規模のサミットが開催されるのかどうか疑問に思うわけであります。

3点目に、町民が一体となって南伊豆町を訪問してくれた人たちを歓迎できるような、町民へのPRそしてまた全国へ向けてのPRをどのように考えているのか、以上3点としてお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず初めに、日本の渚百選についてご説明をさせていただきます。

平成8年に国民の祝日「海の日」が制定されたことを契機に、水産関係の民間団体から構成される日本の渚百選中央委員会において、本町弓ヶ浜海岸が日本の渚百選に選定されました。この事業は、水産資源の供給、国民の余暇への提供等、多様な海の役割について広く国民に認識してもらうことを目的とし、自然的・社会的条件のすぐれた渚100カ所を全国から選定したものであります。選定に当たっては、まず、景観資源としての特色、2つ目が環境保全等の対策、3つ目が水産資源向上の価値等の観点から選定をされております。

平成9年に日本の渚全国協議会の設立を記念し、千葉県鴨川市で設立記念大会が開催され、平成10年から毎年、総会と渚サミットが同時開催されております。昨年は鳥取県米子市弓ヶ浜海岸、たまたま我が町の弓ヶ浜と同じ名前の海岸でありました。これも偶然かなというふうに思いがしております。で開催をされ、平成18年度の第10回の定期総会と第9回の渚サミットの開催町として、満場一致で静岡県南伊豆町に決定をされました。昨年度の米子でのサミットは、基調講演、実践発表、渚宣言、渚コンサート等でありました。本年の大会につきましては、詳細についてはまだ検討している段階ですが、基調講演では、湊の弓ヶ浜海岸の波の音をいやしの波音ベスト・オブ・ビーチとして一昨年NHKテレビで紹介していただいた、東京工業大学大学院情報処理工学研究科情報環境学専攻で工学博士の灘岡和夫教授を予定しております。

次に、予算についてであります。総会と渚サミット開催に係る全体予算は約200万円で

あります。内訳は、本町から日本の渚全国協議会へ負担金として3万円、開催町負担金80万円の合計83万円を支出しまして、日本の渚全国協議会から200万円の交付を受け実施するものであります。ちなみに、設立当初は100の市町村が会員となっておりましたが、市町村合併等で現在66市町村となっております。

次に、PRの方法についてであります。本年6月に横浜で開かれます全国協議会理事会におきまして、開催日等が正式決定となります。決定を受け、町のホームページで広報、新聞、町広報により周知を図るほか、ポスター、チラシの作成を行い、加盟市町村はもとより、伊豆半島各市町、国・県、関係機関等、幅広くPRに努めたいと考えております。また、この機会に、いやしの渚弓ヶ浜を全国発信したいというふうにも考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先ほど私は、梅をイベントで成功したという話を紹介させていただきましたけれども、渚サミットをホームページで幾つか今までやったのを見させていただきますと、大体同じような格好で進んできている。今度、9回目でしたか、弓ヶ浜が。それを考えると、これが、先ほど「海の日」の設定を記念してつくられたという、いい考えで、南伊豆町で黒潮和太鼓まつりというのが、同じく「海の日」を記念してつくられておりますよね。今回が11回目ですか、この予算が今243万円、これを、もしできることならば、あわせて合体して開催するならば、予算も440万になるし、それぞれの効果がより高まって、大きなイベントになり得るのではないかと考えるんですが、この点、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご提案は非常に有意義な考え方だと思いますし、今後、渚サミットの内容につきましては、先ほど申し上げましたように、理事会等で決定されていくことになるわけですが、そういった場でも、そういう意見として申し上げながら、せっかくの、ここで開催されますと、あとまた開催ということは恐らく当分はないと思いますので、この時期をとらえて有意義な渚サミットが開催されるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） それぞれの主催者の違いもありますし、各首長さんたちをお呼びするという日程の違いもありますし、確かにいろいろな問題はあるかと思いますが、今、いろいろなイベントが成功するかどうかというのは、やっている本人自体がおもしろいかどうか、そこが一番、やはりおもしろいなと思うイベントしか成功しないと言われておりますので、これでもし、町長さん興味を今示されたみたいですので、それぞれ各関係団体等交えて、ただ役場だけで決めるのではなくて、いろいろな人を巻き込んで、この問題を一度煮詰めてやれないか、やれる方法はないかとやって、これにさらに、私が思いつきで言っているみたいですが、でも弓ヶ浜の花火も加えていくと、すごいイベントが出てくるのではないかななんて考えているものですので、これをさらに煮詰めて、一度前向きに検討していただきたいと要望いたします。

次に、渚サミットに関連して、渚サミットをさらに意義づけるためにも、全国渚サミットという旗を高く掲げて、静岡県にも強く投げかけて、これを機会に、この渚サミットを使うと言う言葉は悪いかもしれませんが利用して、例えば、あのすばらしい松林の遊歩道整備に取り組むとか、フットライトの設置を考えると、あるいは県道手石湊線の歩道設置等を進めるとか、こういうこともあわせて推し進めていくべきではないかと思うんですが、この点の町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） このことにつきましては、今後、日程等も決まり次第、今言われたことを尊重しながら、それぞれの事業等には配慮しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔 「それはさっきのあれですか。いろいろなイベントの合体のことですか」と言う人あり 〕

町長（鈴木史鶴哉君） ですから、それらも含めて、歩道整備であるとか施設整備、それからイベントの合体、そういったすべてのことを含めて、例えばの話、実行委員会ということまでいなくても、そういった幅広い皆さんのお考えを聞けるような、そういう準備、実施に向けての対応を全体として取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） 今、町長は全体的に考えているということですが、各担当にも投げかけてありますので、どうですか、担当の方は。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、県道手石湊線について説明をさせていただきます。

県道手石湊線につきましては、歩道設置等の拡張による安全対策が長年の懸案事項になっているところでございますが、平成18年度に渚サミットが弓ヶ浜を舞台に開催されることから、再度、下田土木事務所へ歩道設置を含めた道路拡幅工事を要望いたしました。その結果、平成18年度に、湊地区若宮神社から休暇村南伊豆にかけての用地調査、補償、道路拡幅工事を計画予定であるとの回答をいただいたところでございます。

今後とも、全線の早期完成を目指して要望してまいる所存でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 議員のご質問の中に遊歩道の整備というお話がございましたけれども、過去、平成14年に松林の保安林施設整備工事という形で、約430メートルぐらいの計画でございましたけれども、伊豆農林事務所と町と湊区で協議しまして、松林の西側、季一遊への一部歩道整備を行いました。全体の歩道の整備という部分で、防火とかあるいは防犯上の観点から地元の承諾が得られなかったという部分で全体計画としては断念をした経過がございます。今後、地元との合意が得られるかといったものが進められていくことも考えられます。

〔 「フットライト」と言う人あり 〕

産業観光課長（鈴木博志君） フットライトの件です。フットライトですけれども、弓ヶ浜はアカウミガメの産卵地という形で、毎年5月から8月にかけてウミガメが産卵に浜に上がってくるということです。ウミガメというのは光に非常に敏感に習性するという関係で、ふ化したウミガメというものが、海に帰れなくなっておかの方に上がってきまして死んでしまうという部分の危険性が非常にあるかと思えます。この松林内だとかフットライトあるいはライト等については慎重に検討する必要があるかなというふうに思っています。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4番（谷川次重君） カメの問題とかあるみたいですが、先ほど町長さんが言われたように、いろいろな関係団体含めて、もろもろの渚サミットに向けて成功できるように取り組んでいただきたいと思います。東伊豆町が、町長があのような不祥事を起こして、ことし開催予定だった風サミットを返上されたようでありますが、県の方ではこのサミットに対して数百万の補助金をつけて応援する予定であったと聞いております。どうか積極的に県への陳情等を推し進めて、この渚サミットを成功に持って行っていただきたいと思います、こう要望いたします。

それでは、最後の清掃センターの業務についてお聞きいたします。

初めに町長にお聞きいたしますが、町長さんが長い公務員生活とありますが、公務員としてこの役場に奉職されたわけでありましたが、生活環境課とありますが、昔は名前が違ったでしょうけれども、ここの勤務の経験はおありでしょうか。

もう1点、町長になられて清掃センターの視察というか、ここに行かれたことはありますか。この2点、初めにお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず1点目、私は、清掃業務は経験がございません。

そして2点目ですけれども、もちろん私は就任してからも行っていますし、その前にも行っていますし、現場へは何回か足を運んでおります。そして、あの実態は私なりに把握し、補正であるとかあるいは予算等でもそれなりの意見は述べさせてもらっております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 時折私も清掃センターに行きまして、先ほど石井議員が同じような話をされておりましたけれども、一番目につくのが一般廃棄物を持ち込む車が非常に多いということです。特に午前中10時ぐらいになると、職員の一人はほとんどその対応につきっきり状態です。大学を出て高度な知識を持った職員が伝票整理だけでもったいないなど、こう思っているんですが、これが中身の問題で、自動化ができないなら、あの仕事そのものは臨時職員でも賄えるのではないかと。だから、そういう分野は、受付業務を臨時職員に任せて、清掃課の、今、受け付けもやらざるを得ない職員はほかの仕事に回す、そういう

考えも必要ではないかと、こう思うのでありますが、いかがお考えかお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 一般廃棄物収集の受付者を臨時職員でというご質問でありますけれども、清掃センターいわゆる生活環境課の職員ですが、現在のところ臨時2名を含め9名で担当しております。そのうちの事務職は4名になります。平成3年に施設ができた当時は、1日平均20台の受け付けでしたが、現在では1日平均80台の受け付けで、混雑する時間帯も10時ごろに偏っております。受け付け等は臨時で対応できる可能性がありますので考慮する必要がありますが、現在の職員が受け付けと兼ねて財務会計、統計調査など相当数を行っている関係から、臨時で対応できる事務を調査し、臨時を雇うことが有効かどうかを検討していく所存であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 平成18年度の予算書で私が一番目についたのは、職員の給料、手当等が合わせて4,200万円ほど減額となって、臨時職員の賃金が1,100万円ほどふえていることあります。いい悪いは別といたしまして、今、企業で景気がいいところの多くは正社員を減らしてパートで代用しているところであります。町長さんが、今回の数字を見ると、そういうふうな正社員を減らして、パート、臨時職員で持っていくという、そういう施策をとられているのかどうか、その点、1点お聞かせ願います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 基本的には他の職種も含めてそういう考えであります。こういう厳しい状況の中で、正規の職員となるとそれなりの人件費もかかることを考えなければなりませんし、ただ、そうはいっても臨時職員というのはどこまで臨時でいいのかということも、仕事の内容によっては考えなければなりませんし、ですから、そういう中で、私は午前中のご質問の中でお答えしましたように、ことしの予定者8名の退職者に対しては補充しないということで方針を打ち出しまして、ただし、それについては若干のあるいは短期間で臨時対応等も当然のことながら出てくるかもしれませんけれども、そういうしながら人員削減は図っていきたいという基本的には考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 私も町長の言われるとおり、財政を考えるならば今のように義務的経費等を切り詰めなければ、これは限りがありますので、どうしても職員の削減に入っていくざるを得ないなと。そういうことを、今言われたように臨時職員となってくるかな。そうなると、いろいろな仕事内容の精査といいますか、これは臨時でやれるのどうか、あるいは臨時でやれる仕事は何なのかという、国の方では事業仕分け、そういう分野も出ておりますけれども、同じように中身を照らして臨時の対応ができる部分は回すというふうな、今の町長の考えをどうか推し進めていっていただきたいと思います。

次の、一般廃棄物収集時間の短縮とか土曜、祭日のあり方、処理手数料について質問をさせていただきます。

今まで右肩上がりの景気よかった時代というのは、きめ細かく住民に最大のサービスをすることが行政の役割であったかもしれませんが、今、行政が一番取り組まねばならぬ問題は、先ほど町長が言われたように行革といいますか、財政の問題かと思います。

先日の新聞に「人口減時代、豊かさをどう実現」と題して繰り広げられた、専門家である大学教授たちの議論が載っておりました。その中に東京大学の吉川教授が、これは経済の問題で話をされているんですが、経済が苦しくお先真っ暗な状況は、砂漠をラクダに乗っていくようなものである。ラクダが企業で、乗っている人間が労働者あるいは消費者とすると、人間が欲するだけの水を飲めばラクダが死んでしまい、結局は砂漠の真ただ中で人間もじり貧になる。ラクダだけに水を飲ませると自分も干上がってしまうが、そのバランスをとりながら人間の飲む分を最大限抑えながらも、まずラクダである企業の方に立ち上がってもらいしか、今の時代は生き延びられないというふうな話をされておりました。ある意味では、行政と住民の間にもそういうことが言える時代に入ってきたかなと、こう思うわけでありまして、当然行政としてでき得る限りのサービスを低下しないように努めるのは当然であります、人間が好きだけ水を飲んでいては、ラクダ、行政も存続できないと同じように、住民もでき得る限りの協力というか、努力も必要という、住民への啓蒙活動も大事ではないかと考える次第です。

そうした上で考えていきますと、今までのように一般廃棄物受付時間を4時までやる必要があるのか、あるいは土曜、祭日のあり方はどうなのかという問題も検討してもいい時期に

来ているのではないかと思うんですが、この点、町長の考えはいかかでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、一般廃棄物の収集時間の短縮ということですが、現在、受付時間は午前 8 時 30分から午後 4 時までとなっております。平成18年度は、混雑する時間帯とそうでない時間帯、事務や施設管理の効率を考え住民サービスに影響ないと判断したため、平成18年度からは平日の午後 4 時までを 1 時間短縮して午後 3 時までいたしました。

次に、一般廃棄物の収集で土曜、祭日のあり方があります。現在、土曜日につきましては、年末年始を除きほとんど受け付けておまして、時間は午前 8 時30分から11時までであります。平均30台程度の搬入があり、職員は代休制度で 2 人が出勤しております。土曜日に受け付けをする理由ですが、旅館等から排出されるごみの処分を行うことやサラリーマンの平日に休めない人たちのために大切な住民サービスと考えております。また、祝日につきましては、可燃ごみの収集を祝日でも行っている日があり収集受け付けをしますが、その他収集のない祝日について来年度は休む予定であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4 番 谷川次重君登壇〕

4 番（谷川次重君） もう 1 点だけ、下田市では清掃審議会から一般廃棄物処理手数料を、ともかくも一度計量器に乗ったならば最低でも100円いただくようにすべきだという答申が上がってきているようですが、この処理手数料またはごみ袋の有料化等の問題をどのようにお考えでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 一般廃棄物処理手数料についてお答えします。

現在、ごみの処理手数料、持ち込みは 1 日70キログラムを超えた場合には 1 キログラム 3 円かかり、粗大ごみについては 1 キログラム20円を徴収しております。ごみは、行政サービスの最も基本的なものですが、多くの処理費用がかかることから、ごみの減量を啓蒙しながら有料化も含め今後検討してまいりたいと思います。

以上です。



議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） 最後に、先ほどから言いましたように、町長にいろいろなリーダーシップという話がなされておりまして、私も恐縮ですがその話をさせていただいて終わらせていただきたいと思います。

先ほど私は、生活環境課に何回行かれましたかとお聞きしました。町長も何回も行って現状を把握しているよという、こういう話で安心というか、よかったなというか思ったんですが、キャノンの御手洗富士夫社長は、とにかく現場が大事で、あれだけの大企業の社長でありながら、事業所には年 2 回は足を運んでいると。そして工場を見学して社員と話をしていると。現場の人間に「今度私が来るまでに自慢話をつくっておけ」と呼びかけ、次に来たときに「どうだ、自慢話ができたか」と社員の自慢話に耳を傾けるのを楽しみにしているそうであります。そして社員は、社長に自分の自慢話を聞かせることを励みに日常の仕事に創意工夫を重ね、その積み重ねが今のキャノンをつくったと言われております。

町長は、町民を代表して、外へ外へと忙しい毎日のことかと思いますが、どうか時間をこじあけてでも、各課を回って職員に声をかけ、職員を激励し、問題点はないのか、改善点はないのか等、当然今もやられているかと思いますが、さらに職員の士気高揚に努められますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君の質問を終わります。

#### 散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4 時 3 0 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一

## 平成18年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成18年3月8日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の承認を求めることについて(静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更する規約)
- 日程第 4 報第 2号 専決処分の承認を求めることについて(静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更する規約)
- 日程第 5 議第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 6 議第 2号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第 3号 南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 4号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 5号 南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第 6号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第 7号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第 8号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第13 議第 9号 南伊豆町国民保護協議会条例制定について
- 日程第14 議第10号 南伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について

- 日程第 1 5 議第 1 1 号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約制定について
- 日程第 1 6 議第 1 2 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 日程第 1 7 議第 1 3 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 1 8 議第 1 4 号 静岡県市町村職員退職手当組規約の全部を変更する規約制定及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程第 1 9 議第 1 5 号 指定管理者の指定について（人間生活改善センター）
- 日程第 2 0 議第 1 6 号 指定管理者の指定について（中木生活改善センター）
- 日程第 2 1 議第 1 7 号 指定管理者の指定について（西子浦生活改善センター）
- 日程第 2 2 議第 1 8 号 指定管理者の指定について（加納生活新興センター）
- 日程第 2 3 議第 1 9 号 指定管理者の指定について（下小野高齢者センター）
- 日程第 2 4 議第 2 0 号 指定管理者の指定について（一条多目的センター）
- 日程第 2 5 議第 2 1 号 指定管理者の指定について（石廊崎コミュニティセンター）
- 日程第 2 6 議第 2 2 号 指定管理者の指定について（伊浜山村活性化支援センター）
- 日程第 2 7 議第 2 3 号 指定管理者の指定について（市之瀬高齢者活動促進センター）
- 日程第 2 8 議第 2 4 号 指定管理者の指定について（上小野農産物集荷所）
- 日程第 2 9 議第 2 5 号 指定管理者の指定について（人間集落排水施設）
- 日程第 3 0 議第 2 6 号 指定管理者の指定について（子浦集落排水施設）
- 日程第 3 1 議第 2 7 号 指定管理者の指定について（中木集落排水施設）
- 日程第 3 2 議第 2 8 号 指定管理者の指定について（中木水産飲雑用水施設）
- 日程第 3 3 議第 2 9 号 工事請負契約の変更について（平成 1 7 年度 町道大平 B 線道路改良工事）
- 日程第 3 4 議第 3 0 号 工事請負契約の変更について（平成 1 7 年度 妻良漁業集落環境整備事業水産飲雑用水施設建設工事）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 保 坂 好 明 君

2 番 清 水 清 一 君

4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	小島徳三君
企画調整課長	谷正君	建設課長	高橋一成君
産業観光課長	鈴木博志君	窓口税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	生活環境課長	石井司君
会計室長	山本正久君	教育委員会 教育事務局長	鈴木勇君
水道課長	小坂孝味君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤博	主幹	栗田忠蔵
--------	-----	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（藤田喜代治君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第2日目の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1番議員 保坂好明君

2番議員 清水清一君

一般質問

議長（藤田喜代治君） これより一般質問を行います。

横嶋隆二君

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） おはようございます。

私は、南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、皆さんの机上にある2番目の質問の町政と町財政についての資料を、傍聴者の皆さま

んにも内容が伝わるように配付したことを一言お断りしておきます。

それでは一般質問を行います。

1番目は、公共事業等の入札、契約、事業評価についてであります。

この間も国政上でも、防衛施設庁の入札の問題が大きく報道されておりました。いつの時代にあっても公共事業の入札、契約の問題ではさまざまな問題が起きてきます。

まず、こうした中で今年の9月議会、平成16年度決算を審議した9月議会では、16年度の工事執行調書に基づいて、随意契約が130万円以上の工事58件中13件もあったということから、大きな問題になりました。2つの委員会で否決されましたが、深刻にこの問題を見詰める必要があるという点から、この問題を取り上げたわけであります。

今年の新体制のもとで、こうした工事の入札、契約、入札指名委員会の責任者に助役になるわけですが、新たに就任して、こうした事態をどのように受けとめておられるのか。そして、その後17年度の執行について、これはみずからの責任もかかってくるわけですが、この点をまず助役にお答えしていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） お答えいたします。

16年度の決算でございますが、監査委員さんの方からあのような報告が出ておりましたけれども、実務につきましては私の就任する前のことございまして、その内容につきましては、いろいろと考え方・見方によりましてそれぞれ異なるものがあると思いますが、それを受けまして、庁内で10月から随意契約のあり方について一部検討を加え、今までと違った方法をとりました。

それはどういうことかと申しますと、一応130万円という金額の限定がございますけれども、内容によりますと、その130万円を超えても随意契約にもってくるもの、それは、内容的にそれをやることによって有利であるとか緊急性が必要であるとか、そういったことが加味されます。また、その130万円以内のもの取り扱いにつきましても、今までやっていた方法だけではなくて、130万円以下であっても入札に付すと。あるいは随意契約にもってくる段階で、入札と同じような形で3社の見積もりをとって、それを入札と同じような形で、これは今までやっていなかったことですが、担当課から私のところへ持ってきて、そこでその開封を行うと。そして3社の見積もりの中の最低価格のものからそれを決定する、このような方法にやり方を変えました。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） そうすると、随契の認識については、もう一度確認しますが、今まで執行されていたやり方については好ましくなかったというふうに認識をされているのか。そして、執行したのは前任者ということですが、小針助役が就任したときは前任者が退職して約2カ月たったときであります。こうしたこれまでの経過は資料として残されていたのかどうか。その点はいかがですか。2点。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ただいまの指名関係の関連につきましては、書類等は今、総務課が所管でございますので、すべて総務課の方に書類としてはございます。

それから、認識の問題でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、その考え方、とり方によっていろいろ違うわけですが、基本的には、今までやっていたことが間違っているとか、そういう断定はできないと思います。やはりそれなりに緊急性のあるもの、必要性のあるものについては、130万円以上であっても随契に付したという現状であると思います。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） なかなか言いつらいのかもしれませんが、今までのあり方が妥当であれば、これほどのこと、しかもそう難しいことではありますせんよね。随契をやる際に見積もりをきちんととってやると。これがやられていなかったとすれば、これはきちんと今までどおりやって 先ほどそういう答弁しましたね、そういうこと。

もう一つ随意契約のあり方ですが、助役は130万円以上でも場合によってはということを言われましたが、地方自治法の施行令167条の2、これは地方自治法の234条の2に規定された随意契約によることができる場合、これは極めて限定されているのではないかと。先ほど130万円ということが出されましたが、工事契約は130万円以下、別表に掲げる額の範囲内において規則で定める額を超えないものとするとき、以下7項目ありますが、随意契約はその一つを満たせばいいものと解釈されているのか。その点はどうか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ただいまの質問ですけれども、非常に微妙なところだと思いますけれ



ども、少なくとも随契を行う段階で検討を加えまして、1項目あるいは2項目に該当するものについて行うということでございますが、先ほども申しましたように、極めて少ないということよりも、一つ例を挙げますと、特にコンピューター関係とか、こういったものに関しましては非常に金額の大きなものがどうしても出てまいりまして、今の規定とその辺の感覚の問題が大変難しい部分があるような気もしております。そして、130万円を大きく上回るものについても、随契をしなくてはならないというような状況のものもございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 時代の動向ということも言われましたが、私、ほかの自治体も確認しましたけれども、随意契約がこれほど安易にやられている自治体はないんですね。助役は今新しく出発した執行体制の中で、随意契約の認識がきちんと行われなくてやった場合、こうしたことが自治法違反で問われかねない、こういう認識はございますか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） もちろん持っております。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この入札の問題で、先ほども助役の答弁で電算の問題が出ました。16年度の工事執行調書で、17年1月と3月に電算機器が随意契約をされております。400万円以下と500万円以下。こうした問題があって、その後、昨年新たな電算のシステムの契約の問題はどのようにされたか、その点を答弁していただけますか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） 昨年ですが、私が就任しましてから、どちらかといいますと随契に偏っていた部分については、これは1点ですけれども、コンピューター関係で入札にもっていったものがございます。この部分はできるだろうということで行いました。また、今月ですが、これは2回目になりますが、やはり庁内のコンピューター関係を、パソコンですが、これを入札で行う予定でございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 最初のコンピューターの問題で入札を行ったのはいつですか。

議長（藤田喜代治君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） 7月であったと思いますが、小学校のパソコン、教育用パソコンの更新をいたしました。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 新しいというか、まだ1年もたっていない助役さんが新しい責任者だということで質問しているわけですが、先ほど、一般的にはという条件で電算の問題も随契なんていうことが過去にはあったと。ところが、随契の偏りがあるのでこれを入札にしたという点は、明らかに、こうした随契のあり方の問題点を認識したからにほかならないのではないかと、この点はまだ推測の範囲であります。

今まで、16年度の工事執行に関しては 随契130万円以上ですよ、130万円以下で随契というのが本来の姿ですが、130万円以上の随意契約が58件の契約のうち13件、22.4%、これは異常な高さです、随意契約がこうした中であるということは。これは前執行体制、前助役が入札委員会の責任者の段階で起こったものであります。契約率が指名競争入札では95.7%、随契では94.4%という額であります、これは課ごとにそれぞればらつきがあります。企画調整課2件、随意契約は合わせて785万1,900円、2件で91.4%。生活環境課4件で、随意契約は2件、95.5%の落札率。産業観光課4件、これは指名競争入札。農林も指名競争入札、随契はありません。建設課は38件中5件が随意契約。教育委員会は6件のうち随契が4件。これは、改めて自治法の認識も含めて、こうした問題を正していかなければならないというふうに思うんですが、改めて、助役はどのように考えておられるか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） 先ほども申し上げましたように、全く今議員のおっしゃられるとおりでございまして、そういうことから、昨年10月から随意契約に対する考え方を統一いたしまして、そのような考え方で今後進もうと、そのような考え方を持っております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 今、答弁で正していくということでありましたが、先ほど述べた16年度の 議会の決算委員会で執行調書を全部出してもらったのは初めてですが、これはあくまでも130万円以上です。本来、随契にあってはいけないものであります。これが前執行体制の中でやられていたと。私は、その関連で非常に不可思議に思うことがあります。いわゆる公共事業、公共工事や入札の問題はどこでも非常に大事な問題ですが、こうした責任者が昨年4月に退職されました。しかし、入札があっても間もなく、庁舎の担当部局に、それぞれの小局に訪れる、何をしているのかわかりませんが。あるいは、たびたび役場の閉庁時間等々にも顔を出す。これは個人の問題というよりは、こうした契約の問題での責任者であった者は非常に重い責任があるわけですが、こうした行為はやはり非常に不自然だと言わざるを得ない。

例えば、助役が先ほど電算の問題で言いましたが、随契の偏りがあったと。これを正して入札にしたと。こうしたことで、昨年12月議会でも、コンピューター関係でも落札率がかなりこれまでと、契約率が下がったという問題がありました。私が推測できることはまだこれぐらいであります。15年度以前 これは財政の問題で質問を行っていきましても、南伊豆町が前体制のもとで平成13年から基金を大幅に取り崩し、しかも起債を多額に起こしていくという工事を、普通建設事業を多く行って来た、こういう時期に当たっているわけがあります。

16年度以前の工事執行調書並びに自治法の随契の規定、これは工事または製造の請負、市町村は130万円以下、財産の買入れは80万円以下、物件の借入れは40万円以下、財産の売り払いが30万円以下、物件の貸し付けが30万円、これが自治法施行令で規定された随契があつてしかるべき範囲内です。こうしたことは、これまでのあり方を若干正したとはいえ、法令に対してどういう問題があるか、この点を精査する必要があるということ。もう一つは、工事執行調書を議会に、15年以前のものも提出して調査をすべきである、このように述べたいと思います。この点は、助役はどのように考えますか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） まず考え方としまして、特に最近では近隣の町であるような事故も起きておりますので、これからやはり随意契約のみでなく入札も、もちろん指名から入りまして入札等に関連しましても、十分に注意を払ってやるべきだと考えております。

また、今の結果の公表ですけれども、議会の方への提出はもちろん行う予定でございます。  
議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） この問題では、時間ももうちょっとですが、ここに掲げた公共事業入札結果の公表、入札も契約もしかりですね。それと、5番目の事業選定の段階からの情報公開、住民参加の事業評価、これの中身は今まで質問したものと違いますが、問題はそれ以前の段階、地方自治法の随契契約の規定、それと施行令の規定が、この認識がどうかという問題が一つ、これは入札をどうするかという以前の問題が一つあるということをまず指摘しておきます。

その上で今後、公共事業入札結果、これは議会で工事契約を発表しているものだけではなくて、すべて公表すると。それと、行革推進委員会の提言の中にもありますが、予定価格の公表も含めて、談合の予測される、あるいはそういうことがないような、不正な入札契約がないような事態を考えるべきだと。結果はすべてあらゆる形で公表すると。

もう一つ、今、財政が非常に困窮しております。それは何も自治体だけの責任ではありませんが、起債を起こしていく事業、あるいはやっている事業に関してもそうですが、これからやる事業に関してはなおさら、事業選定の段階からの情報公開、それと住民参加の事業評価の導入を求めたいと思いますが、この点、簡潔にお答えいただきたいと思います。その意思を確認できればいいんです。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ちょっと今質問の趣旨が、あるいは私が承知していないだけかもしれませんが、いいえけれども、ただいままで質問された事項につきまして、先ほども若干申し上げましたけれども、もちろん法令に沿った、規則に沿った、すべてその方針で進むことが望ましいというよりも、その方向で進む決意でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 最後に、町長、非常にこれは大事な問題であります。この間の事業執行の中で、役場全体が非常に緩んでいるんじゃないかという指摘を役場のOBからも受け

ている、こうした問題で。これはやはり自治法あるいは自治法施行令なりに基づいて厳に監督をして、これまでの問題点を洗う、こういうことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今までの入札執行あるいは随意契約に係る経緯というか経過、あるいはこれからの考え方等につきましては、入札執行責任者である助役からご説明したとおりであります。そして、入札契約適正化の基本原則である、いわゆる透明性の確保、公正な競争の促進、それから適正な執行の確保、こういったことが今後やはり適正に行わなければならないということだろうと思います。そして、あわせて工事コストの削減に努めながら、事務事業評価制度の導入・検討や、また今言われております電子入札や一般競争入札なども視野に入れながら、新たな入札制度等の検討を進めていかなければならないと、またその必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この問題は、関連した問題で先ほど助役が述べたように、近隣の町村で非常に重大な問題が明らかになったと。他山の石はもちろんのこと、こうしたものはきちんと精査されなければならない。契約の問題が腐敗と不正の温床になる、その可能性がまたで報道されている。しかも、その犠牲になるのはだれかといえば住民です。それが住民の生活に間接的に、直接的にのしかかってくる。この点を自覚して、これまでのものを含めて精査して、法令に対する検討も改めて進めていただきたいというふうに思います。

次に、町政と町財政の問題であります。

お手元に配付した南伊豆町財政諸指数、それと性質別歳出の科目順位と推移、同じものが下田市、それと南伊豆町財政指数推移、これは抜粋のグラフです。それと、新旧伊豆市の普通交付税の推移があります。この資料は、全国すべての自治体の財政が一目でわかる決算カードに基づいて、南伊豆町の場合、16年度まで決算が出て、決算カードはこの町ではつくられていませんので決算の資料に基づいて、下田市は県の公表資料を当てはめて作成した公表実数値であります。この資料に基づいて質問を行っていきます。

まず、12月の議会で私が行った一般質問で、当時、新合併特例法のもとでの合併に関して、

合併の前段として県下市町村の財政シミュレーションがつけられた。それに対する総務課長の見解は、これは県が町の条件を一律に当てはめて出したもので、当時12月の時点でも、今の町の執行状況とは違うという答弁でありました。今議会でもこのことは答弁されておりますが、財政執行の一番の責任者というか、いわば行政の中でも財政部局、行財政の係長担当者で実務をやっていないと、決算カードはもとより、財政の流れを見る機会というのは役場の職員の中もおおよそないと思います。かといって、私どもも議会に入って時間を労していますけれども、市町村合併の問題が起きて本当につぶさに自治体を見詰める、それこそ、ない頭にむちを打って勉強してやっとたどり着けるかどうか、そのうちに町が残っているかどうか、そういう瀬戸際で今日まで来ているものであります。

その部局に長くいてご理解されていると思います総務課長に、地方財政の現状と見通しを簡単に述べていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 地方財政の現状と申しますと、18年度予算をこれからご提案申し上げるわけですが、町長がご説明した予算編成方針で申し上げましたとおり、歳入に見合った歳出という考え方、あるいは町長の施策の中でのなるたけ財調基金、起債に頼らない予算編成を心がけたつもりでございますが、6,500万円の、前年よりは1億1,000万程度減になっておりますが、そういったどうしても収支が不足した結果として6,500万円を財調基金から繰り入れせざるを得なかったといったことが現状かなと。

それから、今後につきましては、どうしても住民に直結する、あるいは法律で定められた業務については住民サービスに大きく影響がありますもので、それは執行していかなければならない。普通建設等は、今、過疎債が現実でございますが、そういった利用をしながらなるたけ抑えてくれといった考え方で、今後進みましても、シミュレーション的には、財政調整基金は18年度末で2億3,000万円程度を予算ベースで見えております。財調基金、そのほかに目的基金を合わせて12億円程度、これら財調の取りつぶしをやっていきますと、数年後には収支が赤字になることが予測されます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは、現状と見通しという私の質問がちょっとあれだったんでしようけれども、現状の予算編成をこれまで組む上ではそうでした。総務課長が就任されたの

は平成14年ですね。この間の財政の流れとの関連では、どのように予算といわゆる執行、予算編成について考えられていたか、この点を簡潔にお答えいただけますか。予算や財政の動向ですね。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

時代の流れに、時代というか国の流れに沿った中で、まず地方財政対策、それに基づいた歳入、いろいろなものに頼る本町でございますので、国の流れの経済対策、要するに国の考え方といたしまして景気浮揚対策、それらが地方財政対策に反映してきたことは、その当時からありました。そういう中で、14年初期はダイオキシンの関係、ダイオキシン法にかんがみ、これについても国というより環境の問題の中で2カ年、それから三浜小学校の建設、そういった町としての課題に取り組んで、しかも行財政改革、これについては、やっていかなければならないということで取り組んだつもりでございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） もちろん財政の元締めにはとはいえ、執行者、当時の町長、助役はもっと重い責任を持つものでありますが、私は、合併が云々というよりは自治体のあり方がどうなのかと、これを今回の質問だけではなくて引き続いて考えていきたい。

お手元にある資料の一番上のページ、南伊豆町の財政指数、この間、三位一体の改革だ、地方交付税の動向があるということは言われてきました。国の動向が変わったのは、一番上の基準財政需要額は2000年がピークで、それ以降は減少していることがわかります。これはなぜ20年のデータかということ、1987年から、日本をその後路頭の道に追いやるバブル経済が始まっていると、これを念頭に置いていただきたい。

よく言われている普通地方交付税額というのは、大方、1行目の基準財政需要額と基準財政収入額の差であります。また、入りをはかって出るを制すというふうに言われていますが、基準財政需要のピークは2000年ですが、基準財政収入は1995年にもうピークを迎えている。普通地方交付税のピークは財政需要額の指数と同じ2000年です。この意味合いは、バブル経済が破綻したのが、1990年に首都圏で破綻したと。それから日本の行政も右肩上がり、民間はその前に軌道修正をしておりますが、これがブレーキがきかないで右肩上がりが続いてきたのが2000年。基準財政需要額は、自治体があるべき、必要とする人口や産業動態に応じた財政需要です。それと実態に応じた収入の見込み、これが決算で出た結論の数字でありま

す。こうした流れがある。

そして、南伊豆町の財政の流れ、使い方がどうであったかという点、前体制は6年やりましたが、平成11年、2000年から始まりましたが、入りをはかって出るを制すとよく言いますが、基準財政需要額の算定が既にもう減ってきている13年から、前体制が起債を過去にも比して、詰まってきた財政の中で起債を執行している。2000年、平成15年には地方債を9億6,100万円、もちろんさまざまな事業があるけれども、入りをはかって出るを制す、こうしたことを考えれば、自治体が困窮する方向にはやはりブレーキをかけなければいけない。

財政調整基金の執行に関しては、その前にもピークがありますが、2000年、引継ぎの前後に13億円あった基金が、わずか13、14、15年で8億円近く使われてきている。基金の取り崩し、貯金の取り崩しと借金の仕方がまさに反比例している。だもんだから一番下の、いわゆる将来の財政負担の危険度、過去に同僚議員もグラフで示しましたが、前任者の前の執行体制のときは将来の財政負担率は84%、その後、引継ぎ2年目までは76%だったのが、100から一気に平成15年度は150に上り詰めた。これが100に戻るのに、5%ずつやって10年かかるという指標であります。

表の説明は大体その辺で、全部やっていると長くなってしまうので。

こうした執行の中身が性質別にどうであったかというのが、その次の資料であります。

ちなみに、一番下の財政の危険度の指数は平成16年に若干減少しております、2.8%、約3%。これは合併の否決をして、この年度、保健福祉センターの起債をやめて起債を大幅に、まだ若干ありますけれども減らしてきた。同時に、基金の取り崩しをほとんどしないできた。これがこのデータの後ろから2枚目のグラフでもわかるようになっております。

同じ視点で下田市の表を見てもらうと、なぜこれが下田市かと。合併問題でいろいろ例がありました。きのうの質問でも出ましたが、これは私の財政分析とかではなくて、広報「しもだ」の2月号で、下田市が財政危機宣言を行いました。下田市が将来財政再建団体になる、これは本当に大変だなと、他山の石にしなければならないなというものであります。

その下田市の現状は、平成16年度、下田市の財政指数の2枚目を見ると、南伊豆町は平成15年度の150から、16年度は6月に行政改革特別委員会を議会で発足させてさまざまなブレーキをかけてやってきましたが、下田市は、平成15年度から16年度に危険度がさらに増している、196%。これは10%ずつこの負債を返すにしても約20年かかると。しかも基金はゼロで、相変わらず起債が、地方債の発行が行われている。ここに非常に深刻な度合いがあると。



そこで、非常に長くなってしまったんですが、総務課長、私は一昨年の4月に行われた合併問題の説明会、当局者が出した説明の資料で、当時余り見方もわからなかったけれども、15年の末に下田市の財政見通しが出されて、南伊豆町も出された。当時、南伊豆町は18年度には、同じ赤字でも標準財政規模の2割近くいく財政再建団体になる、こういう資料を渡されました。一方で、私は16年6月の議会で下田市の財政資料を見て、南伊豆町には後でその中身がわかったわけですが、16年度の合併協議会の否決のときに、下田市が19年度に財政再建団体適用の指数が明らかになるということを言っています。一方で、これから3カ月おくれた時点でも、合併推進の議員は、下田市の財政は南伊豆町よりもいい、こういうことが言われている。財政の執行のもとに、こうした事態が深くつかまれて、議会、住民にきちんと事実が示されるかどうか、これによって1万人の生活が大きく左右されることではないか。

その点、総務課長、当時出された財政見通しでは、先ほど説明した国の基準財政需要額の算定が減っている。本来、緊縮財政をやらなければならないときに、執行体制の一人として、当時は役場庁舎を建てる云々も含めて赤字財政の見通しを出されてきたんだなと。こうした経過を改めてどのように感じるか、お答えしていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） ただいまのご質問につきまして、財政見通しにつきましては、それはあくまでも見通しの中で、町の総合計画あるいは過疎計画にのったものをもとにつくっております。あるいは、今後予想される各課の事業計画に基づいて出しております。ですから、その財政見通しをつくる際には、このままの計画でいった場合には財政収支がどの程度悪化するか予測を立てた上で、ギャップの解消をどのようにするかという見通し、知ろうとするための見通しであるというのを前段で断っているはずだと思っております。そういった中での財政見通しをその時点を出しています。政策の中で財政は当然進まなければならない話だと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 当時の最高責任者が今いない中で非常に厳しいかと思うんですが。しかし、政策と一体とはいっても、財政の裏づけがあってこそ自治体があり、そのもとに、何よりも住民の生活があるということを忘れて政策や政治があってはならない。しかも、こうした事例 下田市との比較を出しましたが、下田市は国民健康保険税も南伊豆町よりか

なり高い。まさに条件付きの問題であっても、資料であっても、これを議会で質問して、ようやくこれが16年度の質問で庁舎建設をしたらこうなる、しなければこうなる。住民は日々の生活で本当に困窮しているから、赤字がこいたらつぶれると、何かすべてがなくなってしまふような錯覚、追いまくられたような錯覚に陥って、財政の問題がだめであるとイコール合併をしなければならないのか、何かそういう錯覚がこの間もあったのでは 実際にあったわけでありませぬ。

今日の伊豆新聞のコラムで、これは伊豆新聞の記者が自分の言葉で書いてあるので読んでいいと思いますが、「先週、西伊豆町の藤井町長が施政方針に追加する形で、今合併についての考察を述べ、国・県の方針を受けて合併したはずの町の厳しい現状を議会に説明した。『国・県の意向に沿った合併町村が厳しい状況に置かれるのは本末転倒』と。」ところが、国・県は、国・県の責任で西伊豆町が合併したというふうには考えていません。あくまでも自主的に自分たちの思いで議会で議決をした結果だと、そういう認識であります。

合併して厳しいというのは、配付資料の最後に新旧伊豆市の普通地方交付税の推移がありますが、これは注釈が書いてないのですが、15年度までが合併前の天城湯ヶ島町、土肥町、中伊豆町、修善寺町の地方交付税の総計です。地方交付税の総計というのは、いわば比較の指標も一つはありますが、事業のありなしによって変わるものもあります。しかし、合併の説明会で県が示した資料は、合併しても地方交付税は変わらないと。こういう中で、15年度決算、そして16年度決算、16年度は若干ふえているように見えますが、17年度は決定額であります。15年度決算より若干減っています。少なくとも合併の説明では、これが10年間は保証されると。

ところが、先ほどの前の資料の、基準財政需要と自治体のあり方、自治体の財政運営上の指数が大幅に削られている今、合併した自治体もこの基準財政需要がもともと減っている。それと基準財政収入の差では当然減らざるを得ない。しかも、この減った額は単一算定、その自治体を合わせた人口それぞれの積算ではなく、単一の自治体としてみなした積算からすると、これからさらに10億円も交付税が減ってくる。40数億円が32億円にまで、これが平成16年度の県の試算であります。

しかも、これも伊豆新聞だったと思いますが、先ごろの記事、紙面に、同じ人口規模の函南町より職員が倍いると、そういう大変さが言われていました。これは、したらない、しなかつたらないということではなくて、もうすることそのものが、何をいわず、首長やそれぞれの議員が多い少ないではなくて、その地方にかける税を全く引き揚げてしまふ、考えて

いないというふうに言っても過言ではないと思います。

その点、最後に町長に質問をします。

南伊豆町はおとし、さまざまな制約がありました住民投票で自立の道を選択して、議会が行革特別委員会を開いて提言をする。今回の行革推進委員会は総務省の肝いりの行革推進委員会、しかしその中の委員は自立の町の志を持って、行革の町を残すための取り組みをしてきました。いち早く合併しない町の宣言を出した福島県矢祭町の町長は、町議会時に、町執行部、職員、町民が郷土愛あふれる議員たちとスクラムを組んで、町の発展のためにさらなる努力をしていくことに大きな喜びを持っているというふうに語っております。町長の見解を、合併に賛成とか反対ではなくて、自治体のあり方としてとことんどう努力をするのか、その意思を答えていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今度の合併新法に基づきいわゆる県の構想、そして枠組み等については、昨日、一般質問等でお答えしたとおりであります。

そこで、我が町は、今、横嶋議員が言われるように一昨年あの結果を踏まえて、そして今、単独の道を歩んでおるわけですがけれども、やはりこれから4月以降には、昨日も申し上げましたように、合併調査委員会がこの広域市町村圏の中で設置されて、いろいろ調査が進められていく。そして、我が町もちろんそれに一緒になって検討に入るわけですがけれども、これらを踏まえて、今出ておりました財政見通しであるとか、あるいは議会、町民の皆さんのお考えを幅広くお聞きしながら、検討を加えながら、この問題については検討してまいりたい。そして、今置かれている町の現状、将来見通しをよりの確に把握しながら、そして我が町の将来あるべき姿を描いていきたいというふうに思っております。

以上です。

12番（横嶋隆二君） 以上で私の一般質問を終わります。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

清 水 清 一 君

議長（藤田喜代治君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

一番初めに書いてございます新年度予算、予算編成の重点項目ということでございますけれども、この間、全員協でいただきました資料によりますと、一般会計の方につきましては、町長は、1つ目としまして事業のスリム化、2つ目、めり張りのある施策展開、3つ目、組織のスリム化、4つ目、収支均衡型財政への転換を目指した予算編成ということでございました。いろいろ見てみましたが、見るだけではわからないものですから町長にお伺いします。

この1つ目の事業のスリム化、また3つ目の組織のスリム化等、結局この2つはみんなスリム化という言葉であらわしておりますけれども、この内容というか、この目標に掲げたのは何があられるのか。また、2つ目にありましためり張りのある施策展開、また4つ目に収支均衡型財政への転換を目指すとはありますが、めり張りとは均衡は大変難しい問題がありますけれども、この編成の中で町長がどのように考え、どこに町長としての考えを反映してあるのか、ご説明をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町の財政状況は、歳入では観光産業の衰退による町税の減収や、あるいは聖域なく継続する三位一体の改革に伴う地方交付税や各種補助金の減額など、昨年に引き続き非常に厳しい状況に変わりはなく、財源の確保は困難が予想されるところであります。具体的な予算編成方針につきましては、昨日の私の編成方針の中でそれぞれご説明したとおりでありますけれども、特に自主財源である町税の確保は最重要課題であるというふうに認識しております。そして各種料金も含め、より一層の町税徴収努力に努めてまいらなければならないというふ

うに考えております。

一方、歳出ですけれども、投資的経費の抑制はある程度可能ではありますが、年々増加の一途をたどる社会保障費あるいは公債費及び人件費削減は見込むものの、義務的経費は極端な減少は見込まれず、より一層の効率的行政運営に努めることにより、住民サービスの維持・向上を目指すことが重要な課題となっております。

18年度の予算編成に当たっては非常に厳しい状況下での編成となったため、重点施策、重点項目を定め、メリ張りのある予算編成を行い、経常経費の削減、事務事業の合理化を図る一方、町行政改革推進委員会の提言等も加味するとともに、極力、起債や財政調整基金に頼らない財源に見合った歳出の削減に配慮しつつ、町民本位の視点に立ち、限りある財源の有効かつ適正な運用はもちろんのこと、国・県の予算編成の動向にも留意した上で、安定した住民サービスの提供を目指して予算編成を行ったところであります。

重点施策として、行財政改革推進事務、電算処理推進事務、基幹業務事務、コミュニティ施設整備補助金及び南伊豆町児童支援委員制度等による自立のまちづくりの推進、同報無線受信支援事業　これは防災ラジオであります　それから消防ポンプ自動車購入事業、公共下水道建設事業、妻良漁業集落環境整備事業、南豆衛生プラント組合負担金、急傾斜地崩壊防止事業及び公共土木災害復旧事業等による快適で安心して住めるまちづくり、遊休農地美事業、海中クリーン作戦、下流漁港漁業基盤整備事業及び石井関口頭首工魚道整備事業等による農林漁業の新しい展開、道路改良事業及び路線バス維持事業等による交流を支えるネットワークづくり、青野地区観光施設整備事業及び全国渚サミット開催事業等による地域資源を生かした観光の振興を定め、またその他必要施策として、介護保険特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金、共立湊病院の運営管理、観光振興事業等の推進、有害鳥獣被害防止対策の推進、港湾事業の推進、焼却施設等維持事業、水道事業の推進を定めました。

重点項目は事業のスリム化、メリ張りある施策展開、組織のスリム化、収支均衡型財政への転換であり、これらを目指した予算編成で、一般会計ベースで前年対比2.4%、1億300万円の減額で、総額41億4,000万円の予算規模となった次第であります。

詳細につきましては後日の委員会等でご説明を申し上げたいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 予算編成の重点項目ということで町長から言われましたけれども、めり張りあるスリム化とかいろいろありましたが、政策をいっぱい言われて、よくわかっていましたけれども、この中で産業振興にどのようなものが盛り込まれてきているのか。農業、漁業あるいは林業、また建設業あるいは工業の方々、あるいは商業、小売業の方々、また観光業、ホテル・民宿業の方もおられます。これら地元で事業を行っている町民の方々、またこれらに勤めている町民の方もおられるわけで、なかなか1つの産業には集中的に予算配分はできないと思いますけれども、この今の町の財政で、できるものから実行していかないと何もできないわけですから、振興施策として、町長あるいは担当課長の方で考えられて盛り込まれたというものが何かありましたら、ご報告願います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問ですが、この件につきましては、先ほど清水議員も言われたように、先般の議会運営委員会の際にお配りした資料等にもこの予算の概要があるわけですが、それらに個々に各項目ごとには掲載をしてございます。

なお、具体的なことにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、委員会等で担当課長より説明させます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） わかりました。それにつきましては、また委員会の方で質疑させていただきます。

この予算編成の中で、補助金の問題がよくこれまで出てきます。補助金はこれまで各団体にいっぱい出ているわけですが、これまでは毎年、削減削減という形で来ました。ことは、私もまだ予算書を見た段階で、どのような状況になっているのか、まだ比べる段階にはなっておりませんのでわからないのですけれども、全体でどのくらい補助金を削減したのか、あるいはアップしたのか、その考え方。

また、昨年度も資料をいただきましたけれども、全体の補助金の団体数とか、あるいは大きな団体等はどのくらいの金額があるのか、また減らしたところがあるのか、あるいは新たなものがあるのか、あるいは廃止の補助金があるのか。そういうものを、簡単でいいですけれども、わかりましたらご答弁をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今度の予算編成に当たっては、これは昨日も述べましたとおり、経常経費の削減あるいは補助金の削減等を行ってきておりますけれども、今言われた補助金でふえたというものはございません。あるいは削減の中でも1%、あるいはそれ以上のカットもありますし、全額というものもあるいは入っておると思います。

細かいことにつきましてはまた後日ご説明しますが、平成18年度当初で1億4,826万5,000円の補助金でありまして、平成17年度の当初が1億7,387万9,000円で、差額が2,561万4,000円、これが補助金の総額の減額であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の話によりますと、予算書では比較できなかったものですから、今トータルで見ますと約15%ほどカットされたという形になっておると思います。これも、団体によってはその聖域とかというものはあったと思いますけれども、単純に言えば、大ざっぱに最低でも1割カットになっているんだと、多いところについては2割以上のカットがありますよという形で把握しておいてもよろしいでしょうか。総務課長でもいいですよ。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） そういう考え方でいいかと思えます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 本当はいっぱいつけたいんだけど、補助金をカットしなければならぬ団体もあったという形で、大変苦労されたと思います。それぞれ各団体も運営上苦労されると思いますけれども、大きな団体については、やっぱり財政的に苦しくなってくるという形になっております。それと同じように、町の方も苦しいと。そういう補助金も団体と同じようなつもりで、補助金カットになったから運営はできないよという形になってくると思うものですから、町も国から来る補助金がなくなった場合どうも苦しくなっているという状況ですので、それを踏まえて、団体も苦しいんだから町も苦しいんだよという形でこれからも説明して、各団体を振興する お金を減らして一生懸命やってくれと言うのは難しいと思いますけれども、そういう指導をお願いいたします。

その予算編成に苦勞してきたというわけでございますけれども、次にまいりまして、行財政改革でございます。

町の行財政改革推進委員会では、このほど行革に関する答申で、基本姿勢として、1つ目として、改革は町民の視点ですべての事務事業の点検というふうになっております。2つ目としまして、スマートな組織を目指すため、役場並びに関係団体の組織の再点検という形でございます。3つ目として、職員の意識を高めるため、全職員が意欲的に改革に取り組むということになっております。4つ目が、地域の知恵と力を結集して町民とともに改革を推進とありますが、この推進委員会の答申に対し、どのようにこれから考えて行動していかれるのか。町長はどういうふうに考えておられますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） このたびの行政改革推進委員会の答申を受けまして、これは昨日も施政方針なりあるいは一般質問の中でもお答えをいたしましたけれども、これらの内容をよく精査あるいは検討しながら、そしてこの答申を真摯に受けとめて、職員にも徹底し、そしてそれぞれの項目について取り組んでまいりたいというふうに思っております。

この答申を受けまして、今、行革推進本部で大綱の策定に取り組んでおります。そして、その下には作業部会等もあるわけでして、推進本部が課長あるいはその作業部会が主幹クラスということでありまして、それぞれで今チームを組んで検討しておりまして、いわゆる集中改革プランとしての公表も行い、さらには継続的にこれが実施されるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 財政の厳しい中、行革は必ずやっていかなければならないということになっておりますし、これまでの行革は、私も出て思ったんですけれども、平成6年、7年、8年ごろに行革大綱の前回のが出ております、10年ほど前に。それがしっかりできてきておればこういう状況ではなかったのではないかと。あるいは、その前回の行革大綱がこれまできちんと実行されてこなかったのではないかと。ですから、今、行革本部あるいはチームで行革大綱をつくると言っておられますけれども、これからこの大綱をつくった場合、しっかり推進して実施計画ができるのか。今から10年ほど前のは、実施してきていたと思うんです



けれども全部はできなくて、こういう状況に陥っているわけですから、そういう10年前の轍を踏まないような考えでおられますかどうかということ、町長はどう考えておられますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今言われた平成6年ですか、8年ですか、この行革推進に取り組んできて、そして今これが第3次になるところです。そして、それぞれの時代に合ったいわゆる行政改革が行われてきているというふうに私は認識しておりますし、時代の変遷とともにその状況の中で、やはり行革の推進委員会の答申を受けて取り組んできており、今回の答申を受けて、先ほど申し上げましたように取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この大綱あるいは実施計画ができた場合、しっかり推進していただきたいと思います。

この答申によりますと、委員会がつくったものによりますと、どの改革も、町民だけではなく役場職員の意識改革、また職員の研修、職員間の意見交換、職員による行政情報の提供、職員の組織内の臨時応援制度等、内容を読みますと「職員」という言葉がいっぱいあります。これを考えますに、行革は職員にかかっていると言ってもいいと思います。このためにも、この職員の意識改革をどのように考えておられるのか。意識改革をしないことには、やっぱり行革は進んでいかないというふうに思います。これまでの状況ではなく、これから新しい時代、これまでの時代と違うんだという形にしていけないと行革は進まないと思いますけれども、どう考えておられるのかを町長にお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

職員の意識改革につきましては、私は常日ごろ、それなりに口頭で、あるいはそれぞれの課長を通じて職員に直接言っておるところでありまして、今回の答申を受けて、さらに今の厳しい現状を再認識しながら、それぞれがもう一度意識改革をしてほしいということは、今後も継続して行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長が言われましたけれども、やっぱり意識改革には勤務評価制度を職員につけないことには、公務員はなかなか首が切られないという意識も職員の中にはあると思います。ですから、勤務評価制度を入れることにより、向上心のある職員はもっと伸びるでしょうし、また、みずから勉強するようになると思います。多様な勤務評価をすることが、町民の要望にこたえる職員としてできてくると思いますし、人材育成の一つとして勤務評価制度は避けられないものと思います。

この勤務評価制度については、最初に始めた方がいいと思いますけれども、そういう予定は今、行革の推進本部の方ではどう考えておられるのか。町長あるいはだれでもいいんですけれども、ご答弁をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） このいわゆる職員の人事評価につきましては、先般の答申もそうですけれども、今度の人事院勧告の中でもそういった内容のものが盛り込まれてきております。いわゆる給料表との関連でありますけれども、やはりもうそういった時代に入ってきているという認識のもとに、我々は今後、これに取り組んでいかなければならないというふうに認識しておるところであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 取り組んでもらいたいですけれども、最初に取り組んでもらって、人事評価をするのが最終的には町のためになっていくと私は考えます。だから、そういう形をぜひともやっていただきたいと思います。

行革の中で財政問題がいろいろありましたけれども、行革の秘訣としていろいろ考えてみますと、やっぱり職員ならず町民参加のまちづくりが必要でございます。この行革をしていくに当たり、町民参加の一つとして、指定管理者制度が今回も条例案として出ております。指定管理者制度をして、各公民館あるいは大瀬、入間、中木の下水道がございます。この指定管理者制度により、各区長と契約して行うわけでございますけれども、この指定管理者制

度が町民参加の一つとも考えられますが、町長等はどういうふうに考えておられますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この指定管理者制度に基づく町民参加ということですが、今、指定管理者制度の新たな法律のもとで、我が町としてはそれぞれの施設がどういった形で指定管理者をお願いしていくのかということで検討しておりまして、今ありますそれぞれの地区の、例えば補助絡みの何々センターと言われる施設であるとか、あるいは身の回りの施設であるとか、そういったものについての指定管理者については既に検討がなされております。今後はやはり、この指定管理者制度というのをよく吟味しながら、町民のどなたにお願いするにしても考えていかなければならないということではないかと思えます。

ですから、指定管理者制度のいい面、あるいはさらに検討しなければならない面、これももちろんあるわけですので、これらそれぞれを慎重に検討しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 指定管理者制度の問題点もいろいろありますけれども、コミュニティ関係については各地区の区長さんをお願いするというのがいい話で、町民参加になると。それ以外のものについては、ちょっとまた検討しなければならない項目がいっぱいございますけれども、このコミュニティセンターはいい制度ではないかなというふうに考えます。

続きまして、定住促進でございます。

この定住促進のことは、やっぱりこの南伊豆町に人がふえてもらいたいという形が突き詰めてあります。南伊豆町内各地に多くの空き家がございます。地域によっては空き家だらけの地区もあります。また、町の高齢化率は平成16年度で約33.5%と聞いております。しかしながら、地区によっては高齢化率50%を超している地区もございます。このような地区は地区の人足等ができなく、地域の集落維持機能あるいはコミュニティ機能に障害が出てくると思えます。

こういう地区のことを考えますに、空き家があるけれども高齢化率が高いと。そういう地区にやっぱり若者、あるいは60歳程度でもいいですけれども人が住んでもらうことにより、集落の維持機能がなされると。年寄りだらけで人足もできないというような状況では、町と

しても将来的に大変困ってくると思いますので、この定住促進について、これまでどのように推進が行われてきたのかをお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

定住促進の基本は、町民にとって安全・安心して快適に暮らせる環境づくりのことであるというふうに思います。それは、とりもなおさず道路・河川等社会資本の整備から始まって、個々の就業支援であり、結婚支援であり、子育て支援であり、老後等も含めての健康支援であり、農林漁業商工観光業等の産業支援であり、まさしくまちづくりそのものであるというふうに思われます。

伊浜山村活性化支援センターや市之瀬高齢者活動促進センターなど、各地区にある山村振興対策事業による施設建設や町営上賀茂住宅なども、定住促進に寄与するべくつくられているものであります。

また、定住促進には移住者の受け入れ支援という側面もあります。事業といたしましては、イベント等の実施や情報発信を行っておるところであります。イベントとしましては、過去の議会でも既にご紹介しておりますが、県やNPO、関係機関と協力して、平成15年3月、南伊豆に暮らそう啓発パンフの作成、平成16年2月の定住促進セミナー、平成17年2月、総務省主催のふるさと回帰フェアへのブースの出展などを実施してまいりました。平成18年度は、静岡県地域活性化協議会の事業として、総務省過疎対策室において東京都で開催予定の定住促進フェアへの出展を検討してみたいと思っております。

情報発信としましては、平成18年度に総務省で過疎対策の一環として、広く交流居住に関する情報を提供し過疎地域の活性化を推進していくことを目的として、交流居住推進のためのポータルサイトを立ち上げることになりましたので、当町でも同事業に参加し町の情報発信に努めてまいり所存であります。町ホームページにおいても、自然のすばらしさはもちろんのこと、道路事情、雇用状況、医療機関の状況等、生活していくために不可欠な情報提供や、農林水産業などで移住された方や退職後に移住された方などの体験情報などを集約して掲載していきたいと考えております。

今後、イベント等の実施や情報発信のほかに、町としての受け入れ態勢の確立が必要になってくると思われませんが、財政的な面や空き家提供の難しさなど、克服していかなければならない問題が多くあるように思います。また、現在、職員による行政改革プロジェクトチー

ムの部会でもこの問題については検討しておりますので、あわせて検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 定住促進は、今、南伊豆町に住んでいる方が住みやすければ、自然と人が住んでくるわけでございます。しかしながら、山村地区の、地区によっては1組、2組とかと言いますが、約10軒ほどの地区がございます。コミュニティでございますけれども、その地区によっては2班とか2組とか、2組続けて高齢化率が50%を超しているような地区も、考えようによってはあります。海岸地域あるいは竹麻地区あるいは南中地区においてはそういうことは少ないんですけれども、一条とか南上地区の方につきましては高齢化率が非常に高いと。そういうことに対しての対応を考えていかないと、平地に住んでいる方々だけの行政になってくるのではないかと。山間地域あるいは海岸地域でも小さな集落については高齢化率が50%を超しているということは、コミュニティの維持可能が、集落維持機能が困難な地区という形になってきますので、そういう形をこれからどのように考えていかれるのか。そういう考えがあるのか、あられないかをご質問しますが、あるでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問は非常に難しいというか、全町的に高齢化率が進んでおる中で、特に例えば漁業地区の集落というふうな言い方をされておりますけれども、やはり高齢化対策というのはなかなか難しい問題で、今、日本全国が少子高齢化の時代に入っている。それは一つにはやはり少子化があり、寿命が延びてきているということがあるわけですが。これは我々1町で取り組んでもなかなか解決のできない面もあるわけですし、そういった面からやはり今、国や県が取り組んでおるそれぞれの事業、そして我々がこれから考えなければならない項目等もあるわけですし、それらの問題を今後念頭に置いて、あらゆる事業全般にわたってこの高齢化率には対応してみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 若者が住まないと高齢化率がどんどん高くなるわけですが、先ほども町長答弁で言われましたように、町の受け入れの関心の提供、町外から来るイターンあるいはUターンの方々のための情報提供はなかなか難しいということです。

この空き家提供制度は、不動産業者がおられますけれども、町で空き家提供を行いますよと、こういう情報がございませよと、地区によってはなかなか困難な地区もございませけれども、そういう空き家提供を町が率先することで、町が活性化するんだったら貸してあげよと、民間の業者だと嫌なんだけれども町が相談に乗ってくれるんだたら提供してもいいよという方もおられると思います。町から町へ、よそから南伊豆町に住みたいと言ってくる方はたくさんあるわけがございませから、町で不動産業者を紹介するのでもいいでしょうけれども、空き家もございませという形を提供してもいいんではないかなと思います。

そういう形を、窓口は今、企画調整課にあると思いますけれども、その定住促進で相談に来られた方はどのくらいおられたのか、記憶にあつたらお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今の空き家情報ですが、前にもたしかほかの議員からご質問がありまして、そのときには、先進地の事例等を見ましたところ空き家バンクというようなデータベースをやっている地域、市町村もあるよというふうな答弁をたしかしたと思います。

それで、議員ご存じのように、ある関東のテレビ局でいわゆる田舎暮らし、先ほどの町長の田舎暮らしの勧めというふうな形の趣旨のもとに、いろいろな番組をやっている。それに対しまして、その放送を行うと次の日あたりから、2件とか3件ぐらいの電話での問い合わせが1週間ぐらい続くケースがあります。その場合、テレビ等のものですといわゆる公的な負担の経費というのが載っていないケースがあるものですから、そういうこちらの方の事情と、それから具体的に公的負担といひますと介護保険とか健康保険等の関係をお話しした中で、就業というんですか、仕事もなかなか難しいよという話をしますと、それですとまた検討しますというふうな形の中。それから、こちらの方にどうしてもおいでになりたいということになりますと、時間はかかりますけれども一、二年はこちらに来て地域の方とお知り合いになって、それからの情報等の方が後々トラブルがありませんよというような案内もしているという形です。

今後、空き家バンク等、それから就業のチャンス等につきましては役場の産業観光課となりますし、それからこの南伊豆町にお住まいの南上地区等につきましてはJ A、それから海岸につきましてはいわゆる漁協、それから、先ほど町長の答弁にありましたようにN P O等

の関係との、これはあくまでも一つの考えなんです、協議会等をつくって連絡調整をした方がいいんじゃないかと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 課長の方から協議会等をつくったらどうかなという考えもあるという話なんですけれども、結局、じゃ定住促進事業は町ではやっていなかったのかなというふうに、要するにIターンの方に対しての情報提供はやっておられなかったというふうになってしまふんです。そういうことはないと思いますけれども、Iターンに対する情報提供はこれまでどのようなことがなされてきたんですか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 先ほど町長答弁がありましたように、16年、それから17年等の関係で、こちらの方の行政センター、それから支援局等と一緒に、1泊2日で希望者の方を募りまして、そういうイベントというんですか、そういうものを行ったということと、現在もやっているということであります。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 交流事業等でイベントを行った、農作業体験で県の事業でやられたと。それにつきましても、私は農家でございますので、県内の沼津の方から、あるいは富士の方から1泊2日で農作業体験という形で私の方に来ました。けれども、そういう方々を見るに、住んでみたいんだという確固たる意志があればいいんですけれども、窓口はどこへ行ったらいいでしょうか、清水議員のところでもいいんですかと、まあそれでもいいんだけれども、役場の方できちんとやってくれるはずですからというわけで私は紹介しておいたんですが、このイベント事業だけでは、要するにイベントを消化するだけの事業だったのかという形になります。結局、定住促進を一生懸命これまでやってこなかったというふうに私はとりました。

これからこの協議会等をつくってもいいという考えがございましたら、定住促進のために空き家のあっせん、あるいは新たに家を建ててこちらに住みたいという方がおられましたらローンの利子補給は10分の1補給するとか、あるいは、先ほど町長答弁で言われましたホームページ等で紹介するというのをしっかりやっていただきたいと思います。自分の強い意

志で家を建てて住みたいという、あるいは別荘街で建てて、定年退職後に建ててそこに住みたいと、やはりその方も町民でございます。ですから、そういう人のためにもやっぱり町として、本格的な不動産業ではないですけども、それに近い形を行うことが一番いい町の発展につながっていくと思いますので、そういう提供はこれから定住促進事業の一つとしてやっていただきたい。

また、定住促進事業がうまくいくためには、先ほどの答弁でありましたように、町の社会資本の整備またライフライン等が整備されていないと、やっぱり住みにくくなるわけでございますし、また高齢化によりまして福祉あるいは医療の問題もやっぱり重要な問題になってきております。福祉事業あるいは医療事業がおろそかでは定住促進にはつながっていかないと思いますので、そのようなところを考慮して、町民のためになる、あるいは町民が来るような施策をやっていただきたいと思います。

今の言葉をもちましてやっていただくようお願いしまして、一般質問を終わります。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時36分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

報第1号及び報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

〔「議長、議案審議に入る前に要点のみ簡略に説明してほしいと希望します」「よろしく申し上げます、私もそうですよ」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） それでは、簡略に要点だけで済ませるものは済ませてください。お願いいたします。



報第1号 専決処分の承認を求めることについて及び報第2号 専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 提案理由を申し上げます。

報第1号と報第2号議案は、加入団体の町村合併により、組合を組織する地方公共団体数及び同組合規約の一部を変更する専決処分を1月20日に行ったものですので、一括して提案理由を申し上げます。

来たる平成18年3月31日付をもって、蒲原町が静岡市との合併に伴い、両組合を脱退することとなります。このことにより、両組合規約別表の組合を組織する地方公共団体名から蒲原町を除き減少させる規約の一部変更の協議を、両組合が統合を予定していることから1月末までに求められたため、専決処分を行ったものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、報第1号議案は承認することに決定いたしました。

採決いたします。

報第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、報第2号議案は承認することに決定いたしました。

議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において法務大臣より委嘱されている人権擁護委員は5名ですが、うち1名が平成18年6月30日をもって任期満了となることに伴う人権擁護委員の候補者の推薦があります。

推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に、「市町村の議会の議員の選手権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある」者で、「議会の意見を聞いて」と規定されております。

南伊豆町青野338番地の4、大矢登氏はこれらの諸要件を兼ね備えた方であると思料されますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、委員の任期は3年となっております。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第2号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第2号の提案理由を申し上げます。

本案は、委員会委員等の非常勤特別職の職員が会議等に出席したときの費用弁償について、実態に応じ見直しを行うものであります。

内容につきましては、これまで費用弁償として月額1,000円及びバス料金相当を車賃実費として支給していたものを、実態に合わせるため、自動車等使用による場合の実費相当額の表を別表第2として新たに設け、自動車の使用距離により支給するよう、平成18年4月1日から改正したいものであります。この距離による支給については、一般職の職員の通勤手当の額に準じた町議会議員の費用弁償等との均衡を図りたいものです。

どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第2号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第3号 南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第3号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法等に基づき、求めにより証人として出頭した者への実費弁償を規定した別表の改正であります。

内容につきましては、昨年3月議会において職員等の旅費の条例改正が行われ、職員との均衡を図るため、別表の宿泊料「1万3,000円」を「1万1,000円」に、平成18年4月1日から改めたいものであります。

どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第3号 南伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、

原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決されました。

議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第4号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第4号の提案理由を申し上げます。

人事院は、昨年8月15日に国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について、例年行われている官民給与の比較に基づく給与改定に加え、50年ぶりとなる給与構造の大きな改革となる勧告を行いました。内閣は、これを受けて、給与改正関係法案を第163回国会に提出し、10月28日に参議院本会議で可決成立し、11月7日公布いたしました。

このことにより、本町においては11月29日の臨時町議会において、民間給与との比較に基づき引き下げ給与改定条例を可決、昨年12月1日から施行したところであります。

懸案となっていた給与構造の改革については、一般職の職員の給与を平成18年4月1日から、基本的に国に準じ、郡下自治体の改正状況等を勘案した中で施行したいものであります。

今回の勧告の特徴は、地域ごとの民間賃金水準格差を踏まえ、全国共通に適用される給料表の水準を平均4.8%引き下げ、それに伴い、民間賃金の高い地域に調整手当にかわる地域手当を新設し地域間配分を見直す、また給料表の額を若年層は引き下げず中高年齢層を最高7%引き下げ、年功的な給与上昇の抑制と職務職責に応じた給料構造に転換を図り、給料カーブのフラット化を図る、さらに1号給を4分割し勤務評価による昇給を行う、ボーナスに

についても勤務実績に応じ勤勉手当に反映させる等、大きな改革であります。

本町においても、地域手当を除き、給料表や昇給制度等の改革を国に準じ、また厳しい時代を反映させ、実施するものであります。

今回の条例改正案の内容につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、内容を説明させていただきます。新旧対照表がついてございます。

第2条は給料の規定でございますが、正規の勤務時間外の手当に、国民保護法が成立したことにより、「災害派遣手当」に「武力攻撃災害等派遣手当を含む」規定を設けるものでございます。

次からは給与構造の改革に伴うものでございます。

第4条の4項でございますが、職員の昇給でございます。昇給日を1年に1回とし1月1日に改め、前年の勤務実績に応じて行うといたします。その辺につきましては、国の方が今試行段階でございます。先ほどからお話が出てありますとおり、人事評価についても本町においても研究していかなければと考えております。

5項につきましては昇給の基準でございます。前年の1年間を良好な成績で勤務した職員の号給数を、従前の1号給、これを1年、普通昇給の場合ですと1号上がるというふうになっておりましたが、1号給を4分割しまして4号給とすることを標準としております。規則で定める基準に従い評価し決定するとされております。

6項につきましては、55歳を超える高齢職員の昇給抑制でございます。4号給を2号給の昇給とする、半分にするというところでございます。

同条7項につきましては、その職務の級の最高号給を超える昇給はできないと。枠外の昇給はできないということで、禁止でございます。

8項につきましては、従前のとおり58歳で昇給停止を受けることでございます。

10項につきましては、職員の昇給についての規則委任でございます。特別昇給制度については廃止されることとなります。

議案の方を見ていただきまして、別表1が新しい給料表でございます。職務の級の号給が

1から4まで、その間が少しあいていますが、1から4までが今までの1号給という考え方でございます。町長が申しあげましたとおり、平均4.8%の引き下げで、若年層は下げず高齢者層を最高7%引き下げ、本町職員で最高2万8,000円程度の引き下げという給料表でございます。

また、ごらんのとおり、給料表を8級から6級に変更いたします。若い号給、上の方の号給につきましては間差額、引き上げ額が大きくなっております。1号上がるごとの引き上げ額が大きくなっております。それから、80号給であるとかあるいは100を超えた号給、多い号給になるほど引き上げ額が小さくなっている、間差額が小さくなっているということでございます。

別表の裏を見ていただきまして、別表2でございしますが、級別職務分類表でございまして、6級制に変更した標準的な職務分類表でございします。

次に、附則でございします。

附則の1でございしますが、1は施行期日で、平成18年4月1日から施行したいものでございします。

2につきましては、18年3月31日の給料表8級制を4月1日から6級制に切りかえは、次のページになりますが、附則別表第1の職務の級の切替表によることとしております。

それから、3につきましては号給の切りかえでございします。3月31日の旧給料から4月1日の新給料への切りかえは、附則別表2の行政職給料表の新号給によることとしております。18年3月31日から4月1日に切りかえるについては、8級から6級に切りかえるものですから、国の定めた切替表を使用いたしますということでございします。

以下、本町に関する主な状況について申し上げます。

次のページをめくっていただいて、7、経過措置でございします。

3月31日現在受けていた給料に今回の新給料表が達しない場合は、その差額に達するまでの間、差額を支給するものといたします。これにつきましては、中高年齢層はほとんどこういった差額に達するまでに退職しちゃうという、昇給延伸の状態が続きます。若い層につきましては、そのまま昇給の対象になってまいります。

10につきましてはですが、これは調整額の関係でございしますが、管理職手当が該当いたしまして、その基礎となる給料につきましては、7で申しあげました経過措置の給料を、18年3月31日の給料の額を算出の基礎とするということでございします。本町の場合は、現在給料の3%でございしますが、国は19年1月から、定率から別に定める定額制に変更する考えのよう



でございます。

以上、ざらざらと流しましたが、説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 今の附則の7号でございますけれども、高齢の職員給料は追いつくまで、そのまま置いておくという形で、それ以下の方は給料を上げるという形でございます。もしこのまま給与体系を適用した場合と経過措置の場合がございますけれども、その差額はどのくらいあるんでしょうか。あるいは、またこれまでの予算で、来年度4月1日になった場合、以前にあった場合と今回施行された場合の給与格差はどのようになるんでしょうか。それだけお願いします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

若い方については昇給が18年4月1日です出てきます。それがふえることと、それから高齢の方はふえない。ですから、3月31日の同じ給料を使うよということで、給料月額で34万円程度ふえます。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 私、賛成なんですけど、一言意見を言わせていただきたいと思います。

人事院勧告は、行革の一環で、国家公務員を初めとした公務員の給与体系の見直しをしました。これには国家財政の問題がありますが、私は一般質問でいろいろ述べましたが、今の国の財政、地方自治体の借金の問題は、地方あるいは国民の問題になっている今、日本はバブル経済を見ながら、同時にその90年代に、年間50兆円という国内の公共事業のうち約30兆円が地方に担わされてきたと。財政指標でもそれがわかりました。しかしながら、そうした結果、現在の財政、町民の生活は、こうした破綻のもとで大幅な人件費の削減を余儀なくさ

れて今日に至っております。自治体の職員あるいは国民は、もちろん国の施策、政治のもとにあるわけですが、国民は本当に、また南伊豆の町民は困窮した状態にあります。

しかしながら、どんなに小さな規模の自治体であっても、ましてやのこうした自治体が存立することは、地域に住む住民の生活を限りなく守っていく最大の砦であります。

こうした中で的人事院勧告ではありますが、財政指標の中で見るように、今日のさまざまな要因は、もちろん私たち地域住民の責任だけではありませんで、多くは政治の責任であります。町民税、地方税の収入が、平成15年度のベースが既に1988年（昭和63年）、バブルが上っているときの水準に落ち込んでいる。平成16年、平成17年は、それからもまだ下がっている状態にあります。今まさに地域の自治体を守ることが住民生活を守っていく、首長、議会、町民、そして地方公務員が一緒になって地域を守っていく、その一点を本当に守る上でやむなく、この人事院勧告に賛成の意思を示します。

力を合わせてこの困難を乗り越って南伊豆町を守っていく、その先頭に立つ決意を表明して、私の意見とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第4号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長（藤田喜代治君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第5号 南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第5号の提案理由を申し上げます。

本案は、行政改革の視点で職員の特殊勤務手当の見直しを行ったものであります。

内容につきましては、1日従事300円または4時間以内従事150円を支給する特別税務手当、月額5,000円支給の清掃作業手当及び日額150円支給の道路上作業時手当を特殊勤務としてとらえず、平成18年4月1日から廃止するものであります。

なお、特殊勤務手当として残るものは、別表のとおり、凶暴性精神病患者の調査、行路病人処理、行路死亡人処理、伝染病防疫作業及び町長が認める業務に従事したときとなります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第5号 南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は原案のとおり可決されました。

議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第6号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第6号の提案理由を申し上げます。

本案は、今後職員削減が見込まれる中、行政事務の改革として、出張に係る旅費請求の手続を一元化し事務の集中による効率化を図る観点で、条例整備を平成18年4月1日から行いたいものであります。

変更の内容は、各課で行っていた出張の際の一連の事務の一部を総務課に集中し、各課の事務負担の軽減・省力化を図りたいものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第6号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決されました。

議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第7号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第7号の提案理由を申し上げます。

介護保険制度がスタートして6年が経過いたしました。事業の運営期間は3年を単位としていることから、本年が見直しの年となります。

現在、南伊豆町高齢者保健福祉計画等策定委員会において、平成18年度から平成20年までの第1号被保険者の保険料の改定を含む第3期南伊豆町介護保険事業計画を策定しております。第3期保険料の見直しに当たりましては、過去の給付実績、高齢者実態調査による利用意向や伊豆圏域における施設整備状況をもとに介護サービス料を見込み、今後3年間の保険料を設定させていただきました。

改正の主な内容は、保険料率の第2段階を新2段階と新3段階に細分化し、現行5段階を6段階にすることにより、低所得者層への配慮がなされています。また、年金課税の見直し及び高齢者の非課税限度額の廃止等、税制改正の影響により保険料段階が上昇することになることから、税制改正の対応として、介護保険料を段階的に引き上げる2年間の激変緩和措置が講じられております。

内容につきましては健康福祉課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） それでは、お手元に新旧対照表が配られておりますけれども、それに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、第2条の保険料率ですけれども、18年から20年度までの保険料になります。

第1号ですが、これにつきましては老年福祉年金受給者、生活保護受給者になります。この方が1万5,600円から1万9,200円に変わります。それから、提案理由にありましたように、2号が新2・3号と分かれますので、まず2号の方ですが、これは市町村民税、世帯が非課税の方、年金が80万円以下の方となりますが、1万9,200円。それから、その下が3号ですけれども、これは年金80万円以上で、2万8,800円。4号は市町村民税が本人非課税で世帯が課税の場合ですけれども、これが月額3,200円の基準額になります。これが3万8,400円。それから5号ですけれども、これは市町村民税の課税者になりまして、合計所得が200万円未満の方は4万8,000円。6号が200万円以上の方になります。これが5万7,600円にそれぞれ変わってきます。

第4条につきましては、これは月割り計算の条文が、5段階から6段階になったために新たに加わったものでございます。

それから、第14条ですけれども、これは罰則規定の金の関係ですが、災害関係の条文今度33条が入ってきましたので、これをつけ加えるものでございます。

次のページにお願いいたします。附則でございますけれども、この条例は18年4月1日から施行します。

経過措置ですけれども、これは18年度以降のものに適用と。それから、17年度以前のものについては従前の例によるということになります。

次の第3条が激変緩和措置になっております。

(1) 第1号が、これは税制改正に伴いまして第1段階から第4段階に上がった場合の激変緩和措置で、18年度につきましては2万5,300円。第2号につきましては、第2段階から第4段階に上がった方が2万5,300円。3号ですけれども、第3段階から第4段階に上がった方が3万1,800円。第4号ですけれども、第1段階から第5段階に上がった方が2万8,800円になります。第5号ですけれども、これは第2段階から第5段階に上がった方が2万8,800円になります。6号ですけれども、これは第3段階から第5へと上がった場合は3万4,900円。7号が、第4から第5へ上がった場合は4万1,400円です。

2項は、今度19年度の緩和になりますけれども、(1)が第1号ですが、第1段階から第4段階に上がった方が3万1,800円。第2号が、第2から第4に上がった方が3万1,800円。第3号ですが、第3段階から第4段階へ上がった方が3万4,900円。第4号ですけれども、第1段階から第5段階に上がった方が3万8,400円。5号ですけれども、第2段階から第5段階に上がった方が3万8,400円。それから6号ですけれども、第3段階から第5段階に上がった方が4万1,400円。それから最後、7号になりますけれども、第4から第5に上がった方が4万4,500円。これが19年度の緩和部分でございます。

20年度になりますと、先ほど第2条で説明した額に戻るということでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第7号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛

成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり可決されました。

議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第8号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第8号の提案理由を申し上げます。

伊豆つくし学園は、昭和48年5月の開設以来、知的障害児の保護と育成に取り組んでまいりました。

今回の変更は、平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行されることに伴い、伊豆つくし学園組合の共同処理する事務のうち、知的障害者福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法から障害者自立支援法に制度移行する部分について見直し、適正な根拠法令に基づく伊豆つくし学園組合理約に変更するものであります。

また、地域の療育相談支援事業を行うため、障害児者地域療育支援センター事業を新たに加えるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第8号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決されました。

議第9号及び議第10号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第9号 南伊豆町国民保護協議会条例制定について及び議第10号 南伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第9号と第10号は関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

両議案とも、2001年9月11日に勃発したアメリカ同時多発テロ等を契機に、戦争やテロの武力攻撃事態等を想定し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するために対処する武力攻撃事態等対処法が平成15年に制定、引き続き国民保護法が制定され、平成16年6月17

日に施行されました。

この国民保護法は、国で国民保護の措置の実施に関する基本指針を定め、県・市・町は、国の基本指針に基づき国民保護計画を定めなければならないとしております。国は基本指針を平成16年度に定め、静岡県は国民保護計画を平成17年度に作成いたします。このことに伴い、本町も国民保護計画を平成18年度に作成する必要があるため、同法第39条により、町長は国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求めるため、町国民保護協議会を置き、策定するときはあらかじめ諮問しなければならないと規定されております。

これらにより、議第9号については、南伊豆町国民保護協議会の設置、組織・運営に関し必要事項を定め、平成18年度に国民保護計画を作成したいものであります。

また、議第10号の国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例については、国から対策本部設置をすべく指定を受けた町長は直ちに町対策本部を設置しなければならないと同法第27条で規定されており、第31条では必要な事項は条例で定めるとしていることから、提案をさせていただきました。

この本部は町長が本部長となり、町内に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行うものであります。また、緊急対処事態対策本部は大規模テロ行為の場合で、国民保護対策本部に準じて適用されます。

両案とも法定受託事務であり、定時経費以外は国の負担となります。

なお、条例の内容や国民保護に係る市町村等の業務については総務課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、国民保護に関する市町村の業務概要について説明させていただきます。

国民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態から保護するため、国や地方公共団体の重要な役割を、避難、救援、武力攻撃に伴う被害の最少化を3つの柱として定めております。

まず、避難についてですが、日本に対する武力攻撃が迫った場合、国は警戒を発令します。国は、避難の必要があると認めた場合、県に指示を出します。県は、市町村を通じ住民に避難指示を行います。市町村長は、防災行政無線等により警報発令を伝達、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。

救援につきましてですが、国は県に対し、避難した住民の生活を救援する指示を行い、県は収容施設の設置、食品、飲料水、生活必需品、医療の提供、被災者の捜索・救出などを実施いたします。ここで、市町村長は、県の実施する救援の補助などを行います。

被害の最少化につきましては、国・県・市町村が協力して、消火、救急、救助の活動を実施、また警戒区域の設定、立ち入り制限、避難の指示や住民に対する協力要請等の応急措置を実施いたします。

次に、条例の概要について説明させていただきます。

南伊豆町国民保護協議会条例でございます。この条例につきましては、国民保護法40条の規定により、組織及び運営に関し必要な事項を定めております。

委員及び専門委員でございますが、協議会の委員の定数を20人以内とする。それから、協議会に専門委員を置くことができる。専門委員につきましては専門的事項の調査でございます。サリンあるいは化学物質、ガス等の専門的知識を有する県の職員等でございます。会長の職務代理が規定してございます。会議が規定されております。それから、庶務については、総務課防災係において処理することとしております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしてます。

次に、めくっていただきまして、南伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について申し上げます。これも、法に基づきましてこの条例を設置いたすものでございます。

組織につきましては、本部長は町長と本法の方でなっております。先ほどの国民保護協議会につきましても、本法の方で市町村長が会長となっております。対策本部には本部長の命を受け対策本部員を、あるいは対策本部長の任命についてうたっております。それから、職員を置くことができるとしております。会議につきましては、対策本部の会議を本部長町長でございますが が招集となっております。それから、部でございます。部についても本部長が指名して設置ができるとしてございます。現地対策本部につきましても本部長の指名であることができるとされておりますし、それから第7条で準用でございますが、南伊豆町緊急対処事態対策本部について、これも国民保護対策本部に準じるとしてございます。緊急対策については、大規模テロ等の場合でございます。

以上で、簡単ですが説明とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議第9号議案及び議第10号議案とも第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第9号議案及び議第10号議案とも第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 議第11号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第11号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第11号の提案理由を申し上げます。

平成17年11月7日法律第123号により障害者自立支援法が公布され、平成18年4月1日から施行されます。新制度の主な内容は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉サービスの一元化、利用者本位のサービス体系の再編、就労支援、公平なサービス利用のための手続や基準の明確化、利用したサービス料や所得に応じた公平な負担となっています。

平成18年10月1日から、介護保険制度と同様に、障害程度区分に応じたサービスを提供す

ることになり、市町村は審査会を設置し、障害程度区分認定基準に照らして審査、判定を行うとともに、利用を希望する障害福祉サービスの支給決定を行うこととなります。

審査会の委員定数は条例で定めることになっており、委員は、「障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長が任命する。」と規定されていますが、しかしながら、賀茂圏域には障害者を支援する事業所等が少なく、有識者を共有することから、共同して審査会を設置するものであります。

内容につきましては健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 今、提案理由にもありましたように、障害者を支援する事業所が非常に少ないということで、圏域で設置したいという話し合いを昨年いたしました。どこの市町村もぜひ共同設置したいということで、それぞれの市町村で議会に上程することになりました。

現在の身障関係の生活支援センターは中伊豆リハにしかありません。知的障害はつくし学園生活支援センタースマイル、精神障害が南伊豆病院のふれあい、この3カ所でございます。松崎町にあります十字の園が身障関係を持っているわけですが、本年度、18年度についてはこの事業が展開しないということなものですから、19年度以降になりますので、こういった形の審査会についていろいろ決めていくことは非常に困難を伴います。

それでは、内容について説明させていただきます。

共同設置する市町村、第1条ですが、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の6市町でございます。

それから名称でございますが、第2条、賀茂地区障害認定審査会とします。

第3条、執務場所でございますけれども、次のページ、1枚はぐっていただきますと、第3条関係の別表が上がっています。当番ということになりますけれども、最初が下田市ですね。下田市、河津町、松崎町、東伊豆町、西伊豆町、南伊豆町の順番で、2年交代で当番を行います。

第4条は委員の選任方法ですけれども、当然、6市町の協議によって任命していくこととなります。

第5条、委員の定数は一応7名以内としたいと思います。

第6条の庶務につきましては、当番町の市町において処理すると。

第7条が負担金で、6市町の協議により決定するとなっております。

第8条関係が予算ですが、当番町の一般会計に計上すると。

第9条は決算報告ですが、当然、予算執行が終わりましたら関係市町に報告するという  
ことになっております。

第10条は、事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規定等の関係条文が載せてご  
ざいます。

第11条は、委員の身分の取り扱いに関する条例、規則その他の規定でございます。

第12条は、委員の懲戒処分等の規定を設けてございます。

第13条は、補則でございます。

附則としまして、この規約は18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日  
から施行する。2項ですけれども、これは事前準備の関係をうたっております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第11号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第12号～議第14号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第12号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議第13号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について及び議第14号 静岡県市町村職員退職手当組規約の全部を変更する規約制定及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第12号、議第13号、議第14号については非常勤職員公務災害補償及び市町村職員退職手当の事務を行う一部事務組合の共同を目的とした議案で、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

旧法による市町村合併が一段落する中、構成市町村が共通しているにもかかわらず、一定の地域内で事務ごとに2つの一部事務組合が設立されており、行政改革の視点から両組合の統合を図り、組合の総合的かつ効率的運営と構成市町村行財政の合理化に資するため、提案するものであります。

議第12号については、これらにより、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を平成18年3月31日をもって解散したいものです。

議第13号については、解散に伴い、組合財産である財政調整積立金4億9,645万円及び平成17年度決算剰余金を合わせた財産を、議第14号で提案設置する静岡県市町総合事務組合に所属させるものです。

議第14号につきましては、静岡県市町村職員退職手当組規約の全部変更でありまして、平成18年4月1日から名称を静岡県市町総合事務組合とし、新たに複合的一部事務組合を設置するものです。共同処理する事務は、従来の2一部事務組合を合わせた非常勤職員の退職手当及び非常勤職員に対する公務災害等の事務です。また、組合議員は、市町の互選による市の長で4人、町の長は9人で、静岡県町村会の推薦者を充て、理事長は組合議会において選挙するとしています。

この規約の全部変更にあわせまして、同組合の構成団体に西豆衛生プラント組合外7一部事務組合を加入させ、合計70団体となるものです。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第12号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第13号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第14号 静岡県市町村職員退職手当組合同約の全部を変更する規約制定及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決されました。



議第15号～議第24号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第15号 指定管理者の指定について、議第16号 指定管理者の指定について、議第17号 指定管理者の指定について、議第18号 指定管理者の指定について、議第19号 指定管理者の指定について、議第20号 指定管理者の指定について、議第21号 指定管理者の指定について、議第22号 指定管理者の指定について、議第23号 指定管理者の指定について及び議第24号 指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第15号議案から第24号議案につきましては関連する議案ですので、一括して提案理由を申し上げます。

平成15年度の地方自治法の改正によりまして、現在、同法第244条の規定に基づき管理委託を行っている施設につきましては、新たな制度である指定管理者制度による指定を行うか町が直営で管理するかの、どちらかを選択する必要があります。

ここにありました10施設につきましては、その形態から、現在はそれぞれの区に管理委託を行っており、今後においてもその形態は変わらないことから、指定管理者制度に基づき、それぞれの区長を指定管理者として指定し管理を任せるとさせていただきたく、提案申し上げます次第であります。

本件の詳しい内容につきましては産業観光課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） それでは、第15号議案から第24号議案まで内容説明をさせて

いただきます。

まず、15号議案から23号議案まででございますけれども、南伊豆町生活改善センター等設置・管理条例第6条の規定によりまして、また議第24号議案ですけれども、上小野農産物集荷所設置・管理条例の第6条の規定によりまして、協定を締結しまして、指定管理者と指定したいものでございます。

それでは、早速内容の説明をさせていただきます。

議案協定書（案）をお開きください。

人間生活改善センターの管理に関する協定書（案）でございます。

南伊豆町（以下「甲」という。）と入間区（以下「乙」という。）との間に、人間生活改善センター（以下「センター」という。）の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1章でございます。総則です。

業務の実施、第1条です。「乙は、本協定のほか、地方自治法、南伊豆町生活改善センター等設置・管理条例の定めるところにより、誠実にその業務を実施し、常に公共性の保持に努めるとともに、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。」とございます。

協定期間の第2条でございます。この協定期間ですけれども、18年4月1日から19年3月31日までの1年間といたします。

2項では、期間満了の4カ月前までに甲乙いずれか一方からの意思表示がないときは、引き続き1年間協定を延長するものとするということでございます。

管理業務の内容、第3条です。「乙が管理する管理業務の内容は、別記1『人間生活改善センター管理業務仕様書』（以下『仕様書』）によるものとする。』後ほど説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

管理費、第4条です。「センターの管理業務に要する費用は乙が負担するものとする。」区が負担するということです。

管理業務の再履行、第5条。管理業務の内容が仕様書に適合しないものであるときは、再履行を命ずることができるということでございます。また、その場合の費用も乙の費用負担とするということでございます。

協定の変更、第6条です。「この協定を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出るものとする。」とございます。

権利義務の譲渡等の禁止、第7条です。「乙は、第三者に対し、管理業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請負わせ、又はこの協定に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。」ということです。

第2章は、指定の取消し及び管理業務の停止です。

指定管理者の取消し等で、第8条では、「次の各号のいずれかに該当するときは、法244条の2第11項」これは後ほどよく出てきますけれども「により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。」という条文ですけれども、そういったもののまず(1)に、244条の2第10項の規定に基づき行う甲の指示に乙が従わないとき。」とございますけれども、これは、管理業務または経理の状況とかの報告を求めます。それを町の方で実地調査をして、必要な指示をすることができるということで、その指示に従わない場合が考えられます。この協定の規則に違反したときとか、あるいは管理業務を履行しないときとか、履行の見込みがないときとか、そういった場合は指定管理者の取消し等ができるということでございます。

第3章にいきます。安全対策、責任分担に関する事項です。

責任者の配置、第9条です。「乙は、消防法その他関係法令を遵守し、センターの建物の所有者と連携して、必要な防災対策を講じるものとする。」「防火管理者を選任したときは、甲に報告するとともに、防災計画を作成した場合は、その写しを甲に提出するものとする。」ということでございます。

修繕に係る費用負担、第10条です。「施設の改修及び修繕を行うときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで実施し、その費用については自らが負担するものとする。」ということで、これは区長がセンター等の改修とか修繕あるいは増築等を行う場合は、着工前に町の方に報告して承認を得た上で行ってくださいということで、その費用負担は各区が負うということでございます。

臨機の措置、第11条です。「乙は、管理業務に関し事故が生じた場合は、臨機の措置を講じるとともに、直ちに甲に報告するものとする。」と、このようにございます。

損害賠償責任、第12条です。「乙は、次のいずれかに該当したときは、その損害を賠償するものとする。(1)管理業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。」2番目として、先ほどの指定の取消しとかあるいは管理業務の全部または一部の停止を命じた場合において、甲に損害を与えたとき。2項で、指定の取消し等

を命じられた場合、甲に対し損害賠償を請求することができないということで、あくまでも乙の負担行為ということです。

調査等、第13条です。甲は、「乙に対して、当該管理業務若しくは経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、又必要な指示をすることができる。」先ほども出てきましたけれども。

事業報告書の提出、第14条です。「毎年度終了後30日以内に、当該年度について次に掲げる事項を記載した事業報告書（別記2）を甲に提出するものとする。」これは、最終ページにございますけれども、センターの利用状況とかあるいはセンターの利用料金の収納状況とか、そういったものの報告書を甲に提出するということです。

第4章、管理上の留意事項、第15条の公平性の確保ということで、「地域住民の平等な使用を確保するとともに、利用者の意思をセンター管理面に十分反映することにより、サービスの向上に努めるものとする。」ということでございます。

規定の整備等、第16条です。

「管理業務の処理について、規定を定めるものとする。」ということで、2項で、「前項の規定により規定を定め、又はこれを改廃するときは、事前に甲の承認を得るものとする。」ということ。例えば利用料金表だとか利用時間とか、そういったものの規定を定めてくださいということ。す。

帳簿の整備等、第17条です。「次に掲げる帳簿類を常備するものとするという。（1）センターの利用状況、管理業務の実施状況等を日ごとに記録した書類（業務日誌）、（2）利用料金の収入実績簿、（3）支出経理簿、（4）支出証拠書類等でございます。この書類は、管理業務終了後5年間保管するものとするくださいということでございます。

利用者会議、第18条。これは、「センターの利用者等との会議を定期的を開催し、意見の聴取に努めるものとする。」ということ。す。

第5章、その他では、施設の使用等で第19条。「甲は、乙が業務管理を行うために必要な施設を無償で貸与するものとする。」これは従前と同じでございます。

備品の管理等、20条でも同じですけれども、「管理業務に要する備品を乙に無償で貸与するものとする。備品も同様でございます。

経理の明確化、第21条です。「乙が行っている他の事業と経理を明確に区分しておくものとする。管理業務については、ほかの事業と経理を明確に区分してくださいということ。す。

原状回復義務の第22条です。協定機関が満了し、あるいは指定取消し等をした場合に、

「施設及び設備を現状に回復し、速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、協定期間終了後も、引き続き指定管理者として管理業務を行う場合及び現状を回復するに及ばないと甲が認める場合は、この限りではない。」とあります。

重要事項の変更届、23条です。「乙は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届けるものとする。」例えば区長さんの変更だとか、そういった事例が当たると思います。

指定管理者の引継ぎ、第24条です。協定期間が満了あるいは指定の取消し等があった場合、「新たな指定管理者に対し、管理業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行うものとする。ただし、協定期間終了後も、引き続き指定管理者として管理業務を行う場合は、この限りではない。」ということです。

情報管理の第25条です。「管理業務で知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。」指定期間が満了しても、及びその指定が取り消されても、これは同じであります。2項で、「個人情報の保護に関する法律あるいは南伊豆町個人情報保護条例の規定に準拠し、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び棄損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」ということで、個人情報を守ってくださいということです。

災害時等のセンターの管理、第26条です。「各号のいずれかに該当する場合は、センターを閉館し、甲の管理下に置くことができるものとする。」まず、東海地震に関する観測情報とか警戒宣言が発せられた場合、地震がまだ起きる前ですね、「地域住民の安全確保のためにセンターを閉館する必要があると甲が認めるとき。」2番目として、実際に地震、大規模災害が発生した場合、「センターを災害救助の支援施設として使用させる必要があると甲が認めるとき。」ということでございます。

次のページですが、「その他管理上の理由により、センターを閉館する必要があると甲が認めるとき。」ということです。

最後に、定めのない事項の処理で、第27条です。

この「協定書の定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。」ということです。

この「協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。」ということでございます。平成18年4月1日の協定締結ということを予

定してございます。

次のページに、協定書（案）の3条にありました管理業務の内容の仕様書でございます。

第1に、施設の概要です。場所、建物の面積、敷地の面積。

第2に、管理の範囲。施設の全般だと。

第3に、管理業務の内容は、受付案内、電話対応、施設管理、備品の貸出し・管理、施設利用の予約受付・使用承認・調整業務、利用料金の収納管理、減免措置、還付等、設備の維持補修、施設の利用促進、その他の施設運営業務全般ということでございます。その他必要な業務として、事業報告書等の作成、施設の各諸法令で定められている定期検査の実施、消防法とかあるいは施設によっては建築基準法の定期検査等が必要な場合もございます。

第4で留意事項でございます。「円滑な管理業務を行うために十分な能力をもつ職員を確保し、必要な組織体制を整えること。」施設の管理業務を統括する責任者（施設長）を1名置くこと。「町と連絡調整を図ること。」ということで、国の補助金等で作られた国民の税金を投入している町施設であるという観点から、こういったことを十分守っていただくということでございます。

最終ページに、別記2として事業報告書で、利用日数、利用者数、利用料金収納の状況等を月ごとにまとめて、年度終了後の30日以内に提出してくださいということでございます。

以上、議第15号から議第24号議案の内容説明を簡単にさせていただきました。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

8番議員、漆田修君。

8番（漆田 修君） これは単年度契約でありまして、24条のところで、指定管理者の引継ぎというのがございます。これは、先ほど言いました議第24号まで同一形式の協定書であると認識しておるんですが、その中で4月1日から3月31日、年度ですね。たまたまこれは指定管理者が区長さんということで、区長は通年でやっているわけです。ですから、その後3カ月分をどうするかという問題が当然発生するわけで、たまたま明文化されてある27条で、明記されていない部分については甲乙協議するという、これは書面ですのか口頭かわかりませんが、そういう逃げが片方に置いてあるということなんですが、最初からそういう問題があるのであれば、協定書でびっちり、24条の3項目ぐらいでそういうことをうたわれたら完璧なものになると思うんですが、いかがでしょうか。

例えば何々区区長ではないですね。個人名ですよ、指定管理者は。

〔「区です」と言う人あり〕

8番（漆田 修君） 区ですか。区という解釈ですか。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 何々区、区長だれだれという形になります。

8番（漆田 修君） では、いいということですね。

産業観光課長（鈴木博志君） はい。確かに区長さんは暦年で、1月から12月までという形でご就任なされていると思うんですが、ここの部分で、23条の重要事項の変更届では、「代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届けるものとする。」ということで、かわった場合は、その区長さんがかわりましたよという部分の届け出でよろしいかなというふうに思いますけれども。

8番（漆田 修君） それなら結構です。

議長（藤田喜代治君） 6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 1つお聞きします。

議第15号から議第24号までですけれども、これは条例第24号で指定をしていますけれども、条例30号の指定の手続が当然各議案に適用されますよね。その確認をちょっとしたいんですけれども。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 議員のおっしゃる部分は、包括条例の部分の第3条の指定の申請の2項の部分で、町長、助役、教育長等の場合には、その配偶者若しくは三親等以内の親族はこの代表者の、その他役員である団体にあつては指定管理者の指定の申請を行うことができないという条文の部分に該当するかということですね。当然、指定管理者として三親等内でないということで判断をして、今回の提案になりました。

議長（藤田喜代治君） 6番。

6番（梅本和熙君） 今これを確認というか、三親等内でないということで判断したということですが、法手続上一応この現行施設というか、適用手続ということであるんなら、少なくとも各区には役員がいるわけですね、区長以下。下賀茂でいえば協議員というのがいますけれども、この協議員がこの団体の役員に当たるのではないかと。その団体の役員に対してすべて提出をさせて、3条の2項に当てはまらないかどうかという確認はされましたか。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） そこまでの確認はしてございません。

議長（藤田喜代治君） 6番。

6番（梅本和熙君） 確認はしていない。これはやはり、一応包括条例でこういう規定がある以上はそれを確認して、提案されるべきではないか。そして、確かに該当するという例はないかもわからないけれども、少なくともこれを町長として提案する以上は、すべて各区から、役員は、あなたは議員と三親等内でないかということを確認してからこれを指定しないと、やはり法律上これはおかしいことになる。条例をつくっておきながら、自分たちでつくってこれを破っていくということになるので、私はこの辺もう一つやっていただきたいなと思うんですけども。

〔「議長、休憩してやってくれませんか」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時46分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号議案は、かなり詳細に審査するため、第2常任委員会に付託して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号は、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第25号～議第28号の上程、朗読、説明、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第25号 指定管理者の指定について、議第26号 指定管理者の指定について、議第27号 指定管理者の指定について及び議第28号 指定管理者の指定について



てを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第25号議案から議第28号議案につきましては関連する議案ですので、一括して提案理由を申し上げます。

前号議案同様、新たな制度であります指定管理者制度による指定を行うか町が直営で管理するか、どちらかを選択する必要が生じております。ここに掲げました4施設につきましては、その形態から、現在はそれぞれの区または管理組合に管理委託を行っており、今後においてもその形態は変わらないことから、指定管理者制度に基づき、それぞれの区長または管理組合長を指定管理者として指定し、管理を任せるとさせていただきたく、提案申し上げた次第です。

詳しい内容につきましては建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、指定管理者制度につきまして説明をさせていただきます。

議第25号から議第28号までにつきましては関連する内容でありますので、議第25号により一括して説明をさせていただきます。

それでは、議第25号 指定管理者の指定についての2ページをお開きください。

管理に関する協定書（案）、管理業務仕様書の順に説明をさせていただきます。

集落排水施設の管理に関する協定書。

これにつきましては、入間、子浦、中木とも共通の内容となっております。

南伊豆町長、甲と、区長または管理組合長、乙との間に、集落排水施設、排水施設の管理に関する業務について協定を締結するものでございます。

## 第1章、総則。

業務の実施、第1条。「乙は、本協定のほか、地方自治法、南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の定めるところにより、」「善良な管理者の注意をもって管理するものとする。」

協定期間、第2条。「この協定の期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。」「協定期間満了の4か月前までに、甲乙いずれか一方からの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日において、当該日から引続き1年間協定期間を延長するものとし、以降毎回同様に取り扱うものとする。」

管理業務の内容、第3条。「乙が行う管理業務の内容は、別記1『集落排水施設管理業務仕様書』によるものとする。」後ほど説明をさせていただきます。

使用料の徴収、第4条。「乙は、条例第6条の規定により毎月使用料を徴収」し、「徴収した使用料を当該月の末日までに納入しなければならない。」

管理費、第5条。「甲は、管理業務に要する費用を、乙の請求に基づき支払うもの」とし、「費用の額は、毎月の使用料相当額とする。」

協定の変更、第6条。「甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出るものとする。」

次のページをごらんください。

権利義務の譲渡等の禁止、第7条。「乙は、この協定に基づいて生じる権利義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。」

## 第2章、指定の取消し及び管理業務の停止。

指定管理者の取消し等、第8条。「甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、法244条の2第11項の規定により、乙を指定管理者とする指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。」甲の指示に従わないとき、乙が条例またはこの協定に違反したとき、乙が協定期間内に管理業務を履行しないとき、または履行の見込みがないと認めるとき、乙の故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき、その他乙に管理業務を行わせることが適当でないとき等でございます。

## 第3章、安全対策、責任分担に関する事項。

安全対策、第9条。「乙は、消防法その他関係法令を遵守し、排水施設の建物の所有者と連携して、必要な防災対策及び安全対策を講じるものとする。」

排水施設の改修・修繕等、第10条。「排水施設の改修及び修繕は、甲乙協議のうえ甲が行うものとし、費用の分担は、南伊豆町漁業集落環境整備事業及び漁港環境整備事業の費用の分担に関する条例の規定によるものとする。」

臨機の措置、第11条。「乙は、管理業務に関し事故が生じた場合は、臨機の措置を講じるとともに、直ちに甲に報告するものとする。」「甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の指示をすることができる。」

損害賠償責任、第12条。「乙は、次のいずれかに該当したときは、その損害を賠償するものとする。」「管理業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。」「甲が法第244条の2第11項の規定により、乙を指定管理者とする指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じた場合において甲に損害を与えたとき。」「乙は、法第244条の2第11項の規定により、指定の取消しを受け、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することはできない。」

調査等、第13条。「甲は、排水施設管理の適正を期するため、乙に対して、当該管理業務若しくは経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」

事業報告書の提出、第14条。「乙は、毎年度終了後30日以内に、当該年度について、」「事業報告書（別記2）を甲に提出するものとする。」その内容としましては、排水施設の使用状況、排水施設の使用料収納状況、前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項等でございます。

#### 第4章、管理上の留意事項。

帳簿の整備等、第15条。「帳簿類を作成し、常備するものとする。」その内容としまして、使用料の収入実績簿、支出経理簿、支出証拠書類、その他甲が必要と認めるもの。「乙は、前項に掲げる書類を、管理業務終了後5年間保管するものとする。」

使用者会議、第16条。「乙は、排水施設の利用者等との会議を定期的を開催し、意見の聴取に努めるものとする。」

#### 第5章、その他。

次のページをごらんください。

施設の使用等、第17条。「甲は、乙が業務管理を行うために必要な施設を無償で貸与するものとする。」

備品の管理等、第18条。「甲は、排水施設の管理業務に要する備品を乙に無償で貸与するものとする。」

経理の明確化、第19条。「乙は、管理業務の実施に当たっては、乙が行っている他の事業と経理を明確に区分しておくものとする。」

原状回復義務、第20条。「乙は、協定期間が満了し、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合には、施設及び設備を現状に回復し、速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、協定期間終了後も、引き続き指定管理者として管理業務を行う場合及び現状を回復するに及ばないと甲が認める場合は、この限りではない。」

重要事項の変更届、第21条。「乙は、定款、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届けるものとする。」

指定管理者の引継ぎ、第22条。「乙は、協定期間が満了し、」「指定を取り消された場合には、甲の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行うものとする。ただし、協定期間終了後も、引き続き指定管理者として管理業務を行う場合は、この限りではない。」

情報管理、第23条。「乙は、管理業務で知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、」「指定を取消された場合においても同様とする。」

災害時等の排水施設の管理、第24条。「排水施設を甲の管理下に置くことができるものとする。」「東海地震に関する観測情報や警戒宣言が発せられた場合等において、地域住民の安全確保のために排水施設を甲の管理下に置く必要が生じたとき。」「地震等の大規模災害が発生し、排水施設を災害救助の支援施設として使用させる必要があると甲が認めるとき。」

次のページをお開きください。

集落排水施設管理業務仕様書につきましてご説明させていただきます。

施設の概要につきましては、入間、子浦、中木、それぞれの地区の規模によって異なります。内容的には、場所、排水処理場、排水管路。スポーツ広場につきましては、入間だけのものございまして、これは当時、漁業集落排水施設整備の附帯施設として取り組んだものであり、現在、排水施設の隣地にあり、多目的に利用されているところでございます。

第2、管理の範囲。施設全般。

第3、管理業務の内容。「協定書第3条に定める管理業務の内容は、以下に定めるとおり

とする。」内容的には、使用許可に関する業務、使用料の徴収に関する業務、施設の維持管理に関する業務、前各号に掲げるもののほか、南伊豆町長が必要と認める業務。その他必要な業務としましては、事業報告書等の作成、施設の各諸法令で定められている定期検査の実施。これは浄化槽の維持管理等でございます。

第4、留意事項。「円滑な管理業務を行うために必要な組織体制を整えること。」「施設の管理業務を統括する責任者を1名置くこと。」「町と連絡調整を図ること。」

次のページをお開きください。

維持・管理状況について、事業報告書を事業終了から1カ月以内に提出していただくこととなります。

以上で議第25号から議第28号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

議第25号、議第26号、議第27号、議第28議案については、議第15号から議第24号と同様、詳細に審査するため、第2常任委員会に付託して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号議案は第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第29号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第29号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第29号 平成17年度町道大平B線道路改良工事変更請負契約につ

いて提案理由を申し上げます。

本件は、平成17年9月22日、9月定例会、議第93号で請負契約をご承認いただいた町道大平B線道路改良工事について、請負人、静岡県賀茂郡南伊豆町湊320番地の4、長田建設工業株式会社、取締役社長、長田裕二郎との工事請負契約を、平成17年度事業費の確定に伴い、当初請負額6,657万円に345万5,550円を増額して、請負契約額を7,002万5,550円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設課長より説明させます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

平成17年度町道大平B線道路改良工事変更請負契約について、変更の必要が生じたので、その変更内容につきまして説明をさせていただきます。

当事業は、県道から104.5メートルの間の下流川を暗渠化し、道路を拡幅する事業です。河川計画を確率50分の1、幅2.7メートル、高さ2メートルを確保し、道路幅員は起点側の広いところで約7.1メートル、終点で約5.8メートルとなります。平成16年度に着手し、今年度で2年目となります。工事に着手し、現地を精査したところ、当初計画では仮設土どめH鋼、立て込み横矢板工設置を55メートルとしましたが、左岸側民地の階段を保護するため、59メートルに変更し、4メートル増とするものです。

附帯工として、水道管の切り回しを道路沿いに55メートル計上しましたが、工事施工先のスペースを確保するため民地内配管とし、110メートルに変更し、55メートル増とするものです。

また、事業費の確定に伴い、門型カルバート備えつけ工の延長36.8メートルを37.5メートルに、0.7メートル増とするものです。

以上の変更により、当事業の早期完成を図るものでございます。

なお、当事業は平成18年度の完了を目指し実施していく予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 設計がどうだったかは私はわからないんですけども、施工延長が70センチ延びるという形になっております。その主な原因は、たまたまくいを打ったところがどういう形で70センチ延びたのかご説明をお願いします。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（高橋一成君） それについてお答えします。

附帯工の仮設水道管の切り回しにおいて、工事の作業スペースを確保するために55メートル増としたということでございます。また、函渠工の延長36.8メートルを37.5メートルに70センチ増とするものです。これは、工事の現場の中でやはり非常に限られたスペースの中で仕事をいたしますので、現場の状況において若干工事内容が変わってきまして、こういう変更をさせていただきたいと、そういうことでございます。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第29号 工事請負契約の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決されました。

議第30号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第30号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第30号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成17年8月2日、第6回臨時会、議第67号で請負契約をご承認いただいた妻良漁港漁業集落環境整備事業水産飲雑用水施設建設工事について、請負人、静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂3番地18、株式会社保坂建設、代表取締役、保坂道雄との工事請負契約を、平成17年度事業費の確定に伴い、当初請負額7,770万円に262万5,000円を増額して、請負契約額を8,032万5,000円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

当工事の変更は、妻良漁港漁業集落環境整備事業水産飲雑用水施設建設工事の事業費確定に伴う変更契約でございます。

詳細につきましては建設課長より説明させます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、平成17年度妻良漁港漁業集落環境整備事業水産飲雑用水施設建設工事変更請負契約について、変更の必要が生じたので、その変更内容につきまして説明をさせていただきます。

平成15年度に補助事業費3,500万円で全体計画の基本設計を委託し、平成16年度は補助事業費2億円で集落排水施設の排水管1,636メートル及び水産飲雑用水管2,073メートル、計3,709メートルを布設し、管路の実施設計、配水池の実施設計及び地質調査委託を実施しました。本年度は、本事業費8,500万円の中で、水産飲雑用水施設配水池236トンをもとに、その敷地造成及び配水管を施行するものでございます。

このたびの工事の変更内容は、事業費の確定に伴う変更で、配水池の附属施設であります



緊急遮断弁室、間口3.25メートル、奥行き2.55メートル、高さ2.55メートル、面積8.2平米を設置するものです。また、配水池の敷地造成としてブロック積工面積28平米、U字溝延長22メートルを設置し、配水池の敷地の安全を図るものでございます。

次年度以降の集落環境整備事業の主なものは、集落排水施設の処理場の敷地造成、処理槽、管理棟及び機械設備と、これらに伴う設計及び調査等となります。平成21年度の供用開始を目指し、実施していく予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第30号 工事請負契約の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決されました。

#### 散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一

## 平成18年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成18年3月9日(木)午前 9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第31号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 3 議第32号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議第33号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議第34号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議第35号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議第36号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第37号 平成17年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第10 議第39号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議第40号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第12 議第41号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議第42号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第14 議第43号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第15 議第44号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第16 議第45号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第17 議第46号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第47号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議第48号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第20 議第49号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第21 議第50号 平成18年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	小島徳三君
企画調整課長	谷正君	建設課長	高橋一成君
産業観光課長	鈴木博志君	窓口税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	生活環境課長	石井司君
会計室長	山本正久君	教育委員会 教育事務局長	鈴木勇君
水道課長	小坂孝味君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤博	主幹	栗田忠蔵
--------	-----	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1番議員 保坂好明君

2番議員 清水清一君

議第31号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第31号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本会議3日目のご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議第31号の提案理由について申し上げます。

本案は、平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）でございまして、歳入歳出予算

の総額から歳入歳出それぞれ2億9,614万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,857万8,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末を控えまして人件費や物件費等、各種事業のおおむねの確定に伴いましての各科目における更正増減がほとんどであります。

歳出の主なものにつきましては、コンピュータウイルス対策ソフトが対応できなくて、しかも旧式で容量が低いため、買いかえる必要のある事務用パソコンの購入費681万1,000円の増額、本年度プラント整備が完了となる南豆衛生プラント組合負担金1,580万円の減額及び、昨年11月6日発生の大雨洪水災害による道路河川等災害復旧費が本年度、国の予算づけにならなかったことによる2億1,500万7,000円の減額等であります。

また、年度内完成が見込めない町道大平B線改良工事2,020万円、伊浜漁港航路浚渫工事320万円、道路河川等災害復旧費用910万円及び、加納森山急傾斜地崩壊危険区域指定事業320万円の合計4件、3,570万円を繰越明許費として計上をさせていただきました。

歳入の主なものは、個人所得等の減収による町税1,500万円の減額、道路河川等災害復旧費用等の減少に伴う国庫負担金1億5,825万円及び、その災害復旧債7,240万円の減額等、並びに歳入歳出予算の一般財源調整として地方交付税766万9,000円減額及び、財政調整基金繰入金について本年度決算見込みにより5,000万円の減額を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、内容の説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

歳出、議会費でございます。議会費は75万1,000円の減額を行うものでございます。

次のページをお願いします。

2款総務費でございます。1項総務管理費366万3,000円の増額でございます。一般管理費を23万5,000円の減額でございます。職員厚生費18万2,000円の減額でございます。財産管理費31万6,000円の減額でございます。自治振興費11万4,000円の減額でございます。秘書広報費60万円の減額でございます。企画費が727万2,000円増額でございます。中身につきまし

ては次のページの18備品購入費681万1,000円、機器備品でパソコン49台でございます。電算管理費26万1,000円の減額でございます。土地利用調整費、これは財源区分の変更でございます。公害対策費29万1,000円の減額でございます。地域づくり推進費88万5,000円の減額でございます。基金費が90万1,000円の減額ございまして、交通安全対策推進基金92万1,000円が主なものでございます。

2項徴税費1万円の増額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費3万4,000円の増額でございます。

5項統計調査費8万5,000円の減額でございます。

6項監査委員費6万4,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

3款民生費でございます。1項社会福祉費1,758万6,000円の減額でございます。社会福祉総務費、1目でございますが、620万5,000円の減額ございまして、この中の社会福祉総務事務積立金は福祉振興基金への積立金、これは寄附によるものでございます。社会福祉事業で867万2,000円の減額でございます。主なものは、扶助費848万4,000円の減額でございます。保険基盤安定繰出金が281万円の増でございます。国保会計への基盤安定繰出金でございます。国民年金費が10万5,000円の増額でございます。3目老人福祉費が1,285万8,000円の減額でございます。主なものは、老人福祉事業委託料607万6,000円でございます。老人福祉施設事業の老人福祉措置費が600万円の減額でございます。

次に、2項の児童福祉費143万6,000円の減額でございます。この中では、児童福祉施設事務の中で賃金125万1,000円、これは臨時保育士の賃金が主でございます。3目児童手当費265万5,000円の減額でございます。扶助費が主なものでございます。

4項介護保険費3万4,000円の減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費804万8,000円の減額でございます。この中で、44ページでございますが、老人保健特別会計繰出金、これが317万6,000円の減額でございます。

2項清掃費でございます。2,144万2,000円の減額でございます。主なものは、ごみ収集事務の委託料247万5,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3目し尿処理費1,580万円の減額でございます。これは、南豆衛生プラント組合負担金でございます。プラント工場の完成によるものでございます。

3項上水道費出資金でございますが、80万円の減額でございます。



次のページ、5款農林水産業費でございます。1項の農業費は374万8,000円の減額でございます。この中で農業振興事業の19節負担金補助及び交付金でございますが、345万円の減でございます。これにつきましては頭首工の漁道の調査費の減額でございます。

5目が農山村総合施設整備3万5,000円の減額でございます。

2項、次のページの林業費88万9,000円の減額でございます。

3項の水産業費でございますが、財源区分の変更でございます。

次のページ、52ページですが、お願いいたします。

6款商工費でございます。62万5,000円の増額でございます。工事請負費60万円と臨時雇い賃金67万5,000円が主なものでございます。

7款土木費でございます。1項土木管理費344万1,000円の増額でございます。これにつきましては、災害復旧の関係で昨年11月7日の災害復旧費が国の方で予算づけができません。関係上、災害復旧費の人件費を土木総務費の方へ移しかえを行いたいものでございます。一般職の給料が430万7,000円ほかでございます。

2項道路橋梁費170万2,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3項の河川費239万8,000円の減額でございます。小規模生活ダム関連整備事業の公有財産購入費、これは町道用地取得でございます。青野A線等の町道用地、本年度ちょっと達成できないということでございまして、減額の更正減でございます。

5項都市計画費476万8,000円の減額でございます。これは公共下水道事業特別会計繰出金、これは基本計画を本年度策定中でございますが、入札差金を計上してございます。住宅費は173万5,000円の増でございます。

次のページをお願いします。

急傾斜地崩壊防止事業、13委託料315万円でございますが、加納森山の急傾斜地危険区域の指定促進事業、これが予算づけがなされたため、ここで補正増し、繰越明許として完成させたいものでございます。

8款消防費でございます。85万4,000円の減でございます。これにつきましては、家庭内家具の固定推進等助成委託料91万2,000円の減額、それから地震対策海拔表示等設置委託料5万8,000円の増額でございます。これが本年度は湊地区の海拔表示板の東電への委託でございます。

9款教育費でございます。1項で教育総務費57万円の減額でございます。

2 項で小学校費381万9,000円の減額でございます。この減額につきましては、学校給食を平成17年度から統合して3施設にしたために、光熱水費等がそれほどかからなかったということでの減額が含まれてございます。

次に、60ページをお願いします。

3 項の中学校費135万1,000円の減額でございます。この中の工事請負費につきましては、南伊豆東中学校の校舎の外壁工事でございます。

2 目の教育振興費は145万9,000円の減額でございます。

4 項幼稚園費につきましても、19万円の減額でございます。

5 項社会教育費51万円の減額でございます。

次のページでございますが、6 項保健体育費88万9,000円の減額でございます。これは南伊豆スポーツフェスタ委託料の減額が大きなものでございます。

10款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費が994万9,000円の減でございます。この中の主なものは現年災工事の815万4,000円の減額が主なものでございます。

次のページをお願いします。

2 項公共土木施設災害復旧費 2 億1,900万7,000円の減額でございます。この中で道路河川等災害復旧費用でございまして、11月6日の大雨洪水災害の予算づけができなかったための減額でございます。これは平成18年度予算の方へ計上してございます。一般職の給料、これを先ほど申し上げました土木費の総務費の方、それから工事の事務費でございます需用費等を798万円の減額、測量設計委託料859万円の減額、それから工事請負費 1 億9,418万円の減額でございます。

それから、単独道路河川等災害復旧費でございますが、機械借り上げ料300万円の減額でございます。

次の66ページをお願いします。

11款公債費でございます。利子分を400万円減額したいものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款の町税でございます。町民税が1,000万円の減額、町たばこ税が500万円の減額でございます。

次のページの3 款利子割交付金ですが、150万円の増額、決定に伴うものでございます。

10款地方特例交付金につきまして52万8,000円の減額でございます。

次のページの11款地方交付税、これにつきましては766万9,000円の減額でございます、この減額をすることによりまして繰越財源が5,849万3,000円となります。ただ、特交については、まだ3月末でないといけないというのが現実でございます。ですから、特交については対応してございません。

13款分担金及び負担金、分担金につきましては83万9,000円の減額でございます。負担金につきましては162万8,000円の減額でございます、老人福祉施設入所者徴収金の減額が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料でございます。1項使用料でございますが、194万7,000円の減額でございます、銀の湯会館使用料の減額が主なものでございます。手数料につきましては、衛生手数料、一般廃棄物手数料でございますが、164万円の増額でございます。

15款国庫支出金、国庫負担金でございます。1億5,825万円の減額でございます。この民生費の中で主なものとしたしましては、社会福祉費負担金、国保会計基盤安定負担金が1,619万6,000円の減額でございます。

3目災害復旧費国庫負担金1億3,780万6,000円の減額でございます、その裏のページの公共土木施設災害復旧費負担金が主なものでございます。

2項の国庫補助金でございます。275万9,000円の減額でございます、この中で演習林交付金、東京大学演習林所在市町村交付金でございますが、250万円の減額、これは東京大学が独立行政法人となりまして、交付金対象となくなりましたためでございます。

3項委託金10万5,000円の増額でございます。

16款県支出金でございます。1項県負担金で1,783万4,000円の増額でございます、主なものは社会福祉費負担金の国保会計基盤安定負担金1,830万2,000円の増額が主なものでございます。

2項県補助金946万7,000円の減額でございます。この主なものは、社会福祉費補助金の重度障害者（児）医療費補助金400万円の減額でございます。

次のページをお願いします。

衛生費県補助金が14万6,000円の減額でございます。

農林水産業費県補助金が63万2,000円の減額でございます。

土木費県補助金120万円の増額でございます、この中で急傾斜地崩壊危険区域指定事業補助金210万円でございますが、これは先ほど申し上げました加納森山急傾斜地指定促進の

3分の2補助金でございます。

消防費県補助金が43万7,000円でございます。

災害復旧費県補助金が383万2,000円の減額でございます。農地及び農業用施設災害復旧補助金でございます。

委託金が53万5,000円の減でございます。

次のページをお願いします。

17款財産収入でございます。1項財産運用収入が1万4,000円の増額でございます。

財産売払収入、2項でございますが、537万7,000円の土地売り払い収入でございます。これはまず、差田のグラウンドでございますが、ここの国道用地の買収に県の方から見えておられます。そういう中で、グラウンド用地を国道用地に買収する、売り払うということで252平米ですが、387万円と、それと湊の弓ヶ浜でございます。町の所有となった赤線、青線、これを用途廃止しまして普通財産にしました。その276平米、169万7,000円分を計上してございます。

18款寄附金でございますが、民生費の寄附金でございます。42万4,000円でございます。

19款繰入金でございます。特別会計繰入金78万4,000円でございます。介護保険特別会計への繰入金でございます。

基金繰入金5,000万円の減額でございます。財政調整基金の繰入金を1億7,500万円から5,000万円減をして1億2,500万円にしたいものでございます。

21款諸収入でございます。雑入でございますが、249万8,000円の減額でございます。その中の4目雑入456万5,000円の減額になります。主なものは、銀の湯会館の物品販売収入209万7,000円の減額と、在宅高齢者食事サービス利用料の減額256万円でございます。過年度収入が206万7,000円で、民生費の国庫負担金の過年度収入が入ってございます。

次のページをお願いします。

22款町債でございます。7,240万円の減額でございます。主なものは、公共土木施設災害復旧の関係の6,860万円の減額でございます。それから、災害復旧の関係の農地及び農業用施設災害復旧事業債が470万円の減額でございます。水道事業出資債が80万円の減額、臨時財政対策債が170万円の増額となっております。

続きまして、13ページをお願いします。

補正額の財源内訳でございますが、補正額が2億9,614万2,000円の減額でございます。予算額が43億5,857万8,000円にしたいものでございまして、補正額の財源内訳といたしまし

ては、特定財源で国県支出金が1億5,074万4,000円の減額、地方債が7,110万円の減額、その他で534万4,000円の減額、一般財源で6,595万4,000円の減額になります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6番、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） まず、22ページの演習林交付金の代替金は幾らくらいか、何か固定資産税なのか。

それと、もう1点、公共土木施設災害復旧負担金が1億3,700万円も削られているというか、実質減っていることと。災害復旧債、これが6,860万円減っている。どういう事業をやめたのか、もうちょっと詳しくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） ただいまの質問の演習林交付金でございますが、実は法改正によりまして、今までは固定資産税相当分が、いわゆる青野の演習林ですか、あそこの部分がここに記載してありますとおり250万円ほど毎年入っていたわけです。ところが、平成17年度から非課税独立行政法人及び国立大学法人等の所有する固定資産に係る固定資産税の非課税規定というものが新しくできまして、それで課税ができないということになりました。

さらに、いろいろな行政サービスできるものですから、ある意味事業をあそこで行えばいいよというようなことで、東京大学の方といろいろ話をしたんですけれども、250万円以上の事業を行わなければならないと。さらに、演習林の中でなければならないと、こういうお話がございまして、その点ができないということで入る見込みなしということで、法改正により、いわゆる非課税になったと、こういうことでご理解いただきます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 6番、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） もう1回確認しますけれども。

ということは、250万円はもう全然丸損みたいな、事業はやらないしということで丸損みたいな丸損というのはおかしいんですけども、減額ということですね。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） そのとおりでございます。減額でございます。

建設課長（高橋一成君） 公共土木施設災害復旧費負担金等の関係でございますけれども、

昨年の11月6日、7日の石廊崎を中心とした豪雨による第3次公共災害の査定に向かって取り組んできましたけれども、先ほど総務課長からお話がありましたように、国の予算づけができなかったことにより、振りかえさせていただきながら減額をさせていただいたものでございます。この事業については、石廊崎、大瀬、下流を中心に河川17件の災害復旧事業となっております。新年度早々に国との調整をしながら早急に取り組みたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 6番、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 公共土木施設災害復旧債の関係も同じということですか。

ということは、事業ができないと。国庫負担金が出ないから事業を先延ばししていると、こう考えてよろしいということですか。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

6番（梅本和熙君） わかりました。

議長（藤田喜代治君） 11番、石井福光君。

11番（石井福光君） 単純な質問でございますが、銀の湯会館の使用料が220万円くらい減額されているので、余り入らなかったということなんですが、52ページの工事請負費の中で温泉タンク給湯管の修繕工事というのがあるんですが、これは過日、課長のお骨折りでもって、利用者からこれを外してくれということは、打たせ湯の温泉が出ていないんだということで、早速、課長にお話ししたところが、翌日すぐ修繕して出たんですが、何か二、三日前にまたそれがとまったという話なんですが、これの給湯のあれとそれが関係があるのではないかと思うんですが、打たせ湯というのは余談ですが、なかなか難しいらしいんですよ。温度が高いととまるし、水量が少ないと要するに焼けてしまう、上からくるものですから、高温だとやけどするということで、そのバランスがとても難しいということなんですが、それを修理するには相当本格的なもの、銀の湯もあれして10年くらいたっているんで、相当管も老朽化しているということで、それから本格的なものだと千万単位の修理が必要だということで、仮に余り掛からない方法でということで課長にお願いしたらできたんですが、何かとまったと、私はふるが余り好きな方ではないものですから、行ってないんですが、現状どうなっているのか、その点についてちょっとお聞きしたい。

この大きいものが、それに関連した温泉タンクの給湯管の修繕なのか、その2点です。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） まさしく議員のおっしゃるとおり、温泉タンク本来は100リ

ットル以上の温泉タンクが必要なんですけれども、やはり管の中にスケールがたまっているとか、量的に足りないものですから、結局打たせ湯までいかないとかというようなことでございます。この60万円修繕工事等を計上させていただきまして、年度末までにも改修したいなというふうに考えております。

議長（藤田喜代治君） 2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 2点お伺いいたします。

29ページでございます。旧賀茂地区交通災害共済組合精算金受入金ということでございますけれども、これは92万円減額ということになっております。精算する予定のときには、幾らか忘れましてけれども、やってみたらこの90何万になったと。減った原因等をお伺いいたします。

もう一つ、それと34ページの備品購入費でございますけれども、6,800万円、役場職員のコンピュータをかえたという形でございます。先ほどのご説明にもございましたけれども、教育委員会の学校につけるコンピュータについても、やはり同じような金額で交換したと聞いております。これについては入札されたのかされなかったのか、どういう形なのか一つ。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 旧賀茂地区交通災害共済組合の受入金でございますが、当初たしか427万円という収入の予算計上だったと思います。それで、精算というんですか、これにつきましては賀茂郡町村会等が一部事務組合だということではなくて、任意組合だという形の中で、賀茂地区交通災害共済組合が一部事務組合だという位置づけの中で、過去の町村会の職員等が何人かいらしゃったわけですが、そういう形の退職金だとか、いろいろなもろもろの経費等についての関係で、平成17年3月31日に賀茂地区交通災害共済組合が解散すると、そういう中で精算を打つという形になったわけです。その中で、いわゆるそうしますと、代々の今まで継続した職員の退職金等について、ここで精算するよと。本来でしたら、そういうものが組合が継続してあるんだから、その段階のもので若干後に延ばすということが出来るんですが、一部事務組合そのものが消滅するということになりますと、ここで全部精算してくれということになったわけです。そういう中で、構成市町村で今までの負担割合等の中で、その分を負担するという形で、その精算の段階で当初の427万円のものが戻ってくる予定が精算をする方の金額が多くなって92万1,000円が、こちらへ来るのが少なくなったということでございます。

それから、もう一つ、コンピュータの関係ですが、これ計画の説明はちょっと長くなりま

すが、現在、LANそれからグループウェア等で庁舎内各課、それから外部、それから保育園、幼稚園等で約120台ほどの業務用のコンピュータで業務をやっています。その中で、OSといいまして、コンピュータを動かす基本ソフトが、ちょっとメーカーの名前をあえて申し上げますが、ウィンドウズの95、98、それからMe、今はXPですか、そういう形の中で汎用ソフトの中でやっているんですが、さすがに95というのはないんですが、98、Me、それからXPという形の中でやっているんですが、先ほど町長の提案理由の中にもありましたように、ウイルスの関係が現在もいろいろ騒がれているんですけども、その最新のものを導入しましたところ、98、それからMeのものについてはスイッチを入れて起動させましたら、全然画面上が真っ暗になりまして動かなくなったと、そういう経過が1月23日にございまして、その原因とは何だかということで三、四日かかって調べましたら、OSがウィンドウズ98、Meのものでハードディスクの容量と、それから中央演算装置の容量の少ないものがそのトラブルになったと。ハードディスクの大きいものと中央演算装置の大きいものとXPのものについては、それが現時点ではないということで、そうしますと現時点でXPは36台、2000NTで11台、Meについては8台、76台という形で、この76台についてトラブルが発生しまして、24日の朝、約120台のうちの5台、それから25日に10台、26日にはこれの半数以上のものが稼働不能という形の中でいろいろ調査した結果、先ほど申し上げましたようにハードディスクの容量と、それからCPUの容量、これがハードディスクの容量はできれば1メガでしたか、それからCPUは256メガ以上のものがないよという、メーカーに問い合わせたところそれがありまして、それと98とMeについては新しいウイルススキャンソフトについての保証ができませんというふうな結果になりました。そういう中で、98とMeの中でも容量の大きいもの等もあるものですから、そういうものについてはOSの入れかえとハードディスクの入れかえ等を行って対処していくと。それから、そういうハードディスクとCPUができないものについては、これはどうしても買いかえなければならないという形で、今回49台をお願いすると、そういう形です。これにつきましては、昨日来、助役が申し上げておりますように入札という形になるものと思います。まだ入札はやっていません。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 10番、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ちょっと教えてください。

50ページの農山村総合施設管理運営事務の中に委託料が14万3,000円減額になっているわけですけども、この3つの51、53、56……。



議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 50ページの13委託料の明細でございます。グラウンド薬剤散布委託料6万円、プール水質検査委託料3万円、南上プール監視委託料5万3,000円、合計で14万3,000円でございます。

議長（藤田喜代治君） 10番、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） グラウンドの薬剤散布はいずれにしましても、あそこを夏よく通りますと、非常に子供たちが利用しているのが目立つわけですよ、毎日毎日本当に。これがプールの水質検査が怠って削られたのでは困るなということが一つと。

そして、子供たちに事故があっても困るので、この監視業務は5万3,000円減ったというその辺は人数減らしたのか、それとも子供たちのお母さんたちやお父さんたちが出て監視をボランティアでやってくれるのか、この辺をちょっと確かめておきたいなと。子供たち大事ですから、それだけ。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 下の方の南上プールの状態だと思いますけれども、昨年も7月、8月とやらせていただいたんですけれども、水質検査の委託についてはすべての部分で完璧に行われていると。監視の委託の方なんですけれども、弓ヶ浜にライフセーバーというのがありますよね、ライフセーバーが1人、南上プールに派遣をしているわけです。その分の減額分でございます。現実的な日数の部分で、弓ヶ浜の20日でしたか、そこまでの委託日数で、それにこの部分は引き当てて、その分の5万3,000円の減額ということでございます。

議長（藤田喜代治君） 11番、石井福光君。

11番（石井福光君） 先ほどの質問の中で、1つ質問忘れたんですが、220万円の減額の原因をちょっと何を言われたのか。これは数にすると、500人平均にすると大体年間四千三、四百人になるのではないかと思うんですが、1日に割れば20人か30人くらいで済むのではないかと思うんですが、要するに減った理由の考え方を、さっきの関連あるのかなと思って実はあれしたんですが、ちょっと簡単で結構ですから。はっきりしたものはわかりませんから、簡単で結構です。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（鈴木博志君） 銀の湯会館の年間の使用料の減額と。

行政報告の中にもございましたけれども、今年営業しまして2月末の時点で200万、これくらいの部分の入館料ができるという形で、3月になってから伸びているんだけど、月

算的には歳入歳出合わせますと600万円前後のプラスになるかなという具合なんですけれども。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第31号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第32号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第32号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

本案は、保険給付費のうち退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費、出産育児一時金及び移送費について、これまでの実績を踏まえ再精査し、退職被保険者等療養給付費223万8,000円、退職被保険者等高額療養費419万7,000円及び移送費14万7,000円を増額し、出産育児一時金240万円を減額するものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税一般医療費給付分640万円及び、国民健康保険税一般介護分100万円を減額し、国民健康保険税退職医療分740万円を増額するものです。

また、保険基盤安定繰入金の確定により、保険基盤安定繰入金を281万円及び財政安定化支援事業繰入金297万2,000円を増額、出産育児一時金等繰入金160万円を減額し、歳入歳出それぞれに418万2,000円追加して、歳入歳出予算額を13億1,147万円とするものです。

なお、詳細につきましては、窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） それでは、平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

9ページをお開きください。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費223万8,000円を増額補正したいものでございます。その内訳は、負担金補助及び交付金で223万8,000円、退職被保険者等療養給付費223万8,000円、これは一般から退職へ切りかえが多いため、223万8,000円増額したいものでございます。

2項高額療養費419万7,000円、増額補正したいものでございます。その内訳といたしましては、負担金補助及び交付金419万7,000円、退職被保険者等高額療養費419万7,000円、やはり一般から退職への切りかえが多かったためでございます。

3 項移送費14万7,000円の増額補正としたいものです。その内訳は、負担金補助及び交付金で14万7,000円、退職移送費で14万7,000円、これ今回初めて出てきたんですけれども、共立湊病院から埼玉県春日部市立病院へ移送が出てきたと、こういうことでございます。

次のページをお開きください。

4 項の出産育児諸費でございます。240万円の減額補正としたいものでございます。その内訳は、出産育児一時金が240万円減額でございます。これは出産対象者が少ないためでございます。

それでは、7 ページをお開きください。

歳入の部でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税につきましては、一般から退職への切りかえが多いため、一般被保険者国民健康保険税を740万円減額し、退職被保険者等国民健康保険税を740万円増額したいものでございます。

次のページをお開きください。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金でございます。418万2,000円補正増としたいものでございます。その内訳といたしまして、保険基盤安定繰入金が281万円増額、これは国県補助の補助率の変更でございます。それから、出産育児一時金等繰入金が160万円の減額、財政安定化支援事業繰入金が297万2,000円の増額でございます。

それでは、6 ページをお開きください。

今回の補正は418万2,000円の増額補正をしたいものでございまして、合計で13億1,147万円になるものでございます。補正額の財源内訳といたしまして、特定財源はございません。一般財源で418万2,000円です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番、石井福光君。

1 1 番（石井福光君） 今初めて聞いた退職者の退職移送費ですが14万7,000円増額は、これは何でどうなっておるのか、これは救急車を使った場合に救急車が出ると消防関係の中であるんですが、移送費というのが春日部まで行ったということは、救急車が個人で行ったのか、どういうあれで出た金なのか、ちょっと説明してほしいと思います。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） この移送費につきましては、初めて今回出てきたんですけれども、いわゆる民間の車を使ったわけでございます。それで、これにつきましてはいろいろ判断難しいんですけども、お医者さんのいわゆるこういう形で緊急に運ばなければならないという証明をもちろんつけまして、それに基づいて今回の増額補正とさせていただいたものでございます。したがって、公のところではなくて、民間の移送車両と。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決されました。

議第33号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第33号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

本案は、3月診療から12月診療までの医療費実績を考慮した上で再精査した結果、医療給付費を4,683万8,000円、医療支給費を125万2,000円、おのおの減額をするものであります。

また、それに伴う歳入の調整は、医療費交付金を2,903万7,000円、国庫負担金を1,270万1,000円、県負担金を317万6,000円、一般会計繰入金を317万6,000円、おのおの減額し、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,809万円を減額して、歳入歳出予算額14億7,979万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） それでは、平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

11ページをお開きください。

歳出でございます。

1款医療諸費、1項医療諸費4,809万円の減額補正としたいものでございます。その内訳といたしまして、負担金補助及び交付金で4,683万8,000円の減額、社保分医療給付費で283万8,000円、国保分医療給付費で4,400万円の減額でございます。

それでは、7ページをお開きください。

歳入の部でございます。

歳入。1款支払基金交付金、1項支払基金交付金で2,903万7,000円の減額としたいものでございます。その内訳は、現年度分で2,903万7,000円、医療費交付金でございます。

次のページをお開きください。

1項国庫負担金でございます。1,270万1,000円の減額としたいものでございます。その内訳は、医療費国庫負担金が1,270万1,000円の減額でございます。

次のページをごらんください。

3款県支出金でございます。1項県負担金317万6,000円の減額補正としたいものでござい

ます。内訳といたしましては、医療費の県負担金の減額でございます。

次のページをお開きください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。317万6,000円の減額補正としたいものでございます。その内訳は、一般会計繰入金が317万6,000円の減額でございます。

それでは、6ページをお開きください。

今回の補正ですけれども、4,809万円の減額補正でございます。合計で14億8,048万5,000円、補正額の財源内訳でございますが、特定財源といたしまして国県支出金で1,587万7,000円の減額、その他で2,903万7,000円の減額、一般財源で317万6,000円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第33号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決されました。

議第34号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第34号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

要介護認定者の居宅介護サービスの利用者増に伴う給付費及び計画給付費の1,930万円増額と、福祉用具購入や住宅改修の利用者の増に伴う給付費を見込みました。

また、施設利用者の居住費及び食費が10月1日より自己負担となったことによる施設介護サービス給付費は2,300万円減額となり、予算総額から歳入歳出それぞれ172万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を7億5,517万5,000円とするものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） それでは、介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして説明させていただきます。

歳出から説明いたしますので、12ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費26万9,000円の増額補正でございます。これは、介護保険事務で印刷製本費、これが制度改正に伴いますパンフレットを第1号被保険者に配布したいものでございます。

それから、3項の介護認定審査会費5万円の増額でございます。認定調査等の事務費関係で主治医の意見書が主なものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費191万円の減額でございますが、その内容としましては居宅介護サービス給付費が1,600万円の増額となります。要介護認定者のサービス利用がふえてきておりまして、1,600万円の増となります。



3目の施設介護サービス給付費の関係ですが、施設介護サービス、これは逆に減額になります。これは本来、9月補正で特定入所者、要するに低所得者の補足給付を予算化しましたが、このときにこちらから本来ならば減額する予定でありましたけれども、利用者の増等を勘案しながら年度末に調整させていただきましたので、2,300万円ほどの減になっております。

次のページで居宅介護福祉用具購入給付事務でございますけれども、福祉用具、補正増ですが、ポータブルトイレ等の利用者がふえているということで35万円の増になっております。

次の6目ですが、居宅介護住宅改修費給付事務ですけれども、これらも住宅改修につきまして希望者が多いということで144万円の増となっております。

7目の居宅介護サービス計画給付費、先ほど言いました居宅介護利用が多いので、その利用関係のサービス計画給付の方が330万円を増額しております。

2項の支援サービス等諸費が42万円の増額です。居宅支援サービス給付事務ですけれども、要支援の方の居宅サービスの利用がふえているということで18万円の増。

それから、居宅支援サービス計画給付事務、同じように利用者が多いということで、計画事務も24万円の増となっております。

3項その他諸費16万5,000円の増。審査支払手数料支払事務ですけれども、これが国保連に払う関係で16万5,000円の増となっております。

それから、6項特定入所者介護サービス等給付費150万円の減額補正でございます。これが9月補正しました特定入所者分、低所得者の3段階による補足給付の関係ですが、居住費、食費等の個人負担に伴う関係ですが、月330万円ほど見込みましたけれども、12月に最初の実績がまいりまして、310万円ぐらいで済みましたので、150万円を減額するものでございます。

次のページで6款諸支出金で繰出金ですが、78万3,000円の補正で一般会計からの繰出金でございます。

続きまして、歳入、7ページをお開きいただきます。

3款国庫支出金、1項の国庫負担金が166万円の減額でございます。これは介護給付費負担金の減でございます。

2項の国庫補助金は326万3,000円の増額となります。調整交付金が241万6,000円、介護保険事業の補助金84万7,000円でございますけれども、これは実は電算システムの補足給付に伴います企画課の方で電算システムの改修を行いました。そのときに補助金は付かないとい

うことだったんですが、国の方から補助金がつくことになりまして、78万4,000円ほどこの金が入りました。ですから、ソフト関係で6万3,000円、合わせて84万7,000円が補助金としてまいりましたので、この金につきましては一般会計の方へ繰り出すということです。

それから、4款の支払基金交付金でございますけれども、239万3,000円の減額で、社保基金からの2号保険者の関係ですが、減となります。

5款の県支出金、1項県負担金103万8,000円の減でございます、給付費の県負担金の減でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金が3万4,000円の増で、介護給付費繰入金が35万3,000円の減で、その他一般会計の繰入金、事務関係ですが、31万9,000円の増になっております。

9款繰越金、1項繰越金が13万9,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出それぞれ172万3,000円を減額しまして、予算総額を7億5,517万5,000円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第34号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決されました。

議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第35号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ939万2,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、年度末を控え、三坂地区公共事業のおおむねの確定に伴い、不用額を整理し、三坂財産区財政調整基金へ63万6,000円を積み立てたいものであります。その財源とする歳入につきましては、前年度繰越金44万4,000円を増額補正するものであります。どうかご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第35号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決されました。

議第36号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第36号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第36号の提案理由を申し上げます。

平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ400万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億829万9,000円とするものです。

歳出の主な内容としましては、公債費に68万円の減額及び、公共下水道事業基本計画見直し等業務委託の入札による差額265万円を減額するものです。

歳入につきましては、一括納付による受益者負担金340万円の増額、観光客の減少等による使用料290万円の減額及び、一般会計繰入金455万8,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算の内容説明

をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

歳出。1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業298万6,000円を減額し、1億5,542万4,000円とさせていただきます。主な内容としましては、人件費、役務費等の減、13節委託料ですが、公共下水道事業基本計画見直し等業務委託料の事業確定による265万円を減額をさせていただきます。

次のページをお開きください。

2款業務費、1項下水道総務事務は24万2,000円の減で、役務費等の更正減であります。下水道使用料賦課徴収事務9万3,000円の事業費更正減でございます。

2項1目下水道管渠維持管理事業は16万8,000円、財源区分の変更をさせていただきます。

3款公債費、1項2目利子68万円の減です。最終確認による更正減をさせていただきます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

1款分担金及び負担金340万円の補正増でございます。受益者負担金の現年分の一括納付がありましたので、増額させていただきます。この一括納付は15件ございました。

次のページをお開きください。

2款使用料及び手数料290万円の減は、夏の観光客の減少等によるものでございます。

5款繰入金455万8,000円の減は、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次のページをお開きください。

7款諸収入5万7,000円の補正増でございます。これは雑入で下水道排水設備等工事指定業者の5年ごとの更新時期に当たりまして、業者9件、新規業者1件の申請料による増額とさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今回、補正ですけれども、年度内確定ということですが、基本的に

下水道事業の認識を質問をします。

5ページの今回の繰入金ですね、減額補正ですけども、2億6,024万6,000円、これは一般会計の補正予算、先ほど通りでしたが、2億9,000万円圧縮して43億5,000万円になったと。その中で、ここを見ると農林水産業費、農林水産と商工費等、産業振興にかかわる全庁の予算、これがそれぞれ農林水産業費で1億4,800万円、商工費で1億9,900万円、約2億円です。下水道の繰出金、これが2億6,000万円にも上ったと。それぞれ町全体に係る農林水産業、商工費を上回る額であると。この中で13ページの公債費の内訳では、2億2,200万円が元金等で300万円が、それぞれ繰出金は43億円のほぼ確定する決算に近い数字ですが、繰出金は6%、予算のですね、公債費は5.1%になると。

この間、議論をしてきて基準財政需要額、決算では基準財政需要と収入の差で、それと若干の交付税の算入の違いで交付税額そのものは上がっているように見えますが、全体は圧縮した予算を組まなければならないと、こういう中で公共下水道の割合が数字を見るとこういう実態であると。補正でこういう実態が出たけれども、新年度予算で施政方針を述べられましたけれども、やはりもっと真剣に見つめ直す必要があるのではないかというふうに思いますが、改めて平成17年度の決算に近い形が出た段階でどのように思われるか。昨日の一般質問の議論も踏まえて、今の認識を聞かせていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この公共下水道事業は、この後、ご承知のように下賀茂地区の計画に入っております。そこで、今この湊地区、そして手石地区、それぞれの工事を進めてきた中で、この後の計画につきましては計画の今見直しに入っておりまして、そしてこれが近々に報告書ができ上がっております。これにつきましては、先般、我々としては検討を行いまして、この報告書を待って、そして今まで進めてきた計画の見直しはもちろんですけれども、今後の今言われた一般会計からの繰出金含め、国からの補助金等よく見極めながら、いわゆる今後の公共下水道の主要事業の先送り等も含めて検討をしていこうということで、この後の計画につきましては近々に上がってまいります見直しの報告書を待って計画を進めてまいりたいという考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今、報告書を待っての見直しということが出ましたが、やはり単純に自立のまちづくりとか、そういうもの、もちろん理念ではないんですが、自治体のあり方として財政状態がこういう状態の中でどうあるべきなのかと。それぞれの事業の理念そのものが、だめとかいいとかということではなくて。それと、これまでの指摘の中で投資的事業、いわゆる施設建設事業が全体にそれほど効果がなかったということは、政府の答弁でも首相なども言っていると。そういう中で、我々自治体はそういう中で、本当にどういうものが、町を活性化する、あるいは本当の意味での投資的な効果があるのかと、そういうことも勘案しながら、ぜひ議会も真剣に検討しながら見直し議論を進めていくべきだという意見を述べたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 8番、漆田修君。

8番（漆田 修君） それとの関連であります、11ページの基本計画の見直し事業の業務委託先はどこの企業であるのかということをもっと教えていただきたい、それが1点です。

それから、2点目は、これは町長のこれに対する認識なんです、平成10年だと思いますが、下水道事業の事業推進のための審議会というのを設けましたね、多分、座長はそのころ大年徹さんだと思いましたが。その中では、地元地区の住民の意見が極めて反好意的というか、余り乗り気のない意見が非常にたくさん出たんですけれども、主に数千万の設備投資をして、そういう下水道の施設を設けたホテル、旅館関係の方がそういう反対の意見を言う方が多かったんでありますが、その辺も踏まえて今回の見直し計画というのはお願いしたということでしょうか、それが2点目です。それだけちょっと答えてください。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（高橋一成君） 入札業者でございますけれども、日本水道設計社という会社でございます。東京にある会社でございます。

それから、基本計画の見直しにつきましては、基本計画自体はもうできているわけですが、やはり10年たって、さらに10年後の下賀茂の状況、将来を見るときに、途中で見直しをして、特に人口の関係を考慮しなければ、処理場の規模等の適正な把握はできないだろうということで、今回見直しをさせていただくことになりました。それについては、当然、下賀茂地区についてはいろいろな問題もありますし、またさらに年数がたっておりますので、下賀茂区民の意識の問題もあろうかと思っております。

そういうことで、この平成17年度当初、5月と6月でしたか、2回ほど役員会と、それから役員協議会合同の会議を開かせていただきまして、説明会をさせていただきました。その

中では、この事業についての賛同をいただく形でお話を私たちもしたし、また下賀茂の役員の方々にはそれを受けていただきました。それで、さらに詳細な計画ができた時点、それから実施計画等が進む中で、下賀茂区民に対してはそれぞれの年度に応じた方々に対して説明をしながら進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 今、2番目の答弁が実は問題でありまして、その前に役員会含めて下賀茂の構成は区の区長さんですか。

建設課長（高橋一成君） 役員会ですけれども。

8番（漆田 修君） 区長さんが入っているんですね。

建設課長（高橋一成君） はい、入っています。

8番（漆田 修君） 先ほど、横嶋議員が言ったことと話は符合するわけではありますが、町の財政、一般的にはですよ、社会資本整備は早ければ早いほどよいという従来からの通念があります。そういう通念があるんですが、たまたま私どもの町の置かれている財政を考えた場合、果たしてそれが適正な財政指数度であるかどうかということも実は問題だと思うんです。ですから、例えばテンポを緩めるとか、そういったことで対応をすることもできるわけです。

ですから、私はそういう方向を腹に持ちながら対応した方がいいと思うんですよ。これは町長答弁になると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問につきましては、先ほど述べましたように、先般、我々の担当課との協議の中で検討しております。ですから、先ほど申し上げましたように、今後の主要事業については年度を例えば先送りして延ばすとか、あるいは財政見通しをよく見極めながら事業配分をしていくということは今検討しておりますので、報告書を待って、さらにこれは検討を加えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 11番、石井福光君。

11番（石井福光君） 関連でございますが、もう湊地区が完全に終わって、手石地区に入っているわけでございますが、施工して完成して何年かたったわけなんです、加入者のパ



ーセンテージが相当悪い、係に聞けばわかることなんですが、みんなの前で質問するわけですが、何%くらい湊地区において加入しているのか。昨年度よりもどれだけ伸びているのか。

それと、手石地区については、今施工中で半分くらいは完成しているんですが、実はこの問題について私はずっと回っているんですが、やはり一番問題はこの手石の中で相当の金を、要するに受益者負担金の20万円、それ以外に工事費は場所によっては何百万か百万単位でかかるものもあるでしょうし、30万、50万で施設ができるものがあると思うんですが、要するにそんな金がかかるということが1点問題がある中で、これが法的に設置しなければならない、加入しなければならないというような法律があれば、これは簡単に解決できる問題なんですが、やはりそれだけの金がかかるんで、今のこれでいいのではないかというのが私が手石地区を回ったときに、そういう考え方の人が多いわけなんですよ。こうやれば海がきれいになるんだ、そういうわけだといったって、それは私と関係ないということの中で、今の下賀茂地区、これから始める下賀茂の地域は、何度も町長も申しているとおり延長とか、地域的に私は個人的に聞いてですね、やはり役員だけではなくて、役員の考え方と一般はもう全然違いますので、代行しているわけではないですから、今後はやはり個人個人に聞いてはっきりした正確なものを書いて、つくるのがいいかどうかということまでやっておいて、そういう状態のところの方が早くやれると思うんです。役員でどうだ、だれか審議したって、それは一部の人間がやるんであって、全そこの地区の人についてはアンケートをとるか、アンケートではなくて調査というんですか、そういうものを調べてやって、私は違約金が取られないのであれば、それによってもう反対しているところは中止する、違約金を取られるのであれば、そこは10年も先延ばして延期するという方法があるんですが、最終的に湊地区において何%入っておるのか。ほとんど下水道については、最低で75%の加入がなければやっていけないということをよく聞くんですが、その点について湊地区、手石地区のはわかりませんけれども、湊地区の加入者についてお願いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（高橋一成君） 平成18年2月現在の加入率でございますけれども、湊地区は59%となっております。483世帯中283世帯が加入をさせていただいております。手石地区につきましては、38%という状況でございます。153世帯中58世帯の加入をいただいております。全体では54%の加入率という状況でございます。今現在、私たちの推測する数字を上回っているような状況であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 手石はそのぐらいと、自慢するわけではないですけども、関係のあるところ、それぞれ理解があるからやっているんであって、逆に湊地区においてはまことに湊地区の海岸を、弓ヶ浜をよくするというこの中でやっていることで59%しか、情けないような話で、逆にならなければおかしいですよ。そういう中で、今後の方針はいろいろ出てくると思いますが、私個人の考えの中で、やはり下賀茂地区については慎重に各家庭の調査をしていただいて、それで決定いただきたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 1番議員、保坂好明君。

1番（保坂好明君） 今の質問の関連でございますけれども、実際の加入率、これの上がない原因というのは幾つか考えられると思うんですが、これについては調べてあるかないか、考えられていることだと思うんですけども、ありましたらご発言をお願いしたいと。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（高橋一成君） 加入率の問題ですけども、一番多く考えられるのは高齢者の世帯で今後若いお子さんとかいない場合の高齢者世帯が一番加入率に対する意識の問題といたしますか、お金の問題等もございまして、私たちがお願いするに当たっても非常に難しい状況にあります。

それから、もう1点は、合併浄化槽を下水道ができる以前、近くに新築を建てて、もう合併浄化槽をつくってしまったよ。それで、次の年に下水道に入れというような話になる世帯もあろうかと思えますけれども、そういう世帯については加入すること自体には賛同するけれども、今すぐということはちょっとこういう状況だから考慮してほしいよと、そういう方もいらっしゃいますし、既に空き家になっているような状態で、都会から正月、お盆等に戻ってくる世帯等いろいろございまして、いろいろ理由はあろうかと思えますけれども、多くの理由としましてはやはり高齢者の世帯、それから合併浄化槽設置後のお話というようなことが多かったと記憶しております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） それで、負担金20万円、それから工事費合わせて大体、家の立地条件にもよるんでしょうけれども、100万円前後のお金がかかると。今、課長のおっしゃるとおり、老人の世帯にはとても払い切れない。また、子供さんを抱える、これからまた多くお金がかかるような世帯でも、なかなか難しいということの理解は私もできるわけです。

ただ、片方には当然、地域指定をして環境を保全すると。特に、弓ヶ浜に関しては、今、同僚議員が言ったように海岸で生活を、受益を受けている方が多くございます。ですから、一つの弓ヶ浜に例えて言うならば、その受益を受けている方々、特に例えば民宿を経営されている、それから関連する商いをしているところ、それと一般世帯と多分分かれるだろうと。その一般世帯が今申し上げたとおり、老人世帯から特に働き世帯のある家庭と当然分かれるということからすれば、私のこれは考えでありますけれども、当然受益を受けている方は、その浜が環境が荒れてお客さんが来れない状況になれば、当然被害を被るわけですから、その辺のご理解をいただいて、まずやはり加入促進を段階的にしていく必要があるかなと。

それと、もう一つは、先ほど言ったように負担金、それから工事費、これを一元的に一時金として払えないということであれば、何らかの方策をそこに見い出して、それを例えば利用料金ですね、そういったものにくみするようなシステムが講じられないのか、この辺の配慮を持って進めていただければなというふうに思うわけでございますけれども、とりあえず今日は意見ですので、また委員会もありますから、詳しくは聞きたいと思っておりますけれども、今の時点で担当課長、お話できる範囲で結構です。述べていただければと思います。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（高橋一成君） 受益者負担金、それから加入の問題でございますけれども、今申し上げましたように、ここに資料がありましたもので、もう一度紹介させていただきますと、先ほど言いましたように高齢者と、それから経済的に困難であるという世帯、それから近い将来工事をする予定ですよという世帯、それから建物の移転改築を考えているからできないとか、そういう理由が調査の結果把握しております。

また、下水道の正常な経営といいますのは、80%の加入率を目標としているということでございますので、その加入を促進しながら事業を進めていかなければならないと思っております。また、負担金とか工事代金等につきましては大金もかかりますので、またさらに皆様方のご検討をして、さらによりよい方法を創出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（藤田喜代治君） 2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） この予算書の8ページでございます。使用料でございます。先ほどの説明では、夏のお客の減等により290万円減額と言われております。これを見ますと約8%、でこぼこのパーセンテージでございます。夏のお客さんで8%の増減が出るということは大変大きいのではないかと。これ5%だったら話はわかるんです。

私が考えるには、手石地区接続意識の結果からこういう金額になったという話だとわかるんですけれども、8%減ったというのはわかるんですけれども、夏のお客さんの水道料もそれだけ減って、8%減っているんだというのなら話はわかるんですけれども、そういう数字で水道料金も同じように8%減っておられるのかと、そういうことまで言っていたかないと、この290万円というのはちょっとおかしいような気がするんですよ。天気だけではないと思いますよ。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（高橋一成君） 主な理由は観光客を想定した使用料の当初予算の見込みにあるのかと思いますけれども、またこれは確認しなかったんですけれども、もう1点は湊地区の加入予定の大きなホテルの供用開始が実は予定していたんですけれども、それがおくれたということがございまして、その見込みが当初と違ったということで、金額的には290万円ですけれども、そういう当初見込みの考え方が甘かったということになりますけれども、そういう理由がありまして290万円の減とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第36号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時25分

再開 午前 11時34分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第37号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第37号 平成17年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第37号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、給水収益の落ち込み等により収入を417万6,000円減額し、事業費用も職員定員を1名減とし、8名としたため、事務経費等の減により1,231万2,000円減額するものであります。

資本的収支予算につきましては、青野大師ダムの完成による負担金の確定や石井浄水場拡張工事の見直し等により支出を2,240万7,000円減額し、これに伴う企業債、国庫補助金等の収入を2,126万7,000円減額するものであります。

内容につきましては、水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

水道課長（小坂孝味君） 平成17年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）の内容につ

きまして説明させていただきます。

それでは、14ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益は471万6,000円減額し、2 億7,110万8,000円とするものであります。内容としまして、1 項営業収益、1 目給水収益は500万円減額し、2 億6,500万円とするもので、これは1 節の上水道料金と2 節簡易水道等料金を減額します。

2 項営業外収益、2 目雑収益は28万4,000円増額し、30万9,000円とするもので、3 節のその他の雑収益を増額するものであります。

15ページをお開きください。

支出であります。

1 款水道事業費用は1,231万2,000円減額し、2 億8,559万6,000円とするものであります。内容としまして、1 項営業費用、1 目原水浄水送水配水給水費を391万円減額し、3,956万6,000円とするもので、主なものは11節の委託料、14節動力費を減額するものです。

3 目総係費を244万2,000円減額し、5,024万8,000円とするもので、主なものは1 節給料、2 節手当等、5 節法定福利費、19節会費負担金を減額するものです。

4 目簡易水道等費を982万7,000円減額し、4,202万7,000円とするもので、主なものは1 節給料、2 節手当等、5 節法定福利費、13節修繕費を減額するものです。

5 目減価償却費を16万円減額し、1 億189万4,000円とするものです。

6 目資産減耗費を246万円増額し、451万5,000円とするもので、これは30節固定資産除却費を増額するものです。

2 項営業外費用、17ページをお開きください。1 目支払利息及び企業債取扱諸費を56万8,000円減額し、3,767万2,000円とするもので、33節企業債利息と34節一時借入金利息を減額するものです。

3 目消費税を111万3,000円増額し、154万2,000円とするものです。

4 項特別損失、1 目過年度損益修正損を102万2,000円増額し、132万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入であります。

1 款資本的収入は2,126万7,000円減額し、1 億5,628万6,000円とするものであります。内訳としまして、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を80万円減額し、3,800万円とするものです。

2 項国県補助金、1 目国県補助金を76万7,000円減額し、1,558万6,000円とするものです。

3 項企業債、1 目企業債を1,970万円減額し、8,870万円とするものです。

19ページをお開きください。

次に、支出であります。

1 款資本的支出は2,240万7,000円減額し、2 億6,849万8,000円とするものであります。内訳としまして、1 項建設改良費、1 目水道施設改良費を120万円減額し、4,980万円とするもので、11節の委託料と16節材料費を減額するものです。

2 目上水道第5次拡張事業費を2,120万7,000円減額し、1 億4,266万9,000円とするもので、主なものは50節の工事請負費と51節水源開発負担金を減額するものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

8 番、漆田修君。

8 番（漆田 修君） これは今年度の決算に近い数字になると思うんです。あと4月、5月で総係費とか営業費用関係が出て、最終決算額になると思うんですが、まず第1点お聞きしたいのが、これは毎月の報告を受けておりますのでわかっているんですけども、まず最初は売上が頭打ちになった、当初の予算に比べまして、その理由をまず第1点お伺いしたい。これは収益的収支の方ですが。

あと、資本的収支の方で、実は第5次拡張の工事関係を見直して減額したということですね、1,900万弱。それと、先ほど町長が申し上げたんですが、青野ダムが供用スタートしましたよね、それに水資源確保事業の方の関係の負担金、これが減額された。具体的には、工事としては例の堰がありますね、インボオトシのちょっと上ですが、あの工事に係る工事関係、これが例えばすんなりいきますと、資本的収支の方でいきますと、それが収益的収支の方では支払利息とか減価償却の増として利益を圧縮する要因になると思うんですが、その具体的な説明をさらにこの場でお願いしたいと思うんですが、この2点をお願いします。

最初、どうして売上が頭打ちになっているのか、その原因とかです。

議長（藤田喜代治君） 水道課長。

水道課長（小坂孝味君） それでは、まず初めに、水道料金が落ち込んだということの原因なんですが、これにつきましてはいろいろ考えられることは、簡単にいうと観光客の減少も一つの要因であったと思います。今年の場合は、愛知の方で博覧会があったり、伊豆へと来

る観光客がそちらの方へ流れたというような話も聞いているわけでございます。

また、公共下水との関係も全然ないというわけにはならないと思うんですが、それは公共下水の料金というのが水道使用料をもとにはね返ってくるものですから、水を今まで以上に大切に使うといえますか、例えば歯を磨くときに水を流しっ放しで磨いていたものが几帳面とめるようになったよとか、そういうことで水道の使用も落ち込んでいるのが、そういうことも一つの原因かと思えます。

次に、第5次拡張事業の関係なんですが、平成20年ころまでに当初の計画をしてやったわけなんですが、財政的にも、また平成17年度で見直しをした結果、平成17年度で浄水場内の工事をとりあえず完了ということにしました。それについてはポンプとか、いろいろ耐用年数がずっと過ぎたものもあるわけなんですが、機械類の耐用年数が過ぎたものがありますけれども、それについてはだめになりそうだからかえよう、耐用年数が過ぎたからかえようでなくて、だましだましでも使えるものは使えるところまで使って、そしてだめになったときにかえるというようなことを考えております。

それで、インボオトシのところの取水の関係なんですが、平成18年度になるんですが、青野大師ダムの方ができたときに2,000トンの取水の権利といえますか、それをとってあるんですが、浄水場内は平成17年度に一応完了として、平成18年度に取水の方を、最後の総仕上げといえますか、取水工事をやって、そして第5次拡張工事はもうすべて終わりという、工事関係についてはそういう予定でございます。

議長（藤田喜代治君） 8番、漆田修君。

8番（漆田 修君） よくわかりました。

実は、損益計算書を見ていただきますと、当年度の純損失、当年度未処理欠損金ですよ、それが約2,190万円、昨年度もそうですけれども、最終的には決算としては、これに近い数字になるかと思えます。このまま推移していきますと、これは月例監査もそうでしたが、非常に水道会計が、公共性と収益性という2つの側面を持ちながら事業展開していくわけがありますが、従来的一般会計からの繰り出金が資本的支出、設備投資については一般会計からの繰り出しをしておりましたんですが、ある意味では収益的収支を改善するために、そのカンフル剤として一般会計からの繰り出しも視野に入れたらどうかと私は思っておりますが、町長その辺の考えはどうでしょうか。法的には、それは問題ないんですけども、従来ずっと資本的支出として一般会計からの繰り出しをしておりましたが、その辺のお考えはありますか。



議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉） お答えします。

この水道会計をいろいろ今言われたようなことで、見通しを立てながら一般会計の繰り出しということですが、やはり一般会計からの繰り出しは先ほど申し上げましたように、公共下水道等の今後の計画がある中で、できるだけ抑えていきたいと基本的には考えております。

しかし、企業会計とはいえども、やはりその事業を考えたときに、今言われたようなことでカンフル剤ではないですが、その辺も考えながら財政見通しをよく検討しながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） まず、検討されるということで、一步踏み出した考えだと思います。

いずれにしても、水道関係のずっと損益の推移を見ますと、非常に回復の兆しがもう見えないんですね。さっき言いました有収水率の低迷の原因は、先ほど言ったような原因でもあったということですから、上下水道は関連していますから、極力その対象地域においては抑えたと。一方において、簡水もそうではありますが、観光客が非常に少なくて売上が伸びなかったというような、これは当分続くと思うんですよ。

ですから、そういうことも見据えて、あるところで決断をしていかなければと思っておりますけれども、その辺は検討するということですので、私はそれでこの場は引き下がります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 2番、清水清一君。

2番（清水清一君） 今の件で特別損失でございますけれども、予算では30万円、実際には100万円ということで、3倍も要するに欠損金が出るんだよと。要するに、予算の当初の予定よりは3倍になってしまいうんですけれども、この3倍になったしまった原因とか、理由等はということが考えられるんですか、どこか倒産したとか、もらえなかったとか。

議長（藤田喜代治君） 水道課長。

水道課長（小坂孝味君） これにつきましては、5年までさかのぼりまして、当初この町に住んでいて行方不明になっているもので、相手が見つからないという方とか、本人が死亡して家族がいない方だとか、会社が倒産したり自己破産したり、そういう方が何名かおられま

す。そういう料金をいただくにも持っていき場がないと、そういう方があるんですが、その方々の関係です。

議長（藤田喜代治君） 2番、清水清一君。

2番（清水清一君） いない方の場合はあれなんですけれども、いる方で払っていないということはほとんどないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 水道課長。

水道課長（小坂孝味君） 現在住んでいる方でも滞納している方も実際はいます。そういうところには、出向いて支払ってもらうとか、例えば今月払えなければ次の月に滞納分のものももらうとか、料金の方の職員と一緒に滞納のものの整理とか、督促とか、そういうものも実施しております。

議長（藤田喜代治君） 6番、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 2点だけ簡単にお聞かせください。

15ページの動力費が300万円、これ減ったのはなぜか、ちょっと金額大きいなど。

それと、修繕費、16ページの簡易水道施設修繕費の200万円、これも減額されていますけれども、この減額によって十分な修繕ができたのか、そうでなくて事業をやめたのか、その辺のところを。

議長（藤田喜代治君） 水道課長。

水道課長（小坂孝味君） まず、動力費の方でございますけれども、取水して場内で水をつくっているわけですが、まず初めに加納の配水池へと水を揚げて、そこで手石、青市の配水池の方へ水を送っています。その中で、加納の配水池の水を使うごと、どんどんどんどん次の方へと行くようになっているんですが、加納の配水池がいっぱいときには、モーターだとか、それが動かないんです。水位が下がったら動く。水の使いが激しければ、当然その水位が下がりますから、動力は動くけれども、水の使いが余りないと動力の方が動かないという、そういうものであります。

それから、修繕費の方ですけれども、先ほど言いました機械が耐用年数を過ぎて老朽化したものとか、そういうものは見込んであるんですが、極端にいうと故障ですとか、そういう補修することなく機械が順調に動いてくれたとか、そういうこともあると思います。

議長（藤田喜代治君） 6番、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） ちょっと確認だけですけれども、この動力費が減ったというのは、いわゆる売上が減ったから動力費も減ったと、こう考えるということですね。

議長（藤田喜代治君） 水道課長。

水道課長（小坂孝味君） そういうことです。

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 終わりになってちょっと申しわけないですが、計数を見ていて、1ページの支出の水道事業の事業費の一番上ですね、297908となっているんですけども、これらの計算ですけども、2949ではないかと。計の計数ですね、285596、その確認を採決の前にしたいですが。

議長（藤田喜代治君） 水道課長。

水道課長（小坂孝味君） 今の箇所なんですけど、1ページの支出の水道事業費用……。合っております。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号 平成17年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第38号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

議長（藤田喜代治君） 朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第38号の提案理由について申し上げます。

平成18年度南伊豆町一般会計予算につきましては、施政方針及び予算編成方針で述べさせていただきましてとおりですので、各科目別の内容につきましては総務課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、この後の提出議案であります議第39号から議第50号までの特別会計等の平成18年度予算につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔「議長」と言う人あり〕

11番（石井福光君） 昨日も申し述べましたが、本日、2日目でございますので、この件については委員会付託ですので、要点のみ各担当者に聞いて、ポイントで結構ですので、じっくり委員会で検討して質問させていただきますので、そういう考えでよろしくお願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 皆さん、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） では、当局の方も努力をお願いいたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

まず、今度のこの予算書ですが、新しいTKCシステムで策定した予算書で、従来の予算書になるたけ近い形をとっております。

59ページをお願いします。

歳出からでございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございまして、本年度予算額5,464万3,000円、前年度比較675万8,000円の減額でございます。内容といたしましては、議員報酬、一般職給、それから需用費で議会だより、次のページをめくっていただきまして会議録作成委託料83万7,000円等でございます。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理費でございますが、本年度2億2,596万1,000円で、前年度比較1,844万4,000円でございます。主なものといたしましては、報酬、それから給料でございますが、特別職2人、一般職給が20人分でございます。それから、職員手当でございますが、宿日直手当が500人分を災害等にも備え取ってございます。それから、退職手当組合負担金、これにつきましては退職者8人の特別負担金も入ってございます。

次のページをお願いいたします。

需用費でございますが、689万5,000円でございます。庁用車、これは供用車でございますが、12台分の燃料費が124万円、光熱水費が庁舎の電気等でございますが、362万4,000円、それから役務費でございますが、通信運搬費が郵便・電話料288万円でございます。

それから、13節委託料でございます。法律相談委託料、これは顧問弁護士料30万円を含んでございます。それから、その下に訴訟代理人業務委託料、これは現在、自主運行バスで着手金を払う中でお願いしておるものですから、20万円、費用弁償等として計上してございます。

18節の備品購入費でございます。203万5,000円、自動車、これは庁用車を1台買いたいものでございます。静岡等への出張が、大分古くなっておる中で、1台、1,500ccクラスを購入したいものでございます。

それから、公課費等、交換部品あるんですが、6台の車検がございまして。

職員厚生費で負担金補助及び交付金が185万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

会計管理費は本年度77万4,000円で、17万5,000円の減額でございます。

3目財産管理費10,098万6,000円で104万9,000円の減額でございます。この中で役務費につきましては344万3,000円でございます、町村有建物災害共済保険料でございます。126件入っております。

庁舎管理事務は590万1,000円でございます。この中で使用料及び賃借料につきましては、役場庁舎あるいは駐車場の賃借料276万2,000円でございます。

4目の自治振興費852万5,000円、159万6,000円の減でございます。区長さん等に要する経費を計上してございます。

次のページをお願いします。

5目の秘書広報費でございますが、597万5,000円でございます、30万4,000円の増でございます。この中で交際費、町長交際費が100万円計上しました。前年比50万円減でございます。

広報事務の中では、需用費219万円を計上し、広報「みなみいず」等の印刷製本費が主でございます。

6目企画費でございますが、958万4,000円でございます、前年比較180万4,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

13節委託料466万5,000円、これは庁内LANシステムの保守点検料ほかを計上してございます。18節の備品購入費83万円計上してございますが、ウイルス対策ソフトでございます。

次に、7目の電算管理費4,474万5,000円でございます、856万2,000円の増でございます。電算処理推進事務、これは平成18年の6月あるいは9月までの旧南伊豆計算センターの事務の後処理のためのものがございます、基幹電算業務下田市事務委託611万8,000円が委託料に計上をしております。

基幹業務電算事務でございます。3,731万6,000円でございます、2,046万9,000円の増となっております。この中で13節委託料が1,262万円でございます、バッチ処理委託料、これ納付書等の印刷、これに900万円。それから、その裏の総合行政情報システム機器保守点検委託料、サーバーの保守等でございますが、290万円。使用料及び賃借料で2,220万円でございます。これはTKCソフトの賃借料でサーバー等の機器賃借料でございます。

土地利用調整費、8目でございますが、11万4,000円で3万6,000円の減でございます。

9目公害対策費が164万4,000円で92万7,000円の増でございます。この中で13節委託料でございますが、120万円、これは地球温暖化対策実行計画策定委託料でございます。これは京都議定書の関係に基づいての計画書でございます。

地域づくり推進費でございます。7,175万1,000円で1,585万8,000円の減額となっております。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。

19節の負担金補助及び交付金で6,960万円でございます。コミュニティ施設整備補助金560万円、路線バス対策事業補助金が6,400万円でございます。これは26路線からダイヤ改正を含め23路線にいたしたいものでございます。

11目交通安全対策費433万4,000円で、218万5,000円の減額でございます。交通安全推進事務に325万4,000円、交通安全施設整備に108万円でございます。

それから、12目財産区費312万9,000円、前年比較155万5,000円の増となっております。三坂地区の公共事業等に対する負担金補助及び交付金でございます。

基金費でございますが、2万6,000円でございますして、426万6,000円の減額となっております。これは、次のページをお開きいただいて、交通安全対策推進基金の積立金、解散に伴うものがなくなったよということでございます。

2款総務費でございます。2目徴税费、1目税務総務事務7,768万2,000円でございますして、613万8,000円の増でございます。税務総務事務は6,794万2,000円でございますして、固定資産税評価委員あるいは一般職給与9人分でございます。この中では特殊勤務手当である税務手当は減となっております。

賦課徴収事務は974万円でございます。

次のページをお願いします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費でございます。1目戸籍住民基本台帳費3,121万3,000円で、1,172万4,000円の減でございます。これにつきましては一般職4人等の給料等、あと事務費が主なものとなります。

次のページをお願いいたします。80ページです。

選挙費でございます。選挙管理委員会費681万6,000円でございますして、26万6,000円の増でございます。選挙管理委員会に対する事務経費でございます。

次に、2目選挙啓発費6万4,000円でございますして、5万1,000円の減額となっております。各種選挙費はございませんで、906万8,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

5項統計調査費でございます。1目は指定統計調査費でございます。859万9,000円でございます。162万2,000円の前年比減額となっております。この主なものは、事業所統計、企業統計、工業統計等の調査費に係る経費でございます。

次のページをお願いいたします。

監査委員費でございます。1目監査委員費86万6,000円で4万2,000円の減となっております。3款民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉費、2億1,454万3,000円で、前年度比較1,328万7,000円となっております。給料につきましては6人分の給料でございます。行旅死亡人に対する検死とかの事務費が計上してございます。

社会福祉事業は1億2,308万4,000円でございます。この中で障害者自立支援法の関係がございまして、役務費の108万6,000円の中には主治医等の意見書作成委託料、それから委託料では15万8,000円ですが、障害認定調査委託料が入ってございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。3,097万7,000円でございます。主なものは民生委員協議会活動費負担金が376万3,000円、それから町社会福祉協議会補助金939万5,000円、これにつきましては人件費、職員の交代がありまして、その辺の事業費が減になったよということで補助金も減になってございます。それから、精神及び知的障害者小規模作業所運営費補助金、差田希望の里でございますが、1,300万3,000円を計上してございます。

次のページをお願いします。

20節扶助費でございます。9,064万9,000円でございます。重度障害者医療扶助費1,933万2,000円、障害者施設支援費、これは20人を見ておりまして、6,230万7,000円でございます。それから、身体障害者生活支援センター事業費負担金43万円、これにつきましても障害者自立支援法の関係でございます。

保険基盤安定繰出金が4,508万6,000円でございます。国保会計基盤安定繰出金でございます。

2目の国民年金費が835万8,000円でございます。前年比較5万5,000円の増でございます。

3目老人福祉費7,817万3,000円でございます。2,597万2,000円の減額となっております。この中の老人福祉事業4,244万7,000円でございます。8節の報償費、敬老金につきましては251万2,000円を計上いたしました。80歳以上、2,000円の敬老金、100歳、3万円を2人入れてございます。



それから、次のページをお願いいたします。

13節の委託料3,119万6,000円でございます。敬老の日委託料が402万2,000円でございます。75歳以上のご老人に対し、2,000円を委託料として委託いたします。それから、その下の在宅高齢者等食事サービス事業1,686万円でございます。介護保険の方とあわせ行うものでございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金で653万1,000円を計上しまして、町シルバー人材センター補助金が466万円でございます。

老人福祉施設事業でございます。扶助費でございます。老人福祉施設措置費17人分でございますが、3,561万円を計上いたしております。

4目国民健康保険費3,968万9,000円でございます。234万4,000円の減でございます。国民健康保険事務2,225万9,000円で、これは一般職3人分等でございます。国民健康保険特別会計繰出金が1,743万円でございます。この中身といたしましては出産に対するもの、それから財政安定化支援事業、それから事務費ということでございます。

次のページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費でございます。2,044万円でございます。53万4,000円の増でございます。児童福祉総務事務費については、一般職1人、それに係る事務費等でございます。

伊豆つくし学園組合負担金でございますが、1,489万5,000円でございます。これにつきましては運営費、それから建設設計等の負担金を含めて計上してございます。

2目の児童福祉施設費2億2,139万6,000円でございます。1,686万1,000円の減額となっております。児童福祉施設運営事務でございますが、1億9,695万円でございます。保育士等23人分の給料、それから賃金といたしまして臨時保育士賃金、それから臨時調理員賃金、保育士賃金は15人分、調理員賃金は2人分、合わせまして3,531万3,000円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

差田保育所運営事務費464万円を計上いたしました。

手石保育所運営事務は1,144万円でございます。

南崎保育所運営事務は341万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

南上保育所運営事務が494万9,000円でございます。

3目児童手当費5,550万円でございまして、1,258万円の前年度比増でございます。子育て支援事務関係でございますが、扶助費で5,509万4,000円でございます。児童手当が小学校3年から小学校終了までに上がった関係ございまして、被用者の小学校終了前が2,496万円、非被用者小学校終了前が1,470万円、それから母子家庭等医療扶助費が200万4,000円でございます。

次のページをお願いします。

災害救助費でございます。1目災害救助費40万2,000円でございます、3,000円の増でございます。

3款民生費の4項の介護保険費でございます。1目介護保険費1億1,095万8,000円でございます、前年度比較2,644万6,000円の増でございます。介護保険特別会計繰出金が1億790万円でございます。保険給付サービスに係る介護保険特別会計繰出金が9,380万6,000円でございます。事務費の繰出金が690万4,000円でございます。地域支援事業の介護予防事業が70万4,000円、それから包括支援事業が165万3,000円、新予防給付分の人件費が483万3,000円となっております。新予防給付包括支援センター事業が805万8,000円ございまして、その中の委託料713万6,000円、ケアマネジメント業務委託料672万円が大きなものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。1項保健衛生費でございます。1目保健衛生総務費が4,497万9,000円ございまして、809万円の減となっております。保健衛生総務事務が3,166万1,000円ございまして、一般職5人等の事務費が計上してございます。保健衛生事業費につきましては1,031万8,000円でございます。この中で大きなものとしたしましては、負担金補助及び交付金で第2次小児救急医療運営費負担金が475万円でございます。それから、扶助費といたしまして精神障害者医療費助成、33人分を見込みまして396万円でございます。

2目予防費でございます。537万4,000円ございまして、45万5,000円の増でございます。

次のページをお願いします。

この中では、委託料としてインフルエンザ予防接種委託料180万円を計上してございます。結核予防事務が38万円でございます。

3目母子衛生費が1,194万1,000円ございまして、140万5,000円の増となっております。この中で大きなものは扶助費の774万円ございまして、乳幼児医療扶助費でございます。

4目環境衛生費でございます。1,079万6,000円ございまして、650万8,000円の減となっ

でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますして、その裏のページをおめくりいただき、浄化槽設置整備事業費補助金を25基計上してございます。

5目のへき地診療対策費が921万1,000円でございますして、19万9,000円の増でございます。

保健衛生費の6目の老人保健費が1億4,006万円でございますして、140万3,000円の増でございます。老人保健ヘルス事業3,406万6,000円でございますして、13節の委託料3,193万1,000円でございますが、健康診査委託料3,186万8,000円でございます。

次に、老人保健特別会計繰出金1億1,063万9,000円を老人保健特別会計への繰出金として計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

老人保健医療事業として435万5,000円を計上してございます。レセプト点検等の事務でございます。

7目の斎場費でございます。335万3,000円でございますして、16万7,000円の減でございます。

医療施設整備推進費が4,548万9,000円でございますして、357万6,000円の減でございます。負担金補助で共立湊病院組合への負担金4,129万8,000円、それから投資及び出資金で共立湊病院の元金返還のための出資金でございますして、419万1,000円でございます。

それから、清掃費でございます。清掃総務事務は5,256万4,000円でございますして、767万3,000円の減額となっております。この中で給料につきましては、一般職6人分でございます。特殊勤務手当は予算計上をしてございません。

次のページをお願いします。

13節委託料でございますが、199万1,000円でございますして、一般廃棄物処理基本計画策定委託料110万円を計上してございます。

塵芥処理費でございます。1億7,064万2,000円でございますして、458万9,000円の減額でございます。ごみ収集事務が6,512万円でございますして、委託料で6,390万8,000円を計上してございます。可燃物収集業務委託料2,378万3,000円、粗大ごみ収集処分業務委託料が980万円、分別ごみ収集運搬業務委託料は2,362万5,000円、分別収集処分保管等業務委託料670万円でございます。焼却施設維持事業が7,544万1,000円でございますして、この中で賃金、臨時作業員賃金を3人計上してございます。需用費が3,888万2,000円でございますして、光熱水費は工場の電気料でございますが、1,702万2,000円、修繕料339万円、医薬材料費、ダイオキシン対策の關係の有毒ガス除去とバグフィルターの保護と飛灰処理の薬品でございますして、

1,151万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

工事請負費でございます。焼却施設補修工事、これは燃焼あるいは蓄炉設備の補修工事でございますして2,400万円、ごみクレーンの補修工事が135万円でございます。それから、負担金補助及び交付金で焼却施設維持管理協力集落振興交付金、湊でございますが、45万円計上してございます。最終処分事業が3,008万1,000円でございますして、委託料で2,962万9,000円でございます。焼却灰等処理業務委託料、灰の処理の委託で運搬から処分委託でございます。2,757万6,000円でございます。それから、負担金補助及び交付金で、最終処分場維持管理協力集落振興基金、青野地区でございますが、45万円計上してございます。

3目し尿処理費でございますが、6,030万円でございますして、3,170万円の減額でございます。南豆衛生プラント組合の負担金でございます。

上水道費でございます。1目上水道費、本年度1,000万円でございます。2,880万円の減額でございますして、取水場の拡張工事に対する出資金でございます。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費でございます。1目農業委員会費が204万1,000円でございますして、44万3,000円の減でございます。

2目農業総務費が4,122万円でございますして、782万7,000円の減でございます。これは一般職給料が5人ほかでございます。

3目農業振興費1,702万円でございますして、86万7,000円の増でございます。この農業振興事業1,195万5,000円の中の委託料でございますが、遊休農地美化業務委託料、菜の花でございます。260万円でございます。それから、備品購入でございますが、30万円でございます。イノシシ捕獲用のおりを3基購入したいものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。この3番目の県単独農業農村整備費負担金625万円でございますが、石井関口頭首工の魚道整備でございます。魚道整備に対する負担金でございます。県営事業でございます。それから、有害鳥獣等被害防止対策事業補助金、メッシュ等でございますが、80万円計上してございます。水田農業経営確立対策については41万円でございます。

次のページをお願いいたします。

農村地域農政総合推進事業19万3,000円でございます。中山間地域等制度事業146万2,000円でございますして、85万1,000円の増でございます。これは、負担金補助及び交付金の141万5,000円、市之瀬、川合野、伊浜の中山間地域に対する交付金でございます。

4目農地費でございます。219万6,000円でございますして、24万4,000円の減でございます。

5目農山村総合施設管理費500万3,000円でございますして、74万2,000円の増でございます。プール等の管理経費でございます。

それから、7目山村振興対策事業12万5,000円でございますして、4万3,000円の減でございます。南伊豆郷土館管理事務はゼロといたしまして、先ほどの農山村総合施設管理運営事務の方へ含めてございます。53万6,000円の減でございます。

次に、林業費でございますして、1目林業振興費1,547万5,000円で4万7,000円の増でございます。林業振興事業の中の19節負担金補助及び交付金329万1,000円でございますが、林道青野・八木山線建設推進協議会負担金を計上してございます。環境アセス等の負担金でございます。305万円でございます。森林整備事業、これにつきましては委託料で分収造林保育委託料504万9,000円を計上してございます。次に、松くい虫防除事業につきましては401万9,000円を計上してございます。

次に、3款3項水産業費、1目水産業振興費が392万8,000円でございますして、85万円の減となっております。この中の13節委託料、海中クリーン作戦委託料50万円でございますが、直営から委託に変えてございます。それから、19節の負担金補助及び交付金282万3,000円でございますが、この中に日本の渚全国協議会負担金が3万円、それから一番下段に日本の渚全国協議会開催町負担金が80万円を計上してございます。

次のページをお願いします。

2目の漁港施設維持費514万5,000円でございますして、13万2,000円の減でございます。この中では、負担金補助及び交付金の中で漁港漁場協会負担金237万4,000円が主なものでございます。

3目漁業集落排水事業費でございますが、3,812万4,000円でございますして、204万円の増額でございます。繰出金でございますして、子浦漁業集落排水事業特別会計繰出金が1,255万3,000円、中木漁業集落排水事業特別会計繰出金が1,663万1,000円、それから妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金496万3,000円でございます。それから、本年度指定管理者の関係で入間漁業集落排水事業を設けてございます。この主なものは、入間集落排水施設管理料360万円でございます。これは使用料を収入として、その金額を管理料としてお支払いするものでございます。

4目漁港建設費でございます。5,505万円でございますして、653万9,000円の増でございます。職員1人分と、それから主なものでは工事請負費4,741万円、次のページでございます。

下流漁港沖防波堤建設工事でございまして、13メートルをお行ないたいものであります。

6款商工費、1項商工費で1目商工総務事務5,133万9,000円でございまして、341万8,000円の増でございます。一般職7人分の給料等でございます。

次に、2目の商工振興費でございます。795万5,000円でございまして、83万6,000円の減額となっております。主なものは負担金補助及び交付金で792万8,000円でございまして、商工会補助金710万円等でございます。

3目観光費でございますが、6,048万4,000円でございまして、183万円の増でございます。観光振興事業でございまして、委託料では宣伝委託料380万円、それから工事請負費につきましては1,928万6,000円でございまして、青野地区観光施設整備事業1,900万円、ダム工事の完成に伴いましてのダム湖周辺の修景整備でございます。トイレ1棟、あずま屋2棟を計画してございます。それから、負担金補助及び交付金3,096万6,000円でございまして、次のページをおめくりください。観光協会補助金が1,482万円でございます。これは民宿、民連の関係も中に含めてございます。自然まつり補助金が800万円でございます。黒潮和太鼓まつり補助金が243万円でございます。

都市提携費4目でございまして、98万5,000円で55万6,000円の増となっております。これの主なものは使用料及び賃借料でございまして、自動車借り上げ料でございます。町民号のバス借り上げ等でございます。

5目環境美化推進費254万6,000円でございまして、85万3,000円の減でございます。

次に、6目の温泉管理費7,537万2,000円で312万9,000円の増でございます。次のページをお願いします。弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務が1,000万1,000円でございまして、11万円の減でございます。銀の湯会館運営事業が6,537万1,000円でございまして、323万9,000円の増となっております。この中で主なものは賃金が2,101万1,000円でございまして、10人分でございます。需用費が3,361万3,000円でございまして、光熱水費あるいは販売品の仕入れ費等でございます。それから、工事請負費では90万円でございますが、銀の湯会館浴槽循環系統洗管修繕工事を計上してございます。

次のページをお願いします。

7款土木費でございます。1目土木総務費でございまして、本年度4,946万円でございます。1,342万8,000円の減でございます。土木総務費が4,946万円でございます。一般職給5人等でございます。

次のページをおめくりください。

本年も、木造住宅耐震補強助成事業費補助金3棟分、90万円を計上してございます。道路橋梁費でございまして、1目道路維持費2,562万5,000円でございます、584万6,000円の減額でございます。道路維持の主なものは、工事請負費でございまして、1,600万円でございます。路面補修400万円、安全施設200万円、路側補修400万円、排水路補修600万円でございます、さらに路面補修の原材料費を216万円計上してございます。

次のページをお願いいたします。

2目道路新設改良費でございます。1億238万3,000円でございます、384万7,000円の減でございます。主なものは、工事請負費でございまして、8,760万円でございます。伊浜線改良工事860万円、大平B線改良工事、下流でございますが、最終年度でございます。7,900万円。それから、県道路改良事業負担金500万円を計上してございます。それから、地方特定道路整備事業、県代行の町道成持吉祥線の改良工事を864万5,000円計上しました。その中で主なものは測量調査委託料780万円でございます。

3目橋梁維持費990万円でございますが、530万円の増でございます、宮前橋高欄取りかえ工事390万円、銀の湯橋塗りかえ工事550万円を計上いたしました。

3項河川費、1目河川維持費でございます。321万8,000円でございます、26万4,000円の減でございます。青野川ふるさとの川関連整備が184万5,000円でございます。7,000円の減額でございます。小規模生活ダム関連整備費が457万4,000円でございます、639万8,000円の減額でございます。ダムは17年度完成でございますが、工事に道路を使った町道用地の取得費450万円、10筆分を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

4項港湾費でございます。1目港湾管理費でございますが、3,633万7,000円でございます、前年比536万6,000円の増でございます。この主なものは負担金補助及び交付金でございます。3,418万5,000円でございます、手石港の整備事業負担金、これば35%分ですが、525万円。それから、妻良港整備事業負担金15%分、それから浚渫は3分の1ですが、合わせまして2,893万5,000円を計上してございます。

5項の都市計画費、1目都市計画総務費424万4,000円でございます、398万1,000円の増でございます。13節委託料400万円、都市計画基礎調査委託料、5年に1度のものでございます。

2目公園費48万円で、前年比較21万4,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

3目公共下水道費でございまして、2億5,436万5,000円でございまして、前年度比較2,366万6,000円の減額でございます。

次に、6項住宅費、1目住宅管理費が174万1,000円でございまして、48万9,000円の減額でございます。町営住宅40戸の事務費でございます。

次に、2目急傾斜地崩壊防止事業費が1,391万8,000円でございまして、1,034万円の減額でございます。次のページをお願いいたします。この中で負担金補助及び交付金1,390万円でございます。公共急傾斜地崩壊防止事業負担金が大瀬の高見山、二条、八反田、下賀茂、日詰で1,070万円、それから県単急傾斜地崩壊防止事業で子浦、高見場と川合野、谷戸向を320万円を計上してございます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございます。1億7,369万9,000円でございまして、134万1,000円の増でございます。下田地区消防組合負担金でございます。

2目の非常備消防費でございます。2,518万2,000円でございまして、453万7,000円の減額でございます。この中で報酬につきましては、消防団員報酬310人分でございます。報償費につきましては消防団員の退職報償金35人分を計上をしてございます。

次のページをおめくりください。

負担金補助及び交付金で、この中で消防団員退職報償負担金533万2,000円でございまして、これは消防の退職金の関係の拠出金というか、拠出して退職金をいただくという形の分担金でございます。

3目消防施設費2,249万3,000円でございまして、1,288万6,000円の増でございます。消防施設管理事務の中で備品購入費1,619万9,000円でございまして、消防ポンプ自動車でございます。これは下賀茂分隊のもので、現在のは昭和61年購入のものでございますもので、買いかえたいものでございます。

4目水防費が10万3,000円でございまして、2万6,000円の減でございます。

災害対策費が1,632万5,000円で169万5,000円の増でございます。この中で需用費でございます。639万1,000円でございますが、消耗品となっております562万5,000円、これにつきましては同報無線の受信支援の防災ラジオ1,000台を見込み計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

委託料18万5,000円でございますが、地震対策標識設置委託料、これは本年度、湊地区を実施いたします。これは津波等の対策のもので、東電の電柱へ海拔表示をしたいものでございます。それから、15節の工事請負費についても、これは津波対策用の看板を設置したいも



のでございます。4カ所、20万円を計上いたしました。備品購入費172万2,000円につきましては、発電機つき投光機2台を計上いたしました。防災施設管理事務は463万9,000円でございます。

次に、150ページをお願いします。

教育費、1項教育総務費でございまして、1目教育委員会費でございます。70万8,000円でございます、22万7,000円を減額しました。

事務局費につきましては5,730万7,000円で、136万5,000円の増でございます。13節の委託料、町指定教育研究校委託料、これは南伊豆東中と三浜小に委託するものでございます。

3目教育推進費533万1,000円で、19万8,000円の増となっております。これは英語教育事業でございまして、ALTの報酬等でございます。

次のページをお願いします。154ページでございます。

小学校費でございまして、1目学校管理費1億2,247万4,000円で1,037万4,000円の減額でございます。給料につきましては一般職15人分でございます。臨時賃金につきましては、臨時調理員が1人、臨時用務員が1人でございます。それから、工事請負費につきましては、南中小学校の補修工事646万円を計上しました。これは体育館の屋根塗装と、それから軒幕板というものの張りかえ、軒の張りかえでございます。危険があるため施工いたします。

竹麻小学校管理事務が884万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

南崎小学校管理事務が327万9,000円でございます。南中小学校管理事務が859万3,000円でございます。南上小学校管理事務が326万2,000円でございます。三浜小学校管理事務が413万6,000円でございます。

次に、2目教育振興費2,538万8,000円でございます、83万5,000円の減でございます。この中で小学校教育振興事業の中、賃金390万2,000円につきましては、2人分の教諭の賃金でございます。複式学級が2学級ある南崎小、それから三浜小のものでございます。

それから、次のページ、160ページでございます。

役務費で定期券購入、3校分、55人分321万円を計上してございます。それから、委託料でパソコン保守点検委託料5校分、103台分、251万7,000円を計上しました。それから、扶助費101万7,000円、準要保護と特殊学級就学援助合わせて13人分を計上してございます。竹麻小学校教育振興事務が86万6,000円でございます。南崎小学校教育振興事務が74万3,000円でございます。南中小学校教育振興事務が96万6,000円でございます。南上小学校教育振興

事務が75万9,000円でございます。

それから、次のページの三浜小学校教育振興事務が74万2,000円でございます。

次に、3項中学校費でございます。1目学校管理費が2,609万2,000円ございまして、641万1,000円の減でございます。中学校管理事務の中で賃金は臨時事務員賃金1名を計上してございます。それから、一般職については2人を計上してございます。

それから、次のページの南伊豆東中学校管理事務が425万4,000円ございまして、南伊豆中学校管理事務が491万8,000円でございます。

それから、2目の教育振興費2,600万円、239万3,000円の前年度比較減額でございます。この中の需用費215万円につきましては、中学校教職員用図書費、教職員の指導書2校分でございます。それから、役務費1,359万円、定期券購入費でございます。2校、96名分を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

委託料でございます。パソコン保守点検委託料72台分、325万1,000円を計上してございます。次に扶助費でございます。152万4,000円、準要保護就学援助、特殊学級就学奨励費9人分を計上してございます。南伊豆東中学校教育振興事務は109万円でございます。南伊豆中学校教育振興事務が111万2,800円でございます。

次に、幼稚園費でございます。1目幼稚園費3,531万3,000円で104万1,000円の増でございます。教諭5人分ほかでございます。

次のページをお願いします。

社会教育費であります。1目社会教育総務費2,023万3,000円ございまして、122万7,000円の減でございます。2人の給料ほかと、それから19節負担金補助及び交付金ございまして、社会教育事業負担金235万円、これは県から派遣の社教主事の負担金でございます。

それから、2目公民館費でございます。1,026万8,000円で16万9,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

文化財管理事務でございます。81万9,000円ございまして、52万5,000円の減額ございまして、委託料13万6,000円、これは南史会でございますが、文化財保護活動の委託料でございます。

4目図書館費2,028万円ございまして、60万5,000円の増でございます。この次のページの賃金でございますが、臨時事務員賃金を1名分計上して、18の備品購入費300万円、図書費を計上してございます。

5目生涯学習推進費231万6,000円でございます、95万4,000円の減額となっております。この中の13節委託料97万5,000円の中に、家庭教育支援総合推進事業委託料、これは100%の補助でございますが、75万円を計上してございます。

次のページをお願いします。

保健体育費、1目保健体育総務費391万8,000円でございます、153万9,000円の減額でございます。この中には委託料、市町村駅伝大会委託料140万円が計上されてございます。

次のページをお願いします。

2目体育施設費154万4,000円でございます、17万8,000円の減額でございます。武道館の運営費の関係でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費が394万8,000円、25万円の減額となっております。

2目林地及び林業用施設災害復旧費が705万8,000円でございます、245万円の減額となっております。

次に、3目漁港施設災害復旧工事151万1,000円でございます、10万6,000円の増額でございます。

次に、2項の公共土木施設災害復旧費でございます。1目の道路河川等災害復旧費1億3,890万7,000円でございます、前年度比較1億2,702万5,000円の増でございます。これにつきましては、補正で減額した河川17件分がここで計上されております。給料につきましては、一般職3人の給料を補助対象としたいもので、ここへ計上してございます。工事費が1億2,247万1,000円でございます、現年災工事は1,000万円でございます。過年災工事が、これは平成17年災、18年施行というもので1億2,247万円でございます。単独道路河川災害復旧を235万9,000円を計上いたしました。

次に、11款公債費でございます。1項公債費、1目元金でございます。4億9,024万2,000円で、3,724万円の減額でございます。利子が1億1,629万2,000円でございます、1,456万2,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

12款予備費でございます。1目予備費800万円を計上いたしました。

次に、13ページ、歳入をお願いいたします。

町税でございます。町民税でございます、1目個人が2億4,449万円でございます、1,599万円の増でございます。法人が3,338万円、362万1,000円の減額でございます。

次のページの固定資産税でございます。1目固定資産税でございますして、4億8,300万円でございますして、2,770万円の減額でございます。国有資産等所在市町村交付金及び納付金が130万円でございますして、4万6,000円の減額を見込みました。

3項の軽自動車税でございます。1目軽自動車税2,062万円でございますして、57万円の増を見込みました。

次のページをお願いします。

町たばこ税でございますして、7,028万円を計上し、2,280万円の増額を見込んでおります。

町税の特別土地保有税は100万1,000円を見込んでございます。前年と同額でございます。

次のページの入湯税でございます。2,757万円を見込みまして156万9,000円の増額でございます。

次に、地方譲与税でございますして、1項所得譲与税、税源移譲のものでございます。6,500万円を見込みまして、2,900万円の増でございます。

それから、次のページをお願いします。

地方譲与税、自動車重量譲与税でございますして、5,800万円で前年と同額を見込みました。

次に、地方道路譲与税でございます。本年度2,000万円でございますして、前年同額を見込みました。

次のページをお願いします。

利子割交付金につきましては250万円でございますして、30万円の減額を見込みました。配当割交付金につきましては100万円でございますして、前年と同額を計上いたしました。

次のページをお願いします。

株式等譲渡所得割交付金、これにつきましては100万円見込みまして、前年より70万円増額を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、9,800万円でございますして、前年より100万円の増額を見込みました。

次のページのゴルフ場利用税交付金につきましては1,500万円で、前年より100万円増額を見込みました。

8款の特別地方消費税交付金でございますが、これは科目存置1,000円を見込んでございます。

次のページの9款自動車取得税交付金でございます。6,000万円を見込みまして、1,100万円の増額を見込んでございます。

10款の地方特例交付金でございます。1,390万円を見込みまして、前年より910万円減額を見込みました。減税補てん特例交付金が1,200万円、それから児童手当特例交付金を190万円見込んでございます。

地方交付税につきましては、18億1,000万円見込みまして、前年より7,000万円の減額を見込んでおります。普通交付税が16億円、特別交付税が2億1,000万円でございます。これは国調人口、それから農林業センサス、それから投資的経費、国の地財計画、12.5%減になっている等の影響でございます。国全体では5.9%減額になっております。

次に、12款の交通安全対策特別交付金でございます。100万円見込みまして、前年と同額でございます。

次に、13款分担金及び負担金で分担金でございます。農林水産業分担金393万円で見込みまして、前年度より75万円見込みました。下流漁港再生事業費分担金375万円、それから土木費分担金が709万円、前年より101万4,000円減でございます。これは急傾斜崩壊防止事業の分担金を含んでございます。災害復旧費分担金が67万円で、前年より24万円の減でございます。

次に、負担金でございます。民生費負担金が5,372万6,000円で見込みまして、180万2,000円の減でございます。社会福祉費負担金は差田希望の里の負担金507万9,000円、これは5市町村の分担金でございます。老人福祉費の入所者の徴収金879万3,000円を見込んでおります。児童福祉費負担金、手石保育所等の保育料240人分を見込んでございます。3,985万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料で見込みまして、総務使用料は10万4,000円、それから民生手数料は3万円、商工使用料6,100万7,000円で見込みまして、主なものは銀の湯会館の使用料5,197万円と弓ヶ浜公衆浴場使用料843万7,000円でございます。農林水産業使用料は385万9,000円で見込みまして、前年比358万3,000円の増額でございますが、指定管理者制度の関係で入間漁業集落排水施設使用料を計上してございます。土木使用料が1,279万1,000円で11万1,000円の減でございます。町営住宅等でございます。それから、教育使用料が幼稚園使用料39人分を見込みまして187万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

手数料でございます。総務手数料が612万5,000円でございます。34万5,000円の増でございます。戸籍手数料等でございます。それから、衛生手数料が564万6,000円で見込みまして、

137万7,000円の増でございます。一般廃棄物持ち込みの処理手数料が561万6,000円を計上してございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。民生費の負担金が6,048万8,000円でございます。前年より2,321万8,000円減額となっております。この中で社会福祉費負担金が3,871万円でございます。大きなものとしたしましては、障害者施設支援費負担金3,121万3,000円でございますが、身体あるいは知的施設への入所者でございます。それから、この中の5節、6節が小学校終了前まででございます。これは三位一体の改革により国の方が3分の2見てございましたが、これを3分の1にしました。それから、県費、町村とも6分の1から3分の1にふえてございます。衛生費国庫負担金が285万8,000円でございます。30万円の減でございます。災害復旧費国庫負担金が8,706万7,000円でございます。8,131万5,000円の増でございます。この中で大きいものが公共土木施設災害復旧費負担金3分の2分、8,664万3,000円でございます。

次のページをお願いします。

国庫補助金でございます。民生費国庫補助金が101万5,000円でございます。それから、衛生費国庫補助金が327万3,000円でございます。農林水産業国庫補助金が2,500万円でございます。下流漁港漁村の再生交付金ということで、下流漁港の整備費でございます。土木費国庫補助金が科目存置でございます。これも三位一体の改革の減によります76万3,000円でございます。教育費国庫補助金が5万2,000円で1万4,000円の減です。演習林交付金が平成17年度の補正でも出てきましたが、1,000円の科目存置でございます。

次に、委託金でございます。総務費委託金が11万3,000円でございます。それから、民生費委託金が385万2,000円でございます。

次のページをお願いします。

民生費県負担金が6,121万4,000円ございまして、2,886万4,000円の増ございまして、大きなものは国保会計基盤安定負担金が2,946万6,000円、障害者施設支援費負担金が1,560万6,000円となっております。それから、児童手当の関係の被用者小学校修了前、それから非被用者小学校修了前までの負担金が計上してございます。

次に、県補助金でございます。総務費県補助金が2,704万円ございまして613万円、この中には市町村自主運行バス対策事業補助金2,700万円が計上されてございます。民生費県補助金が2,324万7,000円ございまして、2,040万5,000円の減となっております。それから、老人福祉費補助金の中にはシルバー人材センター育成事業補助金、2分の1ですが、233万

円も計上されてございます。

次に、3目衛生費補助金でございますが、734万6,000円で153万円の減となっております。

農林水産業費県補助金が226万6,000円でございます。この中には、中山間地域等直接支払事業費補助金が108万円入っております。

その次のページの水産業費県補助金が1,250万円ございまして、下流の漁港の補助金が入っております。土木費県補助金が100万2,000円でございます。それから、消防費県補助金877万円、これは大規模震災対策等総合支援事業補助金、2分の1から3分の1ですが、消防自動車の関係も入っております。それから、教育費県補助金が75万円、災害復旧費県補助金が625万円でございます。県営事業軽減交付金が930万円でございます。

16款の県支出金、3項の委託金でございます。総務費委託金が846万3,000円ございまして、前年より1,316万7,000円の減でございます。民生費委託金が3万2,000円でございます。土木費委託金が299万円でございます。権限移譲事務交付金が187万円ございまして、101万4,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

17款の財産収入、財産運用収入、1目財産貸付収入が168万8,000円でございます。2万9,000円の増となっております。利子及び配当金が3万4,000円でございます。

次のページをお願いします。

財産売払収入、不動産売払収入が10万1,000円でございます。物品売払収入が1,000円でございます。寄附金でございますが、科目存置でございます。

繰入金でございます。特別会計繰入金、老人保健特別会計繰入金が4,000円でございます。三坂財産区特別会計繰入金が312万9,000円でございます。

19款繰入金、基金繰入金でございますが、財調基金繰入金を6,500万円計上いたしました。

次のページをお願いします。

繰越金でございますが、1億円ございまして、3,000万円の減でございます。

諸収入、延滞金及び加算金及び過料でございますが、延滞金が100万円を計上しました。過料1,000円を科目存置いたしました。

それから、21款の諸収入、町預金利子は科目存置でございます。貸付金元利収入が1万2,000円を計上いたしました。

次のページの諸収入、雑入でございます。滞納処分費、弁償金、小切手未払資金組み入れ

は、いずれも1,000円の科目存置でございます。

4目の雑入8,591万円でございます。この中で主なものは消防団員退職報償金が505万8,000円、それから雑入でございますが、雑入の中で保育所職員給食費負担金を210万6,000円、それから次のページですが、物品販売収入1,444万円、物品貸し出し収入413万円、それから在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金720万円、それから市町村振興宝くじ交付金が380万6,000円、介護予防サービス計画費収入、これは介護の特別会計等の絡みもでございますが、959万4,000円、防災ラジオ購入者負担金が150万円、次のページをおめくりください。

市町村振興協会交付金2,450万円、これは市町村合併等が進む中で、基金から配分した金額でございます。過年度収入は科目存置でございます。

地方債でございます。農林水産業債が1,230万円でございます。下流の漁港整備と分収造林の関係でございます。土木債が9,420万円ございまして、過疎とそれから道路改良整備事業債として9,420万円、災害復旧債が3,890万円、3,630万円の増でございます。水道事業出資債がゼロございまして、1,780万円の減でございます。減税補てん債が590万円ございまして、210万円の減でございます。臨時財政対策債1億6,800万円ございまして、2,300万円の減でございます。消防債が1,000万円でございます。消防ポンプ自動車の関係でございます。

12ページをお願いいたします。

本年度予算額は41億4,000万円ございまして、前年より1億300万円の減でございます。財源内訳は特定財源の国県支出金が3億2,060万9,000円でございます。地方債が1億5,540万円でございます。その他で2億530万2,000円でございます。一般財源が34億1,668万9,000円でございます。

大変雑駁ございましたが、これで説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これは委員会付託で委員会に行くわけですが、この予算のどこというわけではなくて、今年度はいわゆる新合併法のもとで市町村合併の調査に関して助役のレベルの会議が行われるということでありまして。昨日の一般質問のときには、時間がなかったもので、改めて今、小針助役は一生懸命、住民投票のときにはこの間の3町の合併あるいは



下田市との合併の経過の中では在職していなかったもので、どういう姿勢で取り組む予定でいるか、それをちょっと答えていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ただいまご質問ですが、まだ概要がわかっておりませんので、今の段階では何とも申し上げられません。4月になればということですので、それを受けて述べさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 問題は、いわゆる合併の問題で審議会の答申あるいは県の答申が出たとしても、あくまでも地方自治権の執行で自立的なですね。だから、方針が出て、自分のものをどうこうするというよりは、一昨日の町長の施政方針の中で、住民投票の結果の問題が含まれております。この点は、やはりしっかり当町の基本姿勢として持っておくと。そういう立場を確認をしたいと思うんです。住民投票が厳然とあって、住民の意識が表明されたということ、それと住民に対しては事実を、憶測ではなくて事実をきちんと伝えていくと、あくまでも向き合ったような、自然に考えを持っているべきだという点なんです。県からいろいろ示されてから自分の考えを持つということではない。その最低限の線を、私は確認したいと思いますが、いかがですか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） 全くそのとおりでございます。町長の施政を受けとめまして、その方針から外れないような進め方をしたいと思っています。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算は、各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

ここで、2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第39号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第39号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） それでは、国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

歳出からです。221ページをお開きください。

歳出。総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度573万1,000円、前年に比し141万5,000円の増額としたいものです。その内訳の主なものでございますが、11節の需用費194万8,000円、消耗品、印刷製本費でそれぞれ金額がありますが、制度改正により保険証がカード化になるためです。13節委託料272万7,000円、それから備品購入で26万1,000円、次のページをお開きください。

1項総務管理費、連合会負担金91万9,000円、5,000円の減額としたいものです。19節の負担金補助及び交付金で91万9,000円でございます。

次のページをごらんください。

2項徴税费、1目賦課徴收费でございます。55万5,000円、24万5,000円の減額としたいものです。その内訳の主なものは職員手当12万3,000円、これは国民健康保険の夜間徴収の時

間外を主に上げております。それから、12節の役務費ですけれども、35万4,000円でございます。

次のページをお開きください。

3項の運営協議会費、1目運営協議会費31万1,000円、3万4,000円の増額としたいものでございます。その内訳の主なものは、旅費で14万9,000円でございます。これは国保連合会主催の委員会研修を予定しておりますものですから、少し前年よりかついております。

次のページをごらんください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度6億3,333万5,000円、2,485万5,000円としたいものです。国保連合会に払う負担金補助及び交付金で6億3,333万5,000円でございます。

2目退職被保険者等療養給付費1億9,208万8,000円、1,456万5,000円、前年よりか増でございます。その内訳は、負担金補助及び交付金で1億9,208万8,000円、これも国保連合会へいくものでございます。

それから、3目一般被保険者療養費264万8,000円、前年に比べ130万1,000円の減額でございます。これはコルセット等でございます。負担金補助及び交付金として264万8,000円でございます。

4目退職被保険者等療養費180万8,000円、101万5,000円の増額としたいものでございます。これは負担金補助及び交付金で180万8,000円でございます。

次のページをお開きください。

療養諸費でございます。5目の審査支払手数料224万6,000円、5万7,000円の増としたいものです。これは役務費で224万6,000円でございます。

次のページをごらんください。

高額療養費、1目一般被保険者高額療養費でございます。8,758万円、433万9,000円の減額としたいものでございます。その内訳といたしましては、一般被保険者高額療養費が8,758万円でございます。

2目退職被保険者等高額療養費1,958万3,000円、356万5,000円の増額としたいものです。負担金補助及び交付金で退職の高額療養費でございます。

次のページをお開きください。

3項の移送費でございます。一般被保険者移送費、前年に比べて同額でございます。

2目の退職被保険者等移送費8万円、これも前年と同額でございます。

次のページでございます。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でございます。420万円、前年に比し30万円の減額としたいものでございます。これに関しましては、10人分で一応予算計上させていただいてあります。健康福祉課の推計数字でございます。

次のページをごらんください。

葬祭費、1目葬祭費でございます。880万円、前年度に比較いたしまして320万円の増額としたいものです。これは176人分で予算計上をさせていただきました。昨年よりか320万円の増でございます。

次のページをごらんください。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金でございます。1目老人保健拠出金、本年度で2億4,689万9,000円、521万7,000円の増額としたいものでございます。負担金補助及び交付金で2億4,689万9,000円でございます。これは前期老人等の関係でございます。

2目老人保健事務費拠出金451万6,000円、前年に比し4万5,000円の減額としたいものでございます。内訳は事務費の拠出金でございます。

次のページをお開きください。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金でございます。9,281万5,000円、前年に比し122万3,000円の増額としたいものでございます。負担金補助及び交付金で介護納付金ということで計上してございます。

次のページをごらんください。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業医療費拠出金でございます。2,787万8,000円、前年と同額でございます。

2目高額医療費共同事業事務費拠出金、これは科目存置でございます。

3目その他共同事業拠出金2,000円で、前年と同額でございます。

次のページをお開きください。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費でございます。469万3,000円、前年に比し54万7,000円の増額としたいものでございます。その内訳の主なものは賃金、これはレセプト点検で臨時の事務員の賃金をここで計上しております。それから、19節の負担金補助及び交付金で121万4,000円、これは健康福祉課へいく予算ですけれども、成人病検診の補助金ということでございます。

次のページをごらんください。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金6,000円、前年と同額ござ

います。

次のページをお開きください。

8款公債費、1項公債費、1目利子、本年度10万円、前年度と同額でございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度50万円、比較いたしまして50万円の減額としたいものでございます。これは、過年度の保険税の還付金でございます。

2目退職被保険者等保険税還付金5万円、これは前年と同額でございます。

3目償還金2,000円、前年度も2,000円、同額でございます。

4目一般被保険者還付加算金4万円、これも比較ゼロでございます。

次のページをお開きください。

償還金及び還付加算金でございます。5目の退職被保険者等還付加算金5,000円、前年度も5,000円で同額でございます。

次のページをごらんください。

2項の延滞金でございます。1目延滞金1,000円、これは科目存置でございます。

次のページをお開きください。

予備費でございます。1目予備費500万円、前年度500万円、これは同額でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。205ページをお開きください。

歳入。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税でございます。1目一般被保険者国民健康保険税4億3,929万7,000円、92万5,000円の増額でございます。内訳といたしましては、医療給付分、現年度課税分が3億9,915万5,000円でございます。介護分が3,484万2,000円、医療給付分滞納繰越分は500万円、4の介護納付分滞納繰越分が30万円でございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税ですけれども、5,556万2,000円、1,065万7,000円の増額でございます。1節が医療給付分現年度課税分で5,156万円、2として介護納付分の現年度課税分が395万1,000円、3が5万円、それから介護分が1,000円でございます。

次のページをお開きください。

督促手数料、本年度5万円、前年と同額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。1目事務費負担金2,000円、前年と同額でございます。

2目療養給付費負担金でございます。3億4,667万3,000円、5,412万3,000円の減額としたいものでございます。その内訳は、療養給付費負担金が2億3,834万6,000円、老人保健医療

費拠出金負担金が7,676万9,000円、介護納付金負担金が3,165万7,000円、この大きな減額の原因は国庫補助の見直しによるものでございます。

3目高額医療費共同事業負担金696万9,000円、前年と同額でございます。

次のページをお開きください。

2項の国庫補助金、1目財政調整交付金8,175万8,000円、917万4,000円の増額でございます。普通調整交付金は8,160万2,000円、それから特別調整交付金は15万6,000円でございます。

次のページをお開きください。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金でございます。1目、同じく療養給付費交付金でございます。本年度1億7,915万5,000円、1,976万2,000円の増額でございます。現年度分で1億7,915万4,000円、過年度分で1,000円でございます。

次のページをお開きください。

5款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金でございます。696万9,000円、前年と同額でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金でございます。7,550万円、前年度ゼロで今年度7,550万円の増額でございます。これは、先ほどの国のに関連ありますけれども、国県の補助率の見直しによって県が大幅にふえたと、こういうことでございます。

次のページをお開きください。

6款連合会支出金、1項連合会補助金、1目連合会補助金、これは科目存置でございます。1,000円です。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金2,787万7,000円、1,393万7,000円の増額でございます。共同事業交付金で高額医療費共同事業交付金でございます。

次のページをお開きください。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございます。6,000円としたいものでございます。前年と同額でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。6,251万6,000円、242万5,000円の増額としたいものです。その内訳は、保険基盤安定繰入金が4,508万6,000円、職員給与等繰入金が422万5,000円、出産育児一時金等繰入金が280万円、財政安定化支援事業繰入金が1,040万5,000円としたいものでございます。

次のページをお開きください。

支払準備基金繰入金です。本年度1,000円、前年度に比較して2,999万9,000円、大幅な減額になっております。これは昨年度の県の指導監査で、当初から支払準備基金を繰り入れるのはおかしいよということで指摘を受けまして、本年度はとりあえず科目存置ということで計上いたしました。

次のページをごらんください。

10款繰越金でございます。1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金1,000円、これは科目存置でございます。前年と同額です。その他繰越金6,000万円、2,000万円の減額でございます。前年度その他繰越金でございます。

次のページをお開きください。

11款諸収入、1項延滞金及び過料でございます。一般被保険者延滞金10万円、前年と同額でございます。退職被保険者等延滞金と過料は科目存置でございます。

次のページをごらんください。

2項の預金利子でございます。1目預金利子1,000円、科目存置でございます。

次のページをお開きください。

3項雑入でございます。1目一般被保険者第三者納付金4万9,000円、前年と同額でございます。退職被保険者等第三者納付金1,000円、これは科目存置でございます。それから、一般被保険者返納金5万円、前年と同額でございます。退職被保険者等返納金1,000円、雑入1,000円、ともに科目存置でございます。

それでは、204ページをお開きください。

本年度の予算額について説明させていただきます。

歳出合計、本年度予算額が13億4,254万2,000円、4,625万8,000円の増額でございます。本年度予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金が5億1,786万8,000円、その他で2億718万2,000円、一般財源で6億1,749万2,000円です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案は第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第39号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 議第40号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第40号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） それでは、老人保健特別会計予算について説明させていただきます。

歳出からお願いします。

257ページをお開きください。

歳出。1款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費12億7,951万2,000円、前年に比較しまして4,776万4,000円の減額としたいものです。負担金補助及び交付金で12億7,951万2,000円でございます。

2目医療支給費でございます。2,073万4,000円、112万円の前年に比し増額としたいものです。現金給付分の医療支給費2,073万4,000円でございます。

3目の審査支払手数料522万円、前年に比し29万円の減額としたいものでございます。その内訳といたしまして、審査支払手数料で522万円でございます。

次のページをお開きください。



2 款諸支出金、1 項償還金でございます。1 目償還金1,000円、これは科目存置でございます。2 目の還付金も、同じく科目存置で1,000円でございます。

次のページの2 項繰出金でございます。一般会計繰出金4,000円、前年度も4,000円でございます。

続きまして歳入です。249ページをお開きください。

歳入といたしまして、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金でございます。1 目医療費交付金、本年度でございますが、6 億9,040万6,000円でございます。比較といたしまして8,225万5,000円の減額としたいものです。医療費交付金でございます。過年度分が1,000円でございます。

それから、2 目の審査支払手数料交付金です。522万1,000円、前年に比し29万円の減額としたいものでございます。審査支払手数料交付金で522万円、過年度分で1,000円でございます。

次のページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目国庫負担金 4 億656万円、2,374万1,000円の増額としたいものです。医療費国庫負担金で4 億655万9,000円、過年度分で1,000円でございます。

次のページをごらんください。

県支出金、1 項県負担金でございます。1 目県負担金、本年度1 億164万円です。比較といたしまして593万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、医療費の県負担金が1 億163万9,000円、過年度が1,000円でございます。

次のページをお開きください。

一般会計繰入金です。1 億163万9,000円、前年に比し593万5,000円の増額としたいものです。これは一般会計繰入金で1 億163万9,000円でございます。

次のページをごらんください。

繰越金でございます。繰越金1,000円、これは科目存置でございます。

次のページをお開きください。

6 款諸収入、1 項延滞金及び加算金でございます。1 目延滞金1,000円、2 目加算金1,000円、ともに科目存置でございます。

次のページをごらんください。

6 款諸収入、2 項預金利子、1 目預金利子1,000円、これも科目存置でございます。

次のページをお開きください。

雑入でございます。第三者納付金、返納金、ともに科目存置でございます。

248ページをお開きください。

今回の当初の内容でございます。歳出合計、本年度予算額が13億547万2,000円、前年に比し4,693万4,000円の減額としたいものです。本年度予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金で5億819万8,000円、その他で6億9,562万7,000円、一般財源で1億164万7,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第40号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第41号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第41号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 内容説明に入ります前に、今度、国からこの予算書の書式が指定されました。昨年より非常に款、項、目がふえてございます。したがいまして、前年度の数字が本来ここに入らないというところがあるわけですけれども、今度TKCの関係でいろいろ精査したところ、どうしてもうまくいかないということで、その辺をあらかじめご了承くださいたいと思います。

それでは、歳出から説明させていただきますので、恐れ入りますが、282ページをお開き願いたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費63万4,000円、介護保険総務事務に要する事務費等を計上させていただきました。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費26万8,000円、対前年9万8,000円の減となります。これは賦課徴収事務に要する物件費等を計上させていただきました。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費137万3,000円、前年に比しまして2,000円の増となります。これは審査会事務に要する負担金等が主なものでございます。

2 目認定調査等費465万3,000円、対前年比35万1,000円の増となります。これは認定調査員等の関係の賃金、それから主治医意見書等の役務費が主なものでございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費2億6,535万5,000円で、対前年比1,720万円の減となっております。これは介護認定者の居宅介護サービス給付費の負担金です。

2 目の特例居宅介護サービス給付費1,000円で科目存置でございます。

3 目の地域密着型介護サービス給付費1,751万1,000円で、これは新しい科目でございます。地域密着型介護サービス給付費の負担金でございます。

4 目の特例地域密着型介護サービス給付費1,000円で科目存置でございます。

5 目の施設介護サービス給付費3億6,750万円で、対前年比2,971万2,000円の増となっております。施設介護サービス給付費の負担金でございます。

6 目特例施設介護サービス給付費1,000円で科目存置でございます。

7 目居宅介護福祉用具購入費150万円で、前年同額でございます。これは福祉用具購入費の負担金でございます。

8 目居宅介護住宅改修費450万円、前年同額でございます。住宅改修の負担金ござい

ます。

9目居宅介護サービス計画給付費2,125万円で、対前年比425万円の減でございます。居宅介護サービス計画給付費の負担金でございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費1,000円で科目存置でございます。

2項の介護予防サービス等諸費で1目介護予防サービス給付費2,210万2,000円で、対前年比1,874万2,000円の増となっております。この辺が先ほど言いましたように数字が若干違ってきておりますので、比較がふえております。介護予防サービス給付費の負担金でございます。

2目特例介護予防サービス給付費1,000円、科目存置でございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費143万9,000円で、134万9,000円の対前年増となっております。地域密着型介護予防サービス給付費の負担金でございます。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費1,000円、科目存置でございます。

5目の介護予防福祉用具購入費120万円で、対前年比141万円の減となっております。介護予防福祉用具の購入費の負担金でございます。

6目介護予防住宅改修費、これは72万円で71万9,000円の増となっておりますが、これも先ほど言ったものと同じような理由でございます。介護予防住宅改修費に要する負担金でございます。

7目介護予防サービス計画給付費959万4,000円、これも新しい項目になっておりますので、そのまま959万4,000円が増となっております。介護予防サービス計画給付費負担金でございます。

8目の特例介護予防サービス計画給付費1,000円、科目存置でございます。

3のその他諸費でございますが、審査支払手数料104万5,000円で、対前年比13万3,000円の増となっております。審査支払手数料でございます。

4項の高額介護サービス等費で1目高額介護サービス費390万円で、対前年比90万円の減となっております。高額介護サービス給付費の負担金でございます。

2目の高額介護予防サービス費12万円で、対前年比10万円の増でございます。介護予防サービスの給付費負担金でございます。

5項の特定入所者介護サービス等費、1目の特定入所者介護サービス費3,200万円で、3,200万円の対前年比増となっております。これは特定入所者介護サービス給付費負担金、補足給付の分でございます。

2目特定入所者介護サービス費1,000円、科目存置でございます。

3目の特定入所者介護サービス費180万円で、対前年比180万円の増となっております、要支援の方々の特定入所者介護予防サービス給付費負担金でございます。

4目の特例特定入所者介護予防サービス費1,000円、科目存置でございます。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金1,000円で、対前年度比65万1,000円の減となっております。財政安定化基金、科目存置でございます。

4款公債費、1項公債費、1目利子1,000円、一時借入金利子等を見込みまして科目存置でございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目の介護予防特定高齢者施策事業費668万3,000円で、これは新規の事業になります。要支援、要介護状態になるおそれがある高齢者等の介護予防の関係の経費、それから介護予防費からの事業委託料等を計上いたしました。

それから、2目の介護予防一般高齢者施策事業費12万5,000円、これは予防知識の普及と指導員を派遣するという事で賃金等を計上いたしました。

2項の包括的支援事業、任意事業費ですが、1目介護予防ケアマネジメント事業費598万6,000円を計上いたしました。これは介護予防に携わります保健師の人件費と事務費を計上いたしました。

2目の総合相談権利擁護事業費5万円、これは権利擁護のパンフレット等をつくりたいという経費を計上させていただきました。

次に、3目包括的継続ケアマネジメント支援事業682万円を計上いたしまして、これは主任ケアマネジャーの1名分の人件費と事務費でございます。

4目の任意事業16万2,000円を計上いたしまして、これは家族介護交流事業等の委託料が主なものでございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目の介護給付費支払準備基金積立金1,000円、科目存置でございます。

7款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金1,000円、科目存置でございます。

2項の償還金及び還付加算金、1目の償還金1,000円、科目存置でございます。

2目の第1号被保険者還付加算金1,000円、科目存置でございます。

3目の第1号被保険者保険料還付金30万円、これは償還金利子及び割引料で30万円を計上いたしました。

8 款予備費、1 項予備費、1 目の予備費100万円を計上いたしました。

次に、歳入を説明いたします。

267ページをお開き願いたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、第 1 号被保険者の保険料ですが、1 億1,878万8,000円で前年対比2,081万5,000円の増となります。現年分が1 億1,858万8,000円、滞納分が20万円でございます。

次に、2 款手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 2 万4,000円、対前年比6,000円の増でございます。督促手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 1 億3,171万4,000円、対前年比86万6,000円の減となっております。介護給付費の負担金でございます。

2 項国庫補助金、1 目の調整交付金が6,423万8,000円、対前年比879万8,000円の増となります。

2 目の地域支援事業交付金、介護予防事業に係るものですが、140万9,000円を計上いたしました。介護予防事業費の25%です。

3 目の地域支援事業交付金、包括的支援事業等330万6,000円を計上いたしました。包括支援事業に要する経費の40.5%分です。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 2 億3,263万8,000円で、対前年比2,051万円の増となります。介護給付費交付金、第 2 号被保険者分でございます。

2 目の地域支援事業支援交付金174万7,000円を計上いたしまして、これが新しい部分の介護予防事業に使う31%分です。

第 5 款県支出金、第 1 項県負担金、1 目介護給付費負担金 1 億1,218万円で、対前年比1,931万8,000円の増でございます。介護給付費の県の負担金でございます。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金、介護予防事業70万4,000円を計上しました。介護予防事業費の12.5%分です。

2 目の地域支援事業交付金、包括支援事業等165万3,000円計上いたしました。包括支援事業費の20.25%分です。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目の利子及び配当金1,000円、科目存置でございます。

7 款寄附金、1 項寄附金、1 目の一般寄附金1,000円、科目存置でございます。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金9,380万6,000円、対前年比

1,094万4,000円の増でございます。これは給付費の12.5%の町分でございます。

2目の地域支援事業繰入金、介護予防事業70万4,000円、介護予防事業費の12.5%です。

3目の地域支援事業繰入金、包括支援事業等165万3,000円を計上いたしまして、これは事業費の20.25%です。

4目その他一般会計繰入金1,173万7,000円、対前年比508万7,000円の増となっております。事務費の繰入金が690万4,000円と、新予防給付分の人件費繰入金として483万3,000円でございます。

2項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金1,000円で科目存置でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目の繰越金100万円でございます。前年度の繰越金でございます。

第10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金1,000円で科目存置でございます。

2目の第1号被保険者加算金も1,000円で科目存置でございます。

3目の過料につきましても、1,000円で科目存置でございます。

2項の預金利子、1目預金利子1,000円で科目存置でございます。

3項の雑入、1目滞納処分費1,000円、科目存置でございます。

2目の弁償金1,000円で科目存置でございます。

3目の第三者納付金1,000円で科目存置でございます。

4目の返納金1,000円で科目存置でございます。

5の雑入119万3,000円で、これは新たに本年度から介護予防に取り組みます利用者の負担金を計上させていただきました。

以上、本年度の予算総額は7億7,850万5,000円、対前年と比較しますと1億698万円の増となります。そのうちの財源内訳ですが、国県支出金が3億1,520万4,000円、その他が2億4,041万2,000円、一般財源が2億2,288万9,000円となりました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第41号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第42号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） 316ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。積立金の財政調整基金積立金60万円が主なもので、一般管理事務でございます。

歳入としては、313ページ、財産貸付収入1,000円、利子、配当金2,000円で前年と同じでございます。

次のページ、繰越金でございますが、112万8,000円で6万1,000円の増でございます。

3款諸収入、1項の預金利子、1目預金利子が科目存置の1,000円でございます。

本年度予算額は113万2,000円で、前年度比較6万1,000円でございます。内訳は一般財源でございます。

以上で説明を終わります。



議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第42号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決されました。

議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第43号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、325ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございまして、12万2,000円でございます。一般管理事務費でございます。

歳入につきまして、前のページの323ページをお願いいたします。

繰越金でございまして、12万1,000円でございます。前年度比較5,000円の減でございます。

次に、預金利子でございまして、1,000円の科目存置でございます。

本年度予算額12万2,000円、前年度予算額より5,000円の減でございまして、すべて一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第43号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決されました。

議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第44号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題とい

たします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、337ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。894万8,000円で前年と同額でございます。主なものは、財政調整基金積立金538万3,000円、一般会計繰出金312万9,000円、これは三坂地区公共事業のための繰出金でございます。そのほか管理事務費でございます。

333ページをお願いいたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入884万5,000円でございます。土地貸付収入利子及び配当金1,000円の科目存置でございます。

次のページをお願いします。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目基金繰入金が科目存置でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で10万円でございます。

歳出の894万8,000円の財源内訳ですが、特定財源、その他が1,000円で、あとは一般財源894万7,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決されました。

議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第45号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） 348ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款公共用地取得費、1 項公共用地取得費、1 目公共用地取得費83万6,000円でございます。前年度比較83万6,000円の皆増でございます。これは差田の総合体育施設用地取得費でございます。宅地53平米をみたいものでございます。残りいたしますと、2 筆が2,475平米が残っておりますが、本年度1 筆みたいものでございます。

それから、2 款繰出金、1 項基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金が2,000円でございます。

345ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、科目存置1,000円でございます。次のページをお願いいたします。

2 款繰入金でございまして、1 項基金繰入金、1 目土地開発基金繰入金でございまして、83万6,000円でございます。

それから、3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、科目存置の1,000円でございます。

歳出の財源内訳でございます。本年度予算額83万8,000円で、前年度予算額2,000円でございます。83万6,000円の増でございます。特定財源でございますが、その他の83万7,000円と一般財源が1,000円でございます。よろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第45号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

議第46号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第46号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、歳出より説明をさせていただきます。

369ページをお開き願います。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業、本年度予算額1億5,966万9,000円、前年度に対しまして355万7,000円の減でございます。主な内容のみ説明させていただきます。2、3、4節につきましては、職員2名分の人件費でございます。13節委託料は、平成19年度より予定しております下賀茂地区管渠工事に伴います管渠実施設計委託料2,000万円を計上させていただきました。

次のページをお開きください。

15節工事請負費1億1,100万円ですが、手石処理分区管渠工事1億600万円で、管渠施工延長1,000メートルです。町単湊・手石処理分区管渠工事100万円、町単下水道事業付帯工事に310万円を予定し、予算計上させていただきました。22節補償補填及び賠償金2,000万円につきましては、上水道の移設補償費でございます。

次のページをお開きください。

2款業務費、1項1目下水道総務事務は、本年度予算額698万4,000円、前年度に対しまして1,051万円の減であります。これは職員1名の減によるものでございます。それから、1名分の人件費と9節旅費、11節需用費等を計上させていただきました。19節の負担金補助及び交付金は日本下水道協会等の負担金でございます。

次のページをお開きください。

下水道使用料賦課徴収事務、本年度予算額101万2,000円、前年度に対しまして6万9,000円の増、主なものとしましては下水道使用料に課税される消費税の納付のための27節公課費として76万円を計上いたしました。

次に、下水道受益者負担金賦課徴収事務、本年度予算額19万4,000円、前年度に対しまして46万4,000円の減、主なものは14節の受益者負担金管理システム賃借料及び保守点検料でございます。

次のページをお開きください。

2項1目下水道管渠維持管理事業、本年度予算額171万1,000円で、前年度に対しまして89

万5,000円の減でございます。主なものとしましては、11節需用費、マンホールポンプ8基分の電気料95万円、15節工事請負費で管渠内面補修工事50万円を計上させていただきました。

2項2目下水道施設管理事業、本年度予算額1,851万4,000円で、前年度に対しまして127万円の増、主な内訳としまして11節需用費985万1,000円ですが、消耗品192万3,000円はクリーンセンターで使用する固形塩素や苛性ソーダの購入費として、また光熱水費は電気料とガス代で455万1,000円、修繕料はクリーンセンター新ポンプ等のオーバーホールの修理代として337万7,000円を計上させていただきました。

次に、13節委託料803万5,000円の内訳は、自家用電気工作物保安業務委託料として30万3,000円、クリーンセンター等維持管理業務委託料に694万1,000円、水質検査業務委託料の69万6,000円が主なものでございます。

次のページをお開きください。

3款公債費、1項1目元金、本年度予算額1億8,453万5,000円、前年度に対しまして577万5,000円の増でございますが、この主な内容としまして平成9年度から着手しました南伊豆町クリーンセンター建設費の町債の据え置き期間が終わりまして、平成14年度から償還が始まって平成18年度がピークになりますが、その間の償還額が上がるため増額させていただきました。

1項2目利子は、本年度予算額4,124万2,000円、前年度に対しまして325万4,000円の減、町債利子が4,055万4,000円、一時借入金利子を68万8,000円見込み計上させていただきました。

次のページをお開きください。

4款予備費、1項1目予備費10万円でございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

359ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金、本年度予算額1,540万4,000円で、前年度に対しまして908万6,000円の減でございます。この減につきましては、初年度である平成13年度から17年度の5年間の湊地区の受益者負担金が分割、一括納付259世帯が完了したことにより平成18年度減額となったものでございます。

次のページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料は3,618万7,000円で、前年度に対しまして18万6,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、2 項 1 目手数料は1,000円で、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道国庫補助金、本年度予算額6,500万円で、これは補助対象事業費 1 億3,000万円の 2 分の 1 に当たる額になります。

次のページをお開きください。

4 款県支出金、1 項 1 目下水道県補助金につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

5 款繰入金につきましては、本年度 2 億5,436万5,000円で、前年度に対しまして2,366万6,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

6 款繰越金につきましては科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

7 款諸収入、1 項 1 目預金利子、2 項 1 目雑入とも科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

8 款町債、1 項 1 目下水道債につきましては、下水道債、過疎債とで4,300万円を計上させていただきます、事業費に充当するものでございます。

最後に、358ページをごらんください。

本年度予算額は 4 億1,396万1,000円で、前年度に対しまして1,156万6,000円の減となりました。財源内訳としましては、国庫支出金6,500万1,000円、地方債4,300万円、その他受益者負担金等収入は5,159万2,000円、一般財源が 2 億5,436万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。



よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第46号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第47号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第47号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、歳出より説明をさせていただきます。

394ページをお開き願います。

歳出。1款総務費、1項1目総務管理事務、本年度予算額604万9,000円、前年度に対しまして11万5,000円の減でございます。主な内容の説明をさせていただきます。11節需用費は施設修繕料36万円、13節委託料は子浦集落排水施設管理料552万円計上させていただきました。

次のページをお開きください。

2款公債費、1項1目元金は本年度予算額797万円、前年度に対しまして346万2,000円の減でございます。主な内容としまして、平成5年度から償還が始まって15年度がピーク時になり、その後の償還額を減額させていただきました。

1項2目利子は本年度予算額428万4,000円、前年度に対しまして39万1,000円の減でございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

389ページをごらんください。

歳入。1款分担金及び負担金、1項1目分担金は本年度予算額18万円、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料は本年度予算額552万円、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は本年度予算額1,255万3,000円、前年度に対しまして396万7,000円の減であります。

次のページをお開きください。

4款繰越金につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

5款諸収入、1項1目雑入は本年度予算額4万9,000円、前年度に対しまして1,000円の減でございます。これは処理施設火災保険料の使用者負担金でございます。

388ページをごらんください。

本年度予算額は1,830万3,000円で、前年度に対しまして396万8,000円の減となりました。財源内訳としまして、その他受益者使用料等収入が574万9,000円、一般財源が1,255万4,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第47号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決されました。

議第48号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第48号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、歳出より説明をさせていただきます。

408ページをお開き願います。

歳出。1款総務費、1項1目総務管理事務、本年度予算額550万7,000円、前年度に対しまして20万4,000円の増でございます。主な内容のみ説明をさせていただきます。11節需用費は施設修繕料36万円、13節委託料は中木集落排水施設管理料510万円を計上しました。

次のページをお開きください。

2款公債費、1項1目元金は本年度予算額1,426万7,000円、前年度に対しまして103万7,000円の増でございますが、この主な内容としましては平成10年度から償還が始まって20年度がピーク時になるため、償還額を増額させていただきました。

1項2目利子は本年度予算額218万4,000円、前年度に対しまして20万4,000円の減でございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

403ページをお開きください。

歳入。1款分担金及び負担金、1項1目分担金は本年度予算額18万円で、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料は本年度予算額510万円、前年度に対しまして20万4,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は本年度予算額1,663万1,000円、前年度に対しまして83万4,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

4款繰越金については科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

5款諸収入、1項1目雑入は本年度予算額4万6,000円、前年度に対しまして1,000円の減でございます。これは処理施設火災保険料の利用者負担金です。

最後に、402ページをお開きください。

本年度予算額は2,195万8,000円で、前年度に対しまして103万7,000円の増となりました。財源内訳としましてその他受益者使用料等収入532万6,000円、一般財源が1,663万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第48号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決されました。

議第49号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第49号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、歳出より説明をさせていただきます。

423ページをお開き願います。

1款漁業集落環境整備費、1項1目妻良漁業集落環境整備事業、本年度予算額5,134万3,000円、前年度に対しまして3,978万8,000円の減でございます。主な内容のみ説明させていただきます。2、3、4節につきましては、職員1名分の人件費でございます。13節委託料は汚水処理場実施設計委託料1,000万円、汚水処理場用地地質調査委託料310万円を計上させていただきます。

次のページをお開きください。

15節工事請負費3,296万円ですが、集落環境整備工事2,786万円で、管渠工事、緊急遮断弁設置工事を予定し、町単集落環境整備工事に510万円を計上させていただきます。

次のページをお開きください。

2款公債費、1項2目利子は本年度予算額125万2,000円、前年度に対しまして34万1,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は本年度予算額10万円、前年度と同額でございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

417ページをごらんください。

歳入。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金は本年度予算額543万円、前年度に対しまして342万円の減でございます。

次のページをお開きください。

2 款県支出金、1 項 1 目漁業集落環境整備費補助金は本年度予算額3,010万円、前年度に対しまして2,940万円の減となりました。

次のページをお開きください。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は本年度予算額496万3,000円、前年度に対しまして157万3,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

4 款諸収入、1 項 1 目預金利子及び2 項 1 目雑入につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

5 款町債、1 項 1 目下水道債につきましては、本年度予算額1,220万円、前年度に対しまして820万円の減となりました。

最後に、416ページをごらんください。

本年度予算額は5,269万5,000円で、前年度に対しまして3,944万7,000円の減となりました。財源内訳としまして、国県支出金3,010万円、地方債1,220万円、その他分担金収入が543万円、一般財源が496万5,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第49号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算は、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 会議時間の延長

議長（藤田喜代治君） 間もなく会議時間の閉議の時間となりますが、南伊豆町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によって議事が終了するまで、あらかじめ延長します。

#### 議第50号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第50号 平成18年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 内容説明を求めます。

水道課長。

水道課長（小坂孝味君） それでは、平成18年度南伊豆町水道事業会計予算並びに予算に関する説明書の27ページをお開きください。

収益的収支及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益、当年度予定額は2億7,091万9,000円で、前年度と比較して490万5,000円の減としております。収益の大部分であります1項営業収益、1目給水収益につきましては2億6,500万円と、前年度対比500万円の減としております。

2目受託工事費は560万円と、前年度並みを見込んでおります。

3目その他営業収益も18万4,000円で、前年度と同額であります。

2項営業外収益は13万5,000円で、前年度と比較して増となっておりますが、大部分は2目の雑収益であります。

次に、29ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

1款水道事業費用、当年度予定額は2億9,274万9,000円で、前年度と比較して515万9,000円の減としております。内訳といたしまして、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費は4,331万1,000円で16万5,000円の減であります。上水道施設の維持管理費として計上いたしまして、特に金額の大きなものは11節委託料797万3,000円、13節修繕費773万円、14節動力費2,100万円、30ページをお開きください。15節薬品費363万5,000円であります。

2目受託工事費は前年度と同額の560万円を計上しております。主なものは、25節の新設給水工事請負費500万円です。

3目総係費は4,990万円で、これは水道事業の経費に要する義務的経費で前年比279万円の減としております。内容は、5名分の職員給与費、手当等、法定福利費をあわせて4,110万4,000円計上しました。また、他の金額の大きなものは10節通信運搬費176万3,000円、11節委託料382万2,000円、12節賃借料91万円であります。

32ページをお開きください。

4目簡易水道等費は簡易水道等の施設維持管理費や義務的な経費として4,385万9,000円を計上しまして、前年比799万5,000円の減としております。内容は、職員2名分の給与費等は1,358万4,000円としまして、ほかの金額の大きなものとしては11節の委託料1,222万1,000円、13節修繕費823万8,000円、14節動力費490万円であります。

5目減価償却費は1億642万2,000円で、436万8,000円の増となっておりますが、設備投資に起因するものであります。

6目資産減耗費は205万5,000円で、前年度と同額であります。

7目その他の営業費用も16万円で、前年度と同額です。

34ページをお開きください。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は3,599万6,000円で、224万4,000円の減としております。

3項予備費と4項特別損失は前年度と同額でございます。

次に、資本的収入及び支出予算のうち、収入についてご説明いたします。



1 款資本的収入、当年度予定額は6,400万円で、前年度と比較して1億1,355万3,000円の減となっております。

1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は1,000万円で、前年度に比し2,880万円の減であります。これは、上水道第5次拡張事業費の出資金であります。

3 項企業債、1 目企業債は4,000万円で、前年度に比し6,840万円の減であります。これは上水道第5次拡張事業債であります。

4 項給水負担金は300万円で、前年度と同額であります。

5 項建設改良工事負担金は1,100万円で、前年度と同額であります。

36ページをお開きください。

次に、支出であります。

1 款資本的支出、当年度予定額は1億7,985万7,000円で、前年度に比し1億1,104万8,000円の減となっております。

1 項建設改良費、1 目水道施設改良費は4,700万円で、前年度と比較して400万円の減でございます。

2 目上水道第5次拡張事業費は5,987万1,000円で、前年度と比較して1億400万5,000円の減としております。内容は、職員1名分の給与費と、他に金額の大きなものは50節の工事請負費5,000万円で、これは石井取水場の拡張工事費でございます。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金は7,198万6,000円で、前年度と比較して304万3,000円の減額となっております。内訳は、財務省財政融資資金4,323万2,000円、公営企業金融公庫資金2,875万4,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,585万7,000円につきましては、2ページの第4条括弧書きにありますように、損益勘定留保資金、その他で補てんするものとなります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第50号 平成18年度南伊豆町水道事業会計予算は、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議のため、明日より3月16日まで休会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一

## 平成18年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成18年3月17日(金)午後1時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第9号 南伊豆町国民保護協議会条例制定について
- 日程第 3 議第10号 南伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について
- 日程第 4 議第11号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約制定について
- 日程第 5 議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 6 議第39号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議第40号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第 8 議第41号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議第46号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議第49号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第11 議第50号 平成18年度水道事業会計予算
- 日程第12 議第51号 監査委員の選任について
- 日程第13 発議第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書
- 日程第14 発議第2号 医療制度改革に関する意見書
- 日程第15 発議第3号 伊豆赤十字病院の産科休診に係る産科医確保に関する決議
- 日程第16 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第17 発言取消申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	小島徳三君
企画調整課長	谷正君	建設課長	高橋一成君
産業観光課長	鈴木博志君	窓口税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	生活環境課長	石井司君
会計室長	山本正久君	教委事務局長	鈴木勇君
水道課長	小坂孝味君	防災係長	斉藤明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤博	主幹	栗田忠蔵
--------	-----	----	------

開議 午後 1 時 0 0 分

#### 開議宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより 3 月定例会本会議第 4 日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1 番議員 保 坂 好 明 君

2 番議員 清 水 清 一 君

#### 議事日程について

議長（藤田喜代治君） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。

なお、日程第30の発言取消申出書については、本人よりあらかじめ申し出がありましたので日程にのせました。

#### 議第 9 号及び議第 1 0 号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第 9 号 南伊豆町国民保護協議会条例制定について及び議第10号 南伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1 常任委員長。

〔第1 常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1 常任委員長（保坂好明君） それでは、第1 常任委員会の報告を申し上げます。報告は、朗読をもってかえさせていただきます。

開催月日及び会場。平成18年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時36分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第9号 南伊豆町国民保護協議会条例制定について。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第10号 南伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について。原案のとおり可決すべものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第9号 南伊豆町国民保護協議会条例制定について及び議第10号 南伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について。

意見または要望。

（1）国民保護協議会条例第2条にある専門委員の具体的内容及び専門委員に自衛隊は含まれるのか質疑があり、専門委員は、化学物質、毒物などの専門的知識を有する職員であり、通常委員・協議会委員に自衛官、学識経験者、電気ガスなどライフライン関係者、消防団長、警察を含めた県職員・町職員が含まれ、町長が会長となると答弁された。

（2）この条例は、戦争行為も想定していると思われるが、その認識について質疑があり、いろいろな状況を想定し内容も検証するが、委員指摘の認識について慎重に進めたいと答弁があった。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これは、委員長報告というか、条例に対する反対の討論ということによろしいんでしょうね。

この条例は、2003年から2004年にかけて相次いで成立した武力攻撃事態法など有事関連法制の具体化として制定されるものであります。

戦争、これは各武力攻撃事態が起きて、敵国による本土上陸や首都決戦など、日本が戦争になることを想定しております。自爆テロなどの攻撃が緊急対処事態として、これを受けた場合を想定して住民の避難・保護の施策推進のための条例であると言えることであります。

これは、質疑でありました通常委員の中に自衛官などが含まれる。また、専門委員の中に化学、毒物ですね、そういうものの対処専門要員がいるということでも明らかであります。外部からの万が一の不当な侵略が日本にあった場合はもとより、大震災や大規模災害で政府や自治体が国民の保護に当たるのはしごく当然のことです。国民保護計画と災害救助における住民避難計画は、根本的に違うものであります。

有事法制のもとでは、米軍と自衛隊の軍事行動が優先となって、アメリカの戦争に地方公共団体や公共機関、その従事者が動員されることとなります。国民保護計画自体も戦争協力や対処の中に組み込まれることも十分に想定されます。

こうした点を指摘して、反対の意思を表意すると同時に、万が一制定されても、運用には極めて慎重な対応をするべきだということを意見として述べてきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第9号 南伊豆町国民保護協議会条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第10号 南伊豆町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定については、委



員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決されました。

議第11号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第11号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1常任委員長（保坂好明君） それでは、第1常任委員会の報告を申し上げます。同様、朗読をもって報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成18年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時36分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。議第11号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約制定について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第11号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約制定について。

意見または要望。

1、各市町村別に事務処理を行うとあるが、本来の目的である身体、精神、知的の総合的なことにあると、委員の選定について偏在する可能性があるのではないかとの質疑があり、3障害に精通している医療機関は賀茂圏域の中に少なく、他町からも圏域で行いたいとの要望があり、共同で審査を行うことになったと答弁があった。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第11号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決されました。

議第15号～議第24号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第15号 指定管理者の指定について、議第16号 指定管理者の指定について、議第17号 指定管理者の指定について、議第18号 指定管理者の指定について、議第19号 指定管理者の指定について、議第20号 指定管理者の指定について、議第21号 指定管理者の指定について、議第22号 指定管理者の指定について、議第23号 指定管理者の指定について及び議第24号 指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第2常任委員長。

〔第2常任委員長 清水清一君登壇〕

第2常任委員長（清水清一君） それでは、第2常任委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成18年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第15号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第16号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第17号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第18号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第19号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第20号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第21号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第22号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第23号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第24号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望を報告させていただきます。

議第15号 指定管理者の指定について。特に意見、要望はありませんでした。

議第16号 指定管理者の指定について。意見、要望等はありませんでした。

議第17号 指定管理者の指定について。特に意見、要望はありませんでした。

議第18号 指定管理者の指定についても、意見、要望はありませんでした。

議第19号 指定管理者の指定についても意見、要望等ありませんでした。

議第20号 指定管理者の指定についても特に意見、要望はありませんでした。

議第21号 指定管理者の指定についても意見、要望等ありませんでした。

議第22号 指定管理者の指定についても特に意見、要望はありませんでした。

議第23号 指定管理者の指定について。特に意見、要望等はありませんでした。

議第24号 指定管理者の指定について。特に意見、要望等ありませんでした。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第15号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第16号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第17号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第18号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第19号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第20号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第21号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第22号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第23号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第24号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決されました。

議第25号～議第28号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第25号 指定管理者の指定について、議第26号 指定管理者の指定について、議第27号 指定管理者の指定について及び議第28号 指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第2常任委員長。

〔第2常任委員長 清水清一君登壇〕

第2常任委員長（清水清一君） それでは、第2常任委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成18年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第25号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第26号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第27号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第28号 指定管理者の指定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望としまして、議第25号 指定管理者の指定について。特に意見、要望等ありませんでした。

議第26号 指定管理者の指定について。特に意見、要望等ありませんでした。

議第27号 指定管理者の指定について。意見、要望等ありませんでした。

議第28号 指定管理者の指定について。特に意見、要望等はありませんでした。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第25号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第26号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第27号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第28号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決されました。

議第38号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長、第2常任委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1常任委員長（保坂好明君） 第1常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成18年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時36分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算について。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費、関連歳入は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算について。

意見または要望。

（1）町例規集データベース更新業務委託料について質疑があり、従来どおりの例規集の加除によるものと答弁があった。

（2）路線バス対策協議会やその他の協議会に、なぜ委託業者が入っていないのか質疑があり、県の指導による面があるが、協議会の内容、目的など進捗状況によって区別することも視野に入れ検討したいと答弁があった。

（3）庁舎管理事務の役務費で消防設備点検料、受水槽清掃料、受電設備清掃料の過去の請負業者名について質疑があり、消防設備点検は渡辺電気商会、受水槽清掃は塩崎工業、受電設備清掃料は関東電気保安協会との答弁がなされた。

（4）庁舎管理事務の委託料で電気工作物保安業務委託料、浄化槽維持管理委託料、冷暖房機保守業務委託料のこれまでの請負業者名について質疑があり、電気工作物保安業務委託料は関東電気保安協会、浄化槽維持管理委託料は南伊豆興業、冷暖房機保守業務委託料はダイキンとの答弁があった。



( 5 ) 庁舎管理事務・土地賃借料について、単価の評価、職員の駐車料負担の必要性について質疑があり、賃借料は平米当たり1,000円から1,100円、駐車場負担は9年前から協力金として月500円をお願いしてきたが、18年度から月1,000円に改定お願いしたいと答弁がなされた。

( 6 ) 交通安全施設整備事業の需用費と工事請負費の内容について質疑があり、カーブミラー10基の修繕、4基の新設分と答弁があった。

( 7 ) 少子化対策上重要な事業である保育園は、将来も指定管理にすべきでないとの質疑に対し、再編はあっても基本的には現行でいきたい。保育料の保護者への転嫁も避けたいと答弁があった。

( 8 ) 医療費の伸びを抑制のため、銀の湯会館の高齢者入浴割引制度の提案があり、検討するとの答弁があった。

( 9 ) 児童手当の内容について質疑があり、被用者小学校修了前特例給付費は4,114名、非被用者小学校修了前特例給付は2,290名あるとの答弁があった。

( 10 ) シルバー人材センターの補助金について質疑があり、県補助を含めシルバー人材センター運営費用になるとの答弁があった。

( 11 ) 産婦人科の確保についての町の対応について質問があり、修善寺日赤の婦人科医師確保のため伊豆市からも要請があり、厚生省への文書に署名し、取り組んでいると答弁があった。

( 12 ) 少子化対策の点から乳幼児医療費の枠の拡大を考えるべきとの質疑があり、子供は宝であり、財政を見合わせながら検討したいと答弁があった。

( 13 ) 浄化槽設置事業に関して経過・設置基準について質疑があり、平成6年から現在まで600基設置した。制度変更で今年度は25基分計上した。平成17年度から新築分は認められず、つけかえのみの交付となっていると答弁があった。

( 14 ) 一般廃棄物処理基本計画策定の内容について質疑があり、清掃法に基づき5年に1回策定しなければならないものであると答弁がなされた。

( 15 ) 共立湊病院の移転問題に関連して、現時点で県の財政支援があるというのは事実かどうか。また、医療の里構想というのが病院組合議会で議論されているのかについて質問があり、病院組合としては確認していない。最近の首長会議でも財政支援は言われていない。また、医療の里構想としての議論はされていないと答弁があった。

( 16 ) 清掃センターの焼却施設の高額な改修費用が毎年ある理由及び焼却灰処理内容につ

いて質問があり、高温焼却による焼却炉内の損傷が日常大きく、特殊部品による対応で高額になる。バグフィルターは今年度が交換年に当たる。焼却灰処理委託料にはガラス残渣の処理も含まれているため重量がかさむ。処理見込みと単価は、焼却灰630トン、トン当たり3万4,000円、ガラスは80トン、トン当たり5万円との答弁があった。

(17) 国にも例が少ない図書の宅配という進んだサービスを実施している町立図書館の指定管理者制度への移行が諮問されているが、高齢者の生きがいにも結びついており指定管理すべきでないという質問があり、制度に基づく指定管理でなく、これまでやってきたことを踏まえ、住民サービスでマイナスがあってはならないことを踏まえたあり方の検討が必要と答弁された。

(18) 要保護就学援助費、特殊学級就学奨励費の内容について質問があり、小学校12名、中学校8名分、給食費や修学旅行費などへの対応と答弁があった。

(19) 予算のあり方は削る一方ではなく、税が入る取り組みが必要。ふえている荒廃地を活用し定住促進などの考えが必要ではないかという質問があり、税の問題では滞納整理に努力し、産業振興などの増収については国県の援助も検討しながら検討したいとの答弁があった。

(20) 財政運用は、投資的経費の使い方・中身こそが問題であると質問があり、継続事業の見直し、できることの着実な実行が必要と答弁された。

(21) 公債費は平成16年度より漸減しているというが、その財源内訳の一般財源以外の内容について質問があり、町営住宅、銀の湯会館の使用料分の充実に当たるとの答弁があった。

(22) 町有地の利活用の試みについて質疑があり、ただ所有しているだけでなくそれぞれの土地の状況に応じ活用を検討したいと答弁があった。

(23) 財政が大変な状況の中で、コンピューター空港の位置づけはどのように考えているのか質問があり、空港は将来のことを考えてのことで、その前にやらなければならないことが多くあり、事業も民間主導か国県の事業か、これから検討はされることであり、その前の段階であるとの答弁があった。

以上です。

〔第2常任委員長 清水清一君登壇〕

第2常任委員長(清水清一君) それでは、第2常任委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成18年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

開会午前9時30分、閉会午後1時50分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算。歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望を報告させていただきます。

(1) 農地流動化促進の内容について質問があり、農業の担い手及び新規就農者のあっせん等を行っているとの答弁がなされた。

(2) 遊休農地対策について質問があり、中山間地支払い制度を活用していきたいとの答弁がなされた。

(3) 林道青野八木山線建設についての質問があり、平成18年度環境アセスメント、平成19年度設計業務の後、平成20年度より県営事業で工事予定であるとの答弁があった。

(4) 一条加増野線について質問があり、休止状態であるとの答弁がなされた。

(5) 分収林事業について質問があり、天神原、岩殿地区で行いたい。一条町有林は長伐期林の育成する国県の事業助成を受けた業者が列状間伐を行っているとの答弁がなされた。

(6) 巻き網漁船対策への取り組みについて質問があり、民間でつくる対策委員会へ町も参加する予定との答弁がなされた。

(7) 内水面漁協への補助金について質問があり、アユ1万匹の放流、会員数220名で青野川の清流をアピールしているとの答弁がなされた。

(8) 有害鳥獣対策の質問があり、駆除で猟友会、防止対策で電気さく、メッシュ等への補助を引き続き行いたいとの答弁がなされた。

(9) 手石地区の猿対策について質問があり、今のところエアガン、爆竹等での追い払いしかないが、今後、波勝崎苑等へ相談してみるとの答弁がなされた。

(10) 漁業集落排水事業等について、今後、空き家がふえ、人口減少により維持の困難予想されるので、その対策を考えておいてもらいたいとの要望がなされた。

(11) 農業試験場南伊豆分場のあり方についての質問があり、南伊豆分校と南伊豆分場との連携で、存続に向けて努力していくとの答弁がなされた。

(12) 来年度のツーデーマーチについての取り組みについて質問があり、関係市町とよく検討して引き続き開催していきたいとの答弁がなされた。

(13) みなみの桜と菜の花まつりの入込客数とPRの方法について質問があり、入込客は

約39万人、前年比94%であり、テレビ、I K C、ホームページ等の工夫と充実を考えていきたいとの答弁がなされた。

(14) みなみの桜と菜の花まつりの今後の展開を考え、河津にある正月桜等の植栽等を検討していくべきであるとの要望がありました。

(15) みなみの桜と菜の花まつりについて、駐車場係の教育に取り組むべきだとの質問があり、反省会等で交通安全やお客様への姿勢等について指導していくとの答弁がなされた。

(16) 銀の湯会館メンテナンスについて質問があり、修繕工事がふえてきているが、職員でふぐあい等を小さいうちから発見するようにしているとの答弁がなされた。

(17) 銀の湯会館、みなと湯を指定管理者制度で行う予定はないかとの質問があり、それぞれ検討していくとの答弁がなされた。

(18) 銀の湯会館の臨時職員、清掃委託料について質問があり、臨時職員の任用期間、人数、採用方法、仕事の内容及び清掃委託先の答弁がなされた。

(19) 民宿連合会の補助金と観光協会の補助金の統合についての質問があり、数年前から検討してきた結果、観光協会を中心に宣伝をしていきたいとの答弁がなされた。

(20) 青野地区観光施設整備についての質問があり、青野大師ダム周辺の公園整備を行うものであり、全体の整備計画はこれから青野大師ダム周辺環境整備策定委員会の意見を聞いていきたいとの答弁がなされた。

(21) 町道成持吉祥線の委託料と完成見込みについての質問があり、委託料は測量費であり、平成21年には完成予定であるとの答弁がなされた。

(22) 手石港陸開操作委託料、妻良港門扉操作委託料の報告回数について質問があり、毎月1回報告を受けているとの答弁がなされた。

(23) 都市計画基礎調査委託料についての質問があり、5年ごとの見直し時期であるとの答弁がなされた。

(24) 手石・石廊崎間のトイレ設置についての質問があり、環境整備事業で優先順位をつけ、長期的に取り組んで検討したいとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 賛成の討論を行います。

一般会計予算に賛成するのは、私が議会に入って15回目の予算審議であります、今回初めてであります。

ご承知のように、南伊豆町はおとし、その前の平成15年の3町合併問題からおとし平成16年の下田市との合併問題を通じて、平成16年10月の合併住民投票で合併否決の道を選びました。しかしながら、住民の意思に反して合併に固執する前執行部が3月議会で辞職に追い込まれた後、平成17年、昨年5月に現鈴木町政が誕生しました。

今予算は、鈴木町政初めての予算編成であります。鈴木町長は、政治姿勢として住民への情報公開と協働・調和の基本姿勢を主張して、今日までその立場を貫いてきています。一部には、新しい体制になってから何もやっていないのではないかという意見も出ております。しかしながら、現状の町の財政は、これまでのように大規模な財政主導の取り組みはすべきでない現状にあります。

これは、一般質問、委員会質問でも明らかにされましたが、前執行部のもとで、国が三位一体改革のそれ以前より基準財政算定を下げている、まさにそのときからそれまで以上に大規模な起債の発行と貯金、財政調整基金の大幅な取り崩しをするという財政運営にあってはならないことを、通常の体制でもこうしたことがやられないときに、まさに地方自治体の存続がかかっている三位一体改革のときにこれを実行される。さらには、庁舎建設などの計画まで想定をして、将来財政見通しが財政再建団体に陥るなどという議論を持ち出して、南伊豆町をなくす合併の道を突き進んだのであります。

しかしながら、議会のもとにあった鈴木町長も当時議員でありましたが、16年度の途中からこうした執行に対して注意を促してきました。現状の体制は、三位一体改革のそれ以前、税の収入がピークを迎えています。入るを図って出を制するという観点から考えれば、もうそれ以前に行政のあり方を考えなければならない状態であります。現時点のここの予算は、平成4年か3年前後の通常予算に匹敵するという報告がされましたが、まさにこの町の税収もその現状であります。

こうした現状から、乱暴な財政運営はできない厳しい状態にあるわけですが、こうした緊縮予算を組むということ自体も当然であるけれども、同時に勇気のある決定であります。私たちは、現実をしっかりと見据えながら、住民の生活を最大限にアップする地方自治体の本来

の姿を守り、同時に地方自治体の職員はそれ自身身分が保障されている。大規模な財政源はなくても、やる気になれば本当に地域の振興を進めていくことができる。このことは、全国のおよその自治体の例にも見られます。

今、民間は、長期の不況のもとで人件費を稼ぐことすらなかなか並大抵の状態でないときに、取り組んだ予算を最大限に活用しながら、知恵と力を活用してこの南伊豆町のまちづくりを進めるべきであり、鈴木町政が議論の中で住民情報公開を誠実に進めて、ふりかかっている合併問題にしても、病院の問題に関しても、住民の意思に基づいて取り組む。この姿勢を評価して、全体的に賛成の意思を表明いたします。同時に、執行に際しては、こうした意思を日に日に確認をしながら執行状況を見ていきたい、こういうふうに意見を述べて、私の賛成の討論といたします。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第38号 平成18年度南伊豆町一般会計予算は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決されました。

#### 議第39号～議第41号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第39号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第40号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計予算及び議第41号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1常任委員長（保坂好明君） 第1常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成18年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時36分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第39号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第40号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第41号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第39号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について。

意見または要望。

(1) 国民健康保険税の見通しは、当町と近隣自治体の状況についてどうか。保険税はできれば上げないでほしいとの質問があり、保険税は郡下で中間に位置すること、保険税のうち介護保険分の値上げは若干必要になることが答弁された。

(2) 国民健康保険事業の中で滞納整理・徴税の取り組みについて質問があり、月間を設け職員全体で差し押さえを含んだ取り組みを行っていること。短期保険証や資格証明書の発行の考えもあるが、資格証明書は窓口100%負担になり危険性もある。今後も滞納整理で努力すると答弁された。

(3) 温泉を活用した健康づくりの上で高齢者に対する銀の湯会館入浴割引制度導入について質問があり、県事業でも同様の提案があり検討したいと答弁があった。

(4) 医療費の抑制に関して、高齢者介護の取り組みで長野県泰阜村の職員の取り組み、栄村のピンピンコロリンを合言葉にした取り組みがあり、参考になるのではとの質疑があり、国保連支援事業の中でふれあい温泉健康づくり支援事業が今年度示されており、検討したいと答弁があった。

また、畳の上で死にたいという人間の尊厳を踏まえた取り組みなどは、参考にできることは取り組んでいきたいと答弁があった。

議事件目。議第40号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計予算について。

意見または要望。特に意見または要望はなかった。

議事件目。議第41号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計予算について。

意見または要望。

(1) 介護保険制度改正により、介護予防事業は特別な施設でなくても、地域コミュニティセンターなどの活用が大事ではないかとの質問があり、現在行っている「ひまわり」、「ひだまり」などの地域型事業をふやしていくことと、中央公民館活用事業の併用を考えていると答弁があった。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 国保と老人保健と介護保険特別会計に関して、賛成の討論を行います。

この問題は長く私も議論してきましたが、国民健康保険等々、国保運協絡みの議論の中で、現状の高い国民健康保険税の問題が、いわゆる制度自体にあると。もう現状枠を変えなければいけない、こういう認識が示されているということ。

もう一つは、町の取り組み、県下の中で短期保険証、資格証明書をほとんど発行していないのは南伊豆町だけあります。これは、どこの自治体でも、低所得者が不況の中で大変な状態にある。しかも、半島先端に置かれた地で、本当に困窮されて事業と取り組み、繊細な問題が要求される、そういうところで本当に真剣に努力しているということ。

もう一つは、保険事業の問題でも医療費の抑制・軽減策に関して、試行錯誤しながら、こうした点に関して前向きな答弁がされました。介護保険の制度改正は、国に問題があると言わざるを得ません。こうした問題も、介護保険料も県下の中では一番低いレベルに抑えて努力をされている。このことを通じて、住民の保健・福祉を一層増進しながら、高齢者率が高い町での介護保険も安く、そして国保も中間に位置する。これをもっと医療費を抑制して、住民の負担を軽減することが実現されることを望んで、賛成の意見とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。



議第39号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第40号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第41号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決されました。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時06分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議第46号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第46号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

第2 常任委員長。

〔第2 常任委員長 清水清一君登壇〕

第2 常任委員長（清水清一君） それでは、第2 常任委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成18年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

開会午前9時30分、閉会午後1時50分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目。議第46号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

委員会決定。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望を報告させていただきます。

議第46号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、特に意見、要望等はありませんでした。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 賛成ですが、一言意見を述べさせていただきます。

本議題の前に、補正予算で公共下水道の補正を質疑したときに議論しましたが、公共下水道の償還金が一般会計の繰出金の中でも半分を占めている。こういう実情は、やはり重く見なければいけないということ。

それと、事業の下賀茂への延長が計画をされていますが、今後の事業に当たっての見直し、大胆な見直しですね。これは、今、財政が非常に切迫した状態の中で、新たな起債は行っていけない。事実上は事業を凍結する、そういう姿勢を持って、現行の供用しているところの加入促進、これに努力すべきである。こういう意見を述べて、私の意見とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第46号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決されました。

議第49号及び議第50号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第49号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算及び議第50号 平成18年度南伊豆町水道事業会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第2常任委員長。

〔第2常任委員長 清水清一君登壇〕

第2常任委員長（清水清一君） それでは、第2常任委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成18年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

開会午前9時30分、閉会午後1時50分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目。

議第49号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算。委員会決定として、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第50号 平成18年度南伊豆町水道事業会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望をさせていただきます。

議第49号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算につきましては、特に意見、要望はございませんでした。

議第50号 平成18年度南伊豆町水道事業会計予算。

(1) 吉祥簡易水道で差田への水量が少ないとの質問があり、調査していきたいとの答弁がなされた。

(2) 各簡易水道の停電時災害時用発電機の設置計画はどうなっているのかとの質問があり、災害時に必要であるが、1台当たり高価なものであるため、見積もりをとって値段を調べるとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長(藤田喜代治君) 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第49号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第50号 平成18年度南伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決されました。

議第51号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第51号 監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

監査委員として識見を有する者のうちから選任をされておりました渡邊俊篤氏から、一身上の都合による辞職願が2月17日に提出をされました。任期中途であり、留任していただきたくお願いをいたしましたが、辞任の意志が固く、2月23日付で承認することとしましたので、ここに後任の候補者を選考し、提案を申し上げる次第であります。

渡邊俊篤氏には代表監査委員としてご熱心に職務に精励していただきました。この場をおかりし、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

地方自治法第196条で、監査委員の選任に当たっては、人格が高潔であり、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者を議会の同意を得て選任すると規定をされております。

南伊豆町上賀茂465番地、渡邊幸雄氏はこれらの諸要件を兼ね備えた方であると思料されますので、同意をいただきたく提案する次第であります。

なお、履歴につきましては裏面別紙のとおりですので、どうぞご審議の方よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第51号議案に同意することに賛成の諸君挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は同意することに決定いたしました。

発議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書を議題といたします。

本案は、保坂好明君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

保坂好明君。

〔2番 保坂好明君登壇〕

2番（保坂好明君） 意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書。

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。

これは、消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にものぼ

り、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」という）上の、上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法）制定の際、同法施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は約2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れない。年収が200万円、100万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情である。突発的な資金需要、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入すれば、誰でも家計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払と「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また、「貸金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自

体の目的規定とも相容れないものといえる。

従って、貸金業規制法43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利をの引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、国に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び、「貸金業の規制等に関する法律」を次のとおり改正することを強く要請する。

記。

- 1 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。
- 3 日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書提出先。衆議院議長、河野洋平、参議院議長、扇千景、内閣総理大臣、小泉純一郎、総務大臣、竹中平蔵、法務大臣、杉浦正健、金融担当大臣、与謝野馨。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。



〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第2号 医療制度改革に関する意見書を議題といたします。

本案は、保坂好明君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

保坂好明君。

〔2番 保坂好明君登壇〕

2番（保坂好明君） 意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

医療制度改革に関する意見書。

国民の生命と健康を支える医療制度は、これまで、国民皆保険制度のもとで、世界一の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきたが、急速な高齢化の進展等に伴う医療費の増大などにより制度に対する不安や持続可能性に対する懸念が広がっている。

このため、厚生労働省は平成17年10月に医療制度改革について国民的議論を進めるためのたたき台として、医療費抑制や新たな高齢者医療保険の創設などを盛り込んだ医療制度構造改革試案を示したところである。

しかしながら、この試案においては、国民健康保険制度の構造的問題を解決し医療保険制度の安定的運用を図るための全国レベルでの一元化の道筋が明らかにされていないのみならず、権限や財源の裏づけがないまま国から地方へ責任や負担の転嫁を行う内容となっている。

よって国においては、都道府県、市町村及び関係団体と十分な協議を行い、国民全体の給付の平等と負担の公平を図るとともに、安定的で持続可能な制度とするよう医療制度の抜本的改革を早急に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書提出先。衆議院議長、河野洋平、参議院議長、扇千景、内閣総理大臣、小泉純一郎、総務大臣、竹中平蔵、財務大臣、谷垣禎一、厚生労働大臣、川崎二郎。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第3号 伊豆赤十字病院の産科休診に係る産科医確保に関する決議を議題といたします。

本案は、保坂好明君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

保坂好明君。

〔2番 保坂好明君登壇〕

2番（保坂好明君） 意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

伊豆赤十字病院の産科休診に係る産科医確保に関する決議。

伊豆市小立野の伊豆赤十字病院は、東海大学医局より、本院並びに付属病院の体制強化方針に伴う産科医師派遣打ち切りにより、平成18年3月末で産科診療の休診を余儀なくされることとなりました。

伊豆赤十字病院は、昭和26年以来50年余りに亘り、毎年300件ほどの出産が行われる伊豆中南部地域唯一の産科を有する病院として、地域医療に多大な貢献をしてきたところであります。

これにより、伊豆市以南の伊豆地域には、順天堂大学医学部付属病院を除き産科がなくなり、出産時には遠方への通院を強いられることとなります。

つきましては、大学の医局におかれましても産科の不足は慢性化しているとのことですが、当町といたしましても少子化の進展が著しい中、伊豆赤十字病院の産科の休診は、少子化を一層助長するものであります。

つきましては、伊豆赤十字病院の産科医確保が実現されるよう強く理解と協力を求めるものである。

以上決議する。

決議書提出先。東海大学医学部専門診療学系産婦人科教授、三上幹夫、伊豆赤十字病院院長、野本信之助、日本赤十字社静岡県支部支部長、石川嘉延、静岡県知事、石川嘉延。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり本決議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本決議は原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続調査申出書について

議長（藤田喜代治君） 日程第29、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及びまちづくり特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 発言取消申出書について

議長（藤田喜代治君） 日程第30、発言取消申出書について、梅本和熙君から、3月7日の

会議における発言につき、南伊豆町会議規則第64条の規定により、発言取り消しの申し出があり、理由としましては、一般質問の中で、横嶋議員に直接かかわる内容の発言であります。お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） したがって、梅本和熙君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

#### 閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成18年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一